K4
1
39

第39集

日本労働年鑑

1969年版

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1969

VOL. XXXIX

法政大学大原社会問題研究所

COMPILED BY

OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH

HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

労働旬報社

1288

■増大する賃金労働者

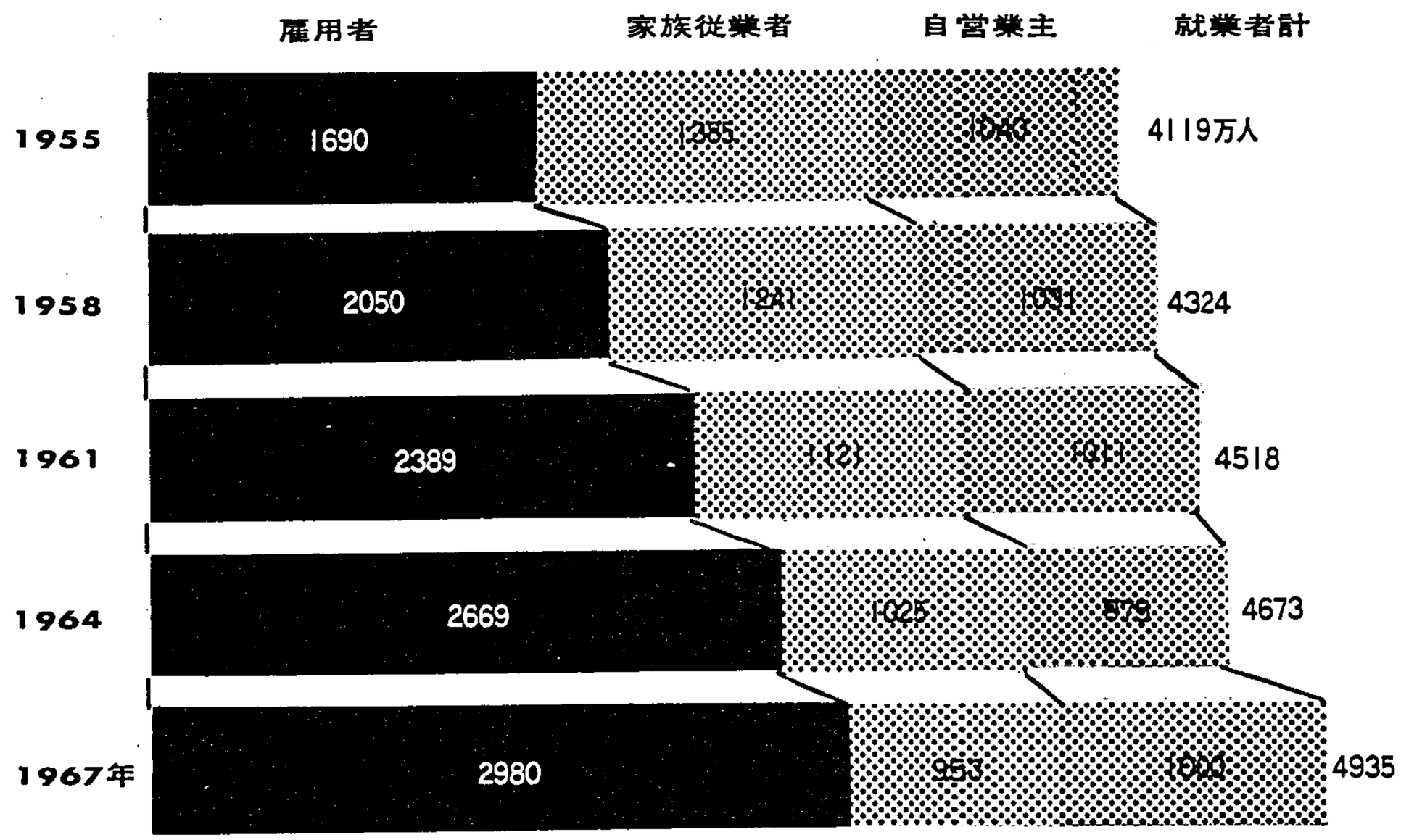

〔備考〕総理府統計局「労働力調査」による

●賃金労働者はこの10数年間に、絶対数においても就業者数に占める割合においても、いちじるしい増大をしめした。1955年に1690万をかぞえたにすぎないのに、67年にはほぼ3000万に達している。

■労働者の7割以上が中小零細企業で働いている

雇用労働者の企業規模別構成

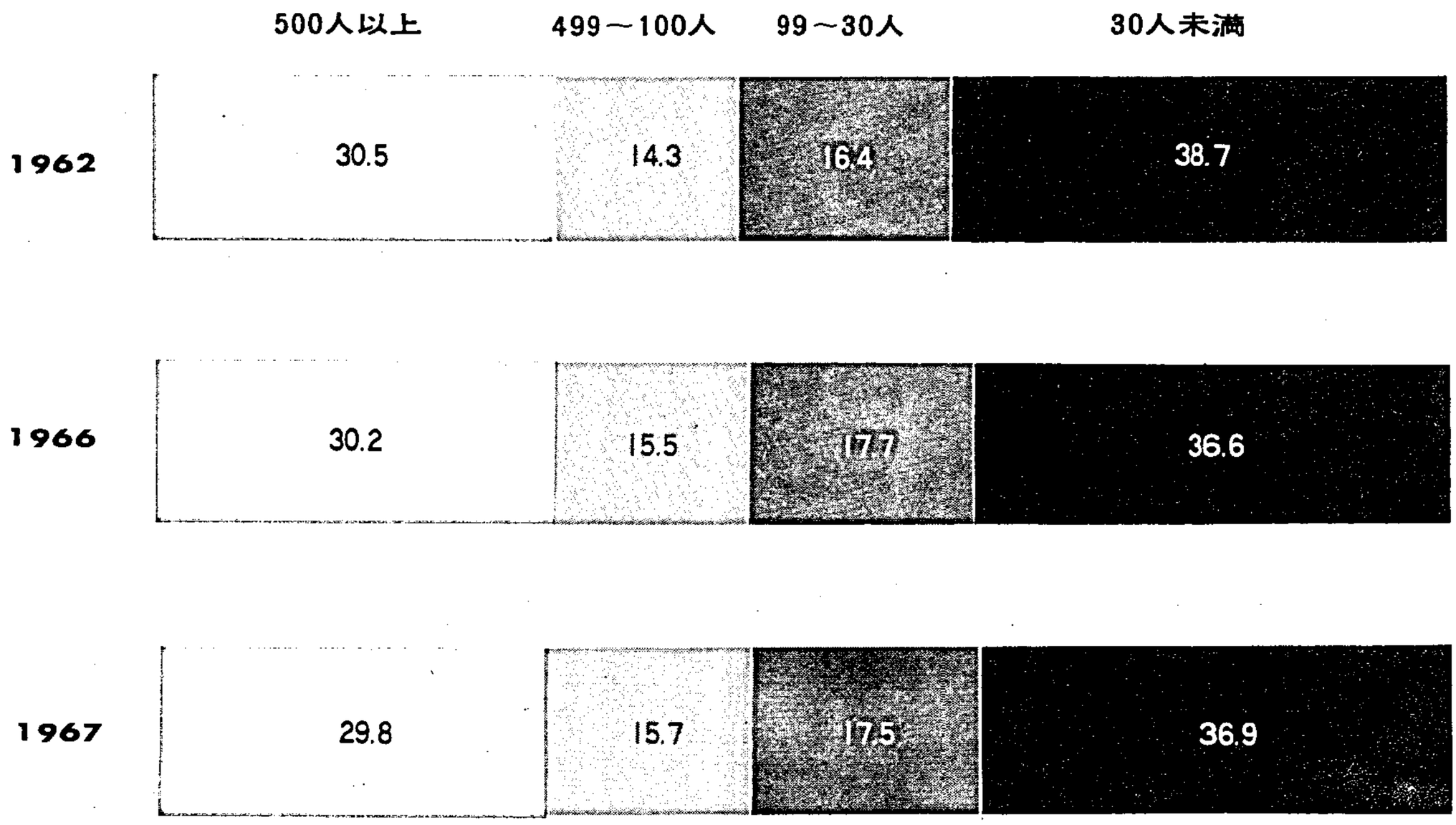

〔備考〕労働省「毎月勤労統計調査」による

●わが国賃金労働者の7割以上が常用労働者で500人以下の中小零細企業で働いている。しかも、この中小零細企業労働者の全雇用労働者にしめる割合は、近年いっそう増大している。

■農林業における自営業主と家族従業者の減少

農林・非農林業別就業者

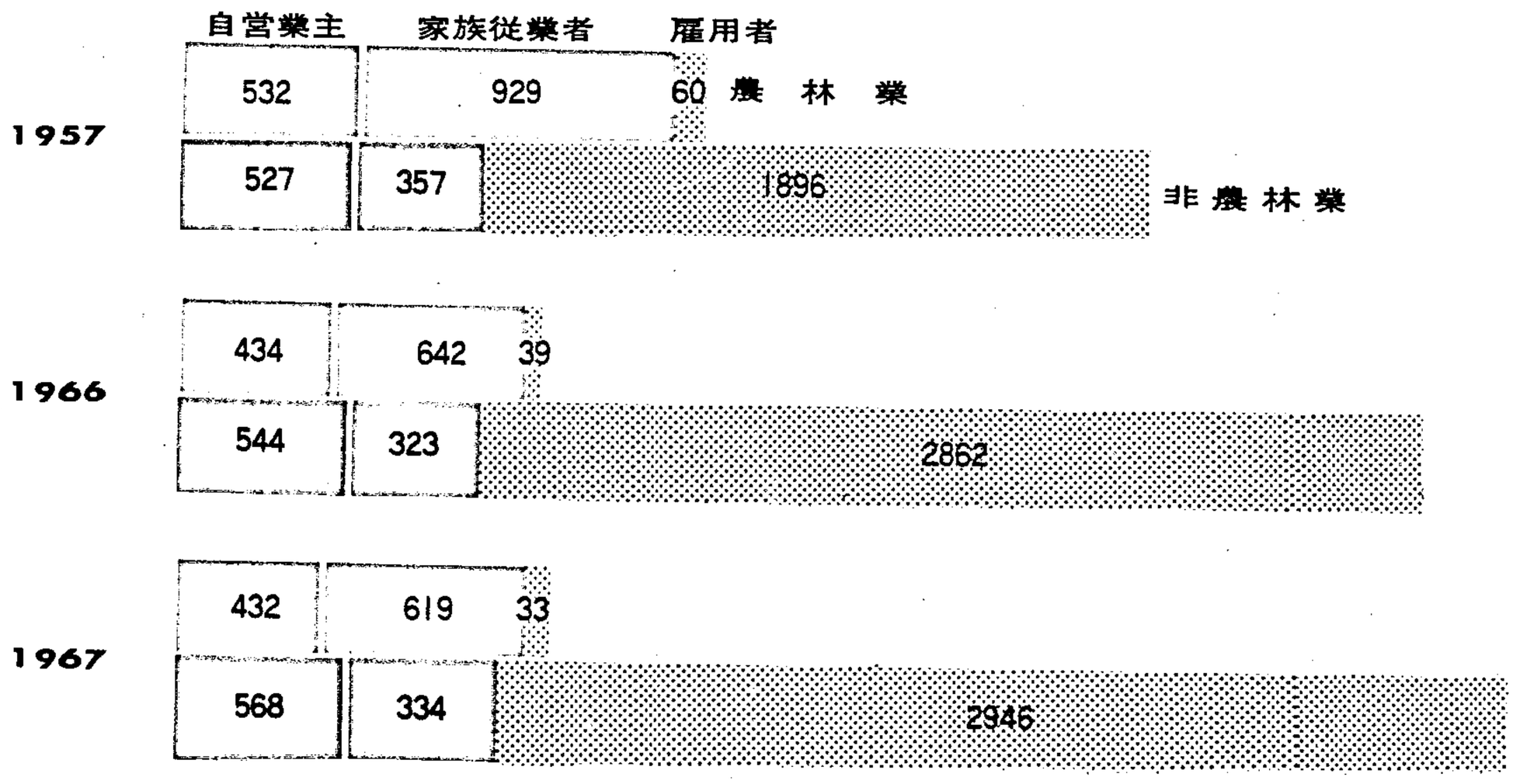

〔備考〕総理府統計局「労働力調査」による

●近年非農林業での雇用者の増大がいちじるしく、雇用者は現在では就業者総数の60.4%をしめるにいたっているが、これと対照的に農林業の自営業主、家族従業者、雇用者、非農林業の家族従業者が減少している。

■兼業化する農家　専兼業別農家構成の推移

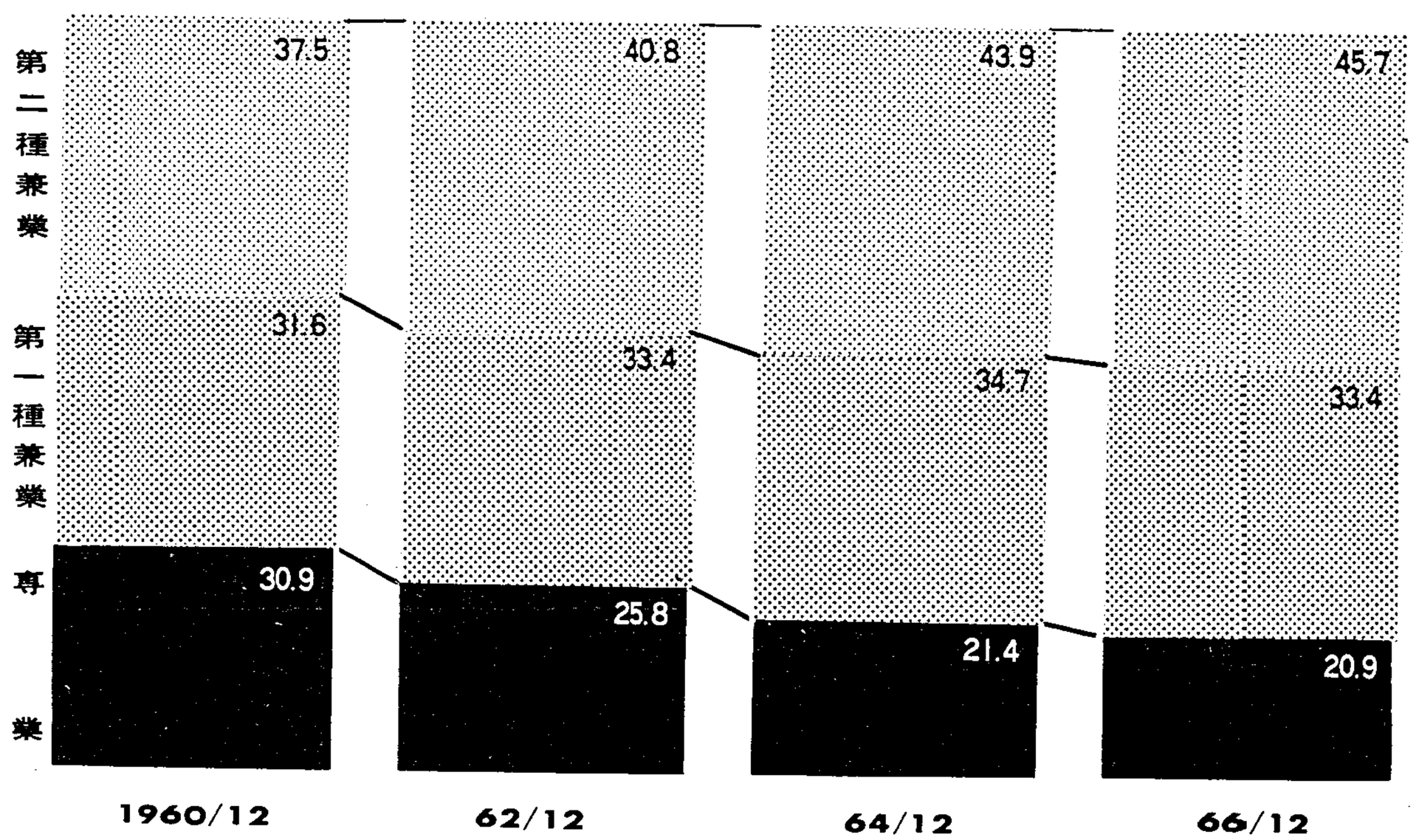

●農家はますます兼業化する傾向にある。とりわけ、第2種兼業農家（農業外従事者の収入を主とするもの）がふえている。農業に専心する農家は60年には3割をこえていたが、66年末には2割をわずかにこえる程度になってしまった。

■小規模農家の減少

農家数と経営耕地規模別農家構成の推移

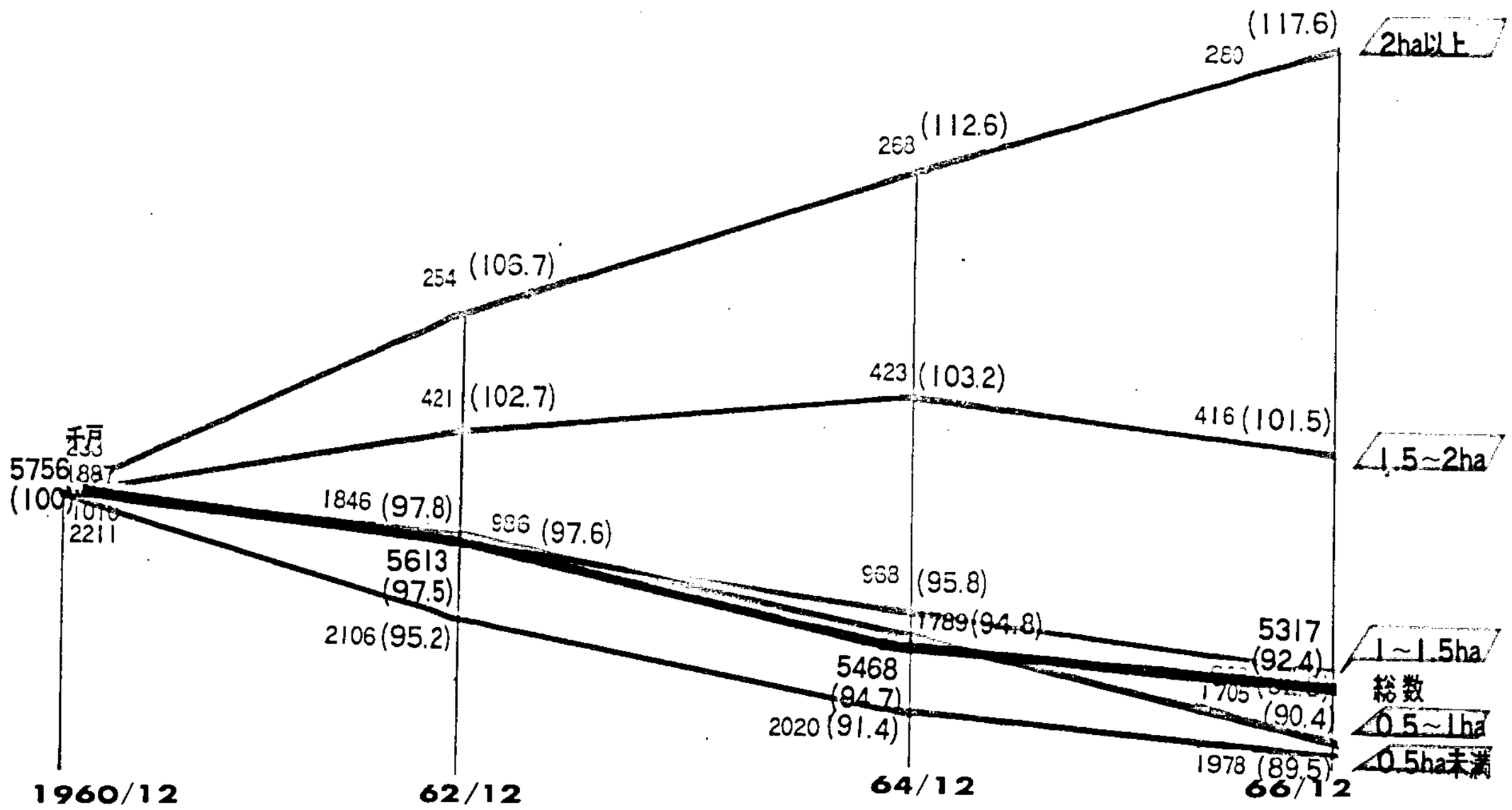

●農民層は急速に分化しつつある。農家数、農家人口は全体として減少し、2ヘクタール以上の経営規模をもつ農家だけが増加する傾向をしめしている。

■他産業へ流出した農家世帯員

(流出前の就業状態別)

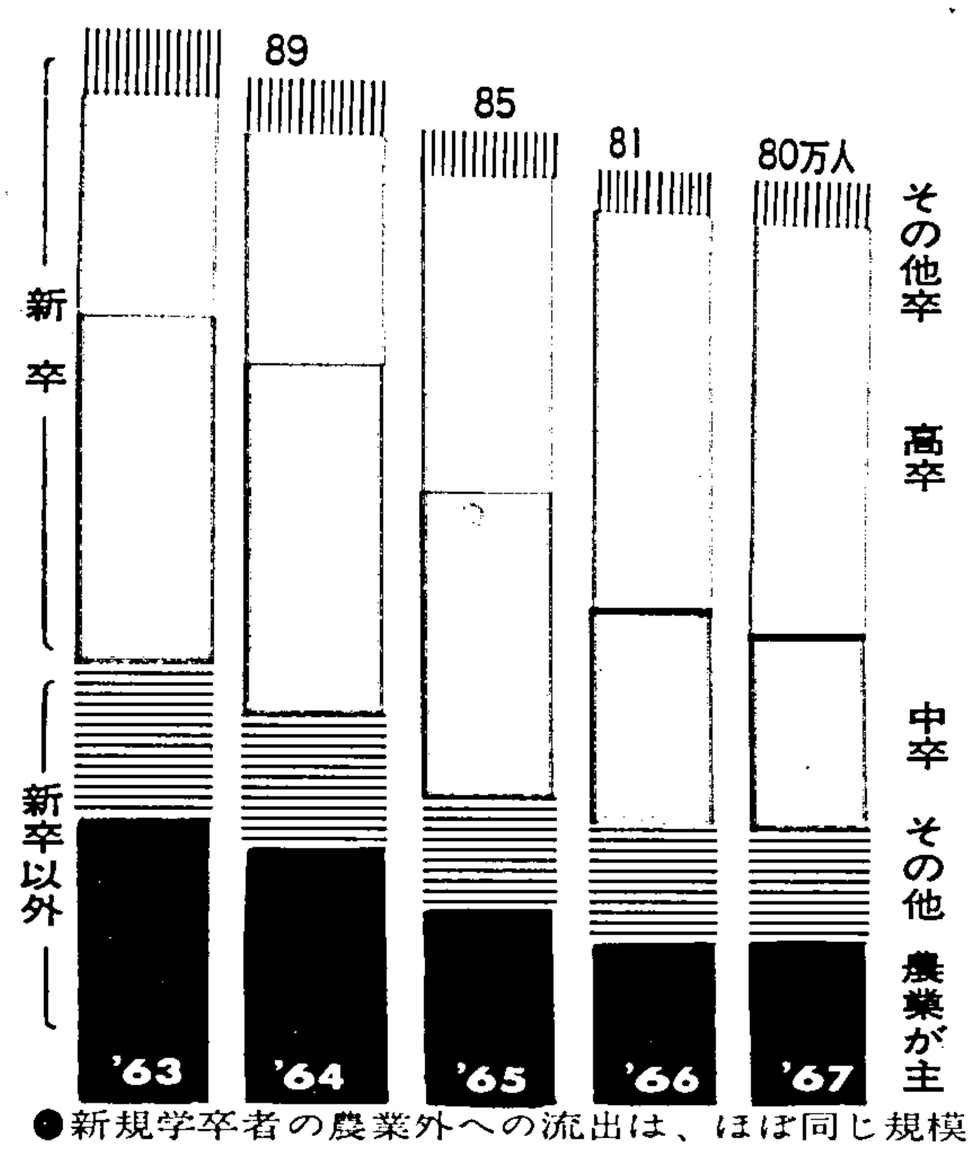

●新規学卒者の農業外への流出は、ほぼ同じ規模でつづいている。だが、農村が工業への労働力供給源として涸渇しつつあることは、主として農業に従事していたもの、その他の流出が減少しつつあることにしめされている。

■老齢化する農業従事者

基幹的農業従事者数の年齢別構成比の推移

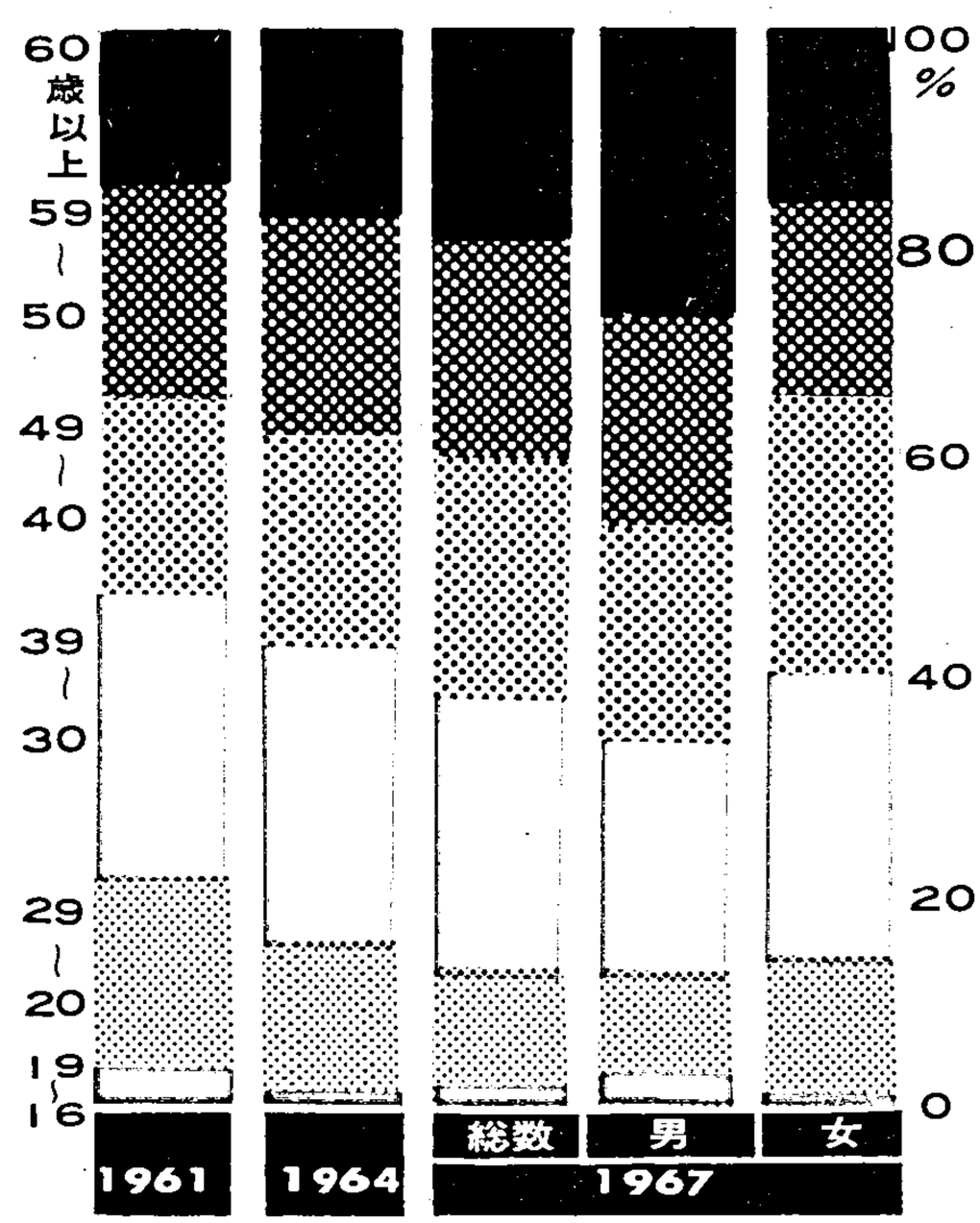

●農業からの若年労働力の大規模な流出がつづき、近年農業従事者の老齢化が目立ってきた。

■上昇する消費者物価指数

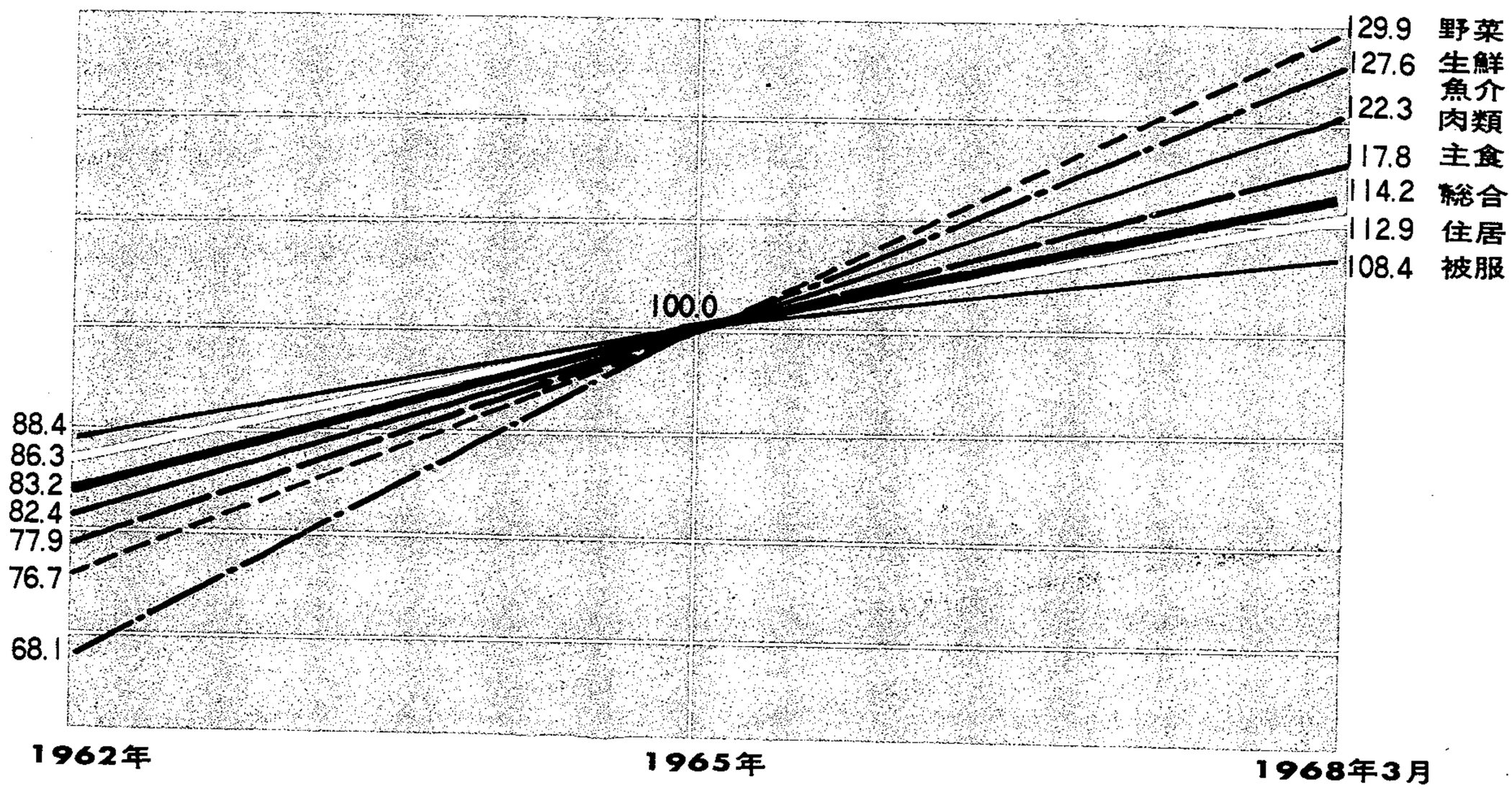

〔備考〕総理府統計局「小売物価統計調査」による

●消費者物価の上昇は、野菜、生鮮魚介、肉類、主食など食料品でいちじるしく、このことが、とりわけ低所得層の生活に重圧をくわえている。

■生産性と賃金の上昇率

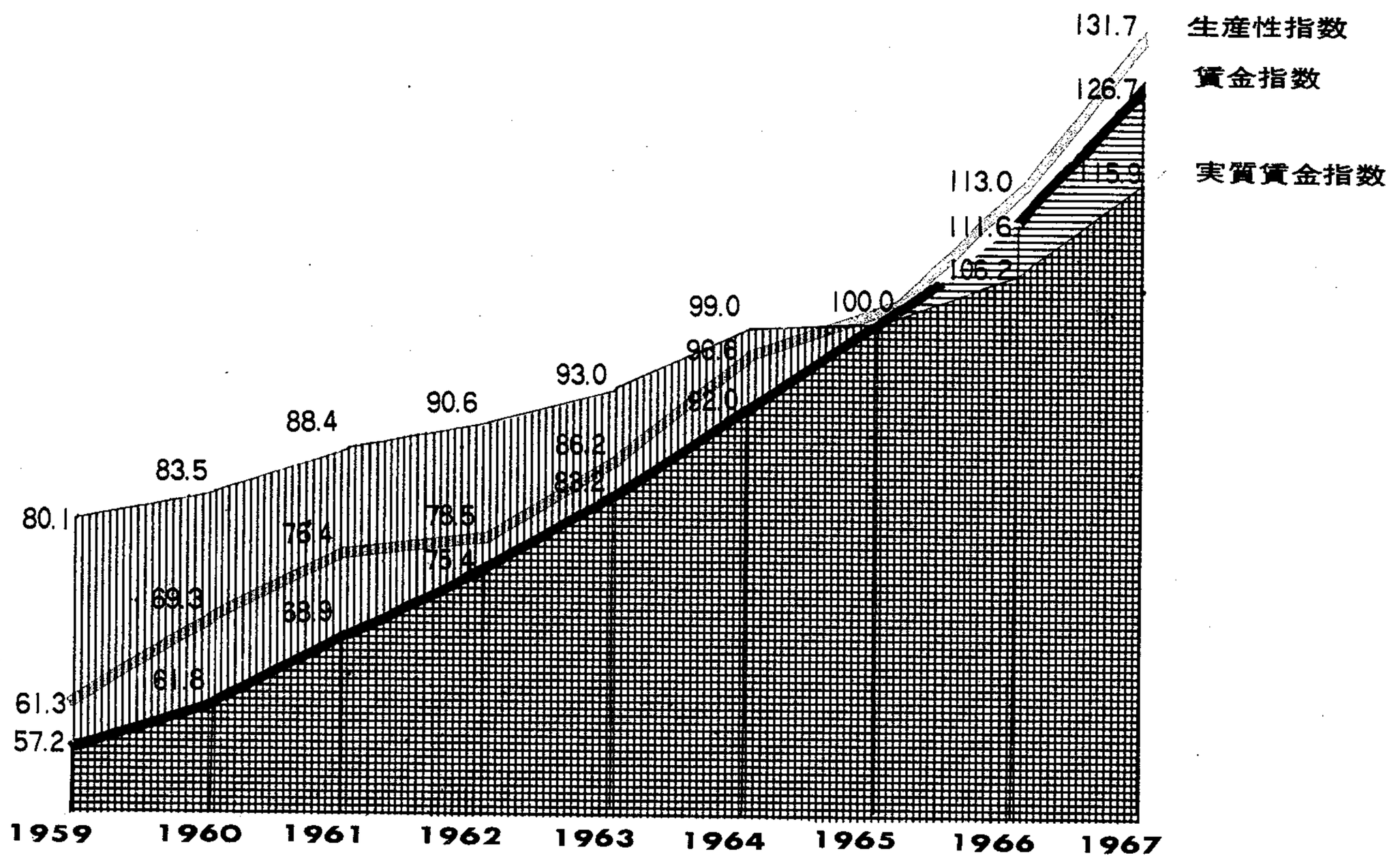

●一時期、生産性を上回る賃金の上昇ということがいわれた。たしかに名目賃金については統計上そう言えたときもある。だがこの数年、実質賃金はもちろん、名目賃金でさえ生産性の上昇に追いついていない。

■労働者の半数は月収３万円以下

賃金階級別労働者構成比（累積）推移

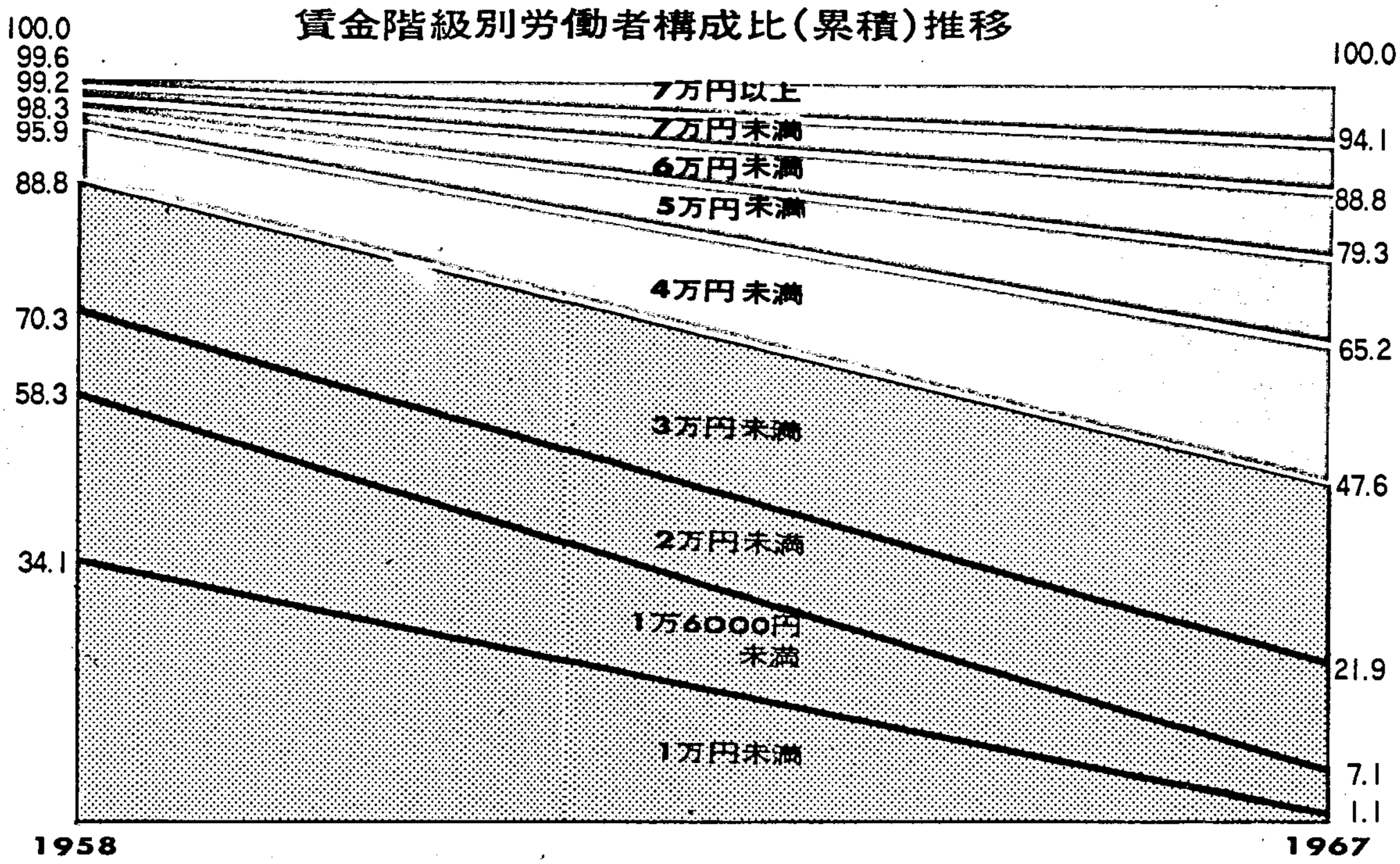

〔備考〕労働省「賃金構造基本調査」による

●大幅賃上げをめざして毎年春闘がくりかえされ、約10年のあいだに、月収１万円以下の労働者は34.1%から 1.1% へと減った。しかし、労働省「賃金構造基本調査」68年４月によると、いまなお労働者の約半数は月収３万円以下である。

■ふたたび拡大する規模別賃金格差

製造業における規模別賃金格差の推移

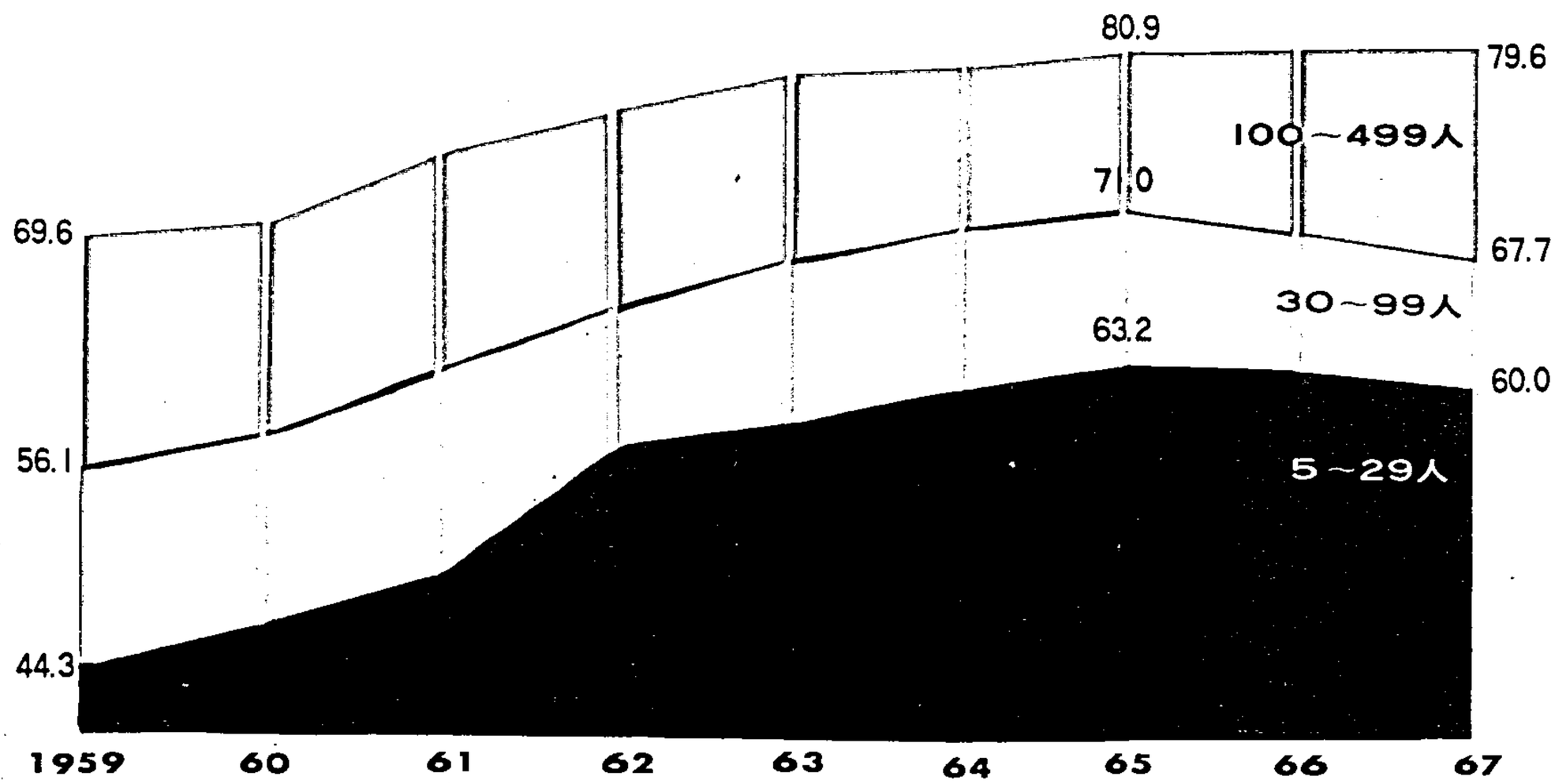

〔備考〕1）労働省「毎月勤労統計」による
2）現金給与総額にもとづいて計算してある

●規模別賃金格差は、65年までは縮小する傾向をしめしていたが、この年を転機にして最近はふたたび拡大の方向をとっている。

■小企業では30才で"賃金が頭打ち"

製造業における企業規模別・年令別賃金格差(定期給与)

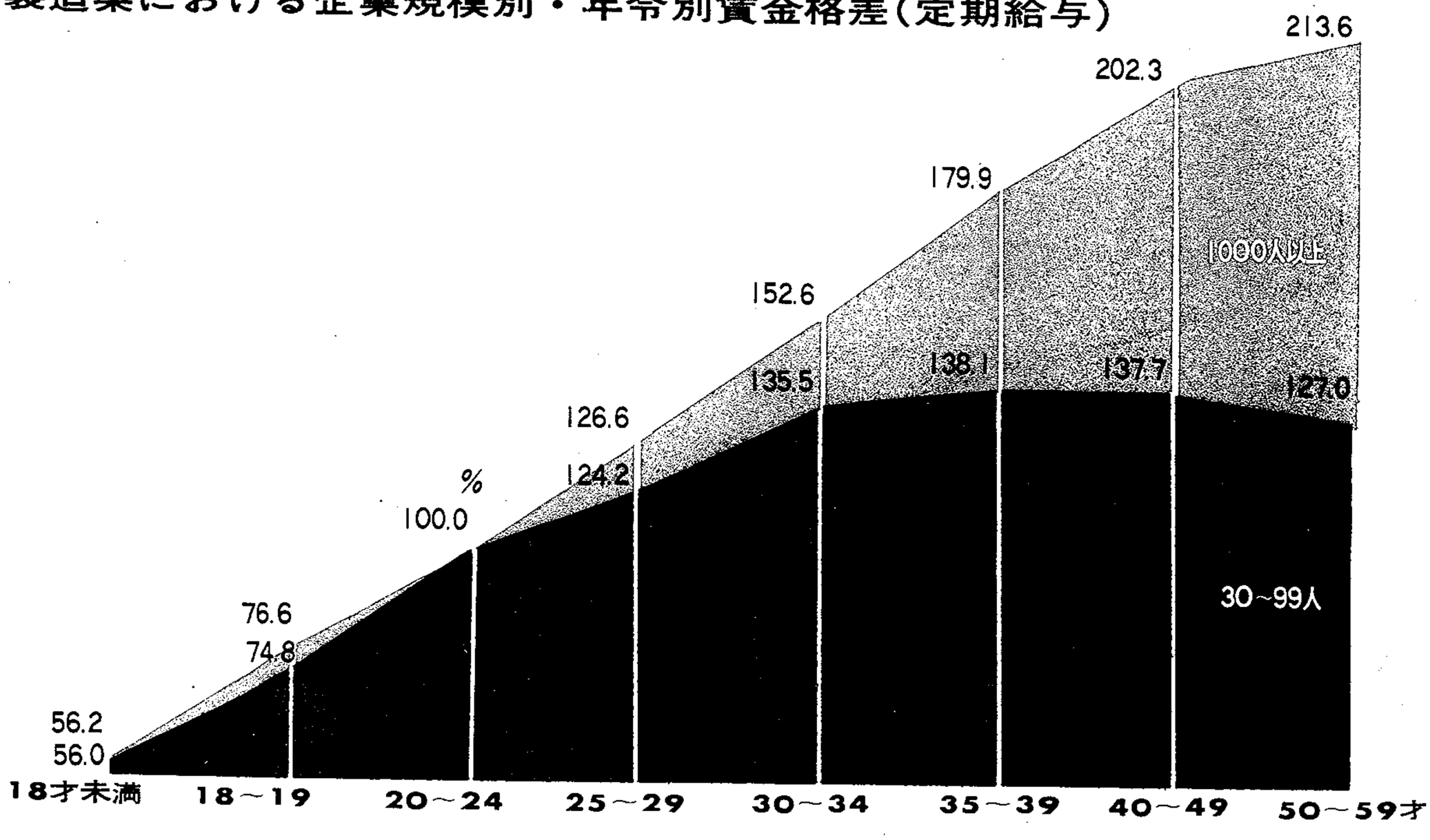

〔備考〕労働省「賃金構造基本統計調査」1967年4月による

●それぞれ20～24才の賃金額を基準にして、年令別の賃金格差を企業規模別にしらべてみると、大企業では定年まぎわまで賃金が上昇しつづけるのに、小企業では30代に入ったのちは賃金の上昇カーブがゆるくなり、40代になると逆に低下しはじめることがわかる。

■製造業における労職・男女別賃金格差の推移

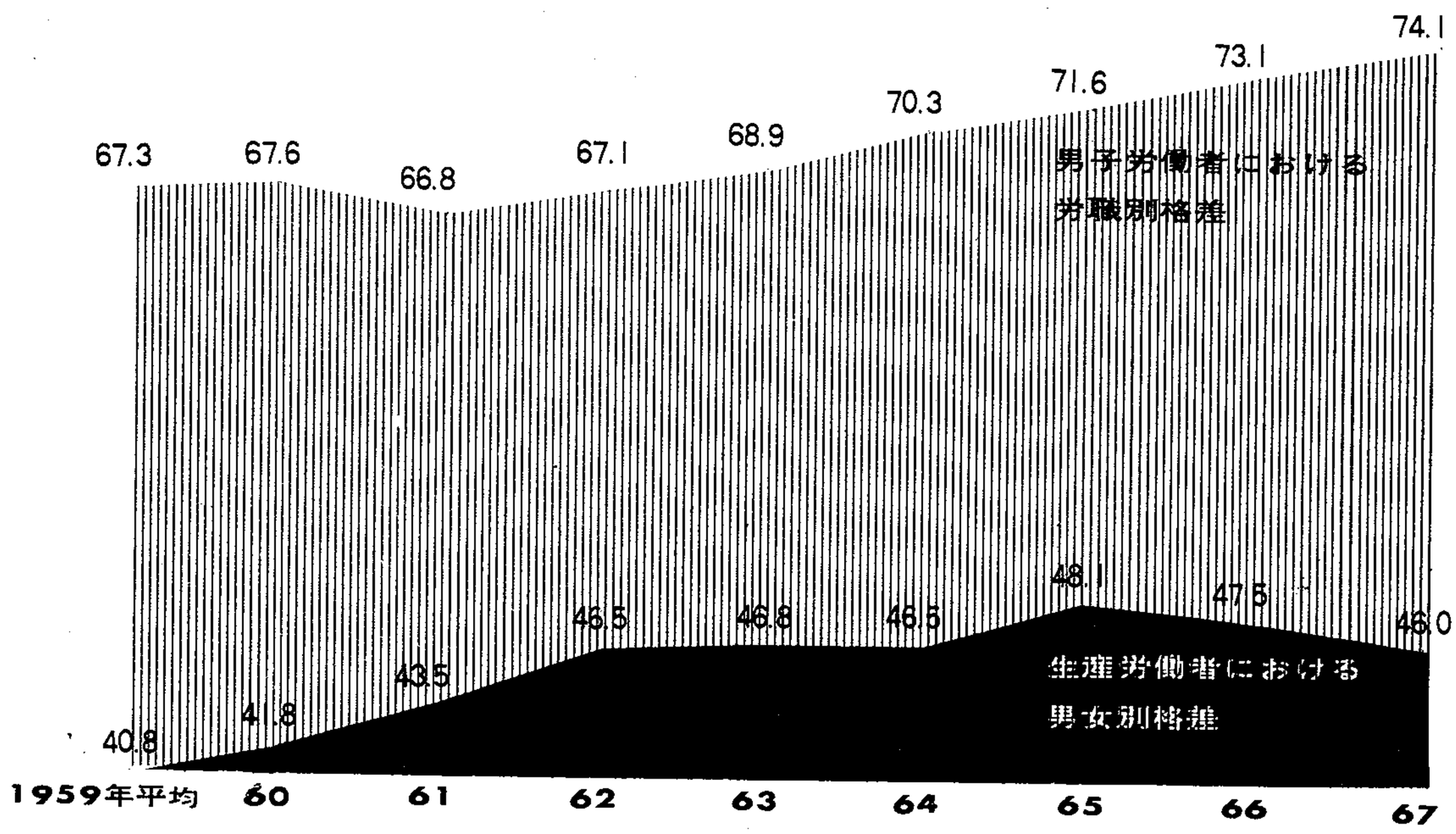

〔備考〕労働省「毎月勤労統計」による

●労職別の賃金格差は、61年を例外として、近年縮小の一途をたどっている。しかし男女別賃金格差は、企業規模別賃金格差と同じように、65年までは縮小傾向にあったが、65年を転機として近年ふたたび拡大に向っている。

■労働組合員の全国組織への加盟状況の推移

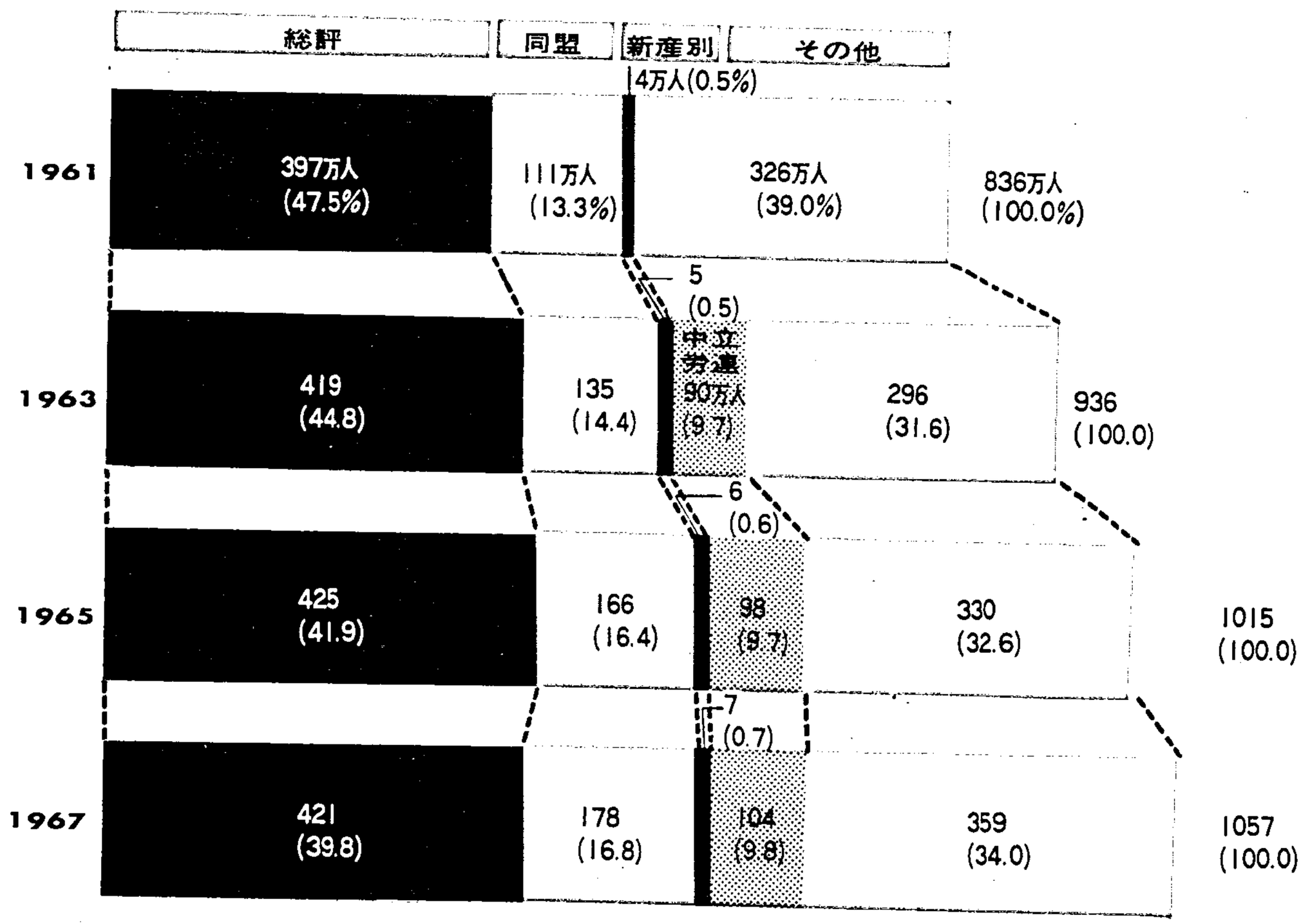

■労働組合員数と組織率

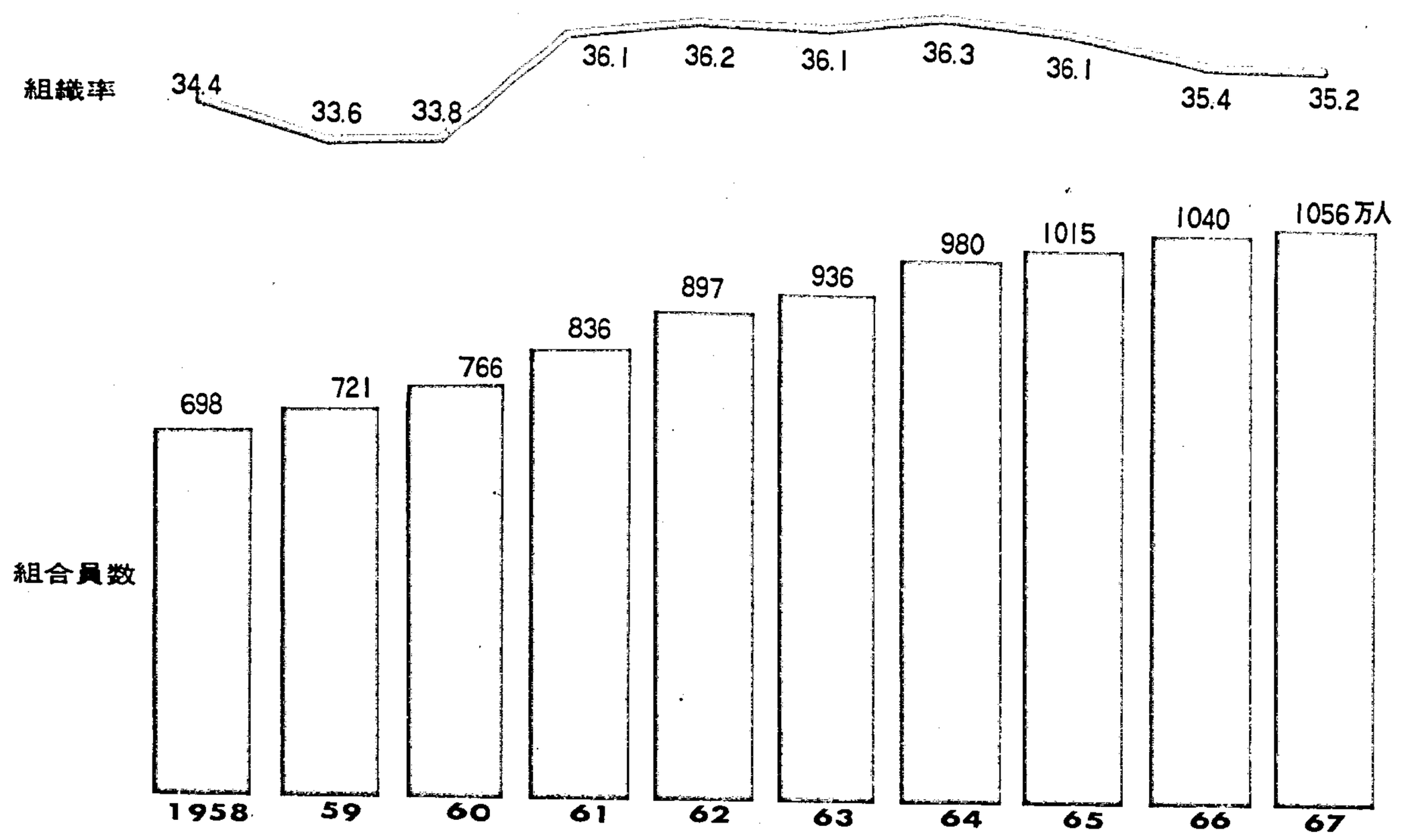

●労働組合員数は1965年に1000万をこえ、1967年6月には 1056万人に達した。 これは資本主義国ではアメリカにつぐ数である。組織率からいっても、67年には35.2% で、イギリスの42.8% (65年) にはおよばないまでも、西ドイツの36.3% (65年) に匹敵し、アメリカの26.7% (64年) をはるかにしのいでいる。

■企業規模別にみた争議発生民間企業数

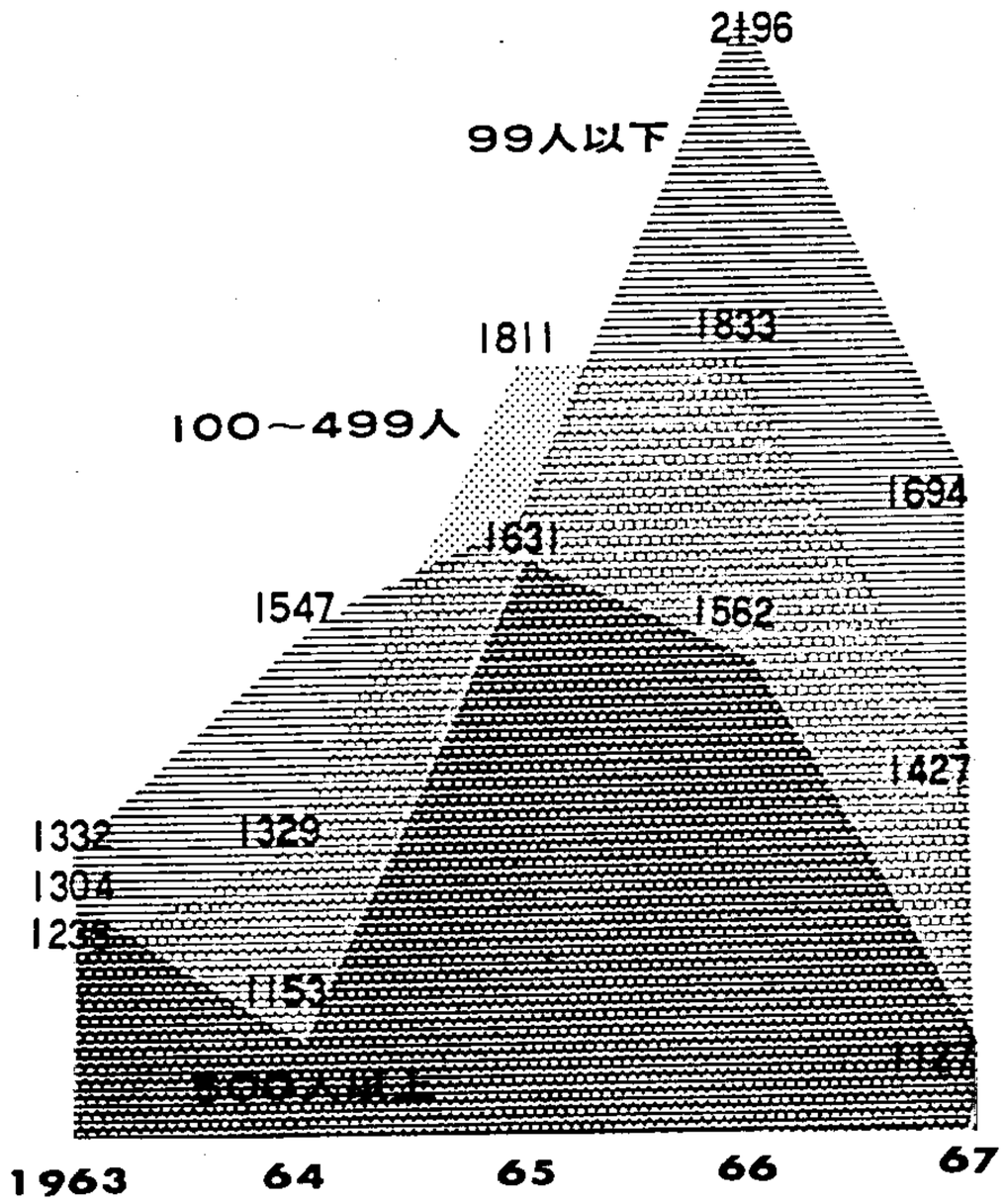

●67年にはすべての企業規模にわたって争議発生件数が減ったが、大企業での減少がとくに目立つ。中小零細企業ではなお63～64年の水準を上回っているのに、大企業ではこれを下回っている。

■争議参加人員の推移。

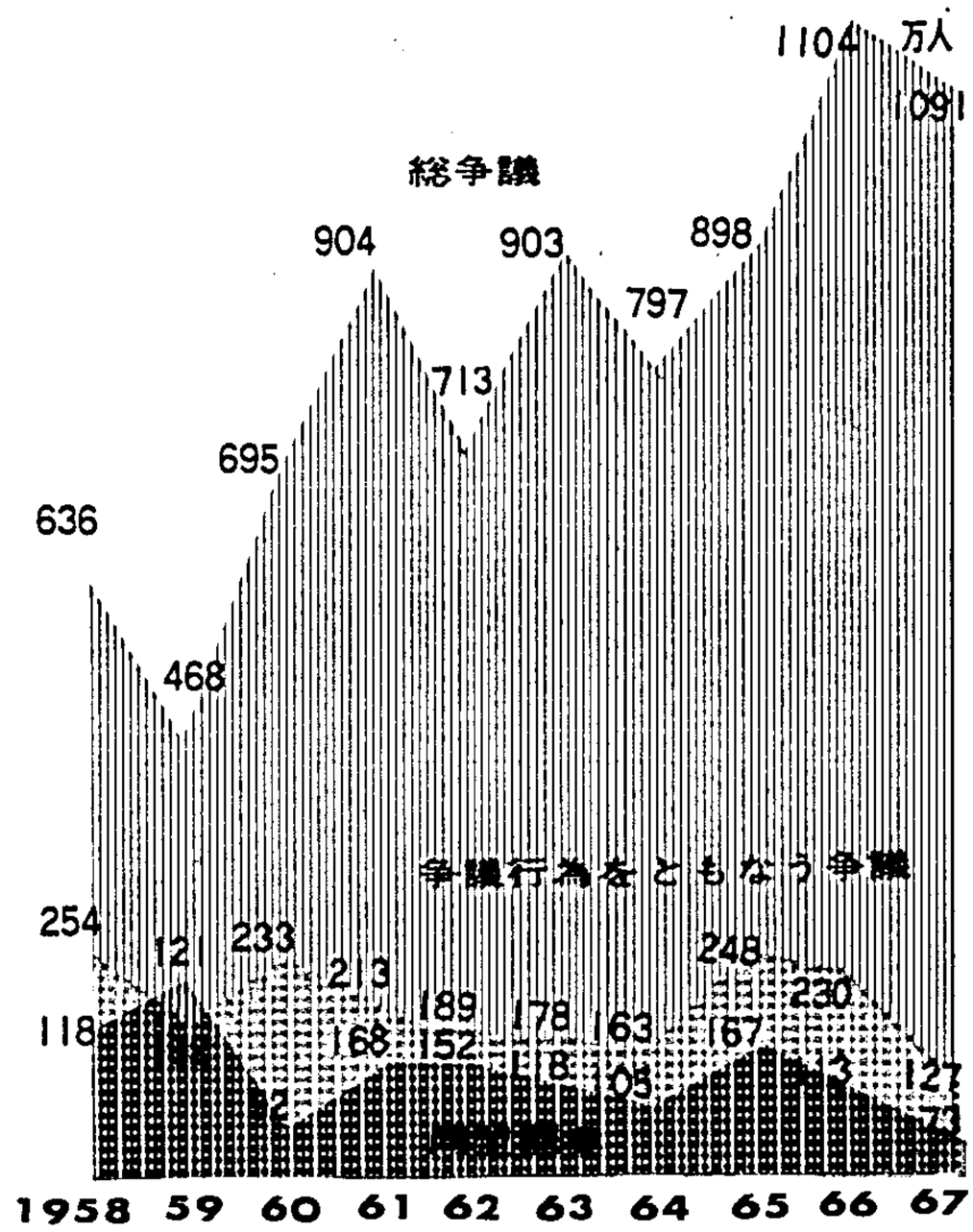

●「争議行為参加人員の推移」
総争議参加人員は66年につづいて67年も高水準をしめした。しかし近年これと対照的に、争議行為をともなう争議の「行為参加人員」、とりわけ罷業参加人員が減少しているのが目立つ。

■参院選挙党派別得票の推移

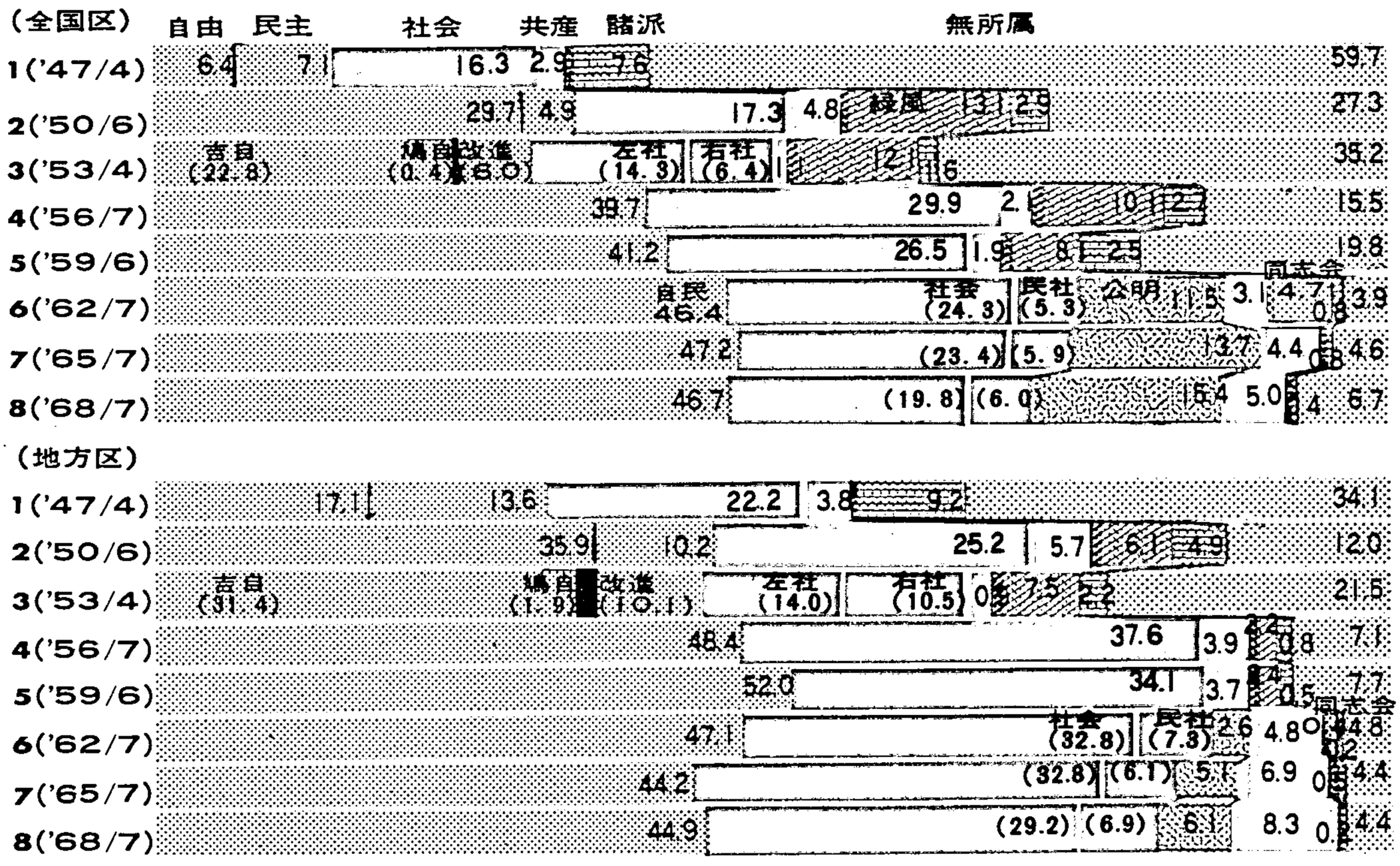

●〔参院選挙党派別得票の推移〕
53年以後自民勢力（緑風・無所属・諸派をふくむ）は一貫して後退している。68年選挙で自民はその退勢をいくらかくいとめたものの、公明、民社、共産が前進を記録した。

はしがき

「一九七〇年」を二年後にひかえて、日本の勤労者はどういう状態にあり、どういう条件のもとに、どういう姿勢と展望をもって、どのようにたたかっているか？　一九六七年から一九六八年にかけての一年間の、労働者階級を中心とする日本の勤労者の主要な動向を総集して具体的に示したのが本書である。

本書は、大原社会問題研究所がその創立いらい継続的に刊行してきた「日本労働年鑑」の第三九集である。戦争中の時期を扱った戦後の特集版二冊を加えれば、一九二〇年に刊行された第一集からかぞえて第四一冊目にあたっている。この第三九集は、一九六七年七月から一九六八年六月までの一年間を対象とし、これを、労働者の状態（第一部）、労働運動その他の社会運動（第二部）、政府・自民党・日経連の労働政策および労働運動対策（第三部）に大別し、それぞれの事項についておよぶかぎり信頼しうる資料を広く収集整理し、それらにもとづき客観的立場に立って忠実に事実を記録するという従来から一貫した方針のもとに編集されたが、昨年の第三八集にくらべて編集上さらにいくつかの点で改善をはかった。

すなわち、(1)巻頭の色刷りグラフをいっそう改善して増ページし、(2)できるかぎり各編ごとに附録として参考資料目録をつけ、(3)編別では第二部の中に新たに「沖縄の労働運動」を加え、(4)本年七月の参議院選挙については取扱い予定時期を越しているが特に政党別の得票と議席数の変動などの統計を収載し（各政党の反省・批判などの詳細は次集にまわした）、全体にわたって内容の充実をはかった。

終わりにのぞみ、編集にあたって多大の援助協力をあたえられた公私の諸機関、団体および各位にたいして心からの謝

意を表するとともに、来年二月に創立五〇周年を迎えることになった本研究所の事業にたいして、今後ともいっそうのご援助をお願いする次第である。

一九六八年一〇月

法政大学 大原社会問題研究所

目　次

総目次
労働日誌……（一）
序章　この時期の概観……（一九）

第一部　労働者状態……（四九）

Ⅰ　労働人口の構成……（五〇）
Ⅱ　雇用構造と労働市場……（六八）
Ⅲ　賃金と労働時間……（八七）
Ⅳ　合理化の現状とその特質……（一〇七）
Ⅴ　労働者の生活……（一三三）
Ⅵ　農家の状態と農民の生活……（一六四）

第二部　労働運動……（一九一）

Ⅰ　労働組合の組織状況と組織運動……（一九二）
Ⅱ　総評・同盟・新産別の大会……（二三一）
Ⅲ　労働争議……（二三四）
Ⅳ　公務員組合の賃金政策と賃金闘争……（二四七）
Ⅴ　民間・公労協の春闘と一時金闘争……（二六一）
Ⅵ　合理化反対闘争……（二八八）

VII 権利闘争……（三〇八）
VIII 社会保障闘争……（三三二）
IX 政治的大衆行動……（三四二）
X 沖縄の労働運動……（三七二）
XI 国際労働組合運動と日本……（三九六）
XII 人権擁護運動……（四二三）
XIII 平和運動……（四三五）
XIV 農民運動……（四四八）
XV 政党……（四八四）

第三部　労働政策……（五一五）

I 政府・自民党の労働政策……（五一六）
II 政府の賃金政策……（五三九）
III 雇用政策……（五四一）
IV 社会保障……（五五二）
V 経営者団体の労働政策……（五七二）
VI ILO……（五八六）

附録……（六〇一）

附1 労働判例……（六〇二）
附2 主要な労働組合の現状……（六六〇）
附3 労働組合名簿……（六六七）

総目次

はしがき
労働日誌……（一）
序章　この時期の概観……（一九）
1　ベトナム戦争と国内政局の動向……（二〇）
2　雇用状況と労働政策……（二八）
3　賃金・労働条件と勤労者の生活……（三三）
4　労働争議の動向と特徴……（三八）
5　労働組合の組織状況と組織問題……（四五）

第一部　労働者状態……（四九）
I　労働人口の構成……（五〇）
1　わが国人口の就業状態とその推移……（五一）
農林・漁業就業者――鉱工・建設業就業者――商業運輸就業者その他の部門
2　人口の社会的構成……（五五）
社会階級構成表――社会階級構成変化の特徴――資本家階級――労働者階級
――自衛官・警察官・保安サービス員

人口の巨大都市圏集中と都市下層階層……（六五）
　巨大都市への人口と中小企業の集中——都市下層階層の増大
II 雇用構造と労働市場
雇用動向……（六八）
　雇用労働者の増大つづく——産業別・規模別雇用の動き
最近の労働力不足と企業の雇用対策……（六九）
　労働力不足の進行——企業の雇用対策
失業者の発生状況……（七三）
　企業整備の動き——失業保険受給者の減少——完全失業者の動き
新規学卒者の入職状況……（七七）
　新卒就職者の動き——就業先の産業・企業規模・職業構成
労働移動……（七九）
　入職・離職率の動き——離職者の年齢構成——離職・転職者の産業別、規模別、職種別構成——転職に伴う賃金変動——労働者の地域移動——職安の職業紹介
III 賃金と労働時間……（八一）
賃金……（八七）
　1 賃金水準と分配率……（八八）
　　名目賃金の上昇——春季賃上額と率——実質賃金——分配率の低下
　2 企業間賃金構造……（八八）

産業別賃金格差――規模別賃金格差――地域別賃金格差
3 企業内賃金構造……（九五）
労働者種類別賃金格差――男女別賃金格差――年齢別賃金格差
4 賃金支払形態……（九七）
給与構成比率――規模別賃金支払形態
5 定期給与と臨時給与および賃金不払の状況……（一〇〇）
定期給与と臨時給与――賃金不払の状況
2 労働時間……（一〇一）
労働時間の動向――労働時間にたいする労資の見解――労働時間短縮の実態
――交替制の実施状況――週休制の実施状況

IV 合理化の現状とその特質……（一〇七）
1 景気回復下の合理化……（一〇八）
景気回復と生産性の向上――六七～六八年合理化の特徴
2 産業別「合理化」の実態……（一一〇）
〔重化学工業〕鉄鋼業――造船・機械工業――電機産業――化学工業――
〔軽工業〕繊維工業――印刷・出版業――〔鉱業〕石炭鉱業――金属鉱業――
――〔公益産業その他〕国鉄――郵便・電信電話――公立小中学・高校――政
府関係特殊法人
3 労働災害と職業病……（一一三）
1 概況……（一一三）

V

2 労働災害……（二二五）
産業別——企業規模別——災害原因別
3 職業病……（二二九）
発生件数——産業別発生状況——疾病の種類

1 労働者の生活……（二三三）

消費者物価の動向……（二三四）
消費者物価のうごき——消費者物価指数と庶民の実感
労働者家計の収入と支出……（二四二）
五分位階級別家計収支——住宅＝東京二三区の住宅過密の実態——栄養
「昭和四二年度国民生活白書」とエンゲル係数……（二四七）
主要部門労働者の家計収支……（二四九）
国鉄労働者の生活——化学労働者の生活——小・中学校教師の生活——日雇労働者の生活
標準生計費……（二六〇）

5 農家の状態と農民の生活……（二六四）

農家と農業・兼業従事者……（二六五）
1 農家・農家人口および農業・兼業従事者……（二六五）
資料——農家人口と農家数の推移——経営規模別農家数の推移——専兼業農家数——兼業の種類と兼業従事者——農業従事者と兼業従事者——基幹的農

VI

業従事者
2 農家人口の移動……（一七一）
資料——農家人口の減少——異動形態別農家人口の増減——男女別年齢別農家人口の増減
3 農家世帯員の就職・離職状況……（一七四）
他産業に就職した農家世帯員——増加した通勤型就職者——就職前の就業状態——農家世帯員の就職した産業——他産業を離職した農家世帯員
4 出かせぎ移動……（一七八）
資料——出かせぎ者数——出かせぎ先の就業状態
5 農家子弟学卒者の動向……（一八一）
資料——農家子弟の学卒者数——農家子弟の進学・就業状況——農家子弟学卒者の就職状況——農家子弟学卒者の農業就業状況
2 農家経済と農民生活……（一八六）
1 農家の生活費……（一八六）
資料——農家経済と所得——農家生計費の推移——農家と都市勤労者の生計費——農家の食品消費
2 農民の生活状態……（一八八）
農家の住宅——燃料——下水と便所の形式——農家の保有する耐久消費材
第二部 労働運動……（一九一）
I 労働組合の組織状況と組織運動……（一九二）

1 労働組合の組織状況……（一九三）
1 わが国の組織水準……（一九三）
組合員数と組織率——国際比較
2 産業別組織状況……（一九六）
3 企業規模別組織状況……（一九七）
4 組合員数変動の諸要因……（一九八）
既設組合における増減——新設・解散による増減
5 主要連合体の組織状況……（二〇二）
日本労働組合総評議会（総評）——全日本労働総同盟（同盟）——全国産業別労働組合連合（新産別）——中立労働組合連絡会議（中立労連）
6 主要四団体の産業別組織状況……（二〇四）
7 都道府県別組織状況……（二〇五）

2.

組織運動……（二〇七）
1 組織運動にみられる六七～六八年の特徴……（二〇七）
この数年来の傾向——六七～六八年の特徴
2 全国的中央組織の組織方針……（二〇九）
総評の組織方針——同盟の組織方針——中立労連と新産別の動向
3 産業別組織の動向……（二一一）
金属・機械産業——化学産業——紙・パルプ産業——金融関係——公務
4 国際金属労連日本協議会（IMF・JC）……（二一三）

結成と発展——この一年間の動向——総評・同盟の態度
5 地方組織再編のうごき……（二一五）
神奈川県民間産業労組懇談会——福岡県中立民間組合連絡会議——山口県民間労組連絡会
6 「労働戦線統一」の問題……（二一六）
「統一戦線」論議の展開——宝樹論文の発表と対立激化——原口四原則による妥協——鉄鋼労連の方針——原口提案——総評大会後の総評・同盟・新産別の態度——電機労連の新方針

II 総評・同盟・新産別の大会……（二二一）
1 総評の大会……（二二一）
1 総評第三四回定期大会……（二二二）
堀井議長あいさつ——六七年度運動方針——戦線統一に関する原口提案
2 総評第三五回臨時大会……（二二六）
同盟第四回定期全国大会……（二二八）
中地会長あいさつ——一九六八年運動方針——長期賃金計画に関する質疑
新産別第一九回定期全国大会……（二三三）

III 労働争議……（二三四）
1 争議の概況と特徴……（二三五）
争議統計——一九六七年の争議の概況——特徴をもたらした要因

争議の形態と産業別・企業規模別分布……（二四〇）
争議の諸形態と労働損失日数——争議の産業別・企業規模別分布
要求事項別と主要団体別にみた争議……（二四三）
要求事項——主要団体別にみた争議
公務員組合の賃金政策と賃金闘争……（二四七）
第八次賃金闘争の方針……（二四八）
闘争方針——統一要求の提出
第八次賃金闘争の経過……（二五二）
要求提出から人事院勧告まで——人事院勧告とストライキ戦術——国会闘争・対政府交渉——閣議決定とその評価——一〇・二六統一ストライキ——地方公務員の賃金——八賃闘争の総括

V 民間・公労協の春闘と一時金闘争

六八年度春闘（春闘共闘委）……（二六二）
六八年春闘構想——春闘宣言（全文）——春闘共闘の賃金白書——六八年春闘の準備過程＝要求づくりの時期における行動——総評第三五回臨時大会——春闘序盤のうごき——春闘中盤のうごき——終盤のうごき——六八年春闘の総括
同盟の春季賃金闘争……（二七六）
同盟の長期賃金計画——同盟の賃金白書——同盟の賃金闘争経過——同盟賃闘の中間総括

IMF・JCの賃金白書……（二八一）
一時金闘争……（二八三）
1 夏季一時金闘争……（二八三）
2 年末一時金闘争……（二八五）
合理化反対闘争……（二八八）
労働組合中央組織の反「合理化」闘争方針……（二八九）
総評――春闘共闘委員会の「合理化反対・時短・災害中央討論集会」――同盟
主要な産業別「合理化」反対闘争……（二九四）
〔重化学工業〕鉄鋼労連――全造船機械――電機労連――全国金属――合化労連――〔軽工業〕全繊同盟――全印総連――〔鉱業〕炭労――全鉱――〔公益産業〕国鉄労働組合――全電通
主要な企業別「合理化」反対闘争……（三〇一）
〔鉄鋼労連〕富士製鉄――日本鋼管川崎製鉄所――〔全国金属〕日産・プリンス全国金属支部――日本シャフト――川岸工業仙台工場――大谷重工全金支部――〔合化労連〕東洋高圧――三井化学・三井化成――石原産業――〔全鉱〕石原産業紀州鉱業所――住友鉱山別子鉱業所――三菱金属鉱業生野・尾去沢鉱山――松尾鉱山――〔都市交通〕東京都交通局

VII 権利闘争

1 国労の職場団交権確立のたたかい……（三〇八）

地方調停委員会の調停案――公労委の勧告――現場協議に関する協約
公務員労働者の労働運動にたいする刑事罰からの解放と法廷闘争……（三一四）
都教組勤評事件、安保六・四事件の争点――都教組勤評事件、安保六・四事件の支援体制
教育三法案粉砕のたたかい……（三一七）
権利討論集会、権利点検月間……（三二〇）
総評の労使関係法専門委員会……（三二一）
社会保障闘争……（三二三）
健保特例法・医療保健の抜本的改革をめぐる闘争……（三二三）
「健保特例法」反対の大づめのたたかい――健保・共済改悪反対の中央行動――健保・共済改悪反対の闘争の総括――「健保特例法」の実害ととりくみの弱さ――厚生省の医療保険抜本的改革試案の公表と批判・抵抗――健保組合のたたかい
老齢保障の闘争……（三二三）
労働災害・職業病のたたかい……（三二四）
たたかいの概況――全国金属の「組合員健康調査」
その他主なる社会保障闘争……（三二六）
東京健保・共済改悪反対連絡会議、一〇〇万枚のビラ配布――富山イタイイタイ病の現地調査――新潟県立病院医療労働者のたたかい
政治的大衆行動……（三二四）

政治的大衆行動の概況……（三四三）
主要な政治的大衆行動……（三四六）
1 ベトナム侵略戦争反対闘争……（三四六）
二〇・二一国際反戦統一行動――国労の軍需物資輸送拒否闘争――弾薬輸送反対闘争――「六月行動」月間
2 佐藤首相外遊反対闘争……（三五一）
一〇・六統一中央集会――第一次羽田事件――首相訪米反対運動――一一・五全国統一行動
3 米原子力艦隊寄港反対闘争……（三五三）
米原子力艦隊日本寄港の概況――原潜第一七次～一九次寄港――エンタープライズ寄港反対闘争――原潜第二〇～二三次寄港
4 沖縄返還闘争……（三六〇）
沖実委・沖縄連統一行動で合意――流会した一一・九統一中央集会――四・二八沖縄デー
5 軍事基地反対闘争……（三六三）
米軍王子野戦病院設置反対運動――板付基地撤去闘争
6 成田空港設置反対闘争……（三六六）
メーデー……（三六八）
第三九回メーデー実施状況――メーデースローガンで紛糾
X 沖縄の労働運動……（三七二）
沖縄労働運動の時期区分

1 初期の労働運動……（三七三）
食糧闘争――初期の労働争議――労働三法の成立――米軍の労働政策〔特別布告二四号〕――労働運動と土地闘争――労働組合の結成――沖縄の賃金水準――国際自由労連調査団の沖縄訪問――国際自由労連の計画とバージャー声明――沖縄繊維の争議

2 全沖労連の結成……（三八三）
ドル切りかえ――復帰協の結成――全沖労連結成とその経過――布令一四五号「死文化」運動と廃止――一九六二年の統一春闘――労働運動と農民運動の結合

3 労働戦線の分裂と下からの統一……（三八八）
自由労連グループの脱退――県労協の結成――県労協内部の対立――プライウッドのスト――全軍労第四回臨時大会――労農同盟――裁判移送撤回闘争――教公二法阻止闘争――全軍労の実力行使――一一月の三大選挙

XI 国際労働組合運動と日本……（三九六）

1 国際労働組合組織……（三九七）
国際労働組合組織の諸形態――世界労連と国際自由労連

2 わが国との関係史の概略……（三九八）
第一期――第二期――第三期――第四期――第五期

3 六七～六八年の国際組織の動向とわが国労働組合……（四〇一）

1 六七年七月～六八年六月における国際組織の動向……（四〇一）

4 世界労連――国際自由労連
2 六七～六八年における世界労連とわが国労働組合……（四〇三）
総評・中立労連と世界労連――同盟と社会主義国労組
3 六七～六八年における国際自由労連・国際産業別組織とわが国労働組合……（四〇四）
沖縄県労協の国際自由労連加盟――国際産業別組織ＩＴＳとわが国労組――
賃金共同調査センターの解散――ＡＦＬ＝ＣＩＯとわが国労組
4 わが国労組の対東南アジア活動……（四〇六）
総評と東南アジア労働組合――同盟そと他の東南アジア労組
5 わが国労働組合の国際加盟関係の変化と国際交流……（四〇七）
加盟関係の変化――国際交流
国際労働組合の諸会議……（四〇八）
1 世界労連系の諸会議……（四〇八）
世界労連第五四回執行局会議――第五回国際建築・木材・建築資材労働者会議――世界労連第五五回執行局会議――世界労連第三四回執行委員会――一〇月社会主義革命五〇周年を祝う国際労働組合大集会――職業訓練にかんする世界労働組合会議――世界労連臨時総評議会
2 国際自由労連系の諸会議……（四一六）
第一回世界労働教育会議――国際産業別組織（ＩＴＳ）総会――国際自由労連第四三回執行委員会――国際自由労連アジア地域組織第二九回執行委員会――第一回アジア労働組合経済会議――国際金属労連第二一回世界大会
XII 人権擁護運動……（四二三）

XIII

1 白鳥事件……（四二四）
　全国代表者会議の当面の行動方針――再審と釈放の要求――再審の動き

2 青梅事件……（四二七）
　無罪要請の運動――無罪判決とその確定

3 八海事件……（四二九）
　事件の経過＝七度目の裁判――吉岡上申書のいん匿問題

4 国民救援会……（四三一）

5 仙台警官スパイ事件……（四三三）

6 破防法事件……（四三四）
　津事件――京都事件

1 平和運動……（四三五）

2 原水爆禁止運動……（四三六）
　第一三回原水爆禁止世界大会――被爆二二周年原水爆禁止世界大会――第二回アジア核禁会議

3 宗教者・科学者の活動……（四四二）
　宗教者平和日本大会――第二回原水爆禁止科学者会議――ベトナムにおけるアメリカの侵略戦争犯罪と日本政府、財界の加担・協力を裁く東京法廷――ベトナムにおけるアメリカの戦争犯罪を裁く第二回国際法廷――厚生省「被爆者実態調査」にたいする批判――「靖国神社法案」にたいする各党の態度

三党共同声明とビキニデー……（四四五）
核問題についての三党共同声明――ビキニ被災一四周年故久保山愛吉氏墓前祭――ビキニ被災一四周年三・一ビキニデー中央集会――ビキニ被災一四周年全国大会――アジアの平和のための日本大会
べ平連などの活動……（四四七）

XIV 農民運動……（四四八）

1 農業情勢と農民運動の概況……（四四九）
1 農業情勢と農政の動向……（四四九）
食糧自給率の低下――農地法・食管制度改変の動き
2 農民運動の概況……（四五〇）
農民運動と農政活動――農産物価格闘争――土地取上げ反対闘争――全日農創立一〇周年
2 主要な農民闘争……（四五三）
1 米価闘争……（四五三）
六七年米価闘争の特徴――全日農の統一行動方針――全日農の要求米価と運動方針――全日農の中央集結闘争――三者共闘による抗議行動――農民坐りこみ行動――農協の要求米価と米価運動――各団体の米価運動――生産者米価決定と抗議運動――早場米格差金の要請――地方における米闘
2 食管制度と米審をめぐる運動……（四五九）
(1)食管制度を守る運動……（四五九）

食管連の動き——九・九国民総決起大会——食管制度改廃への動き
(2)米審改組反対運動……(四六一)
中立米審委員の任命——中立米審反対運動——倉石農相罷免要求
3 乳価その他の価格闘争……(四六二)
(1)牛乳・豚肉価格闘争……(四六二)
局地的乳価紛争——畜産物価格運動の体制——酪農民総決起大会——地方の乳価運動
(2)葉たばこ価格闘争……(四六五)
「生産費・所得補償方式」実現せず——葉たばこ収納所統廃合反対運動
(3)麦価・甘藷価格闘争……(四六七)
麦価要請運動——甘藷価格引上げ要求
4 土地取りあげ反対闘争……(四六八)
(1)成田空港反対闘争……(四六八)
新国際空港計画への抵抗——強制測量阻止の運動——反対同盟と「三派全学連」の共闘——再び警官隊と衝突——ボーリング阻止の闘争
(2)東北縦貫道路反対闘争……(四七一)
道路反対共闘会議の結成——四県共闘への動き
(3)その他の土地闘争……(四七二)
ダム建設反対闘争——泉北ニュータウン反対闘争——農地法改正反対運動
5 出稼ぎ農民の運動その他……(四七四)

失業保険法改正反対運動——出稼者総決起大会——農村労連第四回大会——災害補償要請運動

3 農民団体……（四七六）

1 全日本農民組合連合会……（四七六）

中央常任委員会——拡大中央委員会——第一〇回全国大会——運動方針をめぐる討議

2 全国農民総連盟……（四八〇）

第五回代議員総会——中央委員会——第六回代議員総会

3 全国農民同盟……（四八一）

農民年金制創設要求

4 全日本開拓者連盟……（四八二）

全国開拓者総決起大会——第二三回通常総会

XV 政党……（四八四）

1 日本社会党……（四八五）

佐々木委員長・成田書記長の辞意表明——第二九回臨時全国大会——第三〇回定期全国大会——第八回参議院選挙

2 民主社会党……（四九五）

沖縄問題——東南アジアと欧州への代表団派遣——第七回中央委員会——社会・公明両党との対立——第一〇回全国大会——アジア政策——政権構想——党勢拡大

3 日本共産党……（五〇二）
日本共産党創立四五周年――中央委員会総会――「第三次総合計画」の実施状況――大衆闘争――日中両党関係の悪化――日ソ共産党会談――「世界共産党会議」にたいする態度――第八回参議院選挙

4 参議院選挙……（五一二）

第三部　労働政策

I　政府・自民党の労働政策……（五一六）

1 労働行政の重点施策と労相の所信表明……（五一七）
労働行政の重点施策――五八回国会での労相所信表明――四三年度労働関係予算

2 自民党の大会宣言と参院選の公約……（五二三）
自民党第二〇回党大会宣言――参院選への自民党の公約

3 教育三法案の国会提出……（五二四）

4 昭和四二年労働白書の公刊……（五二六）

II　政府の賃金政策……（五二九）

1 人事院の公務員給与勧告……（五三〇）

2 賃金相談室の開設……（五三四）

3 最低賃金法改正をめぐる問題……（五三五）

公労委の仲裁裁定……（五三九）

雇用政策 4

雇用政策の基本方針 1

労働省「わが国の労働力不足の現状とその対策」——日本経済調査協議会
「昭和四〇年代の雇用問題」……（五四一）

失業保険対策 2

失業保険行政の基調——失業保険法の改正問題——季節的受給者の通年雇用
奨励制度……（五四五）

失業対策事業 3

失対事業運営の基調——失対就労者の動き……（五四七）

炭鉱離職者対策 4

……（五四九）

社会保障 IV

健康保険政策 1

健康保険法の改定——国会における審議経過——健康保険特例法と国民の医療費負担——保険薬価基準の引下げ——中央社会保険医療協議会の答申と診療報酬の適正化——健康保険制度の改革に関する厚生省案——健康保険特例法による患者負担増と医療受診率の低下……（五五二）

年金保険および福祉年金政策 2

厚生・国民両年金制度の再検討と国民年金調査結果——福祉年金の引上げ……（五六七）

生活保護政策 ……（五七〇）
　生活保護に関する行政監察結果――「収入認定」に関する厚生省の方針

五　経営者団体の労働政策

経営者団体の労働政策 ……（五七二）
能力主義管理の推進 ……（五七三）
　日経連の基本政策＝能力主義管理――賃金管理の能力主義化
春闘対策 ……（五七六）
　日経連の春闘方針――産業平和運動の提唱――ガイディング・ライト
日経連総会 ……（五七九）
　六七年臨時総会――日経連創立二〇周年記念定時総会

六　ILO

ILO ……（五八六）
ILOの活動 ……（五八七）
総会および重要会議の審議とその結果 ……（五八八）
　第五一回ILO総会――新しい六つの国際文書――技術協力に関する決議と結論――一般討議への総長の回答演説――議題以外に採択された七決議――第六回俸給被用者・専門職労働者諮問委員会の結論と諸決議＝流通業の労働条件――ILO基本一五条約未批准関係の状況報告に関する要請
ILO第一〇〇号条約批准の意味 ……（五九四）
　ILO一〇〇号条約と労基法第四条との関連
「教員の地位に関する勧告」の適用および審査状況 ……（五九六）

附録……（二〇一）
「勧告」実施についての要請――日教組の回答――合同委員会委員をめぐる対決

附1　労働判例……（二〇三）
群馬教組松本事件――群馬教組事件――間谷製作所事件――日本光学労組事件――日本航空事件――全逓中郵差戻事件――東洋酸素市川工場事件――国労福山事件――国鉄動力車事件――日本鋼管「ハガチー」事件――日本ナショナル金銭登録機事件――福岡教組事件――佐賀教組事件――中部日本放送事件――春風堂事件――名古屋ダイハツ事件――国労田町電車区事件――京都教組事件――東洋ガラス事件――中国放送事件――全逓旭川猿払事件――和歌山教組事件――全農林長崎統計事務所事件――日野自動車事件――茂原市事件

附2　主要な労働組合の現状……（二二〇）

附3　労働組合名簿……（二二七）

統計表索引

事項索引

沢庵四部作

1967年

7月

1 日本医労協第一三回定期大会（～3日）運動方針を決定

3 公明党第五回臨時大会、竹入委員長が第二党をめざすと挨拶

4 春闘共闘委、対政府四大要求で連日国会動員（～6日）

6 全日農、米価要求貫徹全国農民総決起大会

7 最高裁、大逆事件生き残り被告からの再審請求特別抗告棄却

8 総評民間単産会議第二回総会（～9日）組織問題、合理化対策で意思統一

9 公務員共闘、中央権利討論集会（～10日）

10 アメリカのベトナム侵略反対・エンタープライズ寄港阻止・軍事基地撤去・沖縄返還のための7・9大集会（東日本は砂川、西日本は板付で）

12 東京地裁、国会デモコース変更処分の執行停止を決定、11日政府の再度異議申立てで地裁決定取消し

13 炭労第五二回臨時大会（～13日）CO中毒立法と炭鉱年金制度の確立を要求、三池のストと他の全山の超勤拒否闘争を決定

14 合化労連第三七回定期大会（～15日）運動方針を決定

15 動力車労組第一八回定期大会（～16日流会）門司港機関区の解雇四組合に対する経済援助の制限をめぐって対立、反主流派が退場

17 春闘第七次統一行動、中央総決起大会

18 護憲連合第二回全国総会、下半期運動計画を決定

19 全学連（日共系）第一八回定期大会（～16日）

20 全駐労第二二回定期大会（～16日）運動方針を決定、退職手当増額獲得闘争スト権確立を確認

21 参院本会議、ILO一〇〇号条約（同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約）批准案件を承認、一年後に発効

22 三池三川鉱でCO中毒患者家族の会の主婦七〇人が坑底すわり込み（～20日）

23 新聞労連第二八回定期大会（～17日）運動方針を決定、労連統一スト権を確立

24 全国ビール第一九回定期大会（～19日）運動方針を決定

三池CO中毒患者家族の会の主婦二八人、労働省前でハンストに入る（～21日）

総評第三四回定期大会（～22日）運動方針、秋季年末闘争方針などを決定、労働戦線統一問題について原口全鉱委員長提案の四条件を承認し大きな対立を回避

全石油第二〇回定期大会（～22日）運動方針を決定、国際石油化学労連加盟問題は白紙討議にもどる

国公共闘第四次統一行動、職場大会、統一賃金署名提出

全機金第一八回定期大会（～22日）運動方針を決定

第五五特別国会閉会、一酸化炭素中毒症特別措置法成立、健保特例法案・政治資金規正法改正案など審議未了

日林労第九回定期大会（～24日）組織拡大など運動方針を決定

米国デトロイト市で数千人の黒人暴動、米国史上最大のものとなり各地で続発

国鉄労組第二八回定期大会（～28日）五万人合理化に対決する運動方針を決定

全林野第一八回定期大会（～27

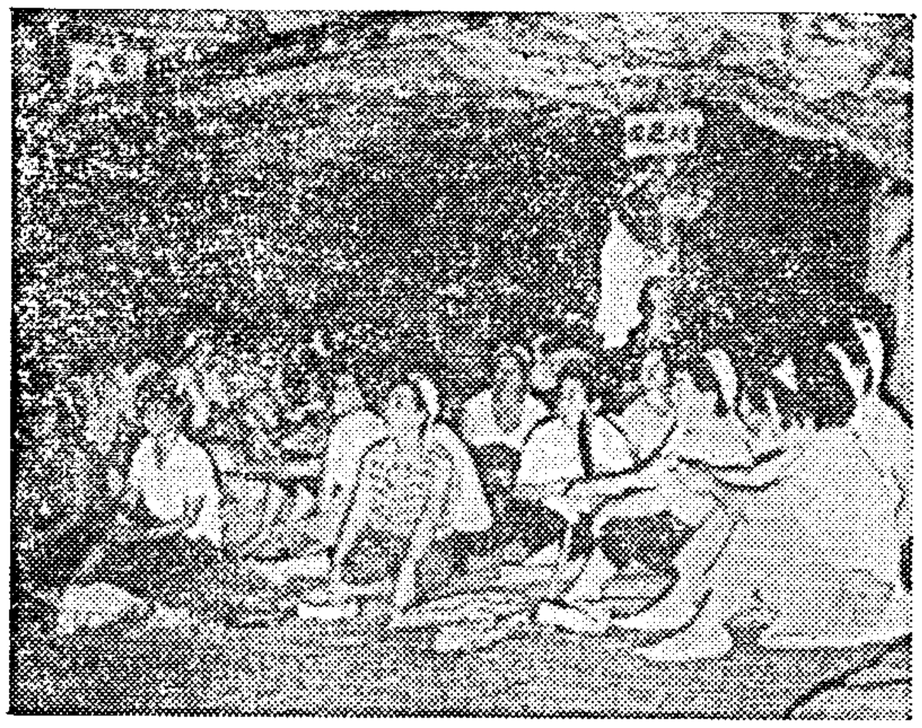

三池でCO中毒患者家族の会主婦坑底坐り込み

25 日）実損回復闘争運動方針
全農林第一〇回定期大会（～28日）賃闘・反合理化運動方針
政労協第一六回定期大会（～26日）機関統廃合合理化・賃闘統一行動など運動方針
26 全電線第二一回定期大会（～28日）運動方針を決定
都市交通第二四回定期大会（～27日）運動方針を決定
日放労第四六回定期大会（～29日）六七年度活動方針を決定
27 全司法第二三回定期大会（～29日）運動方針を決定
第五六臨時国会召集
28 新化学第一七回定期大会（～29日）運動方針を決定、化学労働戦線統一に関する合化労連の提案は拒否
全印刷第三二回定期大会（～31日）運動方針を決定
東京地裁草野裁判長、全学連の国会周辺デモに罰金刑言渡す、都公安条例違反の同様事件に対する有罪判決は初めて
30 核禁会議、第二回アジア核禁会議（～29日）
繊維労連第二四回定期大会（～31日）組織拡大など運動方針
31 第一三回日本母親大会（～31日）
鉄鋼労連第三七回定期大会（～2日）社会・民社支持、共産党との協力排除の新運動方針を決定

8月

1 私鉄総連第三一回定期大会（～3日）運動方針を決定、退職金闘争のスト権を確立
紙パ労連第四〇回定期大会（～4日）運動方針、秋季年末闘争の進め方を決定
全商工第三一期定期大会（～4日）運動方針を決定
原水禁国民会議、被爆二二周年原水禁世界大会（～3日）、4日から広島大会（～6日）、9日に長崎大会
2 第二回アジア核禁会議広島大会3日に長崎大会
電通共闘第七回定期評議員会（～3日）運動方針を決定
3 公務員共闘第四次統一行動（～5日）集会、デモ
国会、健保特例法案をめぐって審議混乱、野党は牛歩戦術
4 専売公社、全専売の昨年末、今春闘、合反の各闘争に対し、役員一二五人の処分を発表
原水協、第一三回原水爆禁止世界大会（～6日）、5日に広島大会、9日に長崎大会
5 佐々木社会党委員長、健保特例法案審議についての衆院議長のあっせん案を受諾、しかし党内の承認が得られず、成田書記長とともに辞意を表明
8 全化同盟第一六回定期大会（～10日）国際化学一般労組同盟への再加入、全食品同盟との統合促進などの運動方針を決定
日本パルプ労組中執委、紙パ労連脱退方針を決定
9 住友金属別子労組、別子銅山の一部閉山縮小をめぐる団交決裂し無期限ストに突入
11 全国セメント第二二回定期大会（～13日）運動方針を決定
14 全専売第二一回定期大会（～17日）運動方針を決定
住友金属別子労組、配置転換についての要求認められスト解除
15 人事院、一般職国家公務員の給与改正に関する勧告、基準内平均七%、都市手当新設
三里塚空港反対・強制測量実力阻止平和集会に参加した反対同盟の農民ら、千葉県庁にすわり込み

17 全気象第一一回定期大会（～20日）
同盟、流動する労働戦線に対する見解を確認、18日発表
全繊同盟化繊部会賃上げ交渉決裂、18日あっせん申請

18 第五六臨時国会最終日、健保特例法案成立

19 公務員共闘幹事会、秋季年末闘争方針を決定

21 社会党第二九回臨時大会（～20日）佐々木委員長と成田書記長が正式辞任、新たに勝間田委員長、江田・河野（再任）副委員長、山本書記長を選任
全建労第二〇回定期大会（～24日）運動方針、秋闘方針を決定
全財務第一五回定期大会（～24日）国公共闘と大蔵国公から脱退する方向を確認、正式脱退手続きは保留

22 全造船機械第二九回定期大会（～25日）運動方針を決定、役員選挙・闘争の進め方をめぐって激しい対立

23 全鉱第五三回定期大会（～25日）鉱業政策推進の運動方針を決定
全金同盟第一七回定期大会（～25日）運動方針を決定、中央集権化の規約改正
電労連第一四回定期大会（～24日）運動方針を決定、IMFとの連帯問題は慎重論に後退

24 全国ガス労連第二三回年次大会（～26日）運動方針を決定、北海道地協統一問題の審議をめぐって役員人事決まらず休会
日建協第二四回定期大会（～25日）運動方針、来春闘における同一歩調を決定
民放労連第二三回定期大会（～27日）運動方針、当面の秋闘方針を決定、三スト権を確立
総評全国一般第一五回定期大会（～25日）

25 全繊同盟化繊部会賃金紛争に中労委あっせん案提示、労使とも受諾

26 自治労第一六回定期大会（～29日）運動方針などを決定、勧告閣議決定期に一時間ストを予定
北九州市職労の除籍を可決

28 総評最賃闘争全国代表者会議（～29日）11月に統一スト実施を決定
全日本相互銀行労働組合連合会議（相銀労連）結成大会、全相銀連から脱退した九単組を結集

29 全日自労第二五回定期大会（～1日）運動方針を決定
三菱重工労連第二回定期大会（～30日）運動方針を決定
ベトナムにおける戦争犯罪調査日本委員会主催、東京法廷開く（～30日）

30 動力車労組第一五回臨時大会（～31日）定期大会流会の因となった門司港支部解雇者に対する措置に決着をつけ、五万人合理化に対する半日スト反復の闘争方針を決定

31 中立労連全体会議、全外連の加盟を承認
全逓、時短要求で東京地区に半日ストまたは職場大会を指令
全港湾第二二回定期大会（～1日）
労働省、繊維産業雇用会議を開く、今後も鉄鋼、電機、自動車の各産業雇用会議を持つ予定

9月

1 全逓時短闘争、集中処理局の労働条件の話合いまとまり、時短は継続交渉、都内四局の半日ストは時間切れ突入後中止
政府臨時物価関係閣僚会議、消費者米価一四・四%値上げの意

日経連臨時総会，産業平和運動を提唱

見をまとめ米価審議会に諮問、8日閣議決定

2 全織同盟統一賃闘、地織の一部を残して各部会とも解決

4 総評幹事会、最賃制度審議会への復帰の意向を固める

全国自動車第六回定期大会（～6日）運動方針を決定

5 ゴム労連第三回定期大会（～6日）運動方針を決定

6 全交運第二四回定期委員会、一九六七年度活動方針を決定

東京高裁、東京中郵職場離脱事件の差戻し審で一審の無罪判決を支持、控訴棄却

7 全水道第九回定期大会（～9日）

全米自動車労組（UAW）協約改定闘争でフォードがスト突入

9 総評・食管連主催、9・9消費者米価値上げ反対、食管制度を守り、諸物価値上げに反対する国民総決起大会

10 社会保険医療協議会、医療費の七・七％引上げを厚相に建議

11 ホテル労連第一九回定期大会（～12日）運動方針を決定、国際食品労連加盟を否決

住友セメント労組、女子の結婚退職制度の撤廃を要求、女子労働者五〇〇人の第三波九六時間スト

米ニューヨーク市公立校教員四万一〇〇〇人、集団辞職による事実上のスト、20日暫定妥結

13 関東経営者協会臨時総会

14 総評拡大評議員会、秋季年末闘争方針を決定、労働戦線統一問題、最賃・公務員制度両審議会への復帰問題を審議

15 国鉄当局、国労と動労の春闘など三闘争に対して処分を通告

16 総評、中央社保協主催のもとに第一回高齢者中央集会開く

ラジオ中国労組委員長、6月の時限スト指導で逮捕

18 日本民主青年同盟第一〇回全国大会（～18日）

総評スト権奪還特別委、公務員制度審議会への復帰を正式決定

20 第六回春闘共闘委賃金専門委員会総会（～20日）

食品労連第三回定期大会（～20日）全糖労協との二重加盟を排する運動方針を決定

日電工（連合会改組）第一回定期大会（～19日）厳正中立方針

日高教一三県派第二五回臨時大会（～21日）秋闘方針を決定

21 全日自労第一次中央行動（～21日）

22 公務員共闘第五次統一行動（～22日）

全損保第二四回定期大会（～24日）運動方針を決定

23 石炭鉱業年金基金設立総会

25 出版労協第一四回定期大会（～24日）

26 地銀連第一四回全国大会（～27日）運動方針、統一賃闘方針

27 全自運第二四回定期大会（～28日）運動方針を決定

日本パルプ労組定期大会、紙パ労連からの脱退を決定

炭労第五三回定期大会（～30日）石炭国有化の推進など運動方針を決定

28 日教組第三三回臨時大会（～28日）10・26ストを中心とする秋季年末闘争方針を決定

損保労連第二回定期大会（～28日）運動方針を決定

国労賃上げ配分交渉、大筋了解点に達しスト中止

動労賃上げ配分交渉決裂、八拠点で二時間スト

三池三川鉱で坑内火災、七人が死亡、二百数十人のCO中毒者

を出す

29 総評幹事会、政策委員会の構想をまとめ発表

政労協第一七回臨時大会、特殊法人統廃合反対実力行使を決定

30 全国金属第二〇回定期大会（～2日）運動方針を決定

10月

1 全国民連第五回全国総会

2 動力車労組全国代表者会議（～3日）賃金配分闘争集約を決定

公務員制度審議会、総評の復帰で一年四ヵ月ぶりに再開

3 松下電器、定年を五八歳まで延長、その後二年間再雇用を保障すると回答

4 国鉄労組中央委（～5日）ベトナム反戦統一行動日に軍用物資輸送拒否の拠点順法闘争を決定

日本共産党第五回中央委総会（～6日）当面の国際共産主義運動、大衆宣伝・大衆運動、機関紙拡大、党内教育、参院選挙などについて討議・決定

5 中立労連拡大全体会議、役員改選問題で調整つかず

海員組合第二六回定期大会（～9日）活動方針を決定、リコール運動の統制処分、無線通信士定員問題を承認

6 総評・公務員共闘会議、10・26ストライキ宣言中央集会

全駐労、退職金増額要求第一波二四支部一時間スト

社会・民社・公明・共産四野党書記長会談、沖縄・小笠原早期返還要求で合意に達す

7 国鉄当局、大井工場の新勤務体制反対ストに対し、組合員の八割に当たる二一五〇人を処分

8 三派系全学連など、首相の東南アジアへの出発を阻止しようと羽田空港周辺で警官隊と衝突、学生一名が死亡

9 全官公第九回定期大会、一年間の活動方針を決定

12 私鉄総連退職金闘争、中労委調停案を受諾、15日のスト中止

13 日教組、10・26一時間スト指令

16 沖縄県労協第七回定期大会、国際自由労連への一括加盟を決定

17 IMF・JC、賃闘連絡会議の12月発足を決定

19 新聞労連第二九回臨時大会（～18日）秋から春への闘争方針

新産別第一九回定期大会（～21日）運動方針のうち政党との関係の部分は保留さる。

20 国鉄労組、米軍の航空用ガソリン、弾薬類などの軍需輸送に反対し東京地本がタンク車作業の順法闘争に入る、20日には全国の米軍基地をひかえる一五の拠点で順法闘争を実施

政府、人事院勧告について引上げ額は勧告通り七・九%、実施時期は8月（勧告は5月）とすることを閣議決定

21 日経連臨時総会、前田専務理事は産業平和運動を提唱、政府はガイディング・ライトというべき賃金指標を公表すべきであると述べた

総評・中立労連のよびかけで、ベトナム反戦、沖縄小笠原の即時返還などを要求する10・21統一行動、全国で集会一五〇万人またこの日は世界各国主要都市で国際反戦統一行動集会、ワシントンでは国防総省にデモ

22 同盟全紙パ第二回定期大会、運動方針を決定

23 全海連第三〇回定期大会（～22日）運動方針を決定

私鉄総連退職金闘争、中小一一組合がスト

総評・中立労連、六八年春闘共

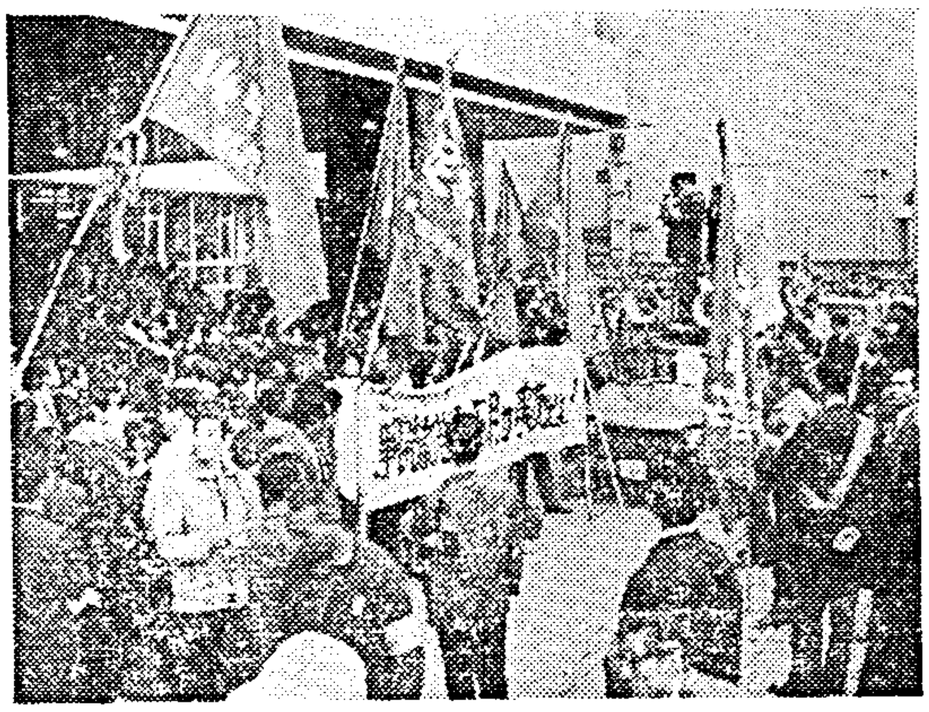

総評・公務員共闘10・26スト

24 闘委員会を発足させ、春闘構想を発表、春闘宣言
自動車労協第三回協議委員会、今年度の活動方針を決定
北日本製紙労組、一般投票の結果、紙パ労連から脱退を決定
千代田化工建設労使、給料条件契約更改制についての協定書に調印、四二歳以上男子を対象

25 春闘共闘委、同盟に春闘共同闘争強化を申入れ、26日同盟拒否
全建総連第八回定期大会（～27日）秋季年末闘争方針を決定
全自交第二三回定期大会（～27日）運動方針を決定
全駐労退職金闘争、第二波三時間スト

26 全米自動車労組争議妥結
総評・公務員共闘10・26スト、日教組・都市交通など時限スト
自治労・全農林はスト中止
航空機産業労働組合協議会（航労協）発足大会、八労組参加

27 民社党第七回中央委員会、六八年の参院選挙体制を討議決定
総評民間単産会議、11・21秋闘第二次統一行動へのスト集中申合わせ

29 全国ガス労連第二三回年次大会再開大会、北海道ガスの第二組合へ復帰呼びかけのアピール
海員無線通信士定員交渉、協定有効期限一杯合意に至らず、満了後も団交継続で解決に努力するとの確認書を取交す

31

11月

1 中立労連全体会議、佐藤議長と岡村事務局長の新役員を内定

2 護憲連合主催、憲法改悪反対・平和と民主主義を守る第四回国民大会（～4日）

5 安保破棄中央実行委主催、ベトナム支援、諸要求貫徹大集会

7 日放労第四七回臨時大会、放送の自由を守るための決議を採択

8 岩井総評事務局長、主流単産書記長と労働戦線統一促進について非公式に話合い

9 三井三池労組、条件つきでCO中毒患者の再審査受諾の態度
沖縄・小笠原即時無条件全面返還を要求する中央集会、三派・革マル両系全学連の処置をめぐる社共の対立で事実上の流会

10 福島交通の織田社長、全従業員解雇の社告、11日いったん軟化

11 国労東京地本、品川操車場の信号所合理化問題で順法闘争突入

12 由比忠之進氏、佐藤首相の沖縄にたいする態度とアメリカの北ベトナム爆撃に抗議焼身自殺
佐藤首相、訪米に出発、労組員ら羽田空港に集まり訪米反対の意思表示、三派・革マル系全学連は空港付近で警官隊と衝突し流血

13 岩井総評事務局長、来春闘に臨む事務局長アピール（岩井構想）を発表
国労品川操車場の順法闘争強化で列車の遅れ目立つ（～14日）
労働省、自動車産業雇用会議を開き意見を交換
ベ平連（ベトナムに平和を！市民連合）、米空母から四人の水兵が脱走と発表

14 中央雇用対策協議会、政府に技能労働者確保対策を要望
日経連、能力主義管理に関するトップ経営者の意見調査結果報告を発表
中央社保協第一一回総会（～16日）

15 総評評議員会、秋闘第二・三次統一行動の強化策を決定
交通労連第四回定期大会（～17日）運動方針を決定

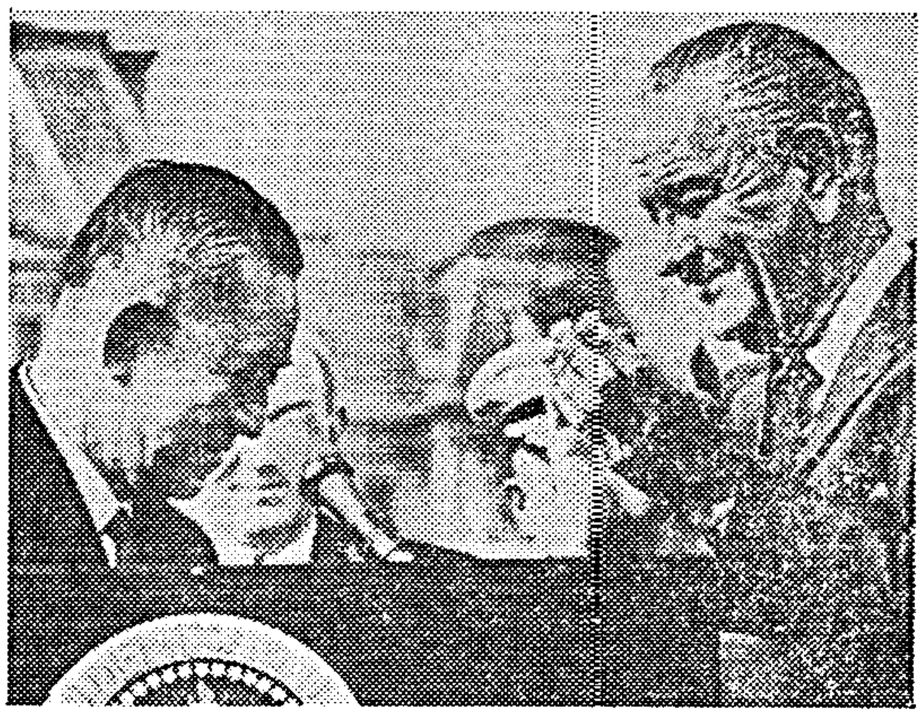

16 佐藤首相、ジョンソン米大統領との会議を終え日米共同コミュニケを発表、沖縄問題持越し、小笠原は一年以内の含みで返還

17 労働省、単調労働実態調査結果を中間発表

18 総評、政策委員会を発足さす
国鉄当局、新賃金配分順法闘争に対して処分を通告

19 全駐労、退手闘争第三波ストの延期、決戦期の3月移行決定
英国政府、ポンドの対ドル平価一四・三%切下げを発表

20 池田創価学会会長「公明党にもその支持母体として労組をつくることを検討したい」と提案
国労全国三〇ヵ所で人べらし、軍事輸送に反対して順法闘争（～22日）

21 沖縄復帰協主催「日米両政府に対する抗議県民大会」、一一万人参加、首相の退陣要求
総評・中立労連、秋闘第二次統一行動、沖縄返還・ベトナム反戦を掲げ各単産時限ストなど

24 中立労連全体会議、新議長に佐藤芳夫、事務局長に岡村恵選出

25 第二次佐藤改造内閣発足、新労相に小川平二

26 私鉄総連、統一労働協約闘争第二波半日ストを中止

29 海員一般投票の結果、無線通信士定員交渉の行詰り打開のための執行部案支持さる
福島交通、一五〇人解雇予告
日本国内航空労組、深夜運航に反対三時間スト

30 全電通中央委（～1日）専従役員の企業離籍など組織強化方針
池田創価学会会長、新労組の組織づくりについて「明年参院選後に着手、経済闘争を主体に」と構想を語る

12月

1 春闘共闘委戦術委、春闘前段のたたかい方を協議
全逓、日曜配達の完全廃止・時短など要求、超勤拒否に入る

2 春闘共闘委、一九六八年賃金白書を発表
福島交通、さらに一五〇人の解雇予告を通知
全日農結成一〇周年記念第一〇回全国大会（～3日）運動方針を決定
野党四党書記長会談、沖縄返還運動の進め方を話合ったが民社が共産との共同行動を拒否

4 第五七臨時国会召集

5 全逓年末闘争、二七項目を解決時短・日曜配達廃止などは継続交渉として妥結
海員無線通信士定員交渉、トップ会談、団交で合意に達す、7日仮調印

6 日経連常任理事会、来春闘に対する基本的な方針を決定
社会・共産・公明の野党三党、沖縄共同要求を政府に申入れ

7 同盟、一九六八年賃金白書――高賃金・高福祉実現のために――を発表

8 IMF・JC、賃金闘争連絡会議を発足させ、「四三年賃金闘争のために」（賃金白書）を発表
同盟の役員選考委員会、滝田会長・重枝書記長で最終結論

10 炭労、石炭産業国有化闘争委員会を発足させ、国有化闘争宣言
私鉄総連統一労協闘争、中小四一組合第三波スト

12 国労合理化反対闘争、東京中心に国電部門順法闘争に突入

13 公務員共闘第九次中央動員行動（～14日）
横浜市教育委、10・26休暇闘争で市教組三役を停職処分

1968年

1月

1 電通共闘、総評へ一括加盟手続き、二二組合が批准終わる
日本航空労働組合連盟会議（日航連盟会議）発足

4 社会党、「日本における社会主義への道と一九七〇年闘争」いわゆる中期路線の中間報告案を発表

7 日本共産党、安全保障政策「日米軍事同盟の打破、沖縄の祖国復帰実現――独立・平和・中立の日本をめざして」を発表

8 総評幹事会、エンタープライズ寄港反対闘争方針を決定

10 社会党、春闘方針案を決定「春闘勝利のために」を通達

12 東京都公安委員会、原水禁が申請した会期中の国会へのデモを公安条例制定以来初めて許可

13 三池災害CO中毒患者の取扱いをめぐる炭労と三井鉱山の最終交渉、四年余ぶりで妥結

14 郵政省、全逓の合反・年末闘争に対し三〇六一名の処分を発令
中央大学学生自治会、学費値上げ反対でストに突入
民放労連第二四回臨時大会（～15日）春闘方針を決定

15 佐世保で民社党、同盟系が核基地化抗議大集会
三派系全学連中核派の学生約二〇〇人、飯田橋駅付近で機動隊と衝突、一三一人が凶器準備集合罪の疑いで検挙さる

16 反代々木系全学連学生ら、佐世保基地付近で連日警官隊と衝突（～19日）
社会・共産・公明三党書記長会談、核兵器持込み反対、日本の核武装化反対など五項目の共同要求決定

14 総評の訪米使節団帰国、AFL・CIOからは話合い拒否さる

15 国労・動労の合理化反対闘争、一応の了解に達し時限スト中止
総評秋闘第三次、公務員共闘第九次統一行動中央総決起大会

16 福島交通労組、22日全日スト宣言
東京都、東交・都教組の10・26スト参加者全員二万六〇一二人を処分

17 労働省、昭和四二年六月末現在労働組合基本調査を発表、民間労組組織人員で同盟が総評を追越す
全学連（三派系）全国大会（～18日）

18 福岡高裁、佐賀・福岡両県教組の地公法違反に無罪判決

19 積水化学労組臨時大会、合化労連脱退を決定

20 同盟、産業政策および長期賃金計画の第一次報告を発表

22 福島交通争議、株主斡旋による折衝の結果、織田社長退陣の含みで話合いつきスト中止

25 中央最低賃金審議会総会、一年二ヵ月ぶりに総評側委員が出席し正常化

27 第五八通常国会召集

28 福島交通役員会、織田社長ら全役員の辞任決める、解雇問題の解決は新役員選任後に持越し

17 電労連、関連産業労組との間に全国電労協連絡会議の結成準備会を発足さす
公明党、佐世保でエンタープライズ寄港反対大集会、初の大衆行動
社共両系諸団体も佐世保現地動員を増し青年学生など集会

18 同盟第四回定期大会（～20日）運動方針、憲章改正など決定、新会長に滝田実、新書記長に重枝琢巳を選出
日経連賃金白書「激動する国際環境と日本経済――産業平和と賃金合理化」を発表
全国・中央両実行委共催、アメリカのベトナム侵略反対・沖縄小笠原即時返還要求・原子力艦隊寄港阻止佐世保大集会

19 米原子力空母エンタープライズ佐世保に入港（23日出港）

20 全日本エンジニアリング産業労働組合協議会結成大会

21 自民党第二〇回定期党大会、運動方針、大会宣言など決定
船舶通信士協会（船通協）臨時総会、海員組合脱退の方向決定
全国・中央両実行委共催、米原子力艦隊寄港抗議1・21佐世保集会、学生らは再び衝突繰返す

22 国鉄労組中央委（～23日）五万人合理化反対で2・3月に五波にわたる順法闘争、時限ストの闘争方針を決定
全農林中央委、農林省当局が20日抜打ち的に強行した勤務評定に抗議、白紙撤回まで闘う方針

23 全電通の賃金不均衡是正要求（'66・8・17要求）に公労委調停案提示、労使とも受諾し団交再開へ
全硝労第一六回定期大会（～27日）組織問題で意見調整つかず春闘を前に機能マヒ
北朝鮮海岸近くで米海軍情報収集艦プエブロ号、捕獲され緊張状態数日つづく

24 海員緊急中執委、無線通信士の組織分裂問題で自重呼びかけのアピールを発す
国鉄当局、五万人合理化反対順法闘争についての見解をまとめ配布、国労に対し闘争中止を申入れ、国労直ちに反論声明
社会党第三〇回定期大会（～26日）「日本における社会主義への道と一九七〇年闘争方針（中期路線）」など一二議案を承認

26 国際自由労連アジア地域組織（ARO）アジア労組経済会議（～29日・ニューデリー）
動力車労組臨時中央委、五万人合理化反対当面の闘争方針決定
DILA（百貨店労組海外事情研究協議会）第四回総会、六八年度活動方針を決定
東京高裁、田町電車区入浴事件について撮影は肖像権侵害と一審の無罪判決を支持

27 日教組第一七次・日高教第一四次教研全国集会（～30日）
第五八通常国会再開

29 全国運輸第一二回臨時評議員会春闘方針、連合体移行に伴う基本事項について決定
社会党の委員長ら国会議員四〇人、五万人合理化反対闘争支援を兼ね列車に乗込み実情調査

30 ARO執行委員会、新会長に滝田同盟会長を選出
中央雇用対策協議会、労働省の労働力不足対策、特に傾斜的配置をめぐって賛否両論交さる
全日通第一六回臨時大会、春闘初参加の賃闘方針を決定、スト権を確立
新聞労連第三〇回臨時大会（～

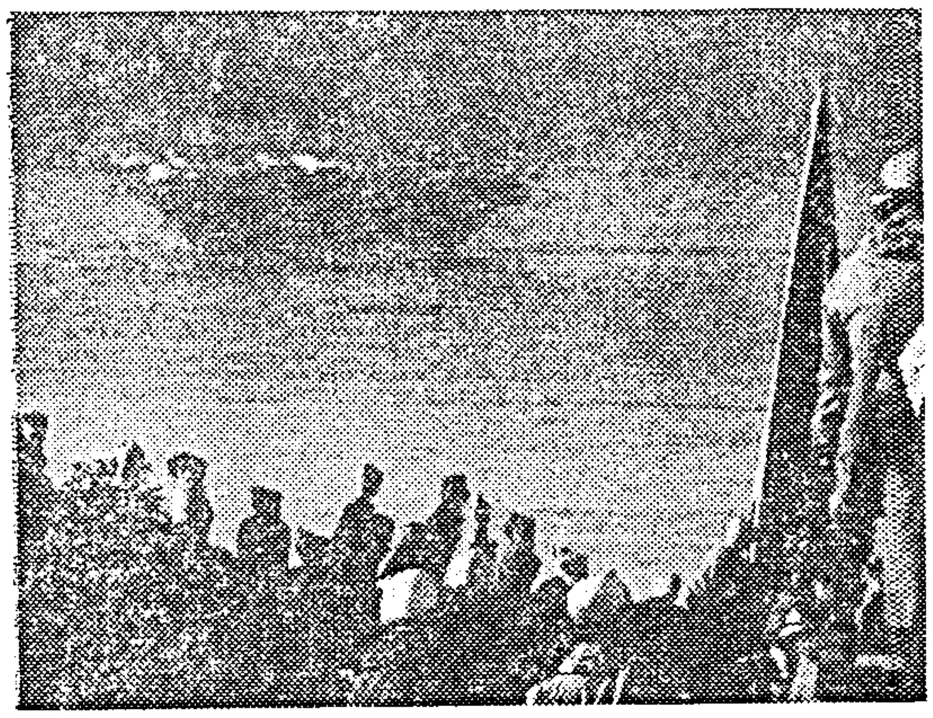

米原子力空母エンタープライズ寄港抗議行動

31日）春闘方針を決定
スースロフ団長らソ連共産党代表、日本共産党と会談のため来日

2月

1 岩井総評事務局長、JC春闘打破、七〇年闘争にむけての複数共闘方式の採用など当面の情勢についての見解示す
社会、民社、公明の各党、それぞれ日本の非核武装決議案を国会に提出

2 神奈川県民間産業労働組合懇談会発足大会
東京都公安委員会、ベ平連の申請に対し開会中の国会デモ許可

5 失貧共闘（全日自労など）主催朝日訴訟の教訓に学び、失業と貧困に反対する中央集会
米軍B52嘉手納基地に大量進駐

6 国労、五万人合理化反対第一波順法闘争の一時中止を指令
倉石農相「現行憲法は他力本願であり軍備が必要」と発言、野党はこれを追及し国会審議を拒否、23日農相辞任で解決

7 日本共産党、ソ連共産党代表団と会談の結果「両党関係正常化に合意した」との共同コミュニケを発表

8 同盟、中央賃金闘争委員会発足
全石油第二一回臨時大会（～9日）春闘方針を決定
全日自労中央委（～11日）失対打切り反対で非常事態闘争宣言
社会・共産・公明三党、核兵器についての共同声明と国会に共同提案する「日本の非核武装と核兵器禁止に関する決議案」を発表

10 化学同盟第二一回臨時大会（～12日）春闘方針を決定
化労連（全国民連系）第四回全国大会、二年ぶりに開催し再建強化方針を確認

14 全国金属第二一回臨時大会（～15日）春闘方針を決定、統一スト権を確立
自治労、地方公務員定年制法制化阻止第一次統一行動（～16日）

15 日本生産性本部、昭和四二年春季賃金交渉分析（初の賃金白書）を発表

16 総理府統計局発表の昭和四二年平均労働力調査で、就業者のうち農林業の占める割合が初めて二〇％を割り一九・三％
自治省、地方公共団体職員の定年制実施のための地方公務員法改正案要綱をまとめる
中央大学学費値上げ紛争、大学側の値上げ案白紙撤回で解決

17 総評主婦の会など主催、第四回内職大会（～18日）
全建労第二一回臨時大会（～19日）春闘方針を決定
全国・中央・横須賀の三実行委共催、ベトナム侵略反対・エンタープライズ寄港阻止・米原潜入港抗議横須賀集会

18 合化労連第三八回臨時大会（～19日）春闘方針を決定、三スト権を確立
出版労協第一五回臨時大会、春闘方針を決定

19 国労・動労、五万人合理化反対第一波順法闘争に突入（～22日）

20 鉄鋼労連第三八回臨時大会（～21日）春闘方針を決定、労連スト権を確立
炭労第五四回臨時大会（～23日）国有化春闘方針を審議、スト権委譲を決定

21 政労協第一八回臨時大会、反合理化統一闘争方針、六八賃闘方針を決定
全繊同盟第二三回定期大会（～

23日）賃闘の春期移行、時短闘争など運動方針を決定
福島交通の新経営陣発足、労組と話合いの結果、解雇取消しなどを協定、労組はスト権を解除
一般同盟第三回定期大会（〜24日）運動方針を決定
北九州市労連、合理化反対第一波実力行使、現業一日スト
神奈川県教委、神教組の10・26ストに対し行政処分を発表
共産主義労働者党第二回党大会（〜25日）
春闘共闘委、2・25物価メーデー（春闘第一次統一行動）中央集会二一万、全国二五〇万参加
第四回全国出稼ぎ者総決起大会
公務員共闘第九次賃闘第一次全国統一行動（〜28日）
全日農、食管制度堅持・米価要求・農地法改悪粉砕全国農民大会
成田新国際空港建設に反対する集会デモ、警官隊と衝突
世界共産党・労働者党協議会（〜3月5日・ブダペスト）
国労・動労、第二波順法闘争に突入、29日から闘争強化
日高教（一三県派）第二六回特別大会（〜28日）春〜夏の闘争推進など審議
東京地裁、東京12チャンネル労組員の解雇は無効と判決
紙パ労連第四一回臨時大会、春闘方針を決定、産業別スト権を確立
全駐労退手闘争第三波二時間スト
日本共産党第六回中央委総会（〜3月6日）「労働戦線の階級的統一をめざす労働組合運動のあらたな前進と発展のために——わが党の当面する諸問題」を決定（4日採択、6日発表）

3月

国労・動労、五万人合理化反対第二波半日スト、五二拠点で四時間ストの後、中止を指令
全ト労連第五回臨時大会、全国運輸と共闘の春闘方針を決定
日建協第二五回定期大会（〜4日）運動方針を決定
日教組中央委（〜5日）教育公務員特例法改悪（超勤手当新設）粉砕闘争宣言
部落解放同盟第二三回全国大会（〜5日）
総評第三五回臨時大会、春闘方針を決定
全鉱第五四回臨時大会（〜7日）春闘方針を決定
労働省、造船産業雇用会議を開き技能者養成問題などを協議
文部省、日教組に対し教職特別手当案などについて話合いたいと申入れ、11日、日教組は拒否
春闘共闘委、春闘権利討論集会（〜9日）
全農協労連第一四回臨時大会、3・26統一スト体制確立
政府、地公法改正案（定年制）を国会に提出
民社党第一〇回定期大会（〜9日）運動方針、参院選五大政策を決定
王子米軍野戦病院開設に反対する反日共系全学連の波状デモが警官隊と衝突、負傷者多数
那覇市議会、B52即時撤去核基地反対の決議を全会一致採択
原水禁国民会議主催、日本非核武装宣言と被爆者援護法制定を要求する中央集会
ゴム全協第二回定期大会（〜11日）運動方針を決定
成田新国際空港建設反対の地元反対同盟と全国反戦青年委の集

東京放送労組放送の反動化に抗議してスト

12 会に参加した三派系全学連は公団事務所への突入をはかる
国労、五万人合理化反対第三次順法闘争（～15日）
自民党総務会、三派系全学連に破防法を適用すべしとの態度
14 動力車労組中央委（～15日）、23日半日ストを決め指令
全駐労退職金増額闘争、全国一七カ所の米軍基地で四八時間スト（～15日）
15 マスコミ共闘第二次統一行動で民放労連四〇組合と新聞労連二四組合が統一時限スト
治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟結成大会
20 現地反対同盟と社会党系共闘会議共催、三里塚空港粉砕3・20大集会
21 国労・動労、第四次順法闘争に突入
22 資源労連第四回定期大会（～23日）運動方針を決定
全自運第二五回臨時大会、春闘スト権を確立
23 全駐労、中間回答を検討し25日からの一二〇時間ストを延期
国労と動労は徹夜交渉の末、時間切れで半日ストに突入したがトップ会談で話合いつき中止を指令
東京放送、成田取材関係者の処分を発表
25 旭川地裁、全逓猿払事件について現業公務員の政治活動制限は違憲と判決
26 春闘共闘委全国統一行動日、全鉱二四時間など一一単産がスト
公務員共闘第二次全国統一行動（～27日）中央動員者集会
27 全鉱協約闘争、前日の全山ストに引続き三菱・同和の指定無期限ストに突入したが、労災補償などについて了解点に達す
IMF・JC、関東・関西両地連でJC賃闘勝利の集い
28 全炭鉱第一六回定期大会（～28日）石炭産業安定化闘争方針・賃金闘争方針を決定
国公共闘、一万円要求を決定
30 総評医療共闘会議、医療危機突破中央決起集会
東京高裁、青梅事件差戻し審に全員無罪判決
31 成田空港反対闘争三たび衝突
ジョンソン米大統領、北ベトナムへの爆撃の一部を除く一方的停止を宣言、次期大統領選への不出馬を声明

4月

1 海員の賃上げなど協約改定交渉決裂
東京放送労組、田英夫氏解任などの人事異動は放送の反動化と報道局を中心に五〇時間スト
2 王子野戦病院反対の三派系全学連デモ衝突の騒ぎで群衆の一人が死亡
合化労連先行中核八組合二四時間スト
3 六八年春闘勝利を目指す青年・婦人労働者総決起中央集会
私鉄総連、六八春闘中小私鉄・バス危機突破大会（～4日）
全国セメント第一波二組合二四時間スト
京都地裁、京都公安条例のデモ規制は違憲とする再度の判決
美濃部東京都知事、在日米軍司令部に王子病院の閉鎖を要請
4 北ベトナム政府、ハノイ放送を通じ、対米会談に応ずる用意があると声明
米黒人運動の指導者キング師撃たれ死亡、各地に黒人暴動起こり次第に激化
5 春闘前半のヤマ場、民間一三単

6 産がストを集中、合化労連一四組合二四～四八時間スト、炭労五二山二四時間ストなど
関経協第二三回定時総会
電機労連、東・西日本で六八春闘勝利五万人集会
沖縄県労協臨時大会、スト宣言
全国・中央・横須賀各実行委共催、ベトナム侵略反対・エンタープライズ寄港阻止・米原潜入港抗議横須賀大集会

7 全駐労中央委、退職手当増額闘争の終結を決定

8 公労協と交運共闘の合同会議、4月下旬に三波の実力行使方針を決定
世界労連緊急臨時評議会（～10日・モスクワ）ベトナム人民とその国際連帯、アメリカの武力侵略非難のアピール、決議を採択

10 同盟賃闘中央総決起集会
全自交、東京・大阪を拠点に四時間スト

11 総評主催、アメリカのベトナム侵略反対・佐藤内閣の退陣を要求する中央総決起集会
鉄鋼労連スト投票結果、住友金属確立できず、大手統一スト権は三年連続不成立

12 政府、三派系全学連への破防法適用見合わせ、騒乱罪の適用準備で意見一致
公明党第六回党大会、安保条約の段階的解消の方針示す
公労協・交運共闘、統一スト宣言中央総決起大会

13 「売国者」発言の穂積議員登院停止三〇日の懲罰
鉄鋼大手五社、三二〇〇円回答
農村労連第四回定期大会（～14日）運動方針を決定

15 炭労、国有化と一万円賃上げを要求して四八時間スト突入、全炭鉱と炭職協も二四時間スト、交渉の結果一応の足がかりでき炭労はスト二四時間で中止

16 全鉱先行組合（四企業連）四八時間ストに突入
海員協約改定交渉再開、賃上げ一〇％で妥結、17日調印

17 金融共闘第五次統一行動日、地銀連など時限スト
美濃部東京都知事、朝鮮大学校を各種学校として正式認可
検察当局、過激な学生デモに騒乱罪適用の統一見解まとめる

18 沖縄県労協、復帰春闘第一波統一実力行使

19 日経連創設二〇周年記念定時総会、「今後の労使関係の課題と経営者の見解」を採択
春闘の大詰、民間組合いっせいにスト、電機労連三二組合七二時間スト突入を始め、全石油、全国セメント、全国金属、ゴム労連、合化労連の各傘下組合が二四時間または四八時間スト

20 国労・動労、春闘第一次順法闘争（～21日）
公務員共闘第三次統一行動

21 交運共闘第一波実力行使、全日通一時間、全自運二～四時間、全ト労連一時間、全国運輸一時間、全港湾大阪七二時間のスト

22 私鉄総連大手、五〇〇〇円回答で二四時間スト寸前に中止
全自交第二波四時間スト
全国反戦青年委、ベトナム反戦・沖縄奪還・国際青年共同行動中央集会

24 全電通育児休職制度（5月1日実施）細目まとまる、期間は最大限三年、無給
国労・動労、再び順法闘争突入
電機労連第二波七二時間スト、大手三、中小一七組合が突入し大部分は回避

沖縄全軍労24時間全面スト

25 沖縄県労協第二波統一実力行使（23・24日）で全軍労が一〇割年休闘争（二四時間全面スト）を実施
公労協第一波統一スト、昨年並みの賃上げ回答を拒否、国労二時間、動労四時間、全逓半日、全専売四時間、全印刷二時間の各拠点スト
交運共闘統一実力行使、私鉄総連中小一〇八組合二四時間スト突入（九二組合終日）、全日通第二波二四時間スト、全日通は同夜妥結26日四八時間スト回避
26 全国基地連主催、全国軍事基地反対代表者会議
27 公労委、基準内七％プラス四〇〇円の調停委員長見解を提示、仲裁移行に決まる
公労協各組合第二波スト中止を指令するも一部で時間切れスト
28 私鉄総連第三波スト、中小四四組合終日スト
沖縄返還デー、那覇はじめ沖縄四ヵ所の祖国復帰要求県民総決起大会に二〇万人余が参加、また北緯二七度線上で本土と沖縄から代表が参加して海上大会、本土では27・28両日にわたり沖縄返還要求国民大会が中央と各地方で開催さる

5月

1 第三九回メーデー、全国一〇九三ヵ所に六八〇万人参加の新記録、中央メーデーは五五万人
3 北ベトナム、和平予備会談の場所にパリを提案、米も受諾
4 郵政省、4・25半日スト参加の全逓組合員二八二〇人処分、電電公社も全電通一三七〇人処分
6 経済企画庁、昭和四二年国民所得統計発表、国民総生産は資本主義国三位となるも一人当り国民所得は米国の三分の一
7 佐世保港で異常放射能検出
日教組第三四回定期大会（～10日）教育闘争重点の運動方針、'71年度からプロ専従制確立
フランション仏CGT議長ら来日
総評との交流会議に出席、15日共同覚書を発表
8 科学技術庁、佐世保の原潜停泊地から異常放射能測定と発表
9 専売公社、全専売の4・25スト参加者一八二人を処分
10 公労委、三公社五現業賃金に仲裁裁定、4月以降基準内七％プラス四〇〇円
11 国鉄当局、国労・動労の五万人合理化反対闘争に対し解雇一九人を含む八五三五人を処分
13 パリの学生騒動激化、労働総同盟などのゼネストに発展
15 鉄鋼労連政策委、八幡・富士合併対策を協議
16 公務員共闘全国一斉決起集会
金融共闘統一行動、地銀連五組合の時限ストなど
17 市銀連第一三回大会（～16日）
18 炭労賃上げ要求、第一波大手七社労組四八時間スト、中小三五労組二四時間スト
20 全銀総連第一二回総会
全食品同盟第二二回定期大会（～19日）運動方針を決定
22 炭労第二波大手七労組四八時間中小三二労組二四時間スト
フランスのスト参加者八〇〇万人を越え全土ゼネスト状態
春闘共闘委戦術委、今春闘の中間総括、五四〇〇円（一四％）程度の賃上げを獲得、一応の成果を収めたと評価
公務員共闘第四次統一行動、地公定年法案と教育三法案が廃案の見通しとなり、自治労は戦術ダウン、日教組も23日早朝スト

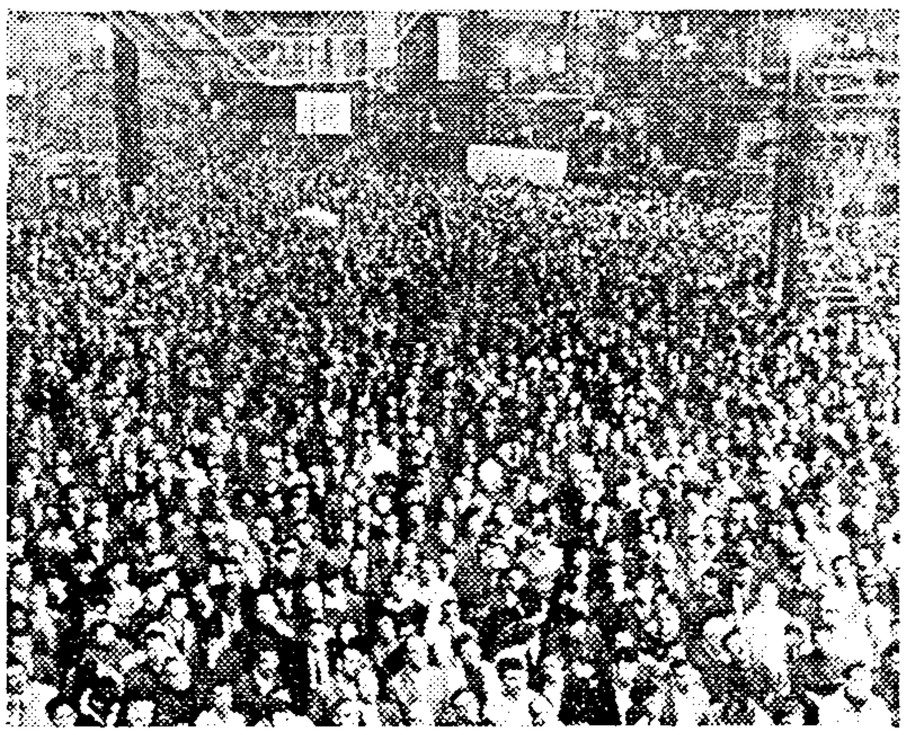

フラレスでゼネスト（ルノーの労働者集会）

23 を中止
沖縄県労協第三波統一実力行使
炭労第三波大手七労組四八時間スト突入、24日午前一時中止
郵政省と電電公社、4・25半日スト第二次処分、組合役員を主対象に全逓二五四人、全電通五一五人、とくに全電通は解雇一七人を含む

24 総評拡大評議員会、春闘中間総括、新運動方針骨子を協議
第五八通常国会実質審議終わり、教育三法案、地公定年制法案は審議未了

25 全駐労、防衛施設庁に原潜関係作業拒否を申入れ

26 船舶通信士協会定期総会、海員脱退と新組合結成準備の方向を確認したが、時期は再検討

27 国際金属労連第二一回大会（～31日・チューリッヒ）新行動綱領を宣言

28 中労委、石炭賃金調停案提示、炭労は中小再検討の態度、全炭鉱は受諾
動力車労組第二〇回定期大会（～1日）五万人合理化反対闘争を中心とした運動方針決定
日高教（一三県派）第二七回定期大会（～31日）運動方針決定
総評民間単産会議全体会議（～31日）春闘総括、大型企業合併で意見交換推進申合せ
ドゴール仏大統領、議会解散、総選挙の方針を言明
31 海員内航協約改定交渉妥結

6月

1 ベ平連の定例反戦デモに弾圧
2 米軍ジェット機、九大校舎に墜落、4日学長ら抗議デモ
3 第五八通常国会閉会、教育三法案など審議未了
4 公労協共闘委、春闘総括
5 造船総連第一八回定期大会（～8日）運動方針を決定
ILO第五二回総会（～27日）米上院議員R・ケネディ狙撃され死亡
6 同盟執行評議会、賃闘総括
動労、6・11スト中止を指令
全郵政第四回定期大会（～8日）運動方針を決定
8 全建総連、日雇健保改悪反対などで統一行動
都市交通、一般公務員並みの賃上げを要求して第一波時限スト
9 化学同盟第二二回定期大会（～11日）運動方針を決定
11 炭労大手七社、退職手当・災害補償費の引上げを要求して二四時間スト
都市交通第二波ストを中止
福岡県中立民間労組連絡会議結成大会、八幡など一〇万人参加
16 出版労協第一六回臨時大会、春闘総括と組織整備について決定
17 電機労連第一六回定期大会（～20日）運動方針を決定、金属共闘から離脱の方向を確認
18 東大医学部紛争、学生の安田講堂占拠に対し警官隊導入
20 新産別第四八回中央委（～20日）賃闘総括、産業再編成と労働戦線について決定
21 東大学生、警官隊導入に抗議して全学スト
23 全日通第一八回中央委、日通分断白紙撤回まで無期限ストで闘うとの方針を決め、スト権確立
社会党幹部会、野党大連合結成を提唱、各野党に呼びかけ
26 国労東京地本、米軍ジェット燃料貨物輸送拒否順法闘争（～28日）、総評、軍事基地撤去・安保条約廃棄の全国統一行動（～7月3日）、新宿駅西口で米軍のジェット燃料と火薬の輸送に

抗議し、その中止を要求する中央集会、この後デモ新宿駅を包囲、反戦青年委三派系全学連など駅構内にすわり込み

27 日高教一五県派第二五回定期大会（～29日）運動方針を決定

28 労働省「昭和四二年労働経済の分析」を発表

序章　この時期の概観

1　ベトナム戦争と国内政局の動向

この一年間における日本の労働運動と勤労者の生活などの動向を概観する前に、それらの動きの背景をなすとともに直接間接それを規定したこの時期の国際情勢と国内政局の推移などについて、あらかじめ簡単ながらふれておく必要がある。

ベトナムは今日の世界の歴史的動向を決定する最大の焦点になっているといえようが、すでに南ベトナムの国土の五分の四、人口の三分の二は解放区になっているといわれる。そのベトナムにおける侵略戦争は、前年にひきつづいて空陸海ともますます激しさを増して拡大し、同時にその行きづまりと破綻が一段と明白になりはじめた。一九六七年七月における米軍の発表によっても、中部高原コンチェンの海兵隊基地の戦闘ではベトナム戦はじまって以来の一日当り最大の米兵死傷を出し、ダナンでは最大の基地被害をこうむった。七月初めまでに米軍の戦死傷者はすでに前年の総数を上回ったと米軍は発表したが、一方猛爆を受けた北ベトナムは過去一年間の撃墜米機は八八四機に上ると発表した。八月には南ベトナム解放民族戦線の新しい政治綱領が発表され、一〇月初めにサイゴンの米軍司令部はベトナム戦争による米軍の死傷者数が一〇万一〇三四人になったと公式発表した（実数はその二倍以上といわれる）。ギャラップの世論調査によれば、ジョンソン大統領のベトナム政策にたいするアメリカ国内の賛成票の比率は、七月末三三％（この時はじめて不賛成票が過半を占め五二％）、九月三一％、一一月には二三％と四分の一以下に落ち、ベトナムからの軍隊撤退賛成票は前年の一八％から三一％にふえている。戦争被害のしわよせをうけた黒人の暴動は夏から激烈をきわめ、ニューアーク市での大騒動から、デトロイト市でのアメリカ史上最大の暴動となって世界の注目を集めた。一〇月にはベトナム反戦週間にアメリカの三〇都

市で集会がもたれ、ワシントン市の大反戦デモでは国防総省前の坐りこみで六〇人余が逮捕されるという騒ぎがおこった。アメリカ国内の反戦運動は一二月にいたっていっそう激しくなり、軍隊からの脱走も目立つようになった。九月の強気なサンアントニオでのジョンソン演説に反対するハト派の勢力と反戦的世論はもりあがり、一〇月の全米知事会議は大統領支持決議も可決できず、一一月にはマクナマラ国防長官の解任が発表された。さらに同じ月におこなわれたイギリス政府のポンド切下げとそれにつづくゴールドラッシュによって公然化した世界通貨体制の動揺はドル危機を深め、アメリカはドル防衛か、ドル危機の最大の原因であるベトナム戦争の継続・拡大かという深刻な問題に直面せざるをえなくなった。

一九六八年に入ると、ベトナムの戦局はさらに重大な転期を迎えた。「テト攻勢」がはじまったのである。テト（旧正月）の一月三〇日未明から開始された南ベトナム解放民族戦線の一斉攻撃は、南ベトナムのめぼしい都市と軍事拠点のほとんど全部に及ぶ驚異的な規模のものであり、サイゴン市中心部のアメリカ大使館も六時間にわたって占拠された。サイゴン政府の行政・軍事機構はほとんど崩壊し麻痺させられたに近かった。サイゴンには「ベトナム民族民主平和勢力連合」の全国指導委員会が成立してアピールを出し（七月末、同連合の政治綱領決定）、そのご二月から三月にかけて解放武装勢力は第二次、第三次の攻撃をおこなった。アメリカは一万〇五〇〇人の戦闘部隊の急派を発表（これで南ベトナムの米軍は五二万〇五〇〇人となる）し、また医学を除く全大学院学生の徴兵延期規定の廃止と職種・産業による徴兵延期措置の無期限停止をおこない、ウエストモーランド米軍司令官は更迭された。北ベトナムのグエン・ドイ・チン外相は、北爆と戦闘行為をやめればただちに和平会談に応ずることを再確認した。ウ・タント国連事務総長は、各地を訪れてコスイギンソ連首相・ウイルソン英首相・ドゴール仏大統領・ジョンソン米大統領などと会談した（二月八～二二日）。こうして三月三一日のジョンソン演説となった。その内容は、北爆の部分的停止（そのごの国防省発表によれば一九度以南への縮小）、和平会

談の呼びかけ、一万三五〇〇人の増派、軍事費の追加支出、ジョンソンの大統領選不出馬などであった。しかしそのごも北爆は激しくつづけられ、予備役を召集して一万人をベトナムに派遣することが発表された。一方、黒人運動指導者キング牧師は四月四日に、大統領候補ロバート・ケネディ上院議員は六月五日にそれぞれ暗殺の対象となって「アメリカの威信を失墜」させた。北ベトナムの譲歩によってアメリカとの会談が、激しい学生運動と大労組のゼネストの中のパリで五月一〇日から始められたことは、それがそのまま平和への一歩前進にはならないにしても、アメリカが窮地におちいっていることをはっきり示すものであった。ベトナムでの戦闘はつづき、六月初めにはサイゴンの砲撃と激烈な市街戦がおこって市長や警察長官ら幹部数名が死傷する事件が起こり、また六月末にはついに米軍は戦略拠点ケサン基地の放棄を発表するにいたった。

日本は事実上このようなベトナム侵略戦争の前線基地に変えられ、日本国民の安全と平和は深刻におびやかされている。原子力艦艇の日本寄港は、前年にひきつづき一九六七年夏からのこの一年間にも計八回（佐世保二回、横須賀六回）に上った。原子力潜水艦の入港は、第一七回（横須賀、スキャンプ号、一一日間）、第一八回（横須賀、バーブ号、一〇日間）、第一九回（横須賀、シードラゴン号、一〇日間）、第二〇回（横須賀、サブロック核装備・最新鋭のクィーンフィッシュ号、八日間）、第二一回（横須賀、ソードフィッシュ号、九日間）、第二二回（横須賀、フラッシャー号、八日間）、第二三回（佐世保、ソードフィッシュ号、一〇日間）とつづき、一九六四年一一月の初入港のころと比較すると、年ごとに寄港日数は増加し、寄港間隔は短期化し、停泊日数はしだいに延長され、寄港地もこれまで主として佐世保であったのがこの時期から横須賀が主となり、また初めて二隻の同時停泊がおこなわれるようになったが、艦種もエスカレートしてついに原子力航空母艦の寄港が実現するにいたった。すなわち、六七年九月にアメリカ大使の申し入れた原子力空母エンタープライズ号など原子力艦隊の日本寄港を、国民の強い抗議と危惧にもかかわらず日本政府は承認し、六八年一月一九日、原子力空母エンタープライ

ズ（七万五七〇〇トン、原子炉八基）、原子力駆逐艦トラクストン（八二〇〇トン、原子炉二基）、フリゲート艦ハルゼーから成る第七艦隊主力の原子力艦隊が佐世保に入港した。入港に先立って社共公三党は「エンタープライズなど原子力艦艇の日本寄港に反対する」などの意思統一をおこない、佐世保では両実行委員会を中軸として強い抗議行動が展開された。社共の共闘が実現したのみでなく、これまで院外の大衆行動をしりぞけてきた公明党も初めて創価学会員を動員した抗議集会をもった。これにたいして佐藤内閣は寄港を当然の義務であるとし、自民党は国会議員多数を自衛隊機で派遣してエンタープライズ号艦上で日米交歓会を開くことをきめ、また政府は原子力空母の反復寄港は事前協議の必要なしとの統一見解を発表した。エンタープライズらの原子力艦隊は、佐世保をはじめ全国的な抗議の嵐の中を五日後に出港したが、同日北朝鮮元山港近くで米海軍の武装情報収集艦プエブロ号（横須賀基地所属、八三人乗組）が捕獲されるとただちに現場海域に急行して威嚇体制をとり、そのご南ベトナム方面に向った。原子力艦艇による原子炉の危険性や放射能の汚染とならんで、米軍関係のさまざまな「事故」もあいついだ。新宿駅構内での米軍用ジェット燃料タンク車の炎上（六七・八・八）、佐世保入港中の米第七艦隊対潜支援空母キャサージ号の火災（一二・二三）、和歌山県沖での米艦の無通告演習による操業中漁船の被弾（六八・二・一二）、東京北区米軍野戦病院の突如の開設とマラリヤ患者の収容（三・一八、六・一〇）などである。外国でも、核爆弾を積んだ米B52戦略爆撃機がグリーンランドに墜落し（一・二二）、米原潜スコーピオン号が大西洋で行方不明となった（五・二八捜索開始）。

日本国民の危惧は佐世保港の放射能汚染事件によって大きな抗議へもえ上がった。五月六日、佐世保港停泊中の米原潜ソードフィッシュ号の周辺で海上保安部の調査艇は平常の一〇～二〇倍の異常放射能を測定した。科学技術庁は初めその事実をおしかくしたが、調査が進むにつれてほおかむりは許されなくなった。ついに放射性核種（コバルトなど）が海水分析の結果検出されていたことを認め、一方「寄港地の港内でも放射能が一定基準以下であれば一次冷却水を放出してもよ

い」との「米海軍規定」を発表した。来日した米側専門家団は原因究明に必要ないっさいの資料提出を拒否した。科学技術庁の専門家検討会は調査結果を最終的に検討した結果、「異常放射能の原因は米原潜ソードフィッシュ以外考えられない」との結論に達した。駐日米大使は放射能調査体制が整うまでは米側としても原子力艦艇を寄港させないとのべざるをえなくなった（六・二三）。この異常放射能調査のさ中に、ベトナムからきたばかりの米軍F4Cファントム・ジェット戦闘爆撃機が福岡の九州大学構内に墜落炎上する事件がおこって国民に衝撃を与えた（六・二一）。たまたま日曜日の夜であったため建設作業員に人身事故はなかったが、附近は民家が密集し、すぐ近くに放射性物質のある工学部のコバルト60照射室や実験室があって、わずかでもずれていたら大惨事になるところであった。

こうした憂慮すべき深刻な事態の進行の中で、佐藤内閣は原子力艦艇の日本寄港も基地利用も軍需輸送も野戦病院開設も電波障害制限地域も、すべてとうぜんの義務であることをくり返し、ポラリス潜水艦の領海内航行も事前協議不要で承認し、「親善友好を害するようなことはやりたくございません」とのべ、米機の北爆継続拡大を支持する答弁書を国会に提出するなど、ベトナムにおけるアメリカの作戦行動への積極的な支持・追随・協力の政策をいっそう露骨にするとともに、またそれに照応しつつ日本の軍国主義化を推進させた（三次防発足とその改訂、防衛二法改正、兵器の生産と輸出、灘尾文相の「国防意識高揚」方針と学習指導要領の改定、倉石農相の軍備増強と原爆保有を主張した発言、増田防衛庁長官の防衛費五兆円論などの発言、吉田茂「国葬」、など）。

一九六七年の夏から秋にかけて、佐藤首相は重大な意義をもつ一連の「外遊」計画を実施した。まず七月には韓国を訪問して日韓関係の緊密化に合意（その結果、八月に開かれた初の日韓定期閣僚会議で二億ドルの借款供与決定）し、ソウルで米（ハンフリー副大統領）日台韓の四国首脳会議に出席し、九月には台湾（国府蔣国防部長一一月来日）、ついで第六回日米経済委（三木外相出席）をはさんでビルマ・マレーシア・シンガポール・タイ・ラオス、一〇月にはインドネシア・オーストラ

リア・ニュージーランド・フィリピン・南ベトナム、そしてこれら東南アジア・大洋洲諸国歴訪のあとそれらを「手みやげ」にして一一月には、由比忠之進氏の焼身自殺をふくむ広範な国民の反対と抗議を無視してアメリカを訪問しジョンソン大統領との日米首脳会談をおこなった。これは英誌「エコノミスト」が指摘したように「日本の歴史はじまって以来」の日本首脳の大外遊計画であったというだけでなく、三つの分裂国家のそれぞれ一方のみを正式訪問したことのほか、訪問国にベトナム参戦国のすべてが含まれており、また派兵国以外の国の首相としてはじめて戦争下のサイゴンを訪問し、首脳会談後に日本・南ベトナム共同声明を発表し、オーストラリアでは北爆支持を世界に向って公言するなど、ベトナム戦争にたいする日本政府の立場を決定的なものにしたのである。

佐藤・ジョンソン日米首脳会談の結果をまとめた一〇項目の共同声明（一一・一六）は、安保条約の堅持をうたい東南アジアへの経済援助での緊急な協力に合意したほか、軍事的に価値の乏しい小笠原は一年以内の含みで返還し共同防衛することとなったが、肝心の沖縄の地位については継続的な検討をおこなうというだけで、返還時期のメドさえつけず（六八年三月の米下院における琉球高等弁務官や国務省日本部長らの証言によって、沖縄返還については何も約束していないことが確認された）、沖縄県民はもちろん多数の国民の期待は裏切られた。那覇では「日米両政府に対する抗議県民大会」が一一万人参加して開かれ、弔旗を掲げて行進し、大会スローガンに初めて「佐藤内閣退陣」要求が入れられた。野党とくに社共公三党も共同声明にたいしてきびしい批判の声明を発表した。

沖縄施政権返還問題は一九六七年から六八年にかけての日本最大の政治的争点となった。首相の訪米以前から佐藤内閣は、沖縄返還要求の貫徹から次第に返還の前提としての安全保障体制の強化を強調し、沖縄返還をテコとして核基地容認の世論形成をねらう危険な傾向がみえだしていた（三木・ラスク会談、下田駐米大使の発言、沖縄問題等懇談会の書面報告とりやめ）。ジョンソンとの会談を終えて帰国した佐藤首相は内閣改造（第三次佐藤内閣）をおこなう（一一・二五）とともに、新

聞記者会見において沖縄返還は日本の防衛能力いかんにかかっている（一一・二二）といい、論戦のすべてが沖縄返還問題を軸として展開した臨時国会での所信表明演説でも「防衛努力」「自衛力強化」を強調し（一二・五）、両院の沖縄問題等特別委において「核に対する恐怖心をなくす必要がある」（一二・二三）などの重大発言をおこなった。佐藤内閣は「核のカサのもとにはいる」一方針を公然と打ち出し、沖縄の「核基地つき返還」をおし進めようとしたのである。六八年二月五日沖縄の嘉手納基地に戦略爆撃機B52が進駐し以後ベトナムへの出撃をくり返すことになったが、三木外相は衆院予算委でB52の撤去要求はしないという政府見解を明らかにし（二・二六）、前記の倉石発言をも認める居直りを示した（福田幹事長二・二四、佐藤首相二・一七）。国民の世論は湧き立った。沖縄人民党の瀬長書記長は一二年ぶりに本土渡航をかちとり、東京で沖縄連、沖実委、沖縄復帰協の三者共催による中央集会（一一・九）が開催されることになったが三派系ならびに革マル全学連などの会場乱入によって流会となった。これより先、社共公民の四党は沖縄問題について書記長懇談会をつづけていたが民社は脱落し、社共公三党は沖縄・小笠原問題で侵略基地化反対など六項目の共同要求をきめて政府に申し入れ（一二・六）、ついで核問題で五項目の共同要求を決定し（六八・一・一六）、さらに核兵器問題についての三党共同声明と国会に共同提案する「日本の非核武装と核兵器禁止に関する決議案」を発表し（二・八）、三党それぞれの政治的立場を異にしながら一致点にもとづいて共同闘争を継続した。佐藤首相らは衆院予算委では三党共同提出の非核武装と核兵器禁止の決議案の内容に賛成でそれは政府の方針に一致するなどと答えていたが、その直後の衆院外務委では、核問題の三党共同決議案はポラリスの日本近海での行動を制限するので賛成できないと発言した（三・六）。同じ日、首相を「売国者」といった社会党穂積議員の発言が問題とされ、懲罰委で登院停止三〇日となった（四・一二）。沖縄の那覇市議会は全会一致でB52即時撤去核基地化反対の決議を採択し（三・八）、米軍基地の機能を大きく麻痺させた全沖縄軍労組の画期的な十割休暇闘争（事実上の二四時間スト）につづいて、那覇市はじめ沖縄県四ヵ所で二〇万五〇〇〇人の参加をみた祖国復帰要求

沖縄県民総決起大会が開かれ、社共公三党はそれに共同メッセージを送った。こうした沖縄返還運動の大きなもりあがりにたいして、佐藤首相は沖縄の「核つき返還」を基本方針とする意向を述べ（五・一六参院外務委）、一方増田防衛庁長官は自衛隊は天皇の軍隊、天皇は元首とした方がよいなどの発言をおこなった（六・六対馬）。

このような情勢のなかで第八回参議院選挙がたたかわれた。参院選の最大の争点は沖縄問題をふくめての日本の安全保障問題であり、二年後にひかえた日米安保条約の存廃をめぐる「七〇年問題」にかかわるものであった。したがっていままでになくはげしい各政党間の政策宣伝戦となった。安保条約については、自民党は日米安保体制の長期堅持（七〇年以降も自動延長との党安保調査会船田会長の見解発表）、民社党は「駐留なき安保」への部分的改定（反共「国民連合」構想）、公明党は七〇年代を通じての段階的解消による「完全中立」、社会党は廃棄して「非武装中立」（「政局転換のための反佐藤勢力結集」提唱）、共産党は「終了通告」により廃棄して平和と中立化（安保条約に反対する全民主勢力の統一戦線よびかけ）を、また沖縄問題については、自民党は「核基地つき返還」を考慮のうえで「両三年間に返還のメドがつく」と確信、返還方式はその時点できめること、民社党は「本土なみ基地つき返還」、公明党は戦略基地以外の基地は暫定的に認める段階的基地解消論で、「返還後五年以内に全面撤去を要求」、社会党と共産党は即時・無条件・全面返還を、それぞれ主張して選挙にのぞんだ。選挙は「少数激戦」の結果、自民党は「タレント候補」の大量得票もあって「保守退潮」の予想に反して改選前の議席数をほぼ維持することに成功し（二議席減）、社会党は得票率でも議席数でも減少（八議席減）し、予想を上回る惨敗を自認して執行部総退陣の意向が伝えられたが、公明党と民社党は得票率も伸び議席もあらたに四議席ずつをふやし、前年の衆院選につづいて「中道」政党の政治的比重を増大させた。共産党は地方区であらたに一議席をえたほか全国区は全員当選して計三議席増となり、地方区得票数は九〇万票ふえて三五七万票（八・三%）を獲得した。

2　雇用状況と労働政策

日本経済にとって一九六七年は「資本自由化」の年として注目されたが、前年からの「好況」がひきつがれ設備投資も盛んであり、前半は輸出もほぼ平穏に進んだ。企業も一般に増収・増益を謳歌する景況であったが、「資本自由化」の実施（七・一）を目前にして五、六月ころから国際収支の悪化が目につき出した。このため政府は七月末から国債・政保債の発行を減額し、日銀も八月から窓口規制を強化し、九月から本格的に景気引締め政策をとった。公定歩合は引き上げられ、財政支出とくに公共事業費の支出の繰延べがおこなわれた。それにもかかわらず民間の設備投資はなお増勢をつづけ、在庫投資なども落ちず内需はいちじるしく伸び、企業経営も好調で、消費者物価が夏から再び上がりだしただけでなく卸売物価も大幅に上昇した。こうして経済界の楽観ムードは依然として強かったが、一一月のポンド平価の切り下げと英米カナダなどの公定歩合引き上げが実施されると、ようやく危機感が強まった。一九六八年初頭にはアメリカのドル防衛策のきびしい強化が発表され、日銀は公定歩合をさらに引き上げて引締め政策を一段と強めた。しかし今年に入ってからは世界景気の回復にともなって輸出は急激に伸び、国際収支はめざましい改善に向った。一九六六年に国民総生産において資本主義世界で第四位になった日本は、六七年にはアメリカ、西ドイツについで第三位に躍進した。日本経済の実質「成長率」は、予想をはるかに上回って一三％（推定）という大幅な拡大となった。

一九六七年の全国就業者数はこの一〇年間に六三二万人増加したが、農林業就業者は四三七万人減少した。この一〇年間に非農林業雇用労働者数は一〇五〇万人増加したのである。こうして農林業を除いた賃労働者数は一九六七年に三〇〇

〇万人を突破した(三〇八二万人。ただし増勢は低下した)。就業者総数にたいする非農林業雇用労働者の比率は、一九五七年の四四%から、六〇%を占めるにいたった。しかし常用労働者の雇用指数では、雇用者の増加率は一九六二年以降停滞している。男女別にみると女子雇用者数がはじめて一〇〇〇万人を越え(一〇三二万人)、総数の三三%を占めるにいたった。産業別にみると、雇用増加率の高いのは建設業であり、製造業のなかでは輸送用機器、電気機器などをはじめとする金属・機械工業部門である。雇用労働者の産業別構成の変化をみると、建設業は七・六%から九・一%に比率を増大させ、流通部門は一八%から二一・三%へと顕著にふえ、商業・サービス部門は製造業を上回るにいたった。しかし前年には低下した製造業の比率そのものは増大している。そして製造業において大規模企業への入職が増加していることが注目されるが、産業全体としてみると、中小企業とくに零細企業の割合が増大している。また臨時および日雇労働者は、入職においても、雇用労働者総数のなかでも、その割合が増大した。新規学卒就職者においては中卒の就職者はひきつづき大幅に減少し、高卒者が増加して新規学卒就職者の中心となった。今後は高卒者もふくめて新規学卒就職者は大幅に減少する傾向にある。就職先では製造業とくに金属・機械工業と建設業の割合が増加し、大企業への入職が再びふえはじめた。女子の雇用、とくに中高年女子労働者の増加が目立ち、単純作業の職場でのパートタイム制の採用となってあらわれた。家庭内職も増大している。

農家世帯の新規学卒者で農林業以外に就職した数はひきつづき五〇万人を越えているが、六七年中に他産業に就職した農家世帯員総数は八〇万人に減少し、そのうち通勤者が過半を占めている。農家の出かせぎ者数も前年よりさらにへって二二万人となり六三年の三〇万人にくらべて大幅な減少を示した。出かせぎ者の過半は三五歳以上で、世帯上の地位からみると世帯主五五%、あとつぎ三九%と両者で九四%を占めている。なお、農家戸数はほぼ戦前と同じであるが、全就業者にたいする農林就業者の比率は一九・三%に落ち、基幹的な農業従事者数は一〇〇〇万人を下回るにいたった。

企業における「労働力不足」は、とくに小規模企業において切実な問題となった。労働省の雇用動向調査（六八年二月）によれば、労働力の不足を訴える企業は三〇〇～四九九人の規模の企業の四二％、一〇〇～二九九人規模では四七・一％に達し、経済企画庁の中小企業短期動向調査（六八年三月）では、三〇〇人未満の製造業において労働力が不足していない企業一三％、少し不足している企業六二％、非常に不足している企業二五％となっている。不足労働力の中心は、技能工とくに熟練工を初めとする現場労働者であり、新規学卒者（とくに中卒）など若年の男子の現場要員である。このため社外工やパートタイマーの利用が増加している。しかし、労働力不足対策として取られる機械化・配転・下請・外注・パートタイマーの活用などは大規模企業ほど多く、小企業は縁故募集・賃上げ・協業化などに頼る傾向がある。入職率・離職率は再び高まりつつあり、労働移動は産業全体で再び活発化した。企業倒産・企業整備は激増しており――東京商工興信所調による一〇〇万円以上の企業倒産は、六五年六一四一件、六六年六一八七件、にたいし六七年は八二六九件――これが従業員の離職を促進し、企業間移動を活発化させる大きな要因となったが、失業者の滞留は表面化しなかった。離職者の年齢構成をみると、二〇代（それも前半）と一〇代が大部分を占め、最近は三〇代以上の比率が増加している。転職にともなう賃金の変動では上昇したものが増加しており、労働者の地域移動は減退する傾向にある。職安の職業紹介では、求人数が増加して求職を初めて上回り、若年および中高年求職者の就職率は増加し、求職条件は一般に好転している。しかし職安を通じての就職率は全体としてなお低く一〇％ていどであり、若年層を中心に職安へ求職せずに再就職する者が増加している。依然として低い賃金の求人が多く、これが求人難の傾向をいっそう強めている。

一九六八年はアメリカのドル防衛政策強化の日本への波及からはじまった。ジョンソン大統領は年頭にドル防衛緊急措置を発表するとともにロストウ国務次官が来日して協力を要請し、一月末にホノルルで開かれた日米貿易経済合同委員会の「国際収支特別委員会」では日本の恒常的な協力が約束された。こうして「自由化」による打撃と犠牲は、ドル危機と

佐藤内閣のドル防衛協力体制のもとでいっそう重く国民大衆の肩に負わされることになった。政府・自民党は、一方では昨年秋の「宮沢構想」に示されたように「財政硬直化打開」、支出削減のキャンペーンのもとに、減税とりやめ増税、米価・酒・タバコ・国鉄など公共料金の引き上げ、公務員・公共企業体労働者の定員削減と賃金抑制、健保・失保の改悪、失対打ちきり、生活保護の大規模な引締め、打ち切りなどを強制し、他方では円防衛、必死の輸出増強を求めて「効率のよい経済」（中期経済計画）、中小企業「近代化」、「農業構造改善」、引締め政策などを実施し、労働者にたいする「合理化」、賃金の切り下げ・統制、労働強化、「労資協調」による組合干渉、さらに中小企業や農民へも攻撃を向ける政策をとった。

政府・自民党の労働政策は、強い危機意識とそれに立ちむかう自民党の決意のもとに、いままでいわば尻ぬぐいの処理を主としてきた労働対策から、政府の労働政策をみずからの政策として組みこみ綜合的な労働政策を確立するという見地に立っており、政府・自民党の一致した労働政策の基調は、「産業構造の近代化」に即応した良質・低廉な労働力の創出・再配置と、「あるべき労使関係」のワク組みの構築にあるといえる。第五八国会において小川労相は、労働力の面から経済の持続的発展を確保しつつ福祉の向上を、との所信表明をおこない、自民党第二〇回大会宣言は「日本人のもつ英知と能力、忍耐と勤勉」を高唱し、参院選にあたっての公約では「合理的労使関係の促進」、いいかえれば「政治闘争に偏した労働運動の排除」をうたった。さらに文教政策と労働政策との結合を企図して、「教師は労働者ではなく聖職者」であり、また内外情勢の危機に対応して国防教育を推進しなければならぬという方針のもとに、「外国人学校」を取締りの対象とし、また小中高校の教頭を制度化して労働基準法の一部適用を除外するなどの内容をもつ教育三法案を国会に提出したが、国民大衆の強い反対を受けて廃案にせざるをえなかった。また政府の発表した六七年度「労働白書」は、経済の高度成長と産業構造の近代化こそ労働者の生活向上を保障するものであるという政府・自民党の労働政策の基本的

発想にもとづく説明であって、年ごとに客観性を失ってきているが、しかしそれも真実を完全におおいかくすことはできなかった。政府の雇用政策は、「労働力不足」対策に主眼がおかれ、雇用対策法（六六年七月）、雇用対策基本計画（六七年三月）にもとづく労働省の対策（六七年三月）は、労働力の「傾斜的配置」「重点的配置」を政策的に促進する方針でつらぬかれ、職安の職業紹介や失業保険制度、失業対策事業などもこのために動員され、職安求職者の職業指導・訓練の強化、失業保険給付の「適正化」と受給者の就職促進、失対事業の「正常化」などをめざすものであった。

日経連の労働政策も、政府・自民党の政策に符節をあわせており、昭和四〇年代の労使関係を規定する最重大要求は「日本経済がかつて経験したことのない」労働力不足と資本自由化にどう対処するかであり、何よりも資本蓄積の強化を賃上げに優先させ、「労働力不足」の対策の一つとして「能力主義管理」をうたい、すべての経営が「能力本位の少数精鋭主義」に徹することを労務管理の基本方向にすべきだとし、賃上げには「合理化」、職務給・職能給、ノーワーク・ノーペイ、ギブ・アンド・テイクの原則をとりつけ、とくに賃金管理の能力主義化のために、職務給・職能給の導入とともに「賃金支払形態の再検討」（時間給の導入）をも提起し、日経連がこれまで反対してきた「所得政策」の導入にふみきったものとして注目される低賃金強制のための「ガイディング・ライト（案内灯）」を提唱（六七年秋の総会）し、さらに「最大の使用者」である政府に低賃金と「合理化」の標準化をやらせるとともに、また「資本自由化対策」として、労使が一致協力する「産業平和」、「春闘終結宣言」（ストなし春闘）、資本の企業別支配の強化による「たたかわない組合」の育成、などをはっきりした方針として打ち出したのである。

3　賃金・労働条件と勤労者の生活

一九六七年の平均名目賃金を労働省の「毎月勤労統計調査」（規模三〇人以上）の「現金給与総額」の指数によってみると、対前年比一二・一％と一九五四年以降最高の上昇率を示した。これで統計上は六一年以来毎年一〇％以上（六五年だけ九・五％）の上昇がつづいていることになる。「労働力不足」の中で労働力需要は増大し、新規学卒者求人の倍率も、中卒で三・四倍（前年は二・九倍）、高卒は三・一倍（前年は二・六倍）と高まっており、このため初任給は上昇しているが、その上昇率が前年までとは逆に平均賃金上昇率を下回ったことが注目される。とくに中小企業における初任給の上昇率は六六年以降大企業を下回っている。中卒者の初任給は大企業でも小企業でもほとんど標準化した。現金給与のうち、所定内給与と超勤給与とはいずれもいちじるしい伸びを示したが、賞与などの特別給与の伸びはやや低かった。春闘による主要民間企業の賃上げ率は年間名目賃金上昇率と同じ一二・一％で、これは六四年につぐ高率である。次に実質賃金指数（名目賃金指数を消費者物価指数で割ったもの）を労働省算出の資料によってみると、対前年比で調査産業総計では七・八％増、製造業では九・一％増で、いずれもここ十数年間で最高の増加率になっている。しかし一方において「労働分配率」は低下している。日本銀行の「主要企業経営分析」に示された製造業の「付加価値構成比」統計をみると、従業員一人当りの「付加価値生産額」は増大し、企業の純利益が増加しているのに、人件費の割合は六六年上期の四一・五％から六七年上期の四〇・七％に低下している。その原因は労働生産性のいちじるしい上昇である。すなわち、日本生産性本部の指数によっても、労働生産性は六五年を一〇〇として、六六年一～三月には一〇七・五、同四～六月には一〇八・七であったも

のが、六七年一～三月には一二七・六、同四～六月には一二七・〇とこの一年間に急カーブで上昇しているのである。労働省の「労働白書」も、六七年全期を通じて生産性の上昇率が賃金の上昇率より高かったことを確認している。賃金水準のかなり大幅な上昇にもかかわらず搾取率は増大していることが明らかである。

賃金格差については、五九年以降縮小の傾向にあった企業規模別格差、すなわち大企業と小企業との賃金格差が再び拡大傾向に転じていることが注目れる。五〇〇人以上の企業は一三・八％増と大きな上昇率を示した。規模別格差が増大したのは、中小企業における新規学卒初任給や若年層賃金の上昇率が鈍化して標準化したこと、大企業における一時金や超過勤務賃金が増大したことなどによるものである。なお政府統計によれば、石炭鉱業などにおいて低賃金が大手よりひどい中小炭鉱の方が大手以上に賃金が高く上がったことになっているが、この場合には残業時間の延長などのほか、コスト切下げのため坑外労働者がへらされ採炭中心の坑内労働者の比率が高まっていることや、賃金の低い下請・臨時労働者の比率が坑内で高まっているのに政府統計にはふくまれないことなどを考慮しなければならない。つぎに企業内の賃金構造においては、いわゆるホワイトカラーとブルーカラーとの格差、労職別格差は縮小しつつあり、とくに三〇歳未満についていちじるしいが、男女別格差――男子一〇〇にたいして女子は四七・六、製造業では四三・四――は再び拡大する傾向にあり、とくに特別給与の格差が大きい。年齢別格差は、労務者については拡大、職員については縮小し、全体としては六〇年以降縮小傾向にあるが、そのテンポはいちじるしく弱まった。全体として三五～四〇歳、大企業では五〇～六〇歳、中小企業では四〇～五〇歳あるいは三五～四〇歳が最高となっている。

労働時間の動向は、労働省の調査（規模三〇人以上、調査産業の労職計）によってここ三年来の変化をみると、総実働労働時間はあまり変化なく、そのうち所定内労働時間がひきつづき短縮傾向にあるのにたいして、残業などの所定外労働時間は逆にかなり延長されている。所定時間も依然として四二～四八時間が普通であり、週四〇時間を基準にする先進諸国に

くらべ依然としてかなりの差がある。一九六四年一〇月から六七年九月までの間に週所定労働時間の短縮を実施した事業所は調査産業全体の二三・二%であった。この調査によると時間を短縮した方法のうち週休二日制が一九・八%となっているが、全体として週休二日制を実施しているのは三%程度にすぎない。

ドル防衛協力体制の下で、ドル危機によって強化された「自由化」の圧力は、さらに「労働力不足」を理由にして、強暴に「合理化」を労働者におしつけた。「合理化」攻撃は多種多様な仕方で、大がかりな「人べらし」と労働密度の増大、配置転換による労働内容の変化、職制の強化とそれによる労働組合活動の抑圧等々としてあらわれていった。そしてそのための方法として、IEをはじめ「近代的」な生産方式・労務管理方式が導入され、スクラップ産業の「過剰」労働力を吸収する下請企業を利用し、いわゆる能力主義に応じた職務給や職能給がおしつけられ、「財政硬直化」を口実にして公務員・公共企業体労働者の人員整理と賃金の抑制が強制される。「国鉄五万人合理化」などはその象徴であった。生産量が雇用量を上回って増大し、六四年以後比較的停滞状態にあった労働生産性が六七年以降大幅に上昇したことはこれらの「合理化」の一つの結果を示すものであり、それらによる犠牲はなによりも労働条件と労働者の生活にたいする攻撃となった。

労働災害は全体の件数はわずかながら減少したが、運輸業、石炭鉱業、化学工業などにおいて続発し、大規模化した。「合理化」のなかで起こった炭鉱災害は今年に入ってから六月初めまでの死亡者を出した災害だけで八二件（死亡者一二四人）になっているが、そのうち主なものは、一月の美唄（ガス爆発、死者一六名）、太平洋（落盤、死者三名）、二月の山野（落盤、死者二名）、五月の雄別（落盤、死者四名）、美唄（山はね、坑内火災、死者一三名）、新田川（ガス、死者三名）の三件、六月の滝口（炭じん爆発、死者六名）などであり、七月には死者三一名を出した北炭平和鉱の坑内火災が起こった。炭鉱以外でも、六八年に入ってからだけで、清水港ドックの燃料ガスの爆発、千葉の三井ポリケミカル、四日市油脂、東京油脂な

ど化学プラントの爆発、南海電鉄の衝突事故とつづいて災害は大型化している。職業病も増加しており運輸業における負傷や化学薬品による中毒・皮膚炎などが特徴的であった。また水俣病やイタイイタイ病などのいわゆる「公害」が大きな問題となった。

勤労者の生活を直接にきびしく圧迫したのは前年と同じく、というよりいっそう深刻な意味で、消費者物価・公共料金の値上がりであった。日本における消費者物価の上昇率は欧米資本主義国のどこよりも高い（一九五八年を一〇〇として六七年に、アメリカ一一五・五、イギリス一二八・七、ヨーロッパ最高のフランス一三九・六にたいして日本は一五五・〇）。実質賃金算定の基準となる総理府統計局の消費者物価指数では一九六七年平均の物価上昇率は四％で六四年につぐ低い上昇率となっているが、これは「労働白書」も述べているように、勤労者の生活実感からはるかにかけはなれているだけでなく、物価の実態を正確に反映していない。この指数の算出基礎をみても、たとえば牛豚肉の特用品や並み肉は調査対象に入れられていないし、家賃地代のウエートは二五七（消費支出全体は一〇、〇〇〇）にすぎない。美濃部都知事が都独自の物価指数を考えたいと指摘したのもとうぜんであろう。同じ総理府統計局の「消費者物価速報」によってみても、一九六〇年を一〇〇とした六七年八月の指数は、野菜二四〇・九、生鮮魚介二一六・九、教育費一九七・一、加工食品一八四・七、教養娯楽一七九・八、家賃地代一六七・〇、肉類一六〇・一となっている。多くの勤労者の家計では、住居・光熱・被服・教育費などの節減はもうほとんど不可能で、切りつめられるのは食費だけという状況にある。横浜生活協同組合が六七年一〇月に家計簿でおこなった七九世帯の調査では、食料費は総支出の二九・二％であった。これはエンゲル係数でいえば高くはなく（六七年勤労者世帯平均は三四・七％）、すなわちそれだけ生活程度は高いことになるが、この場合一人一日一食あたりの副食・調味料はわずか三四円（主食費を加えても一食四四円）にすぎない。これではエンゲル係数が低いほどむしろ生活程度の低下をあらわすことになるであろう。第五八国会の法改正で首相・大臣らの給与が大幅に引き上げられたが

（首相は月四〇万円から五五万円へ）、佐藤内閣成立以来、六四年九月から六七年一〇月までの三年間に、総理府の「小売物価統計調査報告」によっても、配給並米（一キロ）は九七円五〇銭から一四一円へ、食パン（一キロ）は八八円三〇銭から九五円五〇銭へ、マグロ（一〇〇グラム）は六七円から一〇二円へ、牛肉（中・一〇〇グラム）は八一円三〇銭から一二一円へ、馬鈴しょ（一キロ）は三〇円三〇銭から六一円九〇銭へ、ネギ（一〇〇グラム）は九円二〇銭から一三円四〇銭へ、理髪料は三二〇円から四一七円へ、高校授業料（一ヵ月）は六〇〇円から八〇〇円へ、幼稚園保育料（一ヵ月）は一八〇〇円から三〇三〇円へ値上がりしている。ついでその一〇月から物価はさらに急上昇した。それ以前の八月から一〇月にかけて健康保険料と診療費（初診負担・入院負担・薬代負担）が値上がりしたが、一〇月一日からは消費者米価（一四・四％）、みそ（一キロ一二〇円が一三五円へ）、しょう油（一本二三〇円が二五〇円へ）、砂糖（キロ二〇円値上げ）、都電（一五円が二〇円へ）、都バス（二〇円が三〇円へ）、そのほかフィルムや国鉄構内売牛乳などが軒なみに値上がりした。値上げは東京だけでなく全国的である。さらに六八年に入ると、四月には国鉄運賃（定期券平均三五％、最低運賃二〇円が三〇円へ）、酒類（日本酒一級一升四〇円、ウイスキー一〇％、ビール一本七円値上げ）、五月にはタバコ（一〇本五～一五円値上げ）などとつづいた。総理府統計局の家計調査報告（六七年）によれば、勤労者の栄養は動物タンパク摂取量ではアメリカの三分の一でギリシャ並みであり、住宅状況は日本住宅協会の調査によれば、東京都二三区で一人あたり四畳半以下の世帯は六三万で区部全世帯の二七％、住宅不足世帯は七五万で区部の三五％となっている。六七年「国民生活白書」が「勤労者生活は安定的」であるという実態は以上の通りである。農家のテレビ保有率九九％ということの意味についても同様の考察が必要であろう。税金の負担についてみても、大蔵省の試算によれば、一九六〇年から六七年までのあいだに名目所得は約二倍にふえているが物価の上昇分を差し引いた実質所得では三四・八％しか伸びていないのにたいして、この間に所得税・住民税・社会保険料を合わせた広い意味の税金は勤労者四人家族の場合一〇五・九％増、独身者で八七・三％増とほぼ倍増していることが知られ

る。また、四年ごしの健康保険特例法が六七年八月の強行採決で成立し、さらに薬価基準の引上げや点数改正などがおこなわれてゆくなかで一一月に厚生省は医療保険抜本的改革試案を公表したが、これらにたいする大衆的な抗議が、土建労働者・自由労働者・その家族などを初めとする「生命と健康を守る」稀有の全国的な抗議運動として燃え上がり、ひきつづき六八年春闘から参院選を通じて広く展開していったことは、勤労者の生活の危機を反映するものとして重要な意義をもつものであろう。げんに健保特例法の成立以後、患者の負担が増加しただけでなく、医療受診率が低下している事実は、失業保険給付の「適正化」や失対事業「正常化」の影響とともに、深刻な意味をもっているといえよう。

農民の生活についていえば、一戸当りの農家所得平均は八六万円で、都市勤労者の水準に接近しつつあるということができるが、一人当りの所得ではまだ都市勤労者の所得の八〇%以下である。

4　労働争議の動向と特徴

一九六七年の労働争議をまず統計上から概括していえば、総争議の件数・参加人員・争議行為をともなう労働争議件数などではかなり高い水準を示したが、他方において争議行為参加人員と争議による労働損失日数はいちじるしく減少し、とくに労働損失日数は前年につづいて戦後最低を記録した。この原因については、一部は主体的および客観的条件の変化にもとづく争議戦術の変更によるものと思われるが、同時に、大企業の労働組合内部で労資協調的潮流が強められていること、前年来の「好況」や春の統一地方選挙などによって春闘期のストライキ闘争の発展がおさえられたこと、前年秋の一〇・二一闘争のあとの時期にあたっていたこと、さらに総評や中立労連のベトナム反戦の政治的ストライキがこの年に

は若干手びかえられた傾向があること、などによるところが大きいとみられる。これらの点は、ここ数年来、国際労働運動にあらわれてきたストライキの短期化や戦術的配慮の傾向が、日本においても現われてきたことを示すものと考えられる。こうした傾向は、組織の強化からだけでなく、技術革新にもとづく生産過程の変化によって作業工程の関連性が強まり、工程の一部での作業停止の効果がただちに全面的に及ぶようになったことと関連があるであろう。以上にみた新しい特徴はまた、争議形態のうえで、四時間未満のストライキが前年につぐ高水準を保っていること、しかし一方でストライキとサボタージュの件数が低く、これがこの年の労働損失日数を戦後最低にした原因であること、にもその一面が現われている。また、争議の企業規模別分布からみると、大企業とくに五〇〇〇人以上の規模の企業における争議は減少し、他方中小零細企業では傾向として増加している。大企業の労働組合員の争議行為への参加率は前年につづいて低下した。次に産業別にみると、争議件数が増加したのは鉱業とサービス業（教育をふくむ）だけであり、製造業や通運業などは前年なみ、公務では激減している。製造業のなかで争議行為をともなう争議の参加人員が三年間ひきつづき低下したのは、繊維・パルプ・化学・鉄鋼・電機など、大企業の労働者が組織労働者のなかできわめて高い比重を占めている工業部門である。また争議を要求事項別に分類すると、賃金増額および臨時給与要求の割合が上昇し、両者で八七％を占めた。これにたいして、政治的要求争議の割合はいちじるしく低下した。しかし争議行為への参加人員数においては、政治的要求争議の割合は前年とあまり変わらぬ高率を示している。最後に主要加盟団体別にみると、労働組合員総数の三九・八％を占めている総評が総争議参加人員の七八・一％（争議行為参加人員では五六・八％）を占め、組合員総数の一六・八％を占める同盟は総争議参加人員の一四・一％（争議行為参加人員では五・一％）、組合員総数の九・八％を占める中立労連は総争議参加人員の四・〇％（争議行為参加人員の一七・六％）、これらの主要団体には加盟していない無所属組合は組合員総数の三四％を占めているが総争議参加人員のなかでは三・七％、争議行為参加人員では一九・六％を占めている。こうして総評は争

議参加人員に占める割合では他を圧しているが、しかしその傘下には争議権をもたない組合員が多い（加盟組合員のうち六一％が公労法、地公労法、国公法、地公法の適用をうけ、労組法の適用をうけるものはわずか三九％であるのにたいして、新産別と中立労連では後者がそれぞれ一〇〇％と九九・九％である）ため、組合員一〇〇〇人当りの争議行為参加人員の比率は低く、中立労連が最高であり、同じく損失日数では新産別が第一位となっている。なお、争議行為参加人員および損失日数において、この数年来、中立労連と同盟の後退がめだっている。

六七年の争議の月別推移を統計面でみると、春闘期の高揚は例年より低くなっているが、夏になっても総参加人員はあまりへらず、そのまま秋と冬の闘争につづいていることが知られる。このような推移は六一年ころからの長期的な傾向のあらわれと見ることができる。さて六七年の春闘は、前年度版で扱われているように、地方選挙との関係から交運共闘・公労協の統一闘争と民間諸組合の闘争との時期がずれたこともあり、全体としてそれほど大きな「ストなしの春闘」であったが、大手の妥結額は戦後最高、賃上げ率も春闘史上まれな高率を獲得し、つづく夏期手当闘争も対前年比伸び率一六・九％という高額な妥結となった。公務員共闘の第八次賃闘は、例年通り春から統一要求を提出し人事院勧告などをめぐって展開された。関係閣僚による六人委員会を設置させ、国会内でも社会党を中心に政府を追及し、大衆動員による圧力も異例の徹夜集団交渉をおこなうなど例年以上にはげしい交渉がおこなわれた。八月の統一行動には一万人を動員し、一〇・二六の統一ストへの賛成投票も自治労七三％、日教組七一・四％、全水道八六・七％、全農林八六・〇％、全開発八六・七％などとなってスト権を確立した。国会の両院議長も人事院勧告の完全実施を政府へ申し入れるなど、世論の支持もいままでより良好であった。しかしスト予定日の六日前に政府は勧告の実施時期を従来より一ヵ月早めて八月実施を決定し、それについての部分的改善をおこなうなど、いままで以上の譲歩を示したため、共闘内部で戦術ダウンか既定方針通りスト決行かについて意見が分裂して統一した戦術をとることができず、ストの幅を広げることに十分成功しなかっ

た。一〇・二六ストには、全農林・自治労・全開発がストを中止したが、日教組・都市交・全水道・日高教・政労協などが統一行動に参加し、授業カット、職場集会などで時限ストを実施した。そのご公務員共闘は地方公営企業の賃金保障を中心目標とする統一行動をおこない、一二月一五日に統一ストを設定し、都市交を中心とする市労連の一部などで拠点の実力行使（二割休暇闘争）が実施されたが、他は越年した。こうして公務員の第八次賃闘は、ともかく八月実施にふみきらせたことは一応の成功であり、若干の混乱と足並の乱れがあったが二次にわたる統一ストを計画実施するなかで、とくにいままで硬直的だといわれてきた公務員の組合活動の大衆化や職場に合った戦術、たとえば早朝職場大会、業研闘争などの点で柔軟性をもちはじめたことが注目される。一般に秋季および年末闘争はあまり盛り上がらないままに進んだが、一二月には全逓・国労・動労が時限ストは中止しながら「合理化」反対を目標に休暇闘争・順法闘争などを実施して郵便物や列車・電車に影響を与えた。年末一時金闘争は、全体として目立った争議もなかったのに大手平均伸び率は一九・一%と高率に妥結され、六八年春闘の序曲となった。

一九六八年の春闘は春闘として一四年目であるが、今年は例年の総評・中立労連などの春闘共闘委員会のほか、同盟の中央賃闘委員会、ＩＭＦ・ＪＣの賃金共闘会議の三者のあいだで、それぞれが賃金白書を発表し、春闘のイニシアティブ争いになった。昨年の春闘は「ＪＣ春闘」といわれてさわがれたが、今年の春闘では総評のイニシアティブがはっきりあらわれた。要求額は、総評・中立労連の共闘委が一万円賃上げ、同盟は昨年の一五%要求にたいして一四%、ＩＭＦ・ＪＣは前年より二〇〜一五〇〇円増の七〇〇〇円程度、また鉄鋼労連は基本賃金七〇〇〇円、諸手当をふくめて一万七〇〇〇円であった。まず総評・中立労連の春闘共闘委は昨年一〇月に発足し（一七〇組合、八〇〇万人参加）、一万円以上の賃上げ、合理化反対、組合活動の自由確保などを要求して同盟へも共闘を申し入れ、「もっと人間らしい生活を」、大衆路線などを唱った賃金白書を発表し、六七年一二月から六八年二月にかけて準備行動に入った。春闘は三月にまず新聞・民

放・印刷などのマスコミ共闘と全金・化学同盟・農協労連などの争議からはじまった。前年の春闘の推移への反発、として、ＩＭＦ・ＪＣ参加組合への回答の前に七〇〇〇円以上の相場を打ち出すことを目ざし、合化労連をはじめ中核組合方式がとられ、全金はくり返しストに入り、合化は四月上旬からストをおこなって七〇〇〇円前後の回答を引き出すことに成功し、四月一五日現在で、七〇〇〇円以上の回答八五組合、六〇〇〇円以上三〇四組合、五〇〇〇円以上四五〇組合という状況となった。しかし四月の鉄鋼大手五社の回答が前年と同じベースアップ三二〇〇円（定期昇給こみで四四〇〇円）で、しかも大手組合の統一スト権批准投票に失敗するという事情にあったため、これ以後労働組合側は受身に立たされることになった。しかし終盤にいたってこれを押しもどしたのが交運共闘、とくに私鉄総連であり、東急で五〇〇〇円を獲得し、ついで電機・造船で六〇〇〇円前後へもり返し、最後は公労協でしめくくり、前年より一〇〇〇～一五〇〇円増で妥結した。この春闘は、三月下旬から長期ストに入り次第に回答額を引き上げていった組合が多かったことなど、昨年の「ストなし春闘」とは対照的であり、また賃上げ闘争が積極的におこなわれ、日経連の主張するギブ・アンド・テイク原則（賃上げと引きかえに職務給や安定賃金を導入すること）は実現しなかったが、一方、最低賃金制についてはその改正案が国会に上程中であったにもかかわらず、ほとんど行動らしい行動はおこなわれなかった。

同盟の春季賃金闘争は中央統一指導の春闘としては昨年につづいて二回目であり、今年はまた長期賃金計画（六八年一月全国大会で決定）の第一年度にあたっていた。同盟の長期賃金計画は、総評の「大衆路線」とは対照的に、計量経済学による「マクロ・モデル」方式を採用している。同盟はまた春闘の中間総括において、現時点を「景気引締め策が侵透しはじめた景気の停滞局面」と規定していた。ＩＭＦ・ＪＣは今回はじめて賃金白書を発表し、指導性を強化するため統一政策を打ち出した。しかし積極的な取組みにもかかわらず、ＪＣの指導性は同盟にくらべても乏しく、各組合闘争の「外周からの補強の効果」に止まったとの自己批判をおこなった。昨年の春闘は「ＪＣ相場」とさえいわれたが、今年は逆に鉄

鋼が資本家側のクサビとなって運動の高揚を打ち消す役割に回り「相場作り」の役は総評の合化・全金・私鉄にゆずらねばならなかった。今年の春闘には日本の全組織労働者の八〇％以上が参加したことになり、全日通が春闘共闘に初参加し、ただ全繊同盟は依然として七月賃闘をおこなっているが、全体としてしだいに春に賃闘が集中する傾向がみられる。

「合理化」反対闘争では、この時期の特徴の一つとして、「合理化」そのものだけでなく、安全闘争や時間短縮闘争との密接な関連をもって展開されたことがあげられよう。また職場闘争が強化され、たとえばその成果の一つとして国鉄において「現場協議に関する協約」（六八年四月）が締結され、「職場に労働運動を」定着させるたたかいが国労の現場交渉権を確立させたことは、権利闘争としても重要な意義をもつものであった。「人べらし合理化」がとくに問題の鉄鋼労連では、職場要員協定の締結を目標にし、職場調査を実施しそれにもとづいて富士鉄では要員削減を小規模にくいとめ集団能率給の増額を実現し、日本鋼管川鉄ではＩＥなどによる要員査定にたいしてきめのこまかいたたかいを組んで原提案を修正させた。労働量の客観化が困難な合化労連では、とくに配転にかんする条件闘争をおこない、合化の強調する「配転四原則」はほぼ実現された。全繊・全鉱・炭労・地公企関係・全金の一部でも同様の闘争がおこなわれた。一方において事前協議制どころか組合組織の破壊とたたかわなければならなかった「反合理化闘争」も多かった（日産プリンス支部など全金、全印総連など）。また、時間短縮闘争とともに労災反対闘争においても、安全体制の強化、災害保障額の増加などの成果があげられた。炭労のＣＯ立法闘争も重要な意義をもつものであった。

沖縄におけるこの時期の労働運動として、いずれも画期的意味をもつ「教公二法阻止闘争」と全軍労の実力行使があった。教職員の「政治行為」の制限、「争議行為の禁止」、「勤務評定」などの条項をふくむ「地方教育区公務員法」および「教育公務員特例法」の立法化をめぐる対立は、すでに十年来つづいていたが六七年二月にいたってその極点に達した。その立法化に反対してきた沖縄教職員会は小中高校の全教職員（校長をもふくむ）によって組織され（約一万人）、祖国復帰

協議会の中核でもあり、沖縄県民のあいだに大きな影響力をもつ反対勢力である。前年来沖縄各選挙で敗退を重ねていた与党民主党（六七年一二月に沖縄自民党と改称）は、教公二法によってこの教職員会を規制しようとねらい、その立法化に党運をかけた。教職員会を中心として復帰協加盟の革新的諸団体は一月初め教公二法阻止県民共闘会議を結成して絶対阻止をはかった。同月末、民主党は文教社会委員会に警官隊を導入して、教公二法を修正・可決し（「勤務評定」は削除、「政治行為」は全面禁止に修正、「争議行為の禁止」は原案通り）立法院本会議に送った。しかし二月初めに開会を予定された第三三回立法院定例議会は、共闘会議二万人のデモ隊によって流会させられた。同二四日、民主党は警官隊の導入によって再び本会議を強行しようとしたが、デモ隊は立法院を包囲して警官隊との衝突となり、激怒したデモ隊が警官隊をゴボウ抜きにする事態が生じ、本会議が流会になっただけでなく、事実上二法を廃案にする協定書が与野党間で結ばれるにいたった。この闘争は沖縄における戦後の労働運動の最大の高揚であり勝利であった。と同時にこの大衆のエネルギーは復帰要求の強いエネルギーに変換していった。超党派の看板を掲げていた復帰協はこのあと安保条約への批判を強め、「基地反対」を打ち出し、ベトナム戦争を「アメリカの侵略」と規定し日本政府・自民党などを痛烈に非難するようになり、四・二八の海上集会前後には大衆行動の空前の盛り上がりをみせた。一一月の日米共同声明とそれにたいする一〇万人の抗議県民大会の直後、民主党はついにタナ上げされていた教公二法案の廃案を宣言するにいたった。年を越して六八年の春闘は「復帰春闘」と呼ばれたが、米軍がB52を嘉手納基地に大量進駐させ立法院から沖縄市町村会までその即時撤収を決議するなかで、いままで争議権も団交権も持たなかった全沖縄軍労働組合（一万八〇〇〇人）は賃上げとともに布令一一六号の完全撤廃を要求しスト権の奪還をめざして二四時間スト（一〇割年休行使）に立ち上がった（四・二四）。県労協は春闘第二波として全加盟労組が全軍労を包んでゼネスト態勢で支援することを決定し、その直後ようやく高等弁務官によって認められた団交は決裂し、県労協など三〇〇〇人がその日は六九カ所の主要ゲートにピケを張り、全軍労組員をふくめて二

万八〇〇〇人が軍作業を拒否した。つづいて七月には米軍基地エクスチェンジ支部二七〇〇人の軍労働者が就労時間の短縮と低賃金に抗議し武装米兵に立ち向って四八時間ストに入り、全軍労は八月に大規模なストで抗議する方針を決定するなど、米軍の輸送・補給部門をマヒさせる沖縄労働者の闘争が進められた。

5　労働組合の組織状況と組織問題

一九六七年六月末現在、日本の労働組合員総数は一〇五七万人、前年にくらべて一六万人増であり、推定組織率は三五・二％（前年より〇・二％減）である。これを他の資本主義諸国と比較してみると、組合員数ではアメリカについで第二位、組織率ではイギリスの四二・八％、西ドイツの三六・三％につぎ、アメリカの二六・七％を大きく上回る高い国際的水準にある。しかし組合員数の伸びは低滞し（増加率一・六％で五三年以来の最低率）、わずかながら組織率の低下がみられるが、その原因としては、既設組合における「合理化」による雇用の減少や労務管理方法の改変（たとえば職制数の増加による非組合員化）などのほか、六六年における公務員法や公労法などの改正による非組合員化をあげることができる。この影響はとくに公務とサービス業（教育をふくむ）に、組合としては総評加盟組合にあらわれた。組合の新設と解散による組合員の増減では差し引き五万三〇〇〇人の増加であり、新設組合員数の七割は規模四九九人以下の企業であった。次に産業別の組織状況をみると、最高の組織率を示しているのは公務（七〇％）であり、鉱業・公務・サービス業では組合員数が減少の傾向にあるにもかかわらず組織率は上昇した。これは地公法や公労法などの改正と、「合理化」雇用削減によって組合員数が減少したためである。都道府県別にみると、六つの都府県へ組合員数の半分以上が集中しており、しかもいっ

そう集中する傾向にある。

総評・同盟・新産別・中立労連の主要四団体のいずれかに加盟している組合員（二つに加盟している組合員は重複集計）は総計七〇九万人で組合員総数の六七・一％を占めているが、その割合は低下傾向にあり、四団体のいずれにも加盟しない組合員数は三五八万人（六二年には二七八万人）である。四団体加盟組合員のうち、総評は四二〇万人であるが六三年以後は伸びなやみ状態で、前年にくらべて三万九〇〇〇人減少（日教組だけで三万八〇〇〇人減）した。公労法や公務員法などの改正による非組合員化の打撃が総評に集中したことは前述した通りである。同盟は一七七万人で、六三～六四年ころの急激な伸びは半減したが前年より五万九〇〇〇人増加した。新産別は七万人で四〇〇〇人増、中立労連は一〇四万人で一万七〇〇〇人増である。これら四団体の産業別組織状況をみると、公務・林業・運輸通信業では総評、電気・ガス・水道では同盟、金融・不動産・商業ではどこへも加盟していない組合員が多い。製造業では、どこへも不加盟のもの三三・九％、同盟二七・八％、総評二〇・六％、中立労連一七・〇％、新産別一・四％である。四団体それぞれの組織の重点は、総評が運輸通信・公務・製造業・サービス業（教育をふくむ）であり、同盟は製造業（六〇・五％）と運輸通信業、新産別は製造業（八〇・二％）、中立労連は製造業（六三・二％）と建設業である。労組法適用組合員だけをとると総評一六三万九〇〇〇人にたいして同盟は一六四万四〇〇〇人となった。

組織運動の面では、ここ数年来の傾向として重化学工業の大企業労働組合を中心に組織問題が顕在化しており、系列別の再編成、IMF・JC（国際金属労連日本協議会）の進出、総評内の「労働戦線統一」の主張などの問題が生じている。六七年から六八年夏にかけてのこの時期に特徴的なこととしては、まず全逓や鉄鋼労連の指導者たちによる「戦線統一」論はIMF・JCによって生じた事態を全産業に広げることを企図するものであったが、それが右寄りの再編成であるために反発を受け、六七年七月の総評大会では孤立し、原口全鉱委員長の調停によって総評の主流と宝樹全逓委員長派との

妥協が成立し、原口委員長提案の四原則が承認された。その内容は、賃上げなどの要求による共同闘争、相互の組織不可侵、相互の政治路線の尊重、政党・資本の支配排除というものであった。この妥協によって論議の表面化はおさえられたが、さらにそのご、戦線統一論にたいする同盟側の反応が消極的であったこと、ベトナム問題についての宝樹委員長の総評執行部批判から総評幹事会の宝樹批判が硬化したこと、鉄鋼労連が六八年春闘でスト権の集約に失敗したことから宮田書記長の影響力が弱まったこと、内外情勢の進展から「たたかう姿勢」を重視する傾向が強まったこと、などが総評内での共産党絶縁・労資協調の再編成論の力を弱め、少なくとも総評内では「戦線統一」論は一応かげをひそめるにいたった。一方IMF・JCは、結成以来三年余の六七年六月現在で九七万人にまで発展し、反共・組合主義の線にそう横断的な結集を目標にしていわゆる宝樹提案の一論拠となるものであったが、既成諸団体との対立関係が強まったことも障害になってこの一年間は組織の伸長がほとんどみられず、主に国内運動体としての組織の整備（北海道地連・東北地連の結成）をおこなっていた。しかし再編成を推進する動きがなくなったわけではなく、化学・紙パなど総評傘下組合や金融共闘傘下組織（全損保・全相銀連）などで脱退があいつぎ（合化から信越化学、積水化学、紙パから日本パルプ、北越製紙など）、造船部門でも再編の動きが生じた。電機労連では六八年六月の大会で、「横断的な民間単産会議」の設置、金属共闘との絶縁などの新方針が表明され、大会の意見を入れて「善処」することになった。また地方組織において、電機労連・鉄鋼労連の傘下組合が、同盟やIMF・JCの協力のもとに神奈川（六八年二月「神奈川県民間産業労組懇談会」結成）や福岡（六八年六月「福岡県中立民間組合連絡会議」結成）で県評や地方同盟のワクをはずした県単位の労組懇談会を作る動きがおこった。一方、電通共闘は総評へ一括加盟することになった。また六七年一一月には公明党が労働組合づくりの構想を発表して波紋をなげた。すでに昨年春の「春闘中央討論集会」において三菱三重工や日産・プリンスの合併にともなう事態に関連して、「ビッグ・ビジネスの出現は企業連・企業単一の相対的自立性を強め、産業別組織の規制力を弱めつつあり、合併に

ともなう労働組合の統廃合、上部団体との関係から、上部団体からの脱退・中立組合化、組織分裂が進められていること」が指摘されていたが、六八年に入って、一方で中小企業の倒産が依然として高水準を継続しているなかで相つぐ「大型合併」の続発など産業再編成が新段階を迎えるにつれ（本年度中の上場会社合併見込は二五件で、資本金合計額は戦後最高を記録するものといわれる）、それに対応して「産業政策」論議や民間労働組合の組織問題の再燃が予測される。

最後に日本の労働組合運動の国際労働組合運動との関係についてふれれば次の通りである。六六年末に頂点に達した世界労連内部の対立はそのごようやく克服のきざしがみえてきたが、世界労連およびその傘下労働組合と総評・中立労連との連携はいっそう強化された。一方、国際自由労連ではアメリカのミーニー派とヨーロッパの諸労組との対立関係が激化し、アメリカのＡＦＬ＝ＣＩＯでは全米自動車労組が除名されるという事件が起こっており（総評の訪米代表団はＡＦＬ＝ＣＩＯに会見を拒否された）、自由労連自体の対日活動は停滞しているが、沖縄県労協（四三組合、三万五〇〇〇人）は一〇月の大会で自由労連への一括加盟を可決した（県労協の最大単産である全軍労は定期大会で加盟反対を決議）。金属その他の国際産業別組織の対日活動はひきつづき強化されている。他方、総評も同盟も東南アジア諸国の労働組合にたいする働きかけを強め、同盟とＩＭＦ・ＪＣは韓国の労働組合との交流を強化した。一般に労組間の国際的な人的交流は、人員数では前年を下回ったが、件数はますます増大している。

第一部

労働者状態

I　労働人口の構成

概要□わが国人口の就業状態とその推移──農林・漁業就業者／鉱工・建設業就業者／商業・運輸その他部門就業者／**人口の社会的構成**──社会階級構成表／社会階級構成変化の特徴／資本家階級／労働者階級／自衛官・警察官・保安サービス員／**人口の巨大都市圏集中と都市下層階級**──巨大都市への人口と中小企業の集中／都市下層階層の増大

概要

一、一九六五年の国勢調査結果によると、一九五五年以降における経済の「高度成長」は、農林業部門からのかつてない規模の労働力の移動をよびおこし、多量の青少年労働力を大都市へ、非農林業部門へ吸いあげた。かくして、農村問題の内容では、農家次・三男問題が大きくとりあげられていた時代から、農村後継者確保の問題が重視される時代へと、ここ数年で急激な転換がみられるのである。

一、一方、非農林業部門中、製造工業部門では、過去一〇年間に就業者が一・六倍の規模となり、特に金属・機械、化学産業における増加が大きく、わが国経済の重化学工業化が顕著である。また、最近男子にくらべて女子就業者の増加率の大きいことが注目される。鉱業部門では、相次ぐ石炭鉱山の閉山、合理化によって、就業者が大幅に減少している。しかし、それを除けば、非農林業全体としての増加傾向が明らかである。

一、一九六五年の社会階級構成表によれば、第二次世界大戦後において、もっとも大きな変化を生じているのは、一九五五年から六〇年にかけての時期であった。この時点で、わが国の労働者階級の構成比率は過半数となり、一方、農・漁民と都市中間層をふくむ自

営業者層の割合が半数以下となった。

その基本的な傾向は、一九六〇年以降においてもひきつがれており、一九六五年ではその構成中、労働者階級五六・九%にたいし、中間層三八・三%と、一九五〇年当時にくらべてその地位が逆転しているばかりでなく、七大都市をふくむ人口集中地域での労働者階級の地位は七一・五%にも達していることを指摘できる。なお、別に都市における下層階層も年々増加をみており、その量的大きさは、一九六〇年で一二七二万人と推定されている。

わが国人口の社会的構成、なかんずく社会階級構成表編成のための資料としては、国勢調査の結果が、最も基本的なものであるといってよい。そこで、ここではまず、わが人口の就業状態ならびにその最近における傾向と特徴についてのべ、さらにすすんで、労働者階級人口の数量上の地位と配置について概観してみたいと思う。

1　わが国人口の就業状態とその推移

総理府統計局編「昭和四〇年国勢調査報告」によると、一九六五年のわが国就業者数四七六三万人で、産業別にその構成をみると、農林・漁業就業者一一七四万人(総数の二四・七%)、鉱工・建設業就業者一五二〇万人(三一・九%)、商業・運輸などその他部門就業者二〇六六万人(四三・二%)であった。

第1表　就業者の産業(3区分)別数および同割合(単位1,000人)

区分	就業者			
	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
1965年	47,629 (100.0)	11,747 (24.7)	15,201 (31.9)	20,662 (43.2)
1960年	43,691 (100.0)	14,237 (32.6)	12,764 (29.2)	16,682 (38.2)
1955年	39,261 (100.0)	16,111 (41.0)	9,220 (23.5)	13,928 (35.5)
1950年	35,626 (100.0)	17,208 (48.3)	7,812 (21.9)	10,568 (29.7)
1940年	32,231 (100.0)	14,192 (44.0)	8,419 (26.1)	9,403 (29.2)
1930年	29,341 (100.0)	14,490 (49.2)	5,993 (20.4)	8,788 (30.0)
1920年	26,966 (100.0)	14,442 (53.6)	5,576 (20.7)	6,424 (23.8)

〔備考〕1) 総理府統計局編「わが国の人口—その地域分布と構造—」による。
2) カッコ内は構成比。

農林・漁業就業者

第一回国勢調査のおこなわれた一九二〇年(大正九)の農林・漁業就業者は五三・六%と、総就業者数の過半数を占め、その後四〇%台で推移してきていたのであるが、一九五五年には四一・〇%、六〇年三一・六%、そして、六五年には四分の一を割るに至っているのである(第1・2表)。

農林・漁業就業者の、かつてみられなかったようなこのような減少は、いうまでもなく、一九五五年以降、とくに六〇年代における「高度経済成長」が、農業部門からの労働力の移動をよびおこし、多量の青壮年労働力を吸い上げたからである。そのうえ、新規学卒者のうちでも非農林業に就業する農家の子弟が目立ち、農業に就業するものは、一九五〇年ころの二五%から、六〇年には一〇%に低下し、さらに、最近では五%以下になっている。農村問題の主要なものの一つとして、農家次・三男問題がとりあげられた時代から、

第2表　産業（3区分）別就業者の増加

区分		就業者総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
増加率（%）	1960～65年	9.0	△ 17.5	19.1	23.9
	1955～60年	11.3	△ 11.6	38.4	19.8
	1950～55年	10.2	△ 6.4	18.0	31.8
増加数（千人）	1960～65年	3,938	△2,490	2,437	3,979
	1955～60年	4,430	△1,874	3,544	2,754
	1950～55年	3,636	△1,097	1,544	3,360

〔備考〕 △印は減少を示す。

農業後継者確保の問題が重視される時代へと、ここ数年で急激な転換がみられるのである。また、農業就業者を男女別に区分すると、女子の方が若干多く、五四%を占めるに至っており、わが国の農業は女子に依存する度合を一層高めてきている。

鉱工・建設業就業者　鉱工・建設業（第3・4表）のうち、まず、製造業就業者は、一九五五～六〇年に二六五万人、三八・四%の増加、六〇～六五年に増加はやや鈍化したが、一九六万人、二〇・五%を増加したもっとも大きな役割を果たしたのは、金属・機械・化学工業であり、わが国経済の重化学工業化であった。金属・機械・化学工業就業者は一九五五～六〇年には六四・五%と大幅な増加を示し、六〇～六五年では不況の影響もあって二七・六%と前期の半分以下の水準に増加率が下がったが、それでも繊維・衣服工業の増加率一四・一%およびその他の諸工業の増加率一六・〇%を上回っていて、製造業就業者中における金属・機械・化学工業の割合も、一九五五年の三五%から六〇年の四二%、六五年の四四%へと高まっている。この間、建設業では、製造業をさらに上回る就業者の増加をみており、一方、鉱業就業者は、五五～六〇年に〇・四%微増したあと、六〇～六五年には二〇万人、三六・三%を減少し、五五年の五四万人から六五年には三四万人に減ってしまった。その中心となったのは石炭鉱業で、六〇～六五年における一六万人の大幅減少が目立つが、金属、土石採取、その他の鉱業でも四万人の減少をみている。

これら鉱工・建設業就業者のうちの男女別数は、男子が七一%、女子が二九%を占めていて、女子の割合は三分の一を下回っているが、ここ数年来、女子の増加率が、男子のそれをかなりに上回っていることが注目される。すなわち、男子就業者が五五～六〇年に三四・一%、六〇～六五年に一六・二%を増加したのに対し、女子就業者ではそれぞれ五一・六%、二六・八%の増加であった。また、職業別にみると、生産関係職業七八%、事務関係職業一八%、販売関係職業のものが四%で、この構成においては、男女ともほぼ同様である。

商業運輸その他部門就業者　商業、運輸などその他部門就業者（第5・6表）は、一九五五～六〇年に二七五万人、一九・八%の増加、六〇～六五年にさらに増加が大きく三九八万人、二三・九%を増加した。そこで、これら部門を一括して、かりに第三次産業とよぶとすると、その就業者は、一九五五年の一三九三万人から、六〇年の一六六八万人、六五年の二〇六六万人へと増大をみている。一九六五年の部門別就業者数のうち、もっとも多いのは卸売・小売業の八五九万人（第三次産業就業者総数

加した。その結果、製造業就業者は、六五年には一一五一万人となり、この一〇年間に一・六倍の規模となった。

このような製造業就業者の増加にもっとも大きな役割を果たしたのは、金属・機械・化学工業であり、わが国経済の重化学工業化であった。金属・機械・化学工業就業者は一九五五～六〇年には六四・五%と大幅な増加を示し、六〇～六五年では不況の影響もあって二七・六%と前期の半分以下の水準に増加率が下がったが、それでも繊維・衣服工業の増加率一四・一%およびその他の諸工業の増加率一六・〇%を上回っていて、製造業就業者中における金属・機械

第3表　第2次産業就業者数の推移　(△は減少)

産業	増加率(%)		増加数(千人)		就業者数(千人)		
	1960～65年	1955～60年	1960～65年	1955～60年	1965年	1960年	1955年
第2次産業就業者総数	19.1	38.4	2,437	3,544	15,201	12,764	9,220
鉱業	△36.3	0.4	△ 195	2	342	537	535
建設業	25.2	50.0	674	891	3,348	2,674	1,783
製造業	20.5	38.4	1,958	2,650	11,511	9,553	6,902
金属機械化学工業	27.6	64.5	1,103	1.567	5,098	3,995	2,428
繊維・衣服工業	14.1	15.9	253	246	2,041	1,789	1,543
その他諸工業	16.0	28.6	602	837	4,371	3,769	2,932

第4表　製造業の産業(小分類)別就業者数(1965年)　(△は減少)

産業(小分類)[1]	就業者数(千人)	1960～65年の増加率(%)	1960～65年の増加数(千人)
製造業就業者総数	11,511	20.5	1,958
食料品製造業	1,058	20.2	178
水産食料品製造業(かん詰・びん詰を除く)	140	14.7	18
調味料製造業	70	5.5	4
精穀・製粉業	48	14.2	6
パン・菓子製造業	313	6.7	18
飲料製造業	96	11.3	10
かん詰・びん詰製造業	41	5.6	2
たばこ製造業	35	15.9	5
繊維工業(衣服その他の繊維製品を除く)	1,479	6.3	87
製糸業	32	△36.0	△ 18
紡績業，ねん糸製造業	341	△ 2.0	△ 7
織物業	531	△ 2.3	△ 13
メリヤス製造業	233	44.3	71
染色整理業	205	22.2	37
衣服その他の繊維製品製造業	563	41.7	166
木材・木製品製造業(家具を除く)	570	0.2	1
製材・木製品製造業	330	△ 6.0	△ 21
木製容器製造業	79	△12.7	△ 12
家具・装備品製造業	328	13.3	38
パルプ・紙・紙加工品製造業	374	19.0	60
パルプ・紙製造業	139	6.2	8
紙製容器製造業	132	29.2	30
出版・印刷，同関連産業	525	27.8	114
出版業(新聞業を含む)	145	24.1	28
印刷業(謄写印刷業を除く)	313	27.3	67
製本業，印刷関連産業	68	48.4	22
化学工業	591	16.3	83
塩製造業	7	3.4	0
化学肥料製造業	60	△19.4	△ 14
工業薬品製造業(塩・化学肥料を除く)	177	34.4	45
化学繊維製造業	97	10.4	9
油脂・油脂加工製品製造業	42	7.8	3
医薬品製造業	106	38.6	30
石油製品・石炭製造業	39	△ 2.7	△ 1
石油精製業	22	1.0	0
ゴム製品製造業	158	2.2	3
皮革・同製品製造業	137	34.9	35
製革業	18	23.5	4
かばん・袋物製造業	44	30.5	10
窯業，土石製品製造業	523	10.5	50
ガラス製造業	78	6.8	5
セメント製造業	28	11.9	3
建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)	32	△31.8	△ 15
陶磁器・同関連製品製造業	127	8.2	10
コンクリート・石こう石灰製造業	134	42.4	40
鉄鋼業，非鉄金属製造業	690	14.4	87
鉄鋼業	514	8.9	42
非鉄金属製造業(電線・ケーブルを除く)	117	30.9	28
電線・ケーブル製造業	59	21.8	11
金属製品製造業	934	38.8	261
機械・武器製造業	969	32.4	237
ボイラー・原動機製造業	63	△ 0.6	△ 0
農業・建設・鉱山・機械製造業	114	24.3	22
金属加工機械製造業	176	59.7	66
産業用機械製造業	407	34.8	105
武器製造業	1	△60.3	△ 1
電気機械器具製造業	919	31.4	219
発電用・送電用・配電用・産業用電気・機械器具製造業	266	16.8	38
通信機械器具製造業	341	50.9	115
輸送用機械器具製造業	711	26.3	148
自動車・同付属品製造業	414	52.0	142
鉄道車輌・同部分品製造業	53	50.4	18
自転車・リヤカー・同部分品製造業	22	△24.7	△ 7
船舶製造・修理業	196	1.7	3
医療・理化学・光学機械器具，時計製造業	246	38.8	69

〔備考〕 1960年の産業小分類の数字は10%抽出集計結果による。

第5表　第3次産業就業者数の推移

産業	増加率（%）		増加数（千人）		就業者数（千人）		
	1960～65年	1955～60年	1960～65年	1955～60年	1965年	1960年	1955年
第3次産業就業者総数	23.9	19.8	3,979	2,754	20,662	16,682	13,928
卸売業，小売業	24.1	26.4	1,665	1,447	8,586	6,920	5,473
金融・保険・不動産業	48.3	25.8	378	160	1,161	783	623
運輸・通信業	27.9	23.2	625	423	2,866	2,241	1,819
電気・ガス・水道業	17.3	1.6	40	4	274	233	230
サービス業	21.4	17.0	1,108	753	6,285	5,177	4,423
対個人サービス業，娯楽業	7.2	11.4	146	208	2,182	2,037	1,829
対事業所サービス業，修理業	39.4	48.8	282	235	998	716	481
その他のサービス業	28.1	14.7	680	311	3,105	2,425	2,114
公務	12.2	△ 2.4	162	△ 33	1,491	1,328	1,361

第6表　第3次産業のおもな産業(小分類)別就業者（1965年）　（△は減少）

産業（小分類）	就業者数（千人）	1960～65年の増加率（%）	1960～65年の増加数（千人）
第3次産業就業者総数	20,662	23.9	3,979
卸売業・小売業	8,586	24.1	1,665
卸売業	2,928	41.5	858
小売業	5,658	16.9	817
食肉小売業	92	16.8	13
鮮魚小売業	211	△ 5.8	△ 13
野菜・果実小売業	202	△ 1.1	△ 2
菓子・パン小売業	353	△26.6	△ 128
飲食店	1,201	29.1	271
百貨店	193	49.5	64
織物・衣服・身のまわり品小売業	828	15.4	110
医薬品・化粧品小売業	187	31.2	44
家庭用機械器具小売業	202	60.9	76
金融・保険・不動産業	1,161	48.3	378
金融・保険業	955	35.8	252
銀行，信託業	300	36.2	80
保険業，保険媒介代理業	309	53.2	107
不動産業	206	148.0	123
運輸・通信業	2,866	27.9	625
運輸・倉庫業	2,292	31.4	548
鉄道業	622	6.0	35
道路旅客運送業	564	75.0	242
道路貨物運送業	529	56.5	191
水運業	173	10.1	16
倉庫業	60	58.6	22
運輸付帯サービス業	322	9.4	28
通信業	574	17.9	87
電気・ガス・水道業	274	17.3	40
サービス業	6,285	21.4	1,108
対個人サービス業	1,847	6.3	111
家事サービス（住込）	118	△53.2	△ 134
旅館・貸間・下宿業その他の宿泊所	449	26.0	93
理髪・理容業，浴場業	597	26.2	124
対事業所サービス業	582	29.5	132
協同組合（他に分類されない）	229	22.6	55
対事業所サービス業（協同組合を除く）	282	37.5	77
修理業	416	52.0	142
自動車修理業，ガレージ業	261	111.2	138
機械修理業	81	32.7	20
娯楽業	335	5.4	17
医療保健業	869	28.4	192
教育	1,255	20.6	214
その他のサービス業	981	36.3	261
法務	31	47.8	10
宗教	136	5.5	7
社会福祉事業団体	158	60.2	59
試験所・研究所	110	65.6	44
公務	1,491	12.2	162

の四一・四%）で、以下サービス業六二九万人（三〇・四%）、運輸・通信業二八七万人（一三・九%）、公務（現業を除く）一四九万人（七・二%）、金融・保険・不動産業一一六万人（五・九%）、電気・ガス・水道業二七万人（一・三%）である。これら第三次産業就業者の全体を職業別にみると、販売・サービスの仕事に直接従事しているものが、もっとも多く、一九六五年で八四八万人、四一・〇%、ついで事務関係職業七四六万人、三六・一%、生産・運輸関係職業は四六七万人、二二・六%を占めていた。

一九六〇年と比べると、この五年間に、販売・サービス関係職業が一五〇万人、二一・四%増加したのに対し、事務関係職業では一七七万人、三一・一%とそれを上回る増加を示し、生産・運輸関係職業は八〇万人、二〇・六%の増加であった。この結果、事務関係職業の比重が六〇年の三四・三%から六五年には三六・一%に高まり、他の職業の比重が低下している。また、男女別数では、男子が一二五四万人で六〇・六%、女子が八一三万人、三九・四%を占め、六〇年以降五年間の増加割合は、男子の二〇・三%に対して、女子二九・七%と、ここでも、鉱工・建設業におけると同様に女子の比重が高まる傾向にあるといえる。

2　人口の社会的構成

——社会階級構成表における労働者階級の地位——

社会階級構成表

国勢調査の結果のうち、社会階級構成表編成のため、利用しうる最近のものは、総理府統計局編「昭和四〇年国勢調査報告（一%抽出集計結果）」である。同報告では、就業者をその従業上の地位によって、雇用者、会社などの役員、自営業主、家族従業者、内職者に分けている。そのうち、雇用者というのは、常勤・非常勤のいかんを問わず、「会社、個人商店、団体、公社、官公庁などに雇用されて、賃金・給料などをうけている人」をいう。したがって、この雇用者のうちから、会社、団体の高級社員ならびに高級官公吏（通常課長以上）など資本家的機能のにない手と目すべき人たちを控除することが可能であるならば、大体において無産者であって、その生活を、自己の勤労または労働力の提供にもとづく賃金、給料その他これに準ずる報酬によって維持するものを区分しうるわけであって、それによって、労働者階級人口の、わが国人口中における地位について知ることができよう。

第7～10表は、京都大学大橋隆憲氏および日本女子大学江口英一氏によって編成された社会階級構成表である。それぞれに、国勢調査の結果にもとづき、それを一定の手続によって、わが国の社会階級構成を示しうるごとくに組みかえたものであるが、両者には若干の異同がある。そのうち大橋氏表では、社会階級の全体像を明確に把握し、その変容を明らかにするために、国勢調査の結果を機械的に組みかえるという手続がとられており、したがって、同じ方法によって、各府県、市部・郡部毎の階級構成表を比較的簡単に展開することができる。一方、江口氏表では、総理府統計局の「事業所統計調査」の結果をあわせて利用し、そこにおける各企業の従業者による規模別区分（たとえば生産労働者については五～二九人、三〇～四九九人、

五〇〇人以上）を、国勢調査の結果に導入することによって、労働者階級中の「下層」「中層」「上層」を区別し、特に窮乏層の検出に役立てようとしたものであった。つまり、江口氏表は、企業規模間における労働者の地位、状態の差異に注目したもので、その限りでは、大橋氏表を一層具体化したものということができる。しかし、国勢調査と事業所統計調査とでは、調査対象の規定の仕方、方法など別種のもので、結果数字の比較対照が必ずしも容易でないため、その組みかえ手続がやや複雑であるばかりでなく、部分的な誤差をまぬがれることができない。

このように両表にはその利用上、長所短所があるわけだが、わが国の社会階級構成を、数量的に表示するという点では、相互に補いあうものであるということができる。しかも、それぞれに①わが国の社会階級、特に労働者階級を具体的に把握し、その全体像の再構成を意図したものであって、そこには、今日までの、わが国における労働問題研究の成果が反映されているというばかりでなく、②対象毎に専門化された研究領域を、社会階級構成表のなかで位置づけることによって、今後の研究の出発点ともなるべき貴重な試みである。

社会階級構成変化の特徴

以下、主として第7～9表（大橋隆憲「戦後日本の階級構成と最高経営者層中核部」「現代の経済と統計」有斐閣一九六八年五月刊所収）によって、社会階級構成中の基本をなす資本家階級と労働者階級、およびその中間階級とみなしうる自営業者層の三大社会集団、そして、それ自身としては本来的に労働者階級の構成部分でありながら、その特殊な意識形態と行動様式とによって、それとは区別して考えられる自衛官、警察官、保安サービス員などからなる社会集団のそれぞれについて、項目を分かってみることにするが、戦後における社会階級構成変化の特徴についてあらかじめ、要約するとすれば、およそ次のような点を指摘することができる。

(1)、第二次世界大戦後における、わが国社会階級構成のうちで、もっとも大きな変化を生じたのは、すでに指摘したごとく一九五五年から六〇年にかけての時期であった。この時点で、わが国の労働

第7表　戦後日本の階級構成表　（単位1,000人）

階級別就業人口構成	1950年	1955年	1960年	1965年
労働力人口	36,309 (100.0)	39,908 (100.0)	44,009 (100.0)	48,294 (100.0)
A 資本家階級	681 (1.9)	807 (2.0)	1,183 (2.7)	1,757 (3.6)
B 中間階級 —自営業者および家族従業者層—	21,403 (58.9)	21,251 (53.2)	20,100 (45.7)	18,501 (38.3)
(a) 農林漁業従事者	16,189 (44.6)	15,046 (37.7)	13,486 (30.6)	11,097 (23.0)
C 労働者階級	13,888 (38.2)	17,419 (43.6)	22,237 (50.5)	27,463 (56.9)
サラリーマン層	4,335 (11.9)	4,977 (12.5)	6,237 (14.2)	8,225 (17.0)
生産的労働者層	7,267 (20.3)	8,956 (22.4)	12,253 (27.8)	14,089 (29.2)
不生産的労働者層	1,552 (4.3)	2,733 (6.8)	3,429 (7.8)	4,484 (9.3)
D 自衛官，警察官 保安サービス員	337 (0.9)	431 (1.1)	489 (1.1)	575 (1.2)

〔備考〕 1) 大橋隆憲「戦後日本の階級構成と最高経営者層中核部」「現代の経済と統計」1968年有斐閣刊所収による第8表より作成。
2) カッコ内は構成比。

第8表　戦後日本の社会階級構成表（大橋隆憲氏表）

階級別就業人口構成	b 国調昭30 分類記号	列番号	d 実数（単位1,000人） 1950	1955	1960	1965	e 構成比率（%） 1950	1955	1960	1965	対前期・増減率 1955	1960	1965
労働年齢人口（15歳以上人口）		1	53,772	59,282	65,324	73,136	148.1	148.5	148.4	151.4	110.2	110.2	112.0
労働力人口(完全失業者を含む)(1950年は14歳以上)		2	36,309	39,908	44,009	48,294	100.0	100.0	100.0	100.0	109.9	110.3	109.7
就業人口(休業中を含む)＝A＋B＋C－(13)＋(14)		3	35,575	39,154	43,691	47,629	98.0	98.1	99.3	98.6	110.1	111.6	109.0
A　資本家階級＝(1)＋(2)＋(3)		4	681	807	1,183	1,756	1.9	2.0	2.7	3.6	118.5	146.6	148.5
(1)　個人企業主	Ⅱ a	5	144	73	97	15	0.4	0.2	0.2	0.03	50.7	132.9	15.5
(2)　会社役員と管理職	Ⅱ d	6	420	630	991	1,629	1.2	1.6	2.3	3.5	150.0	157.3	168.6
(3)　管理的公務員	Ⅱ e	7	117	104	95	112	0.3	0.3	0.2	0.1	88.8	91.3	74.7
B　自営業者層＝(4)＋(5)		8	21,403	21,251	20,100	18,501	58.9	53.2	45.7	38.3	99.3	94.6	92.0
(4)　自営業者と家族従業者		9	21,041	20,894	19,675	17,909	57.9	52.4	44.7	37.1	99.3	94.2	91.0
(a)　農林漁業従事者	Ⅴ(a, b, c)	10	16,189	15,046	13,486	11,097	44.6	37.7	30.6	23.0	92.9	89.6	82.3
(b)　鉱工運通従事者(Ⅵ, Ⅶ, Ⅷ)	(a, b, c)	11	2,268	2,463	2,749	3,017	6.2	6.2	6.2	6.2	108.6	111.6	109.7
(c)　販売従事者	Ⅳ(a, b, c)	12	2,253	2,776	2,739	2,859	6.2	7.0	6.2	5.9	123.2	98.7	104.4
(d)　サービス職業従事者	Ⅸ(a, b, c)	13	331	608	701	936	0.9	1.5	1.6	1.9	183.7	105.3	133.5
(5)　専門的・技術的職業従事者	Ⅰ・Ⅲ(abc)	14	362	357	425	592	1.0	0.9	1.0	1.2	98.6	119.0	139.3
(6)　上記のうち家族従事者	Ⅱ(b, c) (Ⅰ—Ⅹ)c	15	12,248	11,975	10,509	9,222	33.7	30.0	23.9	19.1	97.8	87.8	87.8
C　労働者階級〔(7)から(13)まで〕		16	13,888	17,419	22,237	27,463	38.2	43.6	50.5	56.9	125.4	127.7	123.5
所謂サラリーマン層＝(7)＋(8)		17	4,335	4,977	6,237	8,225	11.9	12.5	14.2	17.0	114.8	126.3	131.9
(7)　専門的・技術的職業従事者	Ⅰ(d, e)	18	1,337	1,634	1,779	2,240	3.7	4.1	4.0	4.6	122.2	108.9	125.9
(8)　事務従事者	Ⅲ(d, e)	19	2,998	3,343	4,458	5,985	8.3	8.4	10.1	12.4	111.5	133.4	134.3
生産的労働者層＝(9)＋(10)		20	7,267	8,956	12,253	14,089	20.3	22.4	27.8	29.2	123.2	136.9	115.0
(9)　農林・漁業従事者	Ⅴ(d, e)	21	852	798	765	576	2.3	2.0	1.7	1.2	93.7	95.9	75.3
(10)　鉱工運通従事者（ⅥⅦⅧ）	(d, e)	22	6,415	8,158	11,488	13,513	17.7	20.4	26.1	28.0	127.2	140.8	117.6
不生産的労働者層＝(11)＋(12)		23	1,552	2,733	3,429	4,484	4.3	6.8	7.8	9.3	176.1	125.5	130.8
(11)　販売従事者	Ⅳ(d, e)	24	728	1,409	1,790	2,558	2.0	3.5	4.1	5.3	193.5	127.0	142.9
(12)　サービス・職業従事者Ⅸ(d,e)	—(中分類)	25	824	1,324	1,639	1,926	2.3	3.3	3.7	4.0	160.7	123.8	117.5
(13)　完全失業者		26	734	754	318	665	2.0	1.9	0.7	1.4	102.7	42.2	209.1
D(14)　軍人，警官，保安サービス員	(中分類)	27	337	431	489	575	0.9	1.1	1.1	1.2	127.9	113.5	117.6
非労働人口		28	19,229	19,373	21,288	24,841	53.0	48.5	48.4	51.4	100.2	109.9	116.7
14歳以下人口		29	29,428	29,992	28,083	25,140	81.0	75.2	63.8	52.1	101.9	93.6	89.5
総　人　口		30	83,200	89,275	93,419	98,276	229.1	223.7	212.3	203.5	107.3	104.6	105.2

〔備考〕 1)　本表は国勢調査報告の「職業，従業上の地位別，就業者数」を機械的に組替えたもの。　2)　1950年だけは14歳以上

第9表　1965年，市部，郡部，全国人口集中地区別，社会階級構成表（大橋隆憲氏表）

階級別労働力人口構成	b.列番号	c.実数（単位1,000人）				d.構成比率（%）			
		全国	市部	郡部	全国人口集中地区	全国	市部	郡部	全国人口集中地区
労働年齢人口（15歳以上人口）	1	73,136	50,780	22,355	36,530	151.4	155.2	143.5	158.6
労働力人口（完全失業者を含む）	2	48,294	32,711	15,583	23,036	100.0	100.0	100.0	100.0
就業人口（休業中を含む）	3	47,629	32,212	15,417	22,644	98.6	98.5	98.9	98.3
A　資本家階級＝(1)＋(2)＋(3)	4	1,756	1,498	259	1,321	3.6	4.6	1.7	5.7
(1)　個人企業主	5	15	11	4	9	0.03	0.03	0.03	0.04
(2)　会社役員と管理職	6	1,629	1,444	227	1,281	3.5	4.4	1.5	5.6
(3)　管理的公務員	7	112	43	28	31	0.15	0.13	0.2	0.1
B　自営業者層＝(4)＋(5)	8	18,501	9,515	8,986	4,909	38.3	29.1	57.7	23.1
(4)　自営業者と家族従業者	9	17,909	9,042	8,867	4,491	37.1	27.6	56.9	19.5
(a)　農林漁業従事者	10	11,097	4,061	7,036	345	23.0	12.4	45.2	1.5
(b)　鉱工運通従事者	11	3,017	2,191	826	1,704	6.2	6.7	5.3	7.4
(c)　販売従事者	12	2,859	2,070	789	1,782	5.9	6.3	5.1	7.7
(d)　サービス職業従事者	13	936	720	216	660	1.9	2.2	1.4	2.9
(5)　専門的・技術的・職業従事者	14	592	473	119	418	1.2	1.4	0.8	1.8
(6)　上記のうち家族従業者	15	9,222	4,361	4,861	1,906	19.1	13.3	31.2	8.3
C　労働者階級〔(7)から(13)まで〕	16	27,463	21,238	6,224	16,466	56.9	64.9	39.9	71.5
所謂サラリーマン層＝(7)＋(8)	17	8,225	6,496	1,728	5,218	17.0	19.9	11.1	22.7
(7)　専門的・技術的・職業従事者	18	2,240	1,663	576	1,294	4.6	5.1	3.7	5.6
(8)　事務従事者	19	5,985	4,833	1,152	3,924	12.4	14.8	7.4	17.0
生産的労働者層＝(9)＋(10)	20	14,089	10,498	3,591	7,607	29.2	32.1	23.0	33.0
(9)　農林・漁業従事者	21	576	214	362	102	1.2	0.7	2.3	0.4
(10)　鉱工運通従事者	22	13,513	10,284	3.229	7,505	28.0	31.4	21.4	32.6
不生産的労働者層＝(11)＋(12)	23	4,484	3,745	739	3,249	9.3	11.4	4.7	14.1
(11)　販売従事者	24	2,558	2,165	393	1,841	5.3	6.6	2.5	8.0
(12)　サービス職業従事者	25	1,926	1,580	346	1,408	4.0	4.8	2.2	6.1
(13)　完全失業者	26	665	499	166	392	1.4	1.5	1.1	1.7
D(14)　軍人・警官・保安サービス員	27	575	455	120	340	1.2	1.4	0.8	1.5
非労働人口	28	24,841	18,068	6,773	13,493	51.4	55.2	43.5	58.6
14歳以下人口	29	25,140	16,143	8,998	10,766	52.1	49.3	57.7	46.7
総人口	30	98,276	66,923	31,353	47,296	203.5	204.6	201.2	205.3

〔備考〕　本表は「昭和40年国勢調査報告第2巻（1％抽出集計結果），その3職業」271～274ページ各表の組みかえによって作成されたものである。

第10表　社会階層構成の変化（江口英一氏表）

（単位 1,000人）

区分	1955年 実数	1955年 %	1955年 %	1960年 実数	1960年 %	1960年 %	1965年 実数	1965年 %	1965年 %
15歳以上就業人口	39,261	100		43,707	100		47,610	100	
農林漁業職業従事者	15,857	40.4		14,109	32.3		11,608	24.4	
非農林漁業職業従事者	23,404	59.6	100	29,598	67.0	100	36.002	75.6	100
Ⅰ　資本家階級	1,695	4.3	7.2	2,044	4.7	6.9	2,672	5.6	7.4
1　会社経営者	333	0.8	1.4	509	1.2	1.7	805	1.7	2.3
2　部門担当経営者	508	1.3	2.2	474	1.1	1.6	610	1.3	1.7
3　小経営者	531	1.4	2.1	681	1.5	2.3	820	1.7	2.3
1）鉱業,建設業,手工的・機械的工業,陸上海上運輸	303	0.8	1.3	354	0.8	1.2	398	0.8	1.1
2）商業主	157	0.4	0.7	206	0.5	0.7	193	0.4	0.5
3）サービス業主	38	0.1	0.1	42	0.1	0.1	50	0.1	0.1
4）家族事務員	43	0.1	0.2	79	0.2	0.3	179	0.4	0.5
4　公安従事者	313	0.8	1.3	380	0.9	1.3	437	0.9	1.2
Ⅱ　自営業者層	4,682	11.6	20.0	5,102	11.6	17.2	5,552	11.7	15.4
1　自営業者	3,329	8.6	14.2	3,558	8.1	12.0	3,933	8.3	10.9
1）建設職人	320	0.8	1.4	347	0.8	1.2	375	0.8	1.0
2）手工業者	647	1.6	2.8	653	1.5	2.2	741	1.6	2.1
3）小商業者	1,824	4.7	7.7	1,961	4.5	6.6	2,056	4.3	5.7
4）サービス業者	393	1.0	1.7	423	1.0	1.4	603	1.3	1.7
5）運送業者	35	0.1	0.1	58	0.1	0.2	49	0.1	0.1
6）医療保健業者	110	0.3	0.5	116	0.2	0.4	109	0.2	0.3
2　名目的自営業者	1,353	3.4	5.8	1,544	3.5	5.2	1,619	3.4	4.5
1）一人親方	206	0.5	0.9	235	0.5	0.8	294	0.6	0.8
2）小商人	433	1.1	1.9	265	0.6	0.9	421	0.9	1.2
3）行商露天商	262	0.7	1.1	217	0.5	0.7	123	0.3	0.4
4）仲買人	62	0.1	0.2	92	0.2	0.3	118	0.2	0.3
5）その他の雑業	390	1.0	1.7	735	1.7	2.5	663	1.4	1.8
Ⅲ　労働者階級	17,027	43.4	72.8	22,452	51.4	75.9	27,778	58.3	77.2
1　不規則就業労働者	4,221	10.8	18.0	4,452	10.2	15.0	5,095	10.7	14.2
1）単純労働者	2,121	5.4	9.0	2,679	6.1	9.1	2,768	5.8	7.8
2）商業使用人	462	1.2	2.0	506	1.2	1.7	389	0.8	1.1
3）サービス使用人	946	2.4	4.0	932	2.1	3.1	1,187	2.5	3.3
4）家内労働者	692	1.8	3.0	335	0.8	1.1	751	1.6	2.0
2　販売・サービス労働者	975	2.5	4.2	1,139	2.7	3.9	1,551	3.1	4.3
1）販売労働者	654	1.7	2.8	873	2.0	2.9	1,212	2.6	3.4
2）サービス労働者	321	0.8	1.4	266	0.7	1.0	339	0.5	0.9
3　生産労働者	6,691	17.1	28.6	10,038	22.9	33.9	11,755	24.8	32.7
1）下層生産労働者	2,624	6.7	11.2	3,602	8.2	12.2	4,089	8.6	11.4
2）中層生産労働者	2,153	5.5	9.2	3,251	7.4	11.0	4,321	9.1	12.0
3）上層生産労働者	1,268	3.3	5.4	1,922	4.4	6.5	2,405	5.1	6.7
4）官公労働者	646	1.6	2.8	1,263	2.9	4.2	940	2.0	2.6
4　俸給生活者	5,140	13.0	22.0	6,823	15.6	23.1	9,377	19.7	26.0
1）販売俸給生活者	219	0.5	0.9	378	0.9	1.3	892	1.9	2.5
2）下層事務員	914	2.3	3.9	1,245	2.8	4.2	1,778	3.7	4.9
3）一般事務員	856	2.2	3.7	1,388	3.2	4.7	2,207	4.6	6.2
4）上層事務員	365	0.9	1.6	586	1.3	2.0	834	1.8	2.3
5）技術者	396	1.0	1.7	489	1.1	1.7	662	1.4	1.8
6）自由業的俸給生活者	243	0.6	1.0	316	0.7	1.1	398	0.8	1.1
7）教師	731	1.9	3.1	803	1.9	2.7	912	1.9	2.5
8）医療俸給生活者	203	0.5	0.9	267	0.6	0.9	332	0.7	0.9
9）官公俸給生活者	1,213	3.1	5.2	1,351	3.1	4.5	1,362	2.9	3.8

〔備考〕 資料は各回「国勢調査報告」。「職業分類不能」は含まない。

者階級の構成比率は過半数に達し、一方、農・漁民と都市中間層をふくむ自営業者層の割合が半数以下となった。その基本的な傾向は、一九六〇年以降においてもひきつがれており、一九六五年では社会階級構成中、労働者階級五六・九%に対し、中間階級三八・三%と、一九五〇年当時にくらべてその地位が逆転しているばかりでなく、七大都市をふくむ人口集中地域における労働者階級の地位は七一・五%にも達している。

(2)、資本家階級も急増し、その構成比を高めているが、その主軸となっているのは、会社役員の増加である。

(3)、自衛官、警察官、保安サービス員も、絶対的かつ相対的な増加傾向にある。

資本家階級　資本家階級とは、資本としての生産手段もしくは営業手段を所有することによって、労働力以外に売るもののない賃金労働者を雇い入れ、その剰余労働を利子、利潤その他の諸形態で収受する階級のことで、国勢調査の結果による、社会階級構成表編成の際には、①資本所有者、②資本機能の経済的代行者、③資本機能の政治的代行者に区別して考えることができる。

個人企業主＝右のうちの、①資本所有者であると同時に、②の経営者であるものの、現在の主要形態は、個人企業主であり、その意味で、第8・9表では、まず「一人以上の雇用者のある業主」で、かつ「管理的職業従事者である」個人業主が、資本家階級の一構成部分としてあげられている。

会社役員と管理職員＝資本制企業は、その主要部分で、会社形態とくに株式会社形態をとっている。したがって、その資本所有者は株主であるが、資本機能そのものは、広範な経営者層によって代行されているという場合が多い。彼らは、いわば資本機能の経済的代行者であり、企業規模によって異なるが、それは最高経営者層（「代表性役員」一般に常務取締役以上）、経営者層（「使用人兼務役員」一般に平取締役）、管理的職員（通常課長以上）にわかれる。前掲表では、国勢調査の結果における区分のうち、「会社などの役員」とともに「民間の管理的職業従事者」が、会社役員と管理職員として計上されている。

管理的公務員＝管理的公務員とは、「国、地方公共団体の各機関またはそれの課長以上の内部部局の業務を管理・監督するもの」をいい、管理的国家公務員には、大臣から国会議員、各省課長以上のほか、国営企業の工場長までがふくまれ、また、管理的地方公務員には、知事、都道府県議会議員はもちろん、教育委員、選挙管理委員などもふくまれることになっている。したがって、民間の経営者層および管理的職員が資本機能の経済的代行者であるのに対して、国と地方を通ずる行政機構と諸企業、高級官僚の民間への天下りおよび両者の日常的な連けい接触からいって、このうちから革新系首長や議員などを除けば、そのほとんどは、資本機能の政治的代行者とみなしうる。

なお、国勢調査では、地代収入で生活するもの、あるいはまた、もっぱら利子、株式配当金などの財産収入で生活している人びと、つまり、地主と全くの資本所有者とが、無職業者として非労働人口に分類されることになっているので、表中には地主層という表示にかけているばかりでなく、彼らが、同時に何らかの他の職業をあわせもつかぎりにおいてのみ、労働力人口としての扱いをうけ、その職業によって区分されているにすぎない。

第11表　資本家階級中会社役員と管理職員の内訳　（単位：1,000人）

区分		1950年	1955年	1960年	1965年
個人企業主		144	73	97	15
管理的公務員		117	104	95	112
会社役員と管理職員		420	630	991	1,629
a 会社などの役員内訳	Ⅰ専門的技術的職業従事者			31	44
	Ⅱ管理的職業従事者			554	868
	会社役員	149	334	515	805
	その他の法人役員			39	63
	Ⅳ販売従事者	(小売のみ) 15	(小売卸売) 15	85	170
	Ⅴ農林漁業従事者	管理的職業従事者およびその他の支配人 256	281	1	3
	Ⅵ採鉱採石従事者			—	1
	Ⅶ運輸・通信従事者			2	7
	Ⅷ生産工程従事者			38	94
	Ⅸ保安サービス従事者			—	(0.1)
	Ⅹサービス職業従事者			10	23
	小計			721	1,210
b 民間の管理的職業従事者				270	419

〔備考〕 総理府統計局編「昭和40年国勢調査報告（1％抽出集計結果）」および前掲書による。

さて、第7および11表にみるごとく、国勢調査結果で示された資本家階級の増加のうちでは、会社役員がその主軸をなしていることがわかる。つけ加えていえば、総理府統計局編「昭和三八年事業所統計調査報告」における、わが国有給役員数は約一三〇万人であった。同調査の有給役員には、「法人または団体の社長、取締役、監査役、理事、監事などの有給のもの」をふくむが、ただし「重役、理事であっても、職員をかねて一定の職務に従事し、一般職員と同じ給与規則によって給与をうけているものは、ここにふめないで〝常用の雇用者〟とする」と規定されているので、その数字は、「使用人兼務員」をはぶいて、主として「代表性役員」数を示すものと考えられ、この事業所統計の有給役員数からみれば、国勢調査結果における会社役員数は過小にあらわれているということになる。

労働者階級

前掲7～9表では、労働者階級を、サラリーマン層、生産的労働者層、不生産的労働者層の三つに区分し、一九六五年における、それぞれの社会階級構成中における地位は、サラリーマン層一七・〇％、生産的労働者層二九・二％、不生産的労働者層九・三％と算出されている。そのうち、サラリーマンもしくは俸給生活者層についていえば、それは、労働者階級中の一主要部分をなすものだとはいえ、必ずしも一義的に規定しがたいさまざまの職業と階層によってなりたっているということができる。

たとえば、民間企業の事務職員、公務員および教師、技術者その他の専門職などかなり幅広い職業分布にわたっているというばかりでなく、さらにその内部構成では、企業の経営管理にあたる高級職員、いわゆるサラリーマン重役から、たんに手続的に監督、指導する立場にすぎない経営補助的な下級職制をへて、末端の一般事務労働者にいたるまで、上下に大きなへだたりのある諸階層を形成している。それにしても、サラリーマンというのは、自らの労働力の対価を、〝俸給〟という形でうけとる賃金労働者にほかならない。そして、彼らが、一般的にいって、本来的な賃金労働者、生産的な労働者との間で社会的な区別を生じているのは、次のような点においてである。

まず第一に、労働の性質のちがいがあげられる。生産的労働者の労働が、生産過程における肉体的労働であるのに対して、サラリーマンの場合には、事務職員と技術員とを問わず、高度の専門的知識、技能を要するものから、比較的単純な事務労働にいたるまで種々あるにしても、頭脳労働ないしは精神労働が主体をなしており、サラリーマンと生産的労働者との学歴差としても、そのことは対応している。また第二に、サラリーマンの場合、その俸給もしくは給与は、生産的労働による剰余労働からの控除に依存しているという事実によっても区別される。つまり、生産的労働者の労働力の対価としての本源的収入にたいして、彼らのそれは、大まかにいって、新しく生産された価値生産物からの分岐収入、派生的な収入であるというちがいがある。

こうした労職間の区別は、企業内における賃金格差や極端な昇進差としてあらわれ、社会的にも、身分的な差別にまで定着してきているといってよいのであるが、最近における技術革新や事務合理化のめざましい発展によって、その区別の明確さにかける部分を生じつつあることを指摘できる。すなわち、生産的労働者の労働が、生産設備の装置化、オートメーション化にともなって、工程監視や計測など、次第に頭脳労働としての性格を強めるものとなってきている一方、それとは逆に、事務労働者の労働では、事務処理の急速な機械化によって単能化され、より肉体的労働に近いものになりつつあるというわけで、相互に等質化する傾向がすすんでいるということができる。しかし、全体としては、なお専門的職務、技術、一般事務をふくむサラリーマン層においては、頭脳労働の比重が、生産的労働者層にくらべて相対的に高いことを否定しえない。

わが国社会階級構成のうえで、一九五五～六〇年における労働者階級の増加が目立って大きく、一九六〇年において過半数をこえ、農・漁民と都市中間層をふくむ中間階級とその数量上の地位を逆転していること、一九六〇年以後においても、その基本的傾向がひきつがれていることについてはすでにのべた。そこで、さらに、労働者階級中の内部構成についてみると、全体として量的な増大をつづけているなかで、生産的労働者層の増加が、やや緩慢化していることが注目される。すなわち、生産的労働者の増加率を、各回国勢調査毎にくらべてみると、一九五五年では五〇年にくらべて二三・二％増、一九六〇年三六・九％増に対して、一九六五年では一五・〇％増にとどまっており、なかでも、農業労働者は、一九六〇年の二四万四九〇〇人から六五年には一一万八一〇〇人へと半減以上、漁業労働者も二四万七三〇〇人から二四万五〇〇人へとわずかながら減少していることが目立っているほか、とくに鉱山労働者の場合には、一九六〇年から六五年にかけて、三五万一〇〇〇人から二一万四八〇〇人へと激減を示し、石炭業における採炭夫、支柱夫、抗内運搬夫などは半減もしくはそれに近い状態である。一方、サラリーマン層と不生産的労働者層の増加テンポは依然として大きく、同じ期間に、いずれも一・三倍余の増加であった。

自衛官・警察官・保安サービス員

労働者階級とは区別され、特殊な社会集団として別掲された自衛官・警察官・消防員その他からなる保安サービス員は、一貫して増加傾向にある。江口氏表（第10表）では、自衛官・警察官・消防員の実数四三万七〇〇〇人が、資本家階級の一構成部分として、そのうちにふくめられている。行政管理庁調べによると、一九六五年の防衛庁職員

数は二七万八〇〇〇人、また、警察・消防職員数は二一万〇九七六人、あわせてその実数は四九万八九七六人であった。ところで、防衛庁人事局の調査では、一九六三年における自衛官の年間平均現員二〇万八四八〇人中、将校、下士官（いずれも定年まで勤務）の計は一〇万六九五五人と、士長以下任期二年乃至三年の兵の総数一〇万一五二五人をこえていた。

つまり、このことからすれば、①自衛官のうちの過半数までが、それ自身職業化したものによって占められていること、②自衛隊は、全体として特殊な社会集団を構成するものであるとはいえ、将校、下士官と士長以下とでは、その社会諸階級からの補給および還流という点で区別しうるものであることがわかる。そして、自衛隊除隊者の大企業での積極的な雇い入れ、あるいは、除隊者を目的意識的に自衛隊除隊者雇用協議会を通じて、重点企業に配置することがおこなわれ、そこでの隊友会の結成が、ここ数年来積極的にすすめられている事実によっても、自衛官を中心とした特殊な社会集団の性格と役割の一端をうかがい知ることができる。自衛官、とくにそのうちの陸海空士つまり兵卒の出身階層、入隊動機ならびに除隊後の帰すうについてのべればつぎのごとくである（佐々木隆爾「自衛隊の人的構成」雑誌「経済」一九六七年一月号掲載参照）。

(1)　自衛隊員の出身階層　防衛人事局資料によると、一九五八年当時かなりの比重を占めていた農林・水産・漁業出身（新入隊員の前職分布比率で二二・七%）の隊員が、その後急速に減少し、一九六三年には全体の一三・七%を占めるにすぎなくなった。これに対し、いわゆる第二次産業出身隊員の増加がいちじるしい。

すなわち、一九五八年で二四・二%を占めたにすぎなかったものが、六二年には四三・三%と半数に近い比率を占めるにいたっている。これに第三次産業に従事していたものを加えれば、実に七〇%もの隊員が、労働者出身であったことが明らかとなる(第12表)。

しかも、こうした傾向は、産業界全般の求人難にもかかわらず、ますます顕著になってきつつあることに注目しなければならない。わが国の労働市場で、新規求職者が、求人数を大幅に上回っていた一九五八、五九、六〇年には、未就業者つまり中学または高校卒業後ただちに自衛隊に入隊するというものが多かった。六一年以降そのような入隊者が減少し、それにかわって製造業をはじめ、建設

第12表　新入自衛隊員の前職別分布比率（1958～63年）

区分	1958年	1959年	1960年	1961年	1962年	1963年
	%	%	%	%	%	%
農林業	21.6	18.0	20.1	19.3	13.6	13.0
水産・漁業	1.1	0.8	1.0	0.8	0.5	0.7
第一次産業小計	22.7	18.8	21.1	20.1	14.1	13.7
鉱業	1.6	1.7	2.2	1.8	1.1	0.2
建設業	5.5	5.6	7.2	8.1	8.5	8.2
製造業	17.1	14.3	16.9	24.6	33.7	30.5
第二次産業小計	24.2	21.6	26.3	34.5	43.3	38.9
商業	11.5	11.0	10.5	11.0	9.7	11.2
運輸・通信・公益	6.5	5.1	6.8	7.2	7.3	6.9
サービス業	6.4	6.0	8.2	9.4	8.8	8.3
公務員	1.3	1.1	1.0	0.8	0.9	1.1
第三次産業小計	25.7	23.2	26.5	28.4	26.7	27.5
未就業および不明	27.4	36.4	26.1	17.0	15.9	18.9

〔備考〕防衛庁人事局調べ，佐々木隆爾「自衛隊の人的構成」による。

業、サービス業などの部門における労働者としての前職をもつものの比重が急速に増してきている。このことは、いったん労働者として就職した青少年が、労働条件のきびしさ、低さ、また昇進への期待の欠如などにたえかねて、自衛隊に流れこむという経路が、自衛隊員の最も大きな供給路になっていることを意味し、また、その場合、自衛隊での技能習得が、そのような未成熟な青少年の、技術的職種への就業を可能ならしめるものとなっているのである。

(2) 自衛隊員の入隊理由　同じ防衛庁人事局調べ（一九六三年末現在）による、自衛隊員の入隊理由のうちでは、①「自分自身の修養になる」ことをあげているものが、工員、商店、サービス業出身者の四〇％前後、②「技術習得ができる」とするもの同じく三〇％前後となっていた。事実、自衛隊の多くの特技職にたいしては、国家免状が、試験の全部もしくは一部免除であたえられる制度があり、それが隊員募集のキャッチフレーズともなっているのであるが、これらの事実は、巷間伝えられているように、「自分を叩き直すために自衛隊に入った」という隊員がふえつつあることを物語っていよう。こうした傾向はまた、ある程度までその出身階層の状態を反映しているといえる。というのは、劣悪な労働条件や生活条件からくる下積意識、劣等感、生き甲斐のない労働やそれへの不満を遊戯でまぎらすことの空虚さ、労働者相互が分散、孤立させられ、団結の困難なことからくる自分たち自身の環境を変革する能力にたいする不信、受動性、およそこうした側面は、一定の明確な、しかも生き甲斐があるかのごとくに思える目的と規律をもち、命令によって、ともかくも方向性をもった生き方を強制する自衛隊に、彼ら青少年をひきつける役割をはたしているのである。

(3) 除隊後の帰すう　自衛隊員の除隊後の役割については、次の四つの段階にわけて考えることができる。①一九六〇年以前では、防衛庁当局による、除隊者の就職あっせん業務は未だ組織化されていなかった。②一九六〇～六二年の間になると、就職あっせんのために、各自衛隊地方連絡部毎に援護課または援護係が設置され、除隊者を系統的に就職させようとする組織がつくりあげられた。③一九六二年になると、防衛庁と日経連の主導の下に、自衛隊除隊者雇用協議会が結成され、「新産業秩序」を実現する尖兵として、除隊者を利用しようとする体制がつくられることになった。④一九六三年以降では、隊友会、父兄会、防衛協力会（防衛協会）などの組織が全国的に結成され、主要企業、地域における重点的な部会の編成がはじまった。

このような段階をへて、自衛隊の隊内組織は、次第にその外部にまで外延化され、社会の末端にまではりめぐらされるようになってきており、それだけに、除隊者の果たしうる社会的な役割も無視しえないものとなってきている。とくに注目されることは、自衛隊除隊者雇用協議会が、除隊者を目的意識的に、重点企業に配置するのと並行して、その民間における組織としての隊友会の部会や、また日本郷友連盟の職場支部、分会の結成が、企業内で、積極的にすすめられるにいたっているということである。

隊友会の発足は一九五九年七月であり、「国民と自衛隊とのかけ橋として、相互の理解を深めることに貢献し、もってわが国の平和と発展に寄与すると共に、自衛隊退職者の親睦と相互扶助を図り、その福祉を増進する」ことを目的にかかげたが、会員数は容易にはのびなかった。しかし、一九六三年以降には新しい状況があらわれ

ていると考えられる。というのは、六三年から六四年にかけて、その会員数が二万四〇〇〇人から四万六〇〇〇人へと一挙に倍近いふえ方を示し、とくに、大企業で隊友会の部会の結成が目につくようになってきているからである。

たとえば、六四年初頭には、川崎製鉄千葉製鉄所部会（会員数約四四〇人）、日立製作所茂原工場部会（会員数五〇人）、日新製鋼呉工場部会（会員数一〇〇人）、日本電気部会（会員数一二〇人）、日本ペイント部会（会員数七〇人）などの活動があり、また、この隊友会の別動隊ともみられる日本郷友連盟が、職場支部を結成し、組織を拡大しようとする動きも、ほぼ同じ時期に活発化してきている。六四年初で、国鉄支部（会員数約三〇〇〇人）、全国モーターボート協会競艇支部（会員数五〇〇〇人）などを中心に、徳山曹達、東邦生命などで分会が組織されているといわれており、国鉄盛岡工場の労働者一五六名が郷友会に入会した、同じ時点で第二組合が結成されたという事実にみられるように、その結成が、組織活動の骨ぬき、第二組合結成による組合活動の分裂とかかわりをもつ場合のあることが考えられる。

3　人口の巨大都市圏集中と都市下層階層

巨大都市への人口と中小企業の集中

国勢調査の結果によると、わが国の総人口は、一九六五年一〇月一日現在で九八二八万人となりそれまでの過去五年間に愛知県の人口にほぼ近い四八六万人、率にして五・二%を増加した。そしてこの間には、人口の大都市圏への集中がいっそう目立ってきている。ことに南関東から近畿までの太平洋岸沿いには、いわゆる〝東海道メガロポリス〟とよばれる帯状の巨大都市圏が形成されつつあり、そこには、わが国人口一〇〇中の四五人までが集まっていることになるのである。

そうした反面、九州、四国の全県、広島県をのぞく中国地方、石川県をのぞく北陸、宮城県をのぞく東北地方の各県では、軒並みに人口減となり、過疎地帯を続出させており、農山村から巨大商工業都市への人口移動のはげしさを物語っている。農山村とともに、合理化や閉山で人べらしがつづいた炭鉱地帯における人口減もいちじるしい。かくして、東京、大阪、愛知各都府県を中心とする都市圏へむかっての人口の移動集中は、いわゆる〝高度成長〟の過程でかつてない規模のものに拡大した。しかも、国勢調査の結果でみると、調査時前一ヵ年間に他県から東京都へ転入した人口の約六〇%は一六～二四歳台の青少年であった。

そしてまた、わが国の巨大都市では中小企業の集中度の高いことに留意する必要がある。製造工業のみでも、一九六二年の工業統計調査結果によれば、従業者数三〇〇人未満の中小事業所の従業者の占める比率は全国平均六八%に対し、東京都ではその全国平均をかなりに上回り七二%強であった。また、中小企業の多い商業、サービス業等第三次産業就業者の占める比率の上でも、東京都は全国平

均より高い、したがって、人口吸収の要因となる雇用機会は中小企業でより多い。つまり、巨大都市圏へ向けての人口集中の過程は、一方では、大量の若年労働力を吸引すると同時に、他方では、大企業と中小企業とを問わず、中高年労働力を排除する過程でもあり、ことに中小企業においては、その過度労働と低賃金を契機とする頻繁な労働移動を通じて、中年から高年へかけて、労働者の地位を下降させ、彼らを廃兵化し、都市の下層に沈澱させる過程でもある。

都市下層階層の増大

わが国の都市なかんずく巨大都市圏において、中小企業の集中度の高いこと、かつまた、労働者の沈澱部分、下層階層をより広範にかかえていることについては右のごとくだが、その中小企業労働者や日雇労働者、あるいまた、職人、家内労働者など名目的な自営業者にすぎない人たちをふくむ都市下層階層の量的大いさについては、第13表のごとく示されている（江口英一「都市下層の労働者の状態」雑誌「経済」一九六五年一一月号掲載）。

すなわち、これによると、都市における下層階層の総数は一九五〇年で八三〇万人、五五年一〇八五万人、六〇年で一二七二万人という数字になり、一九五〇年を一〇〇とした指数では、五五年一三一、六〇年一五三と急速に増大をみていたことになる。さらにまた、一九六〇年の非農林業職業従事者二九五九万八〇〇〇人とくらべた場合には、同じ年の都市下層階層は四二・六％を占めていたことになり、その比重の大きいことがあらためて注目されるが、つぎにみるような本工と下請労働者との量的比較の上からみても、それが決して不当な推定でないことがわかる。

たとえば、八幡製鉄は、巨大企業の一つであるばかりでなく、わが国最大の製鉄会社である。その従業者つまり八幡製鉄に直接雇用されている本工だけの人数は、一九六七年で約三万〇五〇〇人であったが、そのほかに、本工がやらない〝よごれ仕事〟、スクラップの処理、港湾荷役、溶鉱炉の清掃などを引きうける下請会社が二十数社、その従業者数が一万人余に及んでおり、これに孫下請とよばれる再下請までをふくめると、毎日約二万人、時期によって多い時には、八幡製鉄の本工数を上回る四万人近い人達が中小下請労働者として同じ構内で働いていたという状態であった。もちろん、本工にくらべて、それら下請労働者の賃金が低額であることはいうまでもないことで、同製鉄では、八幡より戸畑、戸畑より堺、堺より君津と新鋭工場ほど、本工を直接鉄鋼を生産する部門にだけしぼり、下請雇用をふやす方針がとられている。

【参考資料】(1)佐藤耕一「階級構成表について—官庁統計の批判と従来

第13表　都市下層階層就業者の動き

（単位 1,000人）

区分	非農林業職種従業者	都市下層階層		
		名実ともに労働者階級	それ以外	計
1950年	18,603	4,393 (53.0) 100	3,902 (47.0) 100	8,295 (100) 100
1955年	23,404	5,922 (54.2) 135	4,952 (45.5) 127	10,874 (100) 131
1960年	29,598	7,777 (61.2) 176	4,940 (38.8) 126	12,717 (100) 153

〔備考〕1) 都市下層階層とは，第10表の区分のうち，「建設職人」，「手工業者」，「名目的自営業者」および「使用人」の全部と労働者階級として表示してある「単純労働者」の全部および「労働者下層」である。そのうち「名実ともに労働者階級」のうちには「労働者下層」および「単純労働者」がふくまれる。
2) 江口英一「都市下層労働者の状態」（雑誌「経済」1965年11月号掲載）による。

の階級構成表の吟味」（札幌唯研「唯物論」第一二号、一九六四年四月所収）、(2)日本共産党中央調査部「府県別にみた階級構成と得票率（「調査資料」第四五号、一九六四年二月）、(3)野沢正徳「戦後日本の労働階級の構成」（「経済評論」一九六五年八月号所収）、(4)「階級構成—昭和三五年」（内海・木村・三潴編「統計学」一九六六年刊所収）、(5)三潴信邦「階級構成表の作成」（「唯物史観」第三号、一九六六年五月所収）、(6)日本共産党中央委員会経済調査部試算「一九六五年、日本の階級構成」（一九六七年版「赤旗手帳」所収）、(7)宮崎三四郎「一九六〇年の階級構成比較」（総評「調査月報」一九六七年三月号所収）、(8)田沼肇「国勢調査にみる階級構成」（「経済評論」一九六七年九月号所収）。

II 雇用構造と労働市場

概要□雇用動向＝雇用労働者の増大／産業別、規模別雇用の動き／**最近の労働力不足と企業の雇用対策**＝労働力不足の進行／企業の雇用対策／**失業者の発生状況**＝企業整備／失業保険受給者の減少／完全失業者の動き／**新規学卒者の入職状況**＝新卒就職者の動き／就職先の産業、企業規模、職業構成／**労働移動**＝入職、離職率の動き／離職者の年齢構成／離職、転職者の産業別、規模別、職種別構成／転職にともなう賃金変動／労働者の地域変動／職安の職業紹介

概要

一、賃労働者の増大は一九六七年にもひきつづき進み、非農林業の雇用労働者数は六七年には三千万人を突破し(三〇八二万人)、わが国の就業者全体の六〇％（農林業雇用者を加えれば六〇％以上）を占めるようになった。また、この賃労働者層の比重の増大は今後一層進み、例えば四年後の一九七一年には就業者総数の六七％に及ぶと予想されている。

一、一九六七年に雇用の増加率が高かったのはまず建設業で、建設業は近年引続き大幅な雇用増加を示した。そして六七年にはとくに、製造業中の輸送用機器や電気機器をはじめとして、金属・機械生産部門の雇用増加が目立った。こうした動きを反映して、雇用労働者の産業構成でも前年に低下した製造業の割合が六七年に再び高まり、また製造業では大規模企業への入職が再び増加した。ただ産業全体については、中小企業とくに零細企業雇用労働者の全体に占める割合は依然として高く、六七年にはその割合がやや高まった。

他方、臨時・日雇労働者が最近増加し、雇用労働者全体についても、入職者についても、臨時・日雇労働者の割合が最近高まる動きをみせている。

一、新規学卒就職者は、中学卒就職者が近年引続き大幅な減少を

示した。他方、高校卒就職者は増大をつづけ、最近では高校卒就職者が新規学卒就職者の中心となっているが、今後は高校卒も含めて新規学卒就職者が全体として大幅に減少することが予想されている。これら新規学卒者の就職先では、一九六七年には製造業とくにその金属・機械生産部門、および建設業の割合が高まり、職種では技能工・現場生産労働者の比重が増加し、また大企業への入職者が再び増加した。

一、企業の労働力不足は最近依然としていちじるしく、労働力不足はとくに小規模企業ほど強まっている。企業が最近とくに不足を訴えている労働力は、機械工などの技能工や販売員、一般労務者、技術者などであり、不足労働力の中心は技能工をはじめとする現場労働者、それもとくに若年層男子の現場要員である。そして経営者は、これらの労働力不足に対処するため、労働力確保の努力を一層強めるとともに、これと併行して、雇入れの対象を採用困難な労働力からそれの比較的可能な労働力へと切りかえ、現存従業員を一層効率的に使用し増員を極力抑制するなどの措置を強め、これらの対策を通じて企業合理化をおし進めている。社外工の利用やパートタイマーの利用も、こうした動きを反映して最近増加している。

一、入職・離職率は一九六六年に低下したが、六七年には再び高まり、労働移動が産業全体にわたって再び活発化した。離職・転職者の大部分は若年層であるが、最近ではむしろ中高年齢層の割合が高まっている。離職理由では任意離職が大部分を占めているが、そのなかでは低賃金や企業の将来性不安によるものが最も多かった。他方、転職者の入職先では製造業の割合が高まり、また職種としては技能工や現場生産労働者としての入職が、企業規模では大企業への流入が、それぞれ増加した。

一、職安の職業紹介では、求職者数の減少にたいして求人数が増加し、一九六七年には両者が全体として均衡するようになった。そして若年層求職者も中高年齢層求職者も就職率が高まり、求職条件は一般に好転した。ただし、求職条件と求人条件との間には賃金条件を中心としてへだたりが大きく、職安を通じた就職率は一〇%前後と依然として低い。

一、企業倒産は最近増大の一途をたどり、企業整備も増加した。またこれらによって反映される経営不安定の増大は、従業員の離職を促進させ、企業移動を活発化させる大きな要因となっている。しかし反面において、労働力需要の増大がつづき、若年層をはじめとして離職・転職者の再就職の機会もかなりあるという条件から、失業者としての滞留は全体としてあまり表面化しないでいる。

1　雇用動向

雇用労働者の増大つづく

就業者数の増大のなかで進行している農林業就業者の減少、非農林業雇用労働者の増大の動きは、一九六七年にもひきつづき進んだ。総理府統計局の労働力調査によると（第14表）、農林業就業者では家族従業者の減少がいちじるしく、最近ではとくに女子家族従業者の減少が大

第14表　就業者の従業上の地位別構成（農・非農別）　　（単位：万人）

従業上の地位別	就業者総数	農林業 総数	農林業 自営業主	農林業 家族従業者	農林業 雇用者	非農林業 総数	非農林業 自営業主	非農林業 家族従業者	非農林業 雇用者 総数	非農林業 雇用者 常雇	非農林業 雇用者 臨時	非農林業 雇用者 日雇
1957年	4303	1521	532	929	60	2783	527	357	1896	1755		142
1966年	4847	1114	434	642	39	3730	544	323	2862	2597	153	112
1967年	4935	1084	432	619	33	3851	568	334	2946	2665	162	119
1966年(改正)	4906	996	385	563	49	3907	572	333	2998	2729	154	116
1967年(改正)	4994	966	383	540	43	4028	596	344	3082	2797	163	123
対前年増減(△) 1966年	99	△ 40	△ 7	△ 31	△ 2	140	16	3	120	111	8	1
1967年	88	△ 30	△ 2	△ 23	△ 6	121	24	11	84	68	9	7
うち男子	49	△ 16	△ 3	△ 8	△ 3	67	18	3	46	37	3	6
女子	38	△ 14	2	△ 14	△ 3	54	6	8	38	30	6	1
1967年(改正)	88	△ 30	△ 2	△ 23	△ 6	121	24	11	84	68	9	7
うち男子	49	△ 16	△ 3	△ 8	△ 3	67	18	3	46	37	3	6
女子	38	△ 14	2	△ 14	△ 3	54	6	8	38	30	6	1
1957年対1967年増減	632	△437	△100	△310	△ 27	1068	41	△ 23	1050	1072		△ 23
構成比(%) 1957年	100.0	35.3	12.4	21.6	1.4	64.7	12.2	8.3	44.1	41.3		3.3
1966年	100.0	23.0	19.0	13.2	0.8	77.0	11.2	6.7	59.0	53.6	3.2	2.3
1967年	100.0	22.0	8.8	12.5	0.7	78.0	11.5	6.8	59.7	54.0	3.3	2.4

〔備考〕 1）1967年9月から12月にかけて，労働力調査の調査方式の一部改正が行なわれた。(改正)とはその改正に基づく新たな調査数字を示す。それ以外は，これまでの調査方式に見合う調整数字。
2）総理府統計局「労働力調査」による。

きくなっている。また自営業主では男子がひきつづき減少している反面最近では女子がやや増加し、農林業自営業主に女子の割合が高まる動きをみせている。

非農林業就業者の増大は、そのほとんどが雇用労働者の増大によるもので、一九六七年における雇用は前年より八四万人増加し、三〇〇〇万人を突破するに至った（三〇八二万人）。しかし、毎年一〇〇万人～一二〇万人以上も増加した一九六〇年～六二年あるいは六五年～六六年に比べると、その増勢はかなり低下している。またこの雇用労働者の増加のほとんどが常用労働者によって占められているが、臨時労働者（とくに女子）や日雇労働者（とくに男子）も最近再び増加の動きをみせている。非農林業では自営業主や家族従業者も、一九六三年以降漸増しているが、このうち自営業主では男子の増加が、家族従業者では女子の増加が、最近それぞれ目立っており、非農林業家族従業者では女子の比重が一層高まっている。

これを一〇年前と比べてみると（一九五七年対六七年）、就業者総数では六三二万人の増加となっているが、このなかで農林業就業者は四三七万人減少し（うち自営業主が一〇〇万人の減、家族従業者が三一〇万人の減）、これにたいして非農林業の雇用労働者は一〇五〇万人も増加している。この結果、非農林業雇用労働者層の就業者全体に占める比重も近年急速に高まり、一〇年前の一九五七年には四四%だったその割合は、六七年には約六〇%（農林業雇用者を加えれば六〇%以上）にまで上昇した。

なお雇用労働者数は今後さらに増加するとともに、就業者全体に占める雇用労働者層の比重も一層高まり、四年後の一九七

一年度にはその比率が次のように六七%に及ぶことが予想されている（推計は経済企画庁「経済社会発展計画資料」—日本経済調査協議会『昭和四〇年代の雇用問題』による）。

	一九六五年度	一九七一年度(見込み)
就業者総数	四七七四万人	五〇七八万人
雇用者	二八二一	三三七五
業主・家族従業者	一九五三	一七〇三
雇用者比率	五九・一%	六六・七%

産業別、規模別雇用の動き

雇用の動きを労働省・毎月勤労統計調査の常用労働者雇用指数によってみると（第15表）、一九六七年の雇用増加率は産業全体で三%であり、前年よりやや高まった。しかし一九五九年～六一年頃のいわゆる高度成長期に増加率が毎年一〇%以上に及んだのに比べるといちじるしく低く、雇用増加率は六二年以降全体として停滞をつづけている。

これを産業別にみると、一九六七年の動きには次のような特徴がみられる——(1)建設業の雇用増加率が前年にひきつづいていちじるしいこと（六七年には対前年一〇・三%）、(2)製造業では、食料品、繊維などの生産部門で増加率が停滞化し、さらに雇用の減少がつづき、これにたいして金属・機械生産部門では、輸送用機器や電気機器における雇用の著増をはじめ全般的に雇用の増加がみられること。(3)商業部門（卸・小売業および金融・保険業）でもかなりの増加をつづけているがその増加率には停滞の動きがみられること、そして

第15表　産業別雇用の動き（常用労働者）　(%)

産業別	対前年増減率 1966年	対前年増減率 1967年	1962年対1967年増減率
総数	2.5	3.0	22.4
鉱業	△ 2.8	△ 4.1	△ 37.2
建設業	7.9	10.3	59.5
製造業	0.4	2.1	14.5
食料品	5.0	4.9	47.8
たばこ	△ 2.2	△ 5.8	△ 5.6
繊維工業	△ 3.9	△ 4.4	△ 6.1
衣服その他の繊維製品	8.4	△ 0.2	38.2
木材，木製品	4.7	△ 0.8	22.7
家具，装備品	8.0	4.3	42.9
パルプ，紙，紙加工品	△ 0.1	△ 1.2	5.8
出版，印刷，同関連産業	3.2	1.2	24.4
化学工業	△ 1.9	△ 0.2	5.2
石油，石炭製品	2.5	0.6	4.2
ゴム製品	0.9	2.1	2.9
皮革，同製品	2.8	△ 5.8	41.1
窯業，土石製品	2.3	2.3	21.0
鉄鋼業	△ 2.4	1.6	6.6
非鉄金属	△ 0.3	3.7	10.1
金属製品	3.0	3.6	20.8
機械	△ 3.9	1.6	3.2
電気機器	△ 0.3	5.8	12.1
輸送用機器	3.1	7.6	28.5
精密機器	△ 2.6	2.2	12.3
その他	3.6	1.8	29.1
卸・小売業	5.7	3.6	48.4
金融・保険業	6.6	4.9	38.5
運輸・通信業	2.6	1.2	19.4
電気，ガス，水道業	2.1	0.1	7.1

〔備考〕
1)　△は減少を示す。
2)　労働省「毎月勤労統計調査」による。
3)　この調査にいう「常用労働者」は，きわめて広い意味のもので，次に該当する者が（実質的には臨時・日雇労働者なども）すべて含まれている。
イ．期間をきめず，または1ヵ月を超える期間をきめて雇われている者。
ロ．日々または1ヵ月以内の期間を限って雇われていた人のうち，前2ヵ月にそれぞれ18日以上雇われたか，または過去6ヵ月間に通算して60日以上雇われた者。
ハ．重役，理事などの役員のうち，常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。
ニ．事業主の家族でその事業所に働いている人のうち，常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。

第16表　雇用労働者の産業別構成　(%)

産業別	1957年	1966年	1967年	(改正)	
全産業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農林業	3.1	1.3	1.1	1.6	1.4
非農林業	96.9	98.6	98.9	98.4	98.6
漁業，水産養殖業	0.9	0.8	—	—	—
鉱業	2.8	1.1	—	—	—
建設業	7.6	9.0	9.1	9.4	9.5
製造業	34.8	34.7	35.1	34.4	34.8
卸・小売，金融保険，不動産業	18.0	21.0	21.3	21.2	21.5
運輸通信，電気ガス，水道業	10.5	10.7	—	—	—
サービス業	16.5	16.5	16.1	16.1	15.7
公務	5.9	4.9	—	—	—

〔備考〕 1)　改正数字については第14表の備考を参照。
2)　総理府統計局「労働力調査」による。

第17表　雇用労働者の企業規模別構成　(%)

企業規模別	総数	500人以上	499～100人	99～30人	30人未満
1962年	100.0	30.5	14.3	16.4	38.7
1966年	100.0	30.2	15.5	17.7	36.6
1967年	100.0	29.8	15.7	17.5	36.9
1966年(改正)	100.0	29.6	15.2	17.1	37.9
1967年(改正)	100.0	29.3	15.4	16.9	38.2

〔備考〕 1) 非農林業雇用者について。官公の雇用者を除く。
2) 改正数字については第14表の備考を参照
3) 総理府統計局「労働力調査」による。

第18表　製造業規模別雇用の動き（常用労働者の入職・離職超過率）(%)

企業規模別	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
1963年	1.0	2.1	3.8	5.7
1964年	3.1	2.2	2.9	2.4
1965年	△ 1.5	△ 0.8	0.2	3.2
1966年	△ 0.8	0.2	0.9	4.5
1967年	4.0	2.1	3.5	2.0

〔備考〕 1) 入・離職超過率＝入職率－離職率。△は減少を示す。
2) 労働省「毎月勤労統計調査」による。

(4) 鉱業では一九六二年～六四年頃のように大幅な雇用減少はなくなったが（当時の減少率は毎年一五%前後）、依然として毎年かなりの減少をつづけていること。

このような動きを反映して、労働力調査による雇用労働者の産業別構成でも（第16表）、一九六七年には前年に低下した製造業の割合が再び高まり、建設業や商業部門（卸・小売および金融保険、不動産業）の割合は前年にひきつづき上昇した。サービス業の割合も近年上昇の動きを示していたが一九六七年には低下に転じた。

また一九六七年における雇用労働者の産業別構成を一〇年前と比べると、全体に占める割合の高まりが目立っているのは建設業（七・六%→九・一%）と流通部門（一八・〇%→二一・三%）である。製造業の割合も高まってはいるがそれはわずかである。そして商業、サービス部門の労働者数は、一〇年前には製造業を下回っていたが、最近では製造業の労働者数を上回るようになっている。

次に、雇用労働者（非農林業）の企業規模別構成の動きをみると（第17表）、大企業（従業員五〇〇人以上規模）の割合が最近やや低下し、中小企業の割合が全体として高まりをみせている。また製造業についてこれを入職の動きの面からみると（第18表）、一九六七年に

第19表　入職者の雇用形態別構成　(%)

雇用形態別		常用名義	臨時・日雇名義	計
調査産業計	1966年1～6月	88.7	11.3	100.0
	1967年1～6月	87.1	12.9	100.0
製造業	1966年1～6月	85.2	14.8	100.0
	1967年1～6月	83.3	16.7	100.0

〔備考〕 労働省「雇用動向調査」による。

は大企業の入職超過が前年の離職超過から一転して最も高くなっているなど、零細企業の入職超過が目立った前年にたいして、六七年における入職は大規模企業へとその重点を移したことがうかがわれる。

なお、さきにみたように臨時・日雇労働者が最近増加し、雇用労働者全体に占めるその割合も最近やや高まる動きがみられたが（第14表）、これを入職者についてみても、臨時・日雇労働者の割合が製造業をはじめとして最近高まっている（第19表）。

2　最近の労働力不足と企業の雇用対策

労働力不足の進行

企業の労働力不足は最近依然としていちじるしいが、これはとくに小規模企業ほど強まっている。労働省の雇用動向調査で製造業についてみると（第20表）、大企業では労働力の現状を適当だとする企業が半数以上とかなり多く、さらに過剰だという企業も若干あるが、小規模企業になるほど労働力不足は最近いちじるしく、とくに中小企業では不足を訴える企業が半数近くに達している。また経済企画庁の中小企業短期動向調査（一九六八年三月末現在、製造業の従業員三〇〇人未満規模を対象）では、人手が不足していないという企業は全体の一三%にすぎず、少し不足している六二%、非常に不足している二五%、となっていた。

このような労働力不足の状況のなかで、企業が最近とくに不足を訴えている職種は、製造業では技能工、一般労務者および技術研究員であり、商業では販売員である（第21表）。この他の職種についても不足とする企業が一般にかなり多く、過剰だという企業は少ないが、ただ事務管理関係については過剰とする企業が他の職種のばあいに比べて目立って多くなっている。製

第20表　製造業の労働力過不足状況　(%)

企業規模別	過剰		適当		不足		不明		調査企業計	
	1967年	1968年	1967年	1968年	1967年	1968年	1967年	1968年	1967年	1968年
計	3.3	3.8	47.2	43.0	34.9	37.7	14.7	15.5	100.0	100.0
1,000人以上	5.2	5.3	51.8	51.1	27.2	26.5	15.8	17.1	100.0	100.0
500～999人	3.8	5.2	48.0	42.1	34.2	39.8	14.1	12.9	100.0	100.0
300～499人	1.4	3.3	47.6	40.9	37.8	42.0	13.1	13.8	100.0	100.0
100～299人	1.3	1.7	41.2	35.8	43.3	47.1	14.1	15.5	100.0	100.0

〔備考〕 労働省「労働経済動向調査」——1967年8月および1968年2月調査（労働省「昭和42年労働経済の分析」による）。

第21表　企業の職種別労働力過不足状況(その1—産業別)(%)

	職種別	過剰 1967年	過剰 1968年	適当 1967年	適当 1968年	不足 1967年	不足 1968年
製造業	事務管理	11	13	73	65	17	22
	技術研究	2	3	58	51	39	46
	販売	1	1	72	66	27	32
	技能工	1	1	38	33	61	65
	一般労務者	3	3	29	31	68	65
	その他	2	2	72	71	26	26
卸・小売業	事務管理	9	5	74	61	18	34
	技術研究	—	1	61	57	39	42
	販売	2	1	35	30	63	69
	技能工	1	1	57	46	42	53
	一般労務者	2	1	68	55	29	44
	その他	—	1	74	69	26	29

〔備考〕 労働省「労働経済動向調査」——1967年8月および1968年2月調査による。

造業における技能工や、一般労務者の不足は小規模企業ほどいちじるしいが（第22表）、中小企業ではこの他とくに技術研究員の不足を訴える企業が多く、さらに事務管理関係についても不足とする企業がかなり多くなっている。また商業では、販売員の不足のほか、技能工、一般労務者、事務管理員の不足を訴える企業が最近とくに多くなっている。

なお技能工不足の内容を労働省職業訓練局の技能労働力需給状況調査によってみると（第23表）、最近不足数の

第22表　企業の職種別労働力過不足状況（その2—製造業規模別，1968年）（%）

職種別 ＼ 企業規模別	1,000人以上 過剰	1,000人以上 適当	1,000人以上 不足	500～999人 過剰	500～999人 適当	500～999人 不足	300～499人 過剰	300～499人 適当	300～499人 不足	100～299人 過剰	100～299人 適当	100～299人 不足
事務管理	19	70	12	16	67	17	11	63	26	7	60	34
技術研究	5	70	25	3	51	46	1	42	58	—	36	64
販売	1	79	21	4	64	33	1	61	38	1	60	39
技能工	2	44	54	2	29	68	1	42	57	1	23	77
一般労務者	5	40	54	5	25	71	5	28	67	2	23	75
その他	4	78	19	4	70	26	3	70	27	1	63	35

〔備考〕 労働省「労働経済動向調査」—1968年2月調査による。

多い職種は機械工を筆頭にミシン縫製工、仕上工、木工、溶接工等々となっており、不足率の高い職種は配筋工、配管工、製缶工、洋服工、ミシン縫製工などとなっている。またこれらの技能程度別では熟練工の不足が最も多く（とくに小規模企業において）、未熟練工がこれに次いでいるが（とくに大企業において）、今後の需要見込みでは新規学卒者をはじめとするこの未熟練工の不足の増大が予想されている。

労働力不足すなわち企業が欠乏を訴えている労働力の中心は、このように技能工をはじめとする現場労働者であり、それもとくに新規学卒（中学卒）の男子の現場要員および一般に若年層男子（最高三五歳位まで）の現場労働者である。なお経営者は、今後、これらの労働力の不足が一層激しくなるほか、これに加えて高校卒の現場要員や大学卒（理工系）の技術研究員の不足がいちじるしくなることを予想している（東京商工会議所「企業における労働力の需要予測調査」——一九六七年九月末調査、日本経済調査協議会「労働力の活用に関する実態調査」——同『昭和四〇年代の雇用問題』一九六七年一一月、などを参照）。

第23表　技能工の不足状況

1）技能工不足の動き

調査時期別	不足数	不足率
1963年2月	111万人	18.1%
1964年2月	164	24.4
1965年2月	180	21.7
1966年2月	129	16.6
1967年2月	157	18.0

2）主要職種別不足数　（千人）

1967年2月		1966年2月	
機械工	144	機械工	103
ミシン縫製工	83	ミシン縫製工	68
仕上工	59	建築大工	47
木工	56	仕上工	46
溶接工	50	機械組立工	39
金属プレス工	47	ラジオ，テレビ修理工	29
機械組立工	46	印刷工	28
建築大工	44	自動車整備工	26
印刷工	43	金属プレス工	26
製缶工	40	木工	26

3）主要職種別不足率　（%）

1967年2月		1966年2月	
配筋工	40.1	建築大工	47.4
配管工	36.8	ブロック建築工	33.5
製缶工	35.5	ミシン縫製工	31.5
洋服工	34.7	左官	24.8
ミシン縫製工	34.1	洋裁工	24.0
溶接工	32.2	ラジオ，テレビ修理工	22.2
構造物鉄工	30.5	建設機械工	21.1
金属プレス工	30.2	木工	20.3

4）技能程度別不足数（1967年2月）

技能程度	不足数	構成比
指導工	64千人	4.1%
熟練工	636	40.5
半熟練工	364	23.2
未熟練工	506	32.2
計	1570	100.0

〔備考〕1）職種は不足数，不足率の大きいものを掲げた。
2）労働省職業訓練局「技能労働力需給状況調査」による。

労働力不足に対処するため経営者はさまざまな雇用対策を実施しているが、それは主として(1)まず不足労働力を確保する努力を一層強めること（雇入れた労働者の定着化の措置がこれに伴う）、(2)また同時に雇入れの対象を採用困難な労働力からそれの比較的容易な労働力へと切替え、あるいは採用対象を広げて行くこと、(3)現存の従業員を一層効率的に使用し（同時に不要・過剰従業員の整理を強化する）、他方では外注化や下請化を進めることによって、増員の必要を極力抑制すること、などの点である。そしてこれらの措置は、労働力不足対策であると同時に、これを通じて賃金コストの引下げ（あるいは増加抑制）、企業合理化、企業競争力強化のための重要な手段となっている。

企業の雇用対策

日本経済調査協議会「労働力の活用に関する実態調査」（同『昭和四〇年代の雇用問題』一九六七年一一月）によれば、企業（この調査は大企業に重点がおかれている）の労働者採用難対策として一般に次のような措置が実施されている——(1)募集活動の強化、(2)募集地域の拡大、(3)定着化の努力、(4)賃金引上げ、および(5)採用基準の緩和、(6)福利厚生施設の改善、(7)労働力の切替え（中学卒から高校卒への切替えをはじめ、学卒から学卒以外へ、フルタイムからパートタイムや季節工へ、など）、(8)採用の抑制。そしてさらに労働節約のための手段としては——(1)設備技術および作業方法の改善、(2)職場による人員過剰部門と不足部門との調整、(4)再教育・再訓練による労働能力の向上、(5)下請・社外工の利用、高能率工場への生産集中といった措置が実施されている。これに関連して、過剰労働力対策としては——(1)企業内配置転換、(2)関係会社などへの出向、(3)賃金を仕事に見合った

第24表 製造業における社外工等の動き

産業別	1962年	1965年	1966年
ソーダ（電解法）	5.2	8.9	9.1
カーバイド	6.6	5.4	6.0
レーヨンステープル	1.6	5.1	7.9
セメント	4.7	6.0	6.1
鋳鋼	6.7	11.0	14.6
ねずみ鋳鉄	4.1	4.3	7.2

〔備考〕 1） 製造部門の直用以外の労働者比率を示す。比率は

$$\frac{\text{直用以外の年末の労働者数}}{\text{年末当該部門全労働者数}}\times 100$$

2） 労働省「労働生産性統計調査報告」（昭和41年）による。

第25表 製造業における臨時工雇用の動き（臨時工比率，％）

産業別	1962年	1965年	1966年
ソーダ（隔膜法）	8.4	16.5	6.9
カーバイド	15.8	9.5	9.6
鋳鋼	12.7	8.8	8.1
可鍛鋳鉄	17.1	8.3	10.6
ねずみ鋳鉄	7.3	4.4	5.9
電動機	24.0	5.3	15.2
自動車	33.9	15.3	15.4

〔備考〕 1） 臨時工比率

$$=\frac{\text{臨時工}}{\text{年末の常用工}+\text{臨時工}}\times 100$$

2） 労働省「労働生産性統計調査報告」（昭和41年）による。

第26表 パートタイマーの採用の動き（採用事業所比率，％）

産業別	1968年	1967年
製造業	34.2	31.8
繊維工業	42.7	31.9
ゴム製品	40.0	36.4
金属製品	32.5	25.0
電気機器	59.9	62.7
精密機器	45.6	46.0
卸・小売業	27.0	20.6
卸売業	15.4	7.1
小売業	46.6	41.0

〔備考〕 1） 製造業では採用事業所比率の比較的高い産業を掲げた。
2） 労働省「労働経済動向調査報告」1968年2月による。

ものに近づける（すなわちその従業員のこれまでの支給賃金をチェックし新たに職能給を適用するなどして賃金を実質的に引き下げる）、(4)定年前でも転職（離職）を勧奨する、などの措置が実施されている。

これらの対策は大企業でも中小企業でもそれぞれ実施されているが、なかでも機械化、配置転換、下請・外注の活用、パートタイマーの活用などでは一般に大規模企業ほど多く（他方、製造業以外の産業では小規模企業ほどパートタイマーや中高年齢層の利用が多くなっている）、小企業では、労働力確保のため縁故者募集に力を入れる、賃上げを行なう、経営の共同化・協業化を進める、あるいは経営規模を縮小し家族労働ですませる、などの措置をとる企業が一般に多くなっている（中小企業については、「全国中小企業団体中央会「激化する労働力不足下の中小企業労働事情」一九六七年一二月、経済企画庁「中小企業短期動向調査報告」一九六八年七月、などを参照）。

なお、以上のような企業の雇用対策を反映して、社外工、臨時工、パートタイマーなどが最近増加する動きをみせている。例えば製造業では鋳鋼やソーダ（電解法）などで製造部門の社外工（下請工や社外工といわれる直用以外の労働者）の利用率が高いが、最近これらをはじめ各産業でこうした社外工利用率が高まる動きをみせている（第24表）。また臨時工雇用も最近再び増加する動きをみせている。製造業における臨時工の雇用率は一九六二年頃にいちじるしく高まり、その後労働力不足の増大による常用化の進行や臨時雇用そのものの抑制などのためその利用率は低下してきたが、最近再び、電動機をはじめとする製造業の各部門で高まっている（第25表）。なお臨時雇用の一形態であるパートタイマー（家庭婦人を中心とする）の利用が電気機器や精密機器をはじめとして最近高まっており（第26表）、これは今後も増加して行く動きをみせている。

3　失業者の発生状況

企業整備の動き

企業整備の動きを労働省職業安定局の調べによってみると、一九六七年に企業整備を行なった事業数は二四六四、その整理人員は八万七千人で、前年より事業所数は増加し、整理人員はやや減少した（第27表）。ただしこの数字は企業整備の全体を把握したものではなく（調査方法は第27表の備考を参照）、企業整備の動向をうかがう指標の一つにすぎないが、一九六七年には、産業別では建設業、卸・小売業および鉱業において、企業規模では小・零細企業（従業員一〇〇人未満）において、整備事業所数、整理人員ともそれぞれかなり増加している（第28表）。

なおこれに関連して、企業倒産は最近増大の一途をたどっている。東京商工興信所の整理倒産統計によれば、倒産件数（負債金額一千万円以上）は、一九六五年六一四一件、六六年六一八七件、六七年八二六九件と激増している。倒産企業では資本金五〇〇万円未満の小規模企業が大部分を占め、産業別では商業、建設業、製造業の増加がいちじるしい。また倒産原因では競争の激化にもとづく販売不振が最も多いが、とくに建設業や製造業などでは大企業の中小企業の分野への進出、大企業による下請整理・再編成の進行、などによって中小企業の倒産が増大している（中小企業庁『中小企業白書』昭和四二年版、「小零細企業倒産実態調査報

第27表　企業整備の動き（産業別）

産業別	企業整備事業所数（件）			整理人員（千人）		
	1965年4月～12月	1966年	1967年	1965年4月～12月	1966年	1967年
総数	2,972	2,373	2,464	102	89	87
鉱業	70	79	177	2	4	13
建設業	274	276	371	9	11	13
製造業	1,984	1,450	1,296	70	56	46
卸・小売業	324	277	361	8	7	8
金融・保険・不動産業	80	31	30	4	2	1
運輸・通信業	115	100	100	4	5	3
サービス業	125	147	129	4	4	3

〔備考〕 1）労働省職業安定局調べ。
2）調査対象は常用従業員10名以上の事業所において，事業の縮小，閉鎖等により相当数（10名以上）の減員を生じたばあいに限定されている。全国の職安所員がこうした企業整備の情報により，または離職者の職安への離職票提出などを通じて，調査した数字である。

第28表　企業整備の動き（企業規模別）

規模別		計	1,000人以上	999～300人	299～100人	99～30人	29～10人
事業所数（件）	1965年4月～12月	2,972	86	228	540	1,051	1,067
	1966年	2,373	65	182	312	766	1,047
	1967年	2,464	42	88	253	835	1,246
整理人員（千人）	1965年4月～12月	102	8	13	28	35	17
	1966年	89	11	13	20	28	17
	1967年	87	6	7	21	32	21

〔備考〕 労働省職業安定局調べ。調査方法については第27表の備考を参照。

第29表　失業保険受給状況

年別	一般失業保険								日雇失業保険・受給者実人員（1ヵ月平均・千人）
	離職票提出件数（千件）	初回受給者数（千人）			受給者実人員（1ヵ月平均・千人）			受給率（%）	
		計	男	女	計	男	女		
1966年	1,862	1,607	929	678	583	320	264	3.0	207
1967年	1,789	1,563	892	671	556	301	255	2.8	202
対前年増減（△） 1963年	253	244	143	101	119	68	51	—	0
1964年	55	159	89	70	36	16	21	—	47
1965年	89	39	52	△ 13	△ 33	△ 1	△ 33	—	△ 13
1966年	△ 36	△ 55	△ 30	△ 25	△ 9	3	△ 11	—	△ 4
1967年	△ 73	△ 44	△ 37	△ 7	△ 27	△ 19	△ 9	—	△ 5

〔備考〕 1）離職票提出件数とは，離職した被保険者が職安の窓口に離職票を提出した件数。このばあい，失業保険金受給資格の有無にはかかわらない。
2）初回受給者数とは，同一の失業保険金受給期間内において，第1回目の支給を受けた者の数。
3）受給率は，受給者実人員÷被保険者数。
4）労働省職業安定局調べ。

第30表　完全失業者の動き

（単位：万人）

年別（年平均）	総数	男	女	完全失業率 %
1957年	59	29	31	1.4
1963年	40	19	21	0.9
1964年	37	17	20	0.8
1965年	39	18	21	0.8
1966年	44	21	23	0.9
1967年	44	20	24	0.9
1966年(改正)	63	38	26	1.3
1967年(改正)	63	37	27	1.2

〔備考〕 1）改正数字については第14表の備考を参照。
2）完全失業率は，労働力人口中に占める完全失業者の割合。
3）総理府統計局「労働力調査」による。

告」―国民金融公庫調査部『調査月報』一九六七年九月号、などを参照）。そしてこのような企業倒産の激増は従業員解雇の増加をもたらし、またこうした状況によって反映される経営不安定の増大は、従業員の離職を促進させることによって、最近における労働移動の活発化の大きな要因となっているといえる。ただ他方、ひきつづく労働力の需要増大によってそれら離職者の再就職の機会は一般に比較的多く、このため失業者としての滞留は全体としてはあまり表面化していない。

失業保険受給者の減少

近年著増をつづけてきた一般失業保険の受給者は一九六五年から減少に転じ、六七年には離職票提出件数、初回受給者数、受給者実人員とも前年にひきつづいて減少した。受給率もまた低下した（第29表）。一九六七年の一般失業保険受給者数（受給者実人員一ヵ月平均）は五五万六〇〇〇人となっている。このうち産業別にみて受給者数の多いのは製造業（一九六七年一八万人、とくに食料品、繊維関係、機械関係）と建設業（一六万人）であり、受給率の高いのは林業（一九六七年一五・一%）、水産業（九・三%）、建設業（八・九%）、農業（八・八%）であるが、建設業と鉱業が受給者数、受給率ともに前年より増加しているほかは、各産業とも減少をみせている。

失業保険受給者などのこのような全般的な減少は、若年層労働力を中心とする労働力需要がひきつづき増加しているため、離職の増大や企業倒産の頻発などにもかかわらず、若年層労働者をはじめと

して職安の窓口に失業保険の受給申請を行なうことなく再就職していく者が多くなっていることによるものであろう。さらに最近の労働力の有効活用の政策にもとづく失業保険給付の「適正化」と受給者の就職促進の強化も、失業保険受給者減少の促進要因となっているとみられる。

完全失業者の動き　労働力調査の完全失業者数は近年減少をつづけてきたが一九六五年、六六年と増加し、六七年には前年と同数の四四万人となった（第30表）。このなかでは男子は減少したが女子は増加し、女子完全失業者は最近増加の動きをみせている。また、労働力調査方式の一部改正による新しい数字では、一九六七年の完全失業者は六三万人となっており、これまでの調査方式による前掲の数より大幅な増加となっているが、ここでも女子が増加し男子は減少している。このような完全失業者数の動きは、失業者発生の動向を示す一つの指標だといえる。しかし他方、この完全失業者というのは「就業が可能でこれを希望しかつ調査期間中に求職活動をした者」となっていて、その数字は失業の実際をあらわすものとしてはきわめて限られた性質のものである。たとえば、さきにみた失業保険受給者（受給資格のある離職者で、労働の意志と能力をもちながらなおかつ就職することができないでいる者）の七六万人（一般失保受給者＋日雇失保受給者）と比べても、それはかなり低い数である。

4　新規学卒者の入職状況

新卒就職者の動き　中学卒就職者数は一九六三年三月卒の七六万人を頂点として減少に転じ、毎年一〇万人前後もの減少をつづけて、六七年三月卒就職者数は四五万人に低下した（第31表）。このような就職者数の減少は、近年の中学卒業者数そのものの減少と高校進学率の一貫した上昇（就職率の低下）とによるものである。

高校卒就職者数はこれにたいして近年かなり増加し、一九六五年からは中学卒就職者を上回るようになり、六七年には九四万人と中学卒就職者数の二倍以上となった。このような高校卒就職者数の増加は卒業者数の増大によるもので、これが就職率の低下傾向にもかかわらず就職者数の増加をもたらし、最近では高校卒業者が新規学卒就職者の中心となった。

なお今後の動きでは、中学卒就職者数が激減するのをはじめとして高校卒就職者数も減少するなど、新規学卒就職者数が全体として大幅に減少して行くことが予想されている（第31表参照）。

就職先の産業、企業規模、職業構成　就職先（自家業への就業を含む）の産業構成では、一九六七年には中学卒、高校卒とも、前年に低下した製造業就職者の比率が再び高ま

第31表　中学，高校卒就職者の動き

卒業時期別	中学卒		高校卒		新規学卒就職者計
	就職者数	就職率	就職者数	就職率	
	千人	%	千人	%	千人
1963年3月	764	30.7	626	63.4	1,390
1964年3月	698	28.8	557	63.9	1,255
1965年3月	625	26.5	700	60.4	1,325
1966年3月	523	24.5	903	58.0	1,426
1967年3月	446	22.9	941	58.7	1,387
1968年3月(見込)	392	—	827	—	1,219
1970年3月(見込)	303	—	721	—	1,024
1975年3月(見込)	184	—	689	—	873

〔備考〕1) 就職者数には就職進学者が含まれている。
2) 就職率は卒業者総数に占める就職者の比率。
3) 1968年3月以降の見込数は，労働省職業安定局の推計による。うち高校は全日制のみを対象としている。
4) 文部省「卒業後の状況調査」による。

った（第32表）。これはとくに金属、機械生産部門への就職者の増加によるものである。製造業以外の産業では、建設業の比率がひきつづき高まり、これにたいして前年高まりをみせたサービス業や卸・小売業の比率は低下した。この他、運輸・通信業、高校卒に多い金融・保険業や公務などの比率も低下している。

このような産業構成の変動と関連して、就職先の企業規模構成では、一九六七年には大企業（従業員五〇〇人以上、とくに一〇〇〇人以上規模）の比率が再び高まった(第33表)。なかでも高校卒就職者ではとくに一〇〇〇人以上規模の大企業の比率がいちじるしく高まっている。前年は大企業就職者の比率が低下し、小企業（従業員一〇〇人未満）の比率が目立って高まったが、六七年には大規模企業の需要増大によって新規学卒就職者の大企業重点の動きが再びみられるようになったのである。

また就職者の職業を男子就職者についてみると(第34表)、中学卒、高校卒とも事務・販売従事者やサービス職業従事者の比率が最近や低下し、技能工・生産工程作業者の比重が高まっている。これはとくに高校卒就職者のばあいにいちじるしい。

第32表　中学，高校卒就職者の産業別構成　(%)

産業別 ＼ 卒業時期別		1957年3月	1966年3月	1967年3月
中学卒	総数（千人）	865	523	446
		(100.0)	(100.0)	(100.0)
	農林，漁業	21.9	7.5	6.9
	建設業		6.5	7.0
	製造業	50.1	56.6	58.2
	食料品	2.6	4.4	3.9
	繊維関係	16.3	19.4	18.7
	鉄鋼，金属，機械	18.5	21.1	23.9
	卸・小売業	11.5	8.0	7.8
	運輸・通信業		2.9	2.6
	サービス業	8.7	15.0	13.9
高校卒	総数（千人）	427	903	941
		(100.0)	(100.0)	(100.0)
	農林，漁業	12.5	4.1	4.4
	建設業	3.0	3.9	3.8
	製造業	32.6	33.4	36.3
	食料品	2.4	3.5	3.4
	繊維関係	4.4	5.0	4.7
	化学	3.0	2.8	2.7
	鉄鋼，金属，機械	14.8	14.9	18.4
	卸・小売業	23.7	27.0	26.9
	金融・保険業	5.2	7.0	6.1
	運輸・通信業	6.7	6.0	5.4
	サービス業	5.8	8.9	8.3
	公務	5.1	6.3	5.6

〔備考〕1) 就職者とは，賃金等経常的収入をともなう仕事についた者をいう。家事手伝いや一時的な仕事についた者は含まれていないが，自家業についた者は含まれている。
2) 就職進学者を含む。
3) 産業は就職者数の多いものを掲げた。総数はそれ以外の産業を含む就職者総数である。
4) 文部省「卒業後の状況調査」による。

第33表　中学，高校卒就職者の企業規模別構成(全産業)(%)

卒業時期別 ＼ 企業規模別		計	1,000人以上	999～500人	499～100人	99～30人	29人以下
中学卒	1963年3月	100.0	27.1		30.8	22.0	20.1
	1964年3月	100.0	33.1		29.7	19.4	17.7
	1965年3月	100.0	21.2	12.7	29.6	18.2	18.3
	1966年3月	100.0	18.5	11.1	27.9	19.7	22.9
	1967年3月	100.0	20.8	12.3	26.6	17.8	22.5
高校卒	1963年3月	100.0	32.6		33.5	22.2	11.7
	1964年3月	100.0	39.3		32.4	19.2	9.1
	1965年3月	100.0	26.2	15.6	30.0	18.6	9.6
	1966年3月	100.0	21.9	12.5	30.2	21.4	14.1
	1967年3月	100.0	26.0	13.3	29.3	19.0	12.5

〔備考〕1)　職業安定機関扱いの就職者を対象とする。
　　2)　労働省職業安定局「新規学卒者の職業紹介状況調査」による。

第34表　中学，高校卒就職者の職業別構成（男子）（%）

職業別 ＼ 卒業時期別		1962年3月	1966年3月	1967年3月
中学卒	事務，販売	7.1	6.7	6.2
	農林，漁業	11.0	10.0	9.2
	技能工・生産工程	69.4	65.2	68.0
	単純労働	2.8	4.2	3.4
	サービス	3.7	7.1	6.8
	(就職者総数)	100.0	100.0	100.0
高校卒	事務・販売	38.2	36.7	34.0
	農林，漁業	6.4	6.4	6.8
	運輸・通信	5.2	6.4	5.6
	技能工・生産工程	37.3	37.0	41.5
	保安，サービス	3.9	6.4	6.2
	(就職者総数)	100.0	100.0	100.0

〔備考〕1)　従事者数の多い主な職業を掲げた。
　　2)　文部省「卒業後の状況調査」による。

5　労働移動

入職・離職率の動き

一九六六年に低下した入職率、離職率は六七年には再び高まった（第35表）。入・離職率は各産業でそれぞれ高まっており、労働移動が産業全体にわたって再び活発化した。製造業でも、一九六七年には大企業、中小企業とも入・離職率がそれぞれ再びかなり高まった。ただ零細企業では入職率、離職率とも最近やや低下する動きをみせている。

離職者の年齢構成

離職者の大部分は二〇代および一〇代の若年層であり、なかでも二〇代前半層の比率が最も高くなっているが、最近ではむしろ三〇歳以上の中高年齢層離職者の比率が高まっている（第36表）。

また離職者の離職理由では、さまざまな個人的理由によるいわゆる任意離職が大部分となっている。労働省の雇用動向調査によれば、離職理由のなかでは「契約期間満了」の比率が臨時的雇用の増加を反映して最近高まっているが（離職理由全体に占めるその比率は一九六六年一～六月四・一%→六七年一～六月五・二%）、それ以外の理由では、大部分が「個人的理由」によるもので、その比率も最近さらに高まっている（同じく八一・七%→八四・六%）。なおこのような「個人的理由」の内容について、例えば日本生産性本部の中途採用者転職動向調査（一九六七年五月、東京、大阪、名古屋の機械器具製造業に働く中途採用の現場労働者を対象とする）によれば、前企業の退職理由では、低賃金（全体の三三%）、企業の将来性がない（三二%）、能力を評価して

第35表　入職率・離職率の動き　（%）

産業別，規模別			1965年	1966年	1967年
調査産業計（1カ月平均）	入職率		2.7	2.5	2.9
	離職率		2.6	2.4	2.6
製造業（1カ月平均）	入職率		2.2	2.2	2.6
	離職率		2.3	2.2	2.4
製造業規模別（年間累計）	入職率	500人以上	20.1	18.5	25.1
		499～100人	29.4	28.2	32.6
		99～ 30人	34.1	33.5	39.1
		29～ 5人	34.9	34.8	32.0
	離職率	500人以上	21.6	19.3	21.1
		499～100人	30.2	28.0	30.5
		99～ 30人	33.9	32.6	35.6
		29～ 5人	31.7	30.3	30.0

〔備考〕1）　入職率（離職率）は$\frac{\text{月間増加（減少）労働者数}}{\text{前月末労働者数}}\times 100$

2）　調査産業計，製造業は30人以上規模について。

3）　労働省「毎月勤労統計調査」による。

第36表　離職，転職者の年齢別，産業別，規模別，職種別構成　（%）

時期別		既就業（転職）入職者 1966年1～6月	既就業（転職）入職者 1967年1～6月	離職者 1966年1～6月	離職者 1967年1～6月
計		100.0	100.0	100.0	100.0
産業別	鉱業	1.9	2.0	1.4	1.5
	製造業	54.3	58.4	56.1	56.0
	卸・小売業	23.5	20.7	24.0	24.3
	金融，保険，不動産業	2.1	2.2	3.8	4.1
	運輸・通信業	13.7	12.5	10.6	9.9
	電気，ガス，水道業	0.3	0.2	0.3	0.2
	サービス業	4.3	4.0	3.8	4.1
企業規模別	500人以上	8.5	13.1	14.0	14.9
	499～100人	20.6	20.9	25.8	25.4
	99～ 30人	29.6	30.5	27.0	27.7
	29～ 5人	41.3	35.5	33.2	32.0
年齢別	20歳未満	20.0	—	19.2	19.4
	20～24歳	28.5	—	32.6	30.6
	25～29歳	17.4	—	16.0	16.4
	30～39歳	18.1	—	15.6	16.6
	40～49歳	9.5	—	8.0	8.8
	50歳以上	6.5	—	8.1	8.2
職種別（主なもの）	事務	11.0	11.5	16.6	15.7
	販売	11.4	9.9	12.4	12.6
	運輸	11.5	10.0	5.9	5.6
	技能工・生産工程	42.8	46.4	44.0	44.8
	単純労働	11.5	9.4	10.0	9.1
	サービス職業	5.3	4.8	4.8	4.9

〔備考〕1）　調査対象は，非農林水産業の従業員5人以上規模企業（建設業を除く）。

2）　労働省「雇用動向調査」による。

くれなかった（一八%）、などの理由によるものが多く、また現企業への再就職にあたって最も関心をよせた点としては、企業に将来性があること（五〇%）、仕事が性格に合っていること（二三%）、などの条件が――もちろん一般水準の賃金受給を前提として――多くなっていた。

離職・転職者の産業別規模別、職種別構成

離職者の過半数は製造業から生みだされるが、最近ではこの製造業からの離職者の全体に占める比率がやや低下し、卸・小売業や金融、保険、不動産業、サービス業などからの離職者の比率が高まっている（第36表）。他方、転職者（既就業者）の入職先では、これにたいして製造業の比率が高まり、他の産業の比率が低下しており、製造業が同じ製造業の離職者をはじめ卸・小売業など各産業の離職・転職者を吸収しながら雇用を増加させていることを示している。

これを企業規模別にみると（第36表）、離職者の過半数が小・零細企業からの離職者であるが（従業員一〇〇人未満規模企業からの離職者が全体の六〇%）、最近はとくに零細企業からの離職者の比率がやや低下し、むしろ大企業からの離職者の比率が高まっている。他方、転

職者（既就業者）の入職先では離職者構成のばあいと同様に小・零細企業が過半数を占めており（従業員一〇〇人未満規模企業への入職者が全体の六六%）、転職者の企業移動は小・零細企業から小・零細企業への移動が依然としてその中心となっていることが示されている。しかし最近ではそうしたなかで大企業への入職者の全体に占める比率がかなり高まり、また中小企業入職者の比率もやや高まる反面零細企業入職者の比率がかなり低下するなど、転職者の上位規模企業への流入増加の動きが全体としてみられた（第37表参照）。

また職種別構成では、離職者の半数近くが技能工・生産工程作業者で、これに次いで事務、販売従事者が多くなっているが（第36表）、最近の離職者ではこの技能工・生産工程作業者の比率がさらに高まっているほか、販売やサービス職業従事者の比率もやや高まる動きをみせている。転職者の再就職においても右の技能工・生産工程作業者としての入職が最近さらに高まり、その他の各職種の比率はそれぞれ低下している。これはさきにみた転職者の製造業入職比率の高まりと関連するものとみられるが、技能工・生産工程作業への入職は、同じ職種の離職者の入職を中心として、販売従事者や単純労働者など他の職種から転職者をも吸収することによって、その比重が最近増大しているといえる（第38表）。

第37表　転職者の企業規模構成（製造業，1967年1～6月）

（%）

現職＼前職	計	500人以上	499～100人	99～30人	29人以下	不明
計	100.0	14.6	26.0	25.6	28.6	
500人以上	100.0	32.7	24.7	22.9	16.4	
499～100人	100.0	15.7	36.8	25.4	18.9	
99～ 30人	100.0	9.6	30.3	30.8	24.7	
29～ 5人	100.0	7.8	12.8	21.3	49.4	

〔備考〕1）前職が同じ製造業の雇用者だった者について。
2）前職の29以下規模には，5人未満規模も含まれている。
3）労働省「雇用動向調査」による。

第38表　転職者の前職構成（1967年1～6月）（%）

現職＼前職	計	主な前職職業
事務	100.0	事務70.6，販売12.0，技工 7.6
販売	100.0	販売47.1，技工20.6，事務14.1
運輸	100.0	運輸74.3，販売 9.1，技工 8.0
技能工・生産工程	100.0	技工73.4，販売 6.9，単純 6.8
単純労働	100.0	単純38.1，技工30.7，販売 9.2
サービス職業	100.0	サービス68.8，技工12.8，販売 6.3

〔備考〕1）前職が同じ雇用者だった者について。
2）労働省「雇用動向調査」による。

第39表　転職者の賃金変動状況（%）

賃金増減別		計	低くなった者	あまり変わらなかった者	高くなった者
総数（男女計）	1964年1～6月	100.0	26.0	34.9	39.2
	1965年1～6月	100.0	23.8	41.2	35.1
	1966年1～6月	100.0	22.3	41.7	36.0
	1967年1～6月	100.0	21.4	39.0	39.6

うち男子・年齢別	1966年1～6月			1967年1～6月		
	低下	不変	上昇	低下	不変	上昇
20歳未満	14.3	35.6	50.0	14.0	33.8	52.2
20～34歳	23.2	40.6	36.2	21.9	35.4	42.7
35～49歳	27.2	43.6	29.2	27.1	39.7	33.2
50歳以上	44.1	37.0	19.0	46.0	32.5	21.5
計	23.9	39.9	36.2	23.2	35.6	41.2

〔備考〕1）高く（低く）なった者とは，現職時の賃金（定期給与）が前職離職時の賃金に比べて10%以上高く（低く）なった者。あまり変わらなかった者とは，その増減が10%未満だった者。
2）労働省「雇用動向調査」による。

第40表　入職者の地域別構成および流入率，流出率の動き　（%）

入職者構成	1966年1～6月	1967年1～6月	流入率	1966年1～6月	1967年1～6月	流出率	1966年1～6月	1967年1～6月
計	100.0	100.0	南関東	23.4	23.9	東　北	40.5	38.5
南関東	28.8	27.5	東　海	23.5	21.3	山　陰	56.7	49.5
東　海	13.4	13.6	近　畿	23.8	23.1	四　国	41.1	36.4
京阪神	19.8	19.0	京阪神	24.8	23.4	北九州	31.9	27.3
						南九州	53.4	48.0

〔備考〕1）　地域は，入職者数の多い地域，流入率，流出率の高い地域を掲げた。
2）　流入率は，当該地域の就職者全体に占める他地域からの入職者の比率。流出率は当該地域出身就職者全体に占める他地域への就職者の比率。
3）　労働省「雇用動向調査」による。

第41表　職安職業紹介の動き（新規学卒を除く一般職業紹介）

年　別	月間有効求職者数（A）	月間有効求人数（B）	求職倍率（A/B）	就職件数（年計） 計	就職件数（年計） うち常用就職	就職率
	万人	万人	倍	万件	万件	%
1963年	128	89	1.4	196	133	12.8
1964年	129	103	1.3	194	132	12.5
1965年	125	79	1.6	177	119	11.8
1966年	121	89	1.4	179	118	12.3
1967年	116	116	1.0	181	118	13.0

〔備考〕1）　月間有効求職者数および同求人数は１カ月平均。
2）　就職率は就職者数（１カ月平均）÷月間有効求職者数。
3）　労働省職業安定局「労働市場年報」による。

転職にともなう賃金変動

転職者の賃金の変動をみると（第39表），転職によって賃金（定期給与）が減少した者（前職離職時と比べて一〇%以上減少した者）の比率がここ数年ひきつづいて低下し，これにたいして賃金が増加（一〇%以上）した者の比率が最近高まっている。これには一般に年齢による差異がいちじるしいが，男子転職者についてみると，最近では若年層はもとより中高年齢層でも賃金減少者の比率が低下し，上昇した者の比率が高まっている。若年層転職者の賃金上昇は，若年層労働力需要のひきつづく増大にもとづくその賃金水準の全面的な上昇によるものであるとともに，中高年齢転職者の賃金上昇は，若年層労働力不足の激化によってもたらされた中高年労働力にたいする需要の増加と消費者物価の継続的な騰貴とによって，その賃金水準が上昇したことによるものである。ただこうした上昇傾向のなかでも，高年齢層転職者（五〇歳以上）のばあいには，賃金上昇者の比率が高まる反面，減少した者の比率も高まってその半数近くを占めるようになり，上昇者と低下者との分極化の傾向が最近さらにいちじるしくなっている。

労働者の地域移動

就職・転職にともなう労働者の地域移動は最近一般に減退する動きをみせている。労働省の雇用動向調査によれば，地域移動者の入職者全体に占める比率は一九六五年一八・七%，六六年一七・四%，六七年一六・四%と低下している（それぞれ一～六月の状況）。入職者の入職地域では南関東および京阪神，東海が全体の六〇%を占め，三大受入地域を形成しているが，これらの地域への入職者全体に占める他地域からの入職者の比率（流入率）は，南関東ではやや高まったが京阪神や東海ではかなり低下した（第40表）。他方，流出率の高い東北，山陰，四国，九州などの流出地域では流出率がそれぞれかなり低下している。地元・現住地域内への就職，定着化が最近進み，労働者の地域移動はこうして一般にやや減退する傾向を示すようになったといえる。

第42表　年齢別職業紹介状況（男子一般職業紹介）

年齢別		計	19歳以下	20～25歳	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～50歳	51～55歳	56歳以上
求職倍率（倍）	1964年	0.9	0.4	0.8	0.9	1.0	1.0	1.0	4.3	11.5
	1965年	1.5	0.7	1.3	1.4	1.5	1.6	1.8	7.6	24.5
	1966年	0.9	0.5	0.7	0.7	0.8	0.9	1.0	4.4	14.0
	1967年	0.6	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.7	2.2	8.5
就職率（%）	1964年	12.5	21.9	16.3	12.6	11.4	11.2	9.5	6.3	4.0
	1965年	10.3	18.2	13.7	10.8	9.4	9.4	7.8	4.8	3.0
	1966年	11.4	18.9	15.1	12.6	10.6	10.0	8.6	5.2	3.4
	1967年	13.0	20.6	17.8	14.2	12.6	11.9	10.2	6.6	4.5

1967年の対前年増減率　（%）

年齢別	計	19歳以下	20～25歳	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～50歳	51～55歳	56歳以上
求職者数	△ 10.6	△ 17.1	△ 16.8	△ 13.4	△ 9.5	△ 10.4	3.3	△ 18.7	3.3
求人数	26.4	16.3	15.8	25.4	37.6	46.6	44.1	63.5	70.4
就職件数	1.5	△ 9.3	△ 2.0	△ 2.8	8.3	7.3	23.1	3.5	34.3

〔備考〕 1）調査時期は各年10月。常用求職・就職を対象。
2）△は減少を示す。
3）労働省職業安定局「労働市場年報」による。

職安の職業紹介

公共職業安定所の職業紹介状況によって再就職の動きをみると、一九六七年には前年にひきつづき求職者数が減少して求人数が増加し、両者が全体として均衡するようになった（第41表）。就職件数も前年にひきつづいて増加したが、ただこのうち常用就職件数は停滞している。また就職率も前年にひきつづいて高まったが、その比率は求職者の一三%にすぎず、依然として低位に止まっている。なお転職者（既就業者）の再就職のばあいの入職経路では、例えば労働省の雇用動向調査によれば縁故五〇・九%、広告二六・八%、職安一六・七%となっていて（一九六六年）、再就職における職安紹介の比率はきわめて低い。

職業紹介の動きを年齢別にみると（第42表）、一九六七年（一〇月）の調査では、求職者数は前年（一〇月）に比べて一〇代、二〇代、三〇代の各年齢層でそれぞれ減少し、その減少の程度は若年層ほど大きかった。これはやはり最近の労働力需要の一般的な増大を背景として、若年層を中心に職安へ求職することなく再就職して行く者が多くなっていることを示すものといえる。

一方、求人数は各年齢層とも増加しており、その増加率は中高年齢層ほど高くなっている。ただし企業の求人年齢にはそれぞれかなりの幅があり、この第42表の各求人年齢はそれを比例配分してあるので、中高年齢層の当該年齢層にたいする求人が実際にこれだけ著増したわけではかならずしもなく、求人はやはり現実には若年層に重点がおかれている。しかしその若年層の求人難の激化によって職安にたいする求人が中高年齢層へと波及し、中高年齢層にたいする求人が最近増加していることをこれからみることができる。そしてこのような求職者数の減少と求人数の増加とによって求職倍率は若

年齢層でも中高年齢層でも前年にひきつづいて一層低下し、求人超過は四〇代層にまで及び、各年齢層とも求職条件は一般に好転をつづけた。

就職状況では、一〇代、二〇代の若年層では就職件数が減少した。これは求職者数の減少によるものであり、就職率のほうは求人増加の結果前年にひきつづいて高まった。また中高年齢層では就職件数が増加し、就職率も高まるなど、求職条件は前年にひきつづいてかなり好転した。しかしその反面就職率は一〇%前後と依然としていちじるしく低く、年齢が高まるほど就職率は低下しており、職安求人の増大にもかかわらず、各人の求職の希望条件と求人条件との間には依然としてへだたりが大きく、職安を通じた再就職がなかなかうまくいかないことを示している。(注)

(注) 求職条件と求人条件との不適合の最近の動きについて、労働省「労働市場統計からみた〝労働力不足〟の実態」(『労働統計調査月報』一九六八年二月号)は、関東地方所在の一職安を例とした分析結果を発表しているが、職安紹介者(求職者)にたいする企業側の不採用の理由では、「賃金についての折合がつかない」というのが最も多く、しかも

不採用の理由	一九六六年一〇月調査	一九六七年一〇月調査
賃条金件折合つかず	一二・一%	一七・五%
経験不足	一〇・三	一四・四
業種が合わず	一六・八	一七・五
労働条件(時間、環境)合わず	一五・九	一一・三
健康体でない	四・七	一〇・三
充足済のため	一二・一	一二・四
その他	二八・〇	一六・五
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇

なおこれに関連して同報告はそのまとめで次のように述べている――その割合は最近高まっている。不採用理由は次のようになっている。

「……最近、(1)低い賃金での労働者の確保は極めて困難になってきていること、(2)大企業でもその例外ではないこと、(3)それにも拘らず、いぜん低い賃金での求人が多く、これが求人難の傾向を加速しているという問題があることなどが、最近の労働力不足の特徴として指摘しえよう」。

【参考資料】(一九六七年以降公表のもの)

○総合的な分析

(1)労働省「昭和四二年労働経済の分析」。(2)総評調査部「年報日本の政治・経済・労働分析」(一九六八年版)(3)氏原正治郎編「日本の労働市場」(講座労働経済Ⅰ、一九六七年一二月、日本評論社)(4)小林靖雄編「中小企業の雇用問題」(中小企業叢書Ⅸ、一九六七年六月、有斐閣)(5)山本清「日本労働市場の構造」(一九六七年二月、東京大学出版会)(6)有沢広巳等編「労働市場の長期展望」(一九六八年四月、東洋経済新報社)

○就業、雇用の動き

(7)総理府統計局「労働力調査報告」(8)労働省「毎月勤労統計調査」――雇用指数、労働異動率(9)労働省「労働経済動向調査報告」(昭和四二年八月、四三年二月)(10)労働省「労働生産性統計調査報告」(昭和四一年)(11)岡崎陽一「労働力の長期展望」(一九六八年一月、日本労働協会)

○新規学卒者の入職

(12)文部省「卒業後の状況調査」――『学校基本調査報告書』(昭和四二年度)(13)労働省職業安定局「昭和四二年三月新規学卒者の職業紹介状況および初任給調査結果の概要」

○労働移動、職業紹介

(14)労働省「雇用動向調査報告」(昭和四一年分、四二年上期分)(15)労働省職業安定局「労働市場年報」(昭和四二年一月〜一二月)。同「職業安定業務月報」、「失業保険事業月報」

○労働力不足に関して

(16)労働省「労働経済動向調査報告」(昭和四二年八月、四三年二月)(17)労働省職業訓練局「技能労働力需給調査」(毎年二月)(18)東京商工会議所「企業における労働力の需要予測調査」(一九六八年一月)(19)日本経済調査協議会「労働力の活用に関する実態調査」――『昭和四〇年代の雇用問題』(一九六七年一一月)(20)中小企業庁「中小企業白書」(昭四二年度版)(21)経済企画庁「中小企業短期動向調査」(一九六八年七月)(22)全国中小企業団体中央会「激化する労働力不足下の中小企業労働事情」(一九六七年一二月)(23)「労働力需給の変化と問題点」――『エコノミスト』一九六七年一〇月二〇日号(24)化学同盟調査部「臨時工・季節工・パートタイマー・嘱託の実態」――『総評調査月報』第一九号(25)日本経営者団体連盟「製造業企業における直間比率の実態」(一九六七年六月)

III 賃金と労働時間

概要□賃金――賃金水準と分配率：名目賃金の上昇／春季賃上額と率／実質賃金／分配率の低下／企業間賃金構造：産業別賃金格差／規模別賃金格差／地域別賃金格差／企業内賃金構造：労働者種類別賃金格差／男女別賃金格差／年齢別賃金格差／賃金支払形態：給与構成比率／規模別賃金支払形態／定期給与と臨時給与および賃金不払の状況：定期給与と臨時給与／賃金不払の状況／**労働時間**――労働時間の動向／労働時間にたいする労資の見解／労働時間短縮の実態／交替制の実施状況／週休制の実施状況

概要

一、一九六七年の賃金は、景気上昇を反映して調査産業計の現金給与総額は一二・一％の増加を示し、一九五四年以降最高の上昇であった。また消費者物価の値上がりも比較的落ちついたため、実質賃金も七・八％の増加となった。しかし労働生産性上昇率は、賃上げ率を上まわったため、分配率の低下はいちじるしい。

一、このような大幅な名目賃金の上昇をもたらした一つの原因である労働組合の春季賃上率は、主要民間企業において一二・一％増であり、六四年についで高率であった。

一、賃金の規模別格差は、前年にひきつづき、若干拡大の傾向をみせている。このような規模別格差拡大の原因は、中小企業における新規学卒者の初任給上昇率の低落、大企業、中小企業におけるそれぞれの労働者構成の変化などにもとづくものと思われる。

一、年齢別賃金格差も一九六〇年以降縮小にむかっていたが、格差縮小のテンポはいちじるしく弱まった。これは学卒初任給など若年層の賃金上昇がやや高まったためである。

一、職務・職能・職種給など仕事的要素によって決定される基本給の比率は、前年と保合いで、これらの給与の導入はさほど進展し

ているとは思われない。しかし、たとえば職務給については五〇〇〇人以上で三〇・二%の採用比率を示し、大企業においてはかなり導入されている。

一、一九六七年においては、総実働労働時間は前年にひきつづき保合いとなっている。これは所定内労働時間が前年にひきつづいて短縮傾向を示しているにもかかわらず、所定外労働時間は好況を反映して前年より上回る増加率を示したためである。

一、一九六四年一〇月から六七年九月までの三年間に週所定労働時間の短縮を実施した事業所は、調査産業計で二三・二%である。短縮方法としては終業時間の繰り上げが最も多く、週休二日制の採用も一九・八%に及んでいる。このような時間短縮は、生産性向上を背景とした労働組合の要求によるものであると同時に、求人難を解決するための労働条件改善のあらわれとみてよいであろう。

1 賃金

1 賃金水準と分配率

名目賃金の上昇

一九六七年の名目賃金の平均は、労働省「毎月勤労統計調査」(規模三〇人以上)の調査産業総数の現金給与総額によってみると、四万八七一四円であり、前年にたいする上昇率は一二・一%である。この上昇率は六〇年代以降最高であり、前年からの好況を反映するものといってよい。

一九六一年から七年にわたって毎年平均一〇%以上の名目賃金の上昇がつづいていることは国際的にも例がないが、これは高度経済成長にともなう労働市場構造の変化(主として若年労働力や技能労働力不足にあらわれている)と、労働力の価値の増大、さらには労働組合の春闘の圧力などに起因するものである。

そこで、まず常用雇用指数の対前年増減率をみると、六七年は三・〇%増であり、前年の二・五%を上まわっており、労働力の需要が若干高まったことを示している。とくに新規学卒に対する求人倍率は、中学卒三・四倍(六六年二・九倍)、高校卒三・一倍(六六年二・六倍)といずれも前年より高くなった。その結果初任給の上昇率は、第43表にみられるように男子中学、高校卒とも一〇%の上昇を示し、前年の六・八%、六・九%を上まわっている。

しかしここで注目すべきことは、六五年まで初任給の上昇率が平均賃金のそれを上まわり、全体の賃金水準をおし上げる役割を果たしていたが、六六年からはむしろ平均賃金の上昇率を下まわる傾向をみせていることである。このことは、経営者側が初任給の上昇を極力おさえる方針をとってきたことの反映であるとともに、未成熟労働力としての新規学卒者の賃金上昇に限界のあることを物語るものといってよい。

初任給の上昇率を規模別にみると(第43表)、女子の中学卒をのぞ

いて、いずれも五〇〇人以上の大企業の上昇率が、一〇〇～四九九人、一五～九九人の中小企業の上昇率を上まわっている。六五年までは、むしろ中小企業の初任給の上昇率の方が高く、いわゆる逆格差（中小企業の初任給が大企業の初任給を上まわる現象）さえあらわれていたのにたいして、六六年以降は、中小企業の初任給上昇が下まわる傾向が顕著になっている。

東京商工会議所の「昭和四二年度モデル賃金」によって初任給の規模別格差をみると（第44表）、まず、大学卒事務系の場合一〇〇一人以上を一〇〇として一〇〇人以下の中小企業の初任給は八六・五でかなりのひらきがみられる。しかし高校卒事務系は九三・四、中学卒九九・三と学歴が低くなるにしたがって格差は減少しており、とくに中学卒の場合は、初任給がほとんど標準化している。

第43表　初任給上昇率　（単位：%）

規模	年	男子 高校卒	男子 中学卒	女子 高校卒	女子 中学卒
計	1963／1962	12.9	10.7	12.3	10.0
	1964／1963	8.2	14.3	10.9	12.3
	1965／1964	15.4	15.4	16.7	20.3
	1966／1965	6.8	6.9	5.4	5.4
	1967／1966	10.0	10.0	10.9	6.9
五〇〇人以上	1963／1962	12.3	12.1	13.9	12.0
	1964／1963	8.6	13.8	8.8	9.8
	1965／1964	16.2	14.8	14.6	21.6
	1966／1965	8.6	5.7	6.5	5.5
	1967／1966	11.8	12.6	11.6	9.9
一〇〇～四九九人	1963／1962	14.2	10.3	11.7	8.8
	1964／1963	7.9	14.5	11.5	12.6
	1965／1964	15.9	16.0	16.7	18.8
	1966／1965	7.3	6.4	7.5	6.0
	1967／1966	8.6	9.4	8.5	10.0
一五～九九人	1963／1962	14.9	10.1	13.6	10.5
	1964／1963	2.8	16.1	6.0	13.1
	1965／1964	18.1	15.1	20.2	17.8
	1966／1965	5.1	7.3	6.7	5.1
	1967／1966	7.4	8.9	7.4	12.0

〔備考〕1）労働省職業安定局「新規学卒初任給調査」38年，40年，41年，42年「雇用動向調査」39年，文部省「大学卒業者就職状況調査」による。
2）対前年比は調査内容の変更にともなうギャップを修正してある。

第44表　1967年初任給の規模別格差（製造業・男子）（円）

規模別	大学卒事務系（22歳） 給与額	格差	高校卒事務系（18歳） 給与額	格差	中学率（15歳） 給与額	格差
製造業平均	26,740	90.9	20,008	94.3	16,667	97.7
1001人以上	29,405	100.0	21,226	100.0	17,057	100.0
501～1000	26,629	90.6	19,846	93.5	16,513	96.8
301～ 500	25,912	88.1	19,376	91.3	16,127	94.5
101～ 300	26,093	88.7	19,711	92.9	16,566	97.1
100人以下	25,424	86.5	19,816	93.4	16,946	99.3

〔備考〕1）東京商工会議所「昭和42年度モデル賃金」による
2）東京都および近接都市における 1,063社について調査したもの。
3）調査時点は1967年5月末日である。

春季賃上額と率

名目賃金水準上昇の一つの要因となっている労働組合の春季賃上額及び賃上率をみると（第45表）、六七年の総平均賃上率は一二・一%で、前述した調査産業総数の現金給与総額の上昇率と一致しており、六六年の賃上率一〇・三%を上まわっている。賃上率の高かった組合は、電機労連一六・九%、ゴム労連一五・〇%、化学同盟一四・二%などで、低かった

第45表　主要労組の春季賃上額および賃上率

単産名	1966年 賃上額	1966年 賃上率	1967年 賃上額	1967年 賃上率
連	3,536	11.5	4,336	13.0
連	2,480	6.2	4,286	9.9
連	3,132	13.1	4,465	16.9
総	3,198	9.6	4,471	12.5
労	3,472	11.6	4,601	14.1
関	2,952	10.7	4,134	13.7
金	3,300	10.8	4,300	13.0
鉄	3,772	11.1	4,553	12.2
鋼	3,250	13.0	4,033	14.2
機	3,351	13.3	4,361	15.0
船	4,000	9.4	4,528	9.8
国	2,840	8.0	4,370	11.9
電	2,711	8.0	3,555	9.6
労	3,634	10.2	4,673	11.2
労	3,098	11.8	3,364	11.6
同	1,533	5.5	1,880	6.3
労	3,440	11.0	3,990	11.6
関	4,284	11.1	4,895	11.2
連	3,425	9.8	4,360	11.4
盟				
連				
係				
属				
線				
連				
連				
盟				
連				
係				
ト				
連				
連				
係				
労				
鉱				
連				
協				
民間平均	3,273	10.4	4,214	12.1
総平均	3,280	10.3	4,221	12.1

〔備考〕1)　労働省労政局調。
2)　賃上額は主要民間企業数による算術平均値である
3)　妥結額には定期昇給分を含む。

組合は、炭労六・三%、紙パ労連九・六%、石油関係九・八%などで、好況の産業と不況の産業の差がかなり大きい。

実質賃金

実質賃金指数を労働省算出の資料によってみると（第46表）、六七年には調査産業計で七・八%、製造業で九・一%の上昇となっている。このような実質賃金指数の上昇はこの一〇年間で最高であるが、これは前述したように名目賃金の上昇がかなり大幅であったことと、消費者物価の上昇が四・〇%で、六五年の七・六%、六六年の五・一%にくらべればやや小幅であったことに起因するものといってよい。

第46表　調査産業計および製造業における実質賃金指数・名目賃金指数の推移
（現金給与総額，1965年＝100）

年月	調査産業計 名目賃金 指数	調査産業計 名目賃金 対前年同期増減率	調査産業計 実質賃金 指数	調査産業計 実質賃金 対前年同期増減率	製造業 名目賃金 指数	製造業 名目賃金 対前年同期増減率	製造業 実質賃金 指数	製造業 実質賃金 対前年同期増減率
1963年	83.0	10.7	92.7	2.9	83.2	10.3	93.0	2.6
1964年	91.3	10.0	98.3	6.0	92.0	10.6	99.0	6.5
1965年	100.0	9.5	100.0	1.7	100.0	8.7	100.0	1.0
1966年	110.8	10.8	105.4	5.4	111.6	11.6	106.2	6.2
1967年	124.2	12.1	113.6	7.8	126.7	13.5	115.9	9.1
1967年 1月	94.9	9.0	88.0	4.1	96.3	9.8	89.3	4.9
2月	92.1	10.8	85.0	6.3	94.8	12.2	87.5	7.6
3月	98.9	10.9	91.2	6.7	95.2	12.4	87.7	8.0
4月	97.0	11.1	89.2	7.9	98.7	12.2	90.7	8.8
5月	97.4	12.2	90.1	8.8	101.1	13.5	93.5	10.0
6月	151.1	11.7	140.6	9.1	146.6	15.1	136.4	12.4
7月	167.5	14.1	156.0	11.9	185.4	14.7	172.6	12.4
8月	109.9	10.2	101.5	6.4	112.1	11.3	103.5	7.4
9月	102.7	11.5	93.4	7.2	105.2	13.5	95.6	9.0
10月	104.9	13.5	93.7	7.9	105.2	12.5	94.0	6.9
11月	105.5	12.5	94.4	6.3	109.3	13.3	97.8	7.0
12月	268.9	13.8	238.8	7.7	271.0	16.2	240.7	10.0

〔備考〕1)　実質賃金指数＝$\frac{\text{名目賃金指数}}{\text{消費者物価指数}}\times 100$
2)　労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

実質賃金指数の月別の対前年増加率をみると、まず調査産業計においては、六月九・一％増、七月一一・九％増とかなり大幅な増加率を示し、また製造業において五月一〇・〇％増、六月一二・四％増、七月一二・四％増、一〇月一〇・〇％増となっており、六七年においては、とくに夏季あるいは年末の特別給与の増加が大きかったことを物語っている。

分配率の低下　以上にのべたような名目賃金、実質賃金の上昇は、企業経営にたいしていかなる影響を与えたであろうか。まず付加価値構成比の推移を第47表によってみると、六七年上期においては、人件費が四〇・七％であり、六六年の上期四一・五％にくらべて低下をみている。そのうえ減価償却費及び金融費用も減少しているため、六七年上期の利益率は二二・六％を示し、六六年上期、下期の利益率よりも増加している。このように賃金水準のかなり大幅な上昇があったにもかかわらず、かえって分配率は低下し、利益率は上昇しているのである。

第47表　付加価値構成比の推移（製造業）

	1958		1959		1960		1961		1962		1963		1964		1965		1966		1967	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
付加価値生産額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
人件費	47.2	45.8	44.2	40.8	39.8	39.3	39.4	39.5	40.8	40.5	39.8	38.7	39.2	40.1	42.0	41.7	41.5	40.5	40.7	
減価償却費	16.0	17.2	16.8	16.8	16.1	16.3	18.3	18.2	19.0	19.5	19.0	16.8	18.7	18.5	18.6	18.3	17.3	16.4	15.9	
金融費用	15.3	15.2	13.7	12.9	13.3	13.6	13.8	14.9	16.3	17.5	17.0	16.4	16.8	17.8	18.4	18.9	17.7	16.4	15.2	
純利益	18.2	18.5	21.9	26.1	27.3	27.1	24.9	23.8	20.1	18.9	20.6	22.8	20.1	18.1	15.5	15.9	18.1	21.3	22.6	
賃借料租税公課	3.4	3.3	3.4	3.5	3.5	3.7	3.7	3.6	3.8	3.6	3.6	5.3	5.3	5.4	5.5	5.2	5.5	5.4	5.6	

〔備考〕　日本銀行「主要企業経営分析」による。

このような分配率低下の原因は、なんといっても生産性の上昇にもとめることができる。すなわち日本生産性本部の「生産統計」によると、生産性は六五年を一〇〇として六七年一～三月一二七・六、四～六月一二七・〇であり、六六年一～三月一〇七・五、四～六月一〇八・七にくらべて増加はいちじるしい。このような生産性の上昇は、賃金の上昇を上まわるものであり、したがって賃金の上昇は生産性の上昇によって十分吸収され、かえって分配率を低下させるほどであった。しかし生産性の上昇には産業別の不均衡があり、鉄鋼、機械、化学といった重化学工業分野での上昇率が非常に高く、食料、雑貨工業、繊維といった軽工業分野においては低い。

このような生産性上昇の重要な原因は、新規採用を極力をおさえ、いわゆる能力主義的な人事管理を導入することを通じて労働密度の増大をはかったことにあり、その意味においては賃金水準の上

第48表　産業別平均月間現金給与総額（規模30人以上）

産業別＼年別	1964年平均	1965年平均	1966年平均	1967年平均
調査産業計	35,774	39,360	43,925	48,714 (106.9)
鉱業	37,549	41,650	46,506 (114.8)	49,887 (109.5)
建設業	35,114	39,439	43,401 (107.1)	46,922 (103.0)
製造業	33,089	36,106	40,510 (100.0)	45,568 (100.0)
食料品	28,718	32,345	35,122 (86.7)	38,603 (84.7)
たばこ	43,647	49,340	53,751 (132.7)	58,053 (127.4)
繊維	22,620	25,068	27,639 (68.2)	30,693 (67.4)
衣服	19,906	22,003	24,274 (59.9)	26,695 (58.6)
木材・木製品	25,053	27,102	30,424 (75.1)	35,248 (77.4)
パルプ・紙	34,457	37,795	42,346 (104.5)	47,473 (104.2)
出版・印刷	42,518	47,639	52,544 (129.7)	57,924 (127.1)
化学	40,157	44,091	49,138 (121.0)	55,302 (121.4)
窯業・土石	33,901	36,702	40,702 (100.4)	44,778 (98.3)
鉄鋼	45,714	49,281	55,345 (136.6)	64,635 (141.8)
非鉄金属	39,164	42,883	47,909 (118.2)	54,497 (119.6)
金属製品	32,199	35,134	39,704 (98.0)	45,160 (99.1)
機械	36,338	38,564	44,486 (109.8)	51,248 (112.5)
電気材料器具	29,650	32,082	37,004 (91.3)	41,152 (90.3)
輸送用機械器具	41,249	43,781	48,954 (120.8)	54,476 (119.5)
精密機器	31,982	34,834	39,817 (98.2)	45,240 (99.3)
卸売業・小売業	33,342	36,464	40,544 (100.1)	45,207 (99.2)
金融・保険業	45,298	50,486	56,204 (138.7)	59,058 (129.6)
運輸通信業	42,616	47,164	52,255 (129.0)	57,642 (126.5)
電気・ガス・水道業	53,712	59,627	65,735 (162.2)	72,821 (159.8)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

昇にもかかわらず、搾取率の増大がもたらされたといってよいであろう。

2　企業間賃金構造

産業別賃金格差

賃金の産業別格差を産業大分類別にみると（第48表）、六七年において製造業を一〇〇として、鉱業（一〇九・五）、建設業（一〇三・二）、卸売・小売業（九九・二）、金融保険業（一二九・六）運輸通信業（一二六・五）、電気・ガス・水道業（一五九・八）となっている。製造業以外の産業の比率は前年にくらべていずれも低下しているが、このことは、製造業の賃金の相対的な増加を意味している。産業大分類別にみてもっとも賃金が高いのは電気・ガス・水道業（一五九・八）であり、ついで金融・保険業（一二九・六）、運輸通信業（一二六・五）の順となっており、その順位はこの数年変動がない。

次に製造業を一〇〇とした賃金の産業別格差を中分類別にみると、製造業の賃金が全体的に上昇したとはいうものの、前年にくらべて指数の増加したものと低下したものとの二つのグループにわかれている。まず指数の増加したグループは、木材・木製品（七五・一から七七・四に）、鉄鋼（一三六・六から一四一・八に）、非鉄金属（一一八・二

から一一九・六に)、金属製品(九八・〇から九九・一に)、機械(一〇九・八から一一二・五に)、精密機器(九八・二から九九・三に)などであり、これらの産業が好況であったことを示している。逆に指数が低下したグループは、食料品(八六・七から八四・七に)、たばこ(一三二・七から一二七・四に)、繊維(六八・二から六七・四に)、衣服(五九・九から五八・六に)、パルプ・紙(一〇四・五から一〇四・二に)などであり、これらの産業の多くはいわゆる労働集約的なものである。

中分類別にみて、もっとも賃金の高い産業は鉄鋼(一四一・八)であり、ついでたばこ(一二七・四)、化学(一二七・一)の順となっている。一方もっとも賃金の低い産業は衣服(五八・六)であり、ついで繊維(六七・四)、木材・木製品(七七・四)の順となっている。

規模別賃金格差

一九六七年における賃金の規模別格差をみると(第49表)、五〇〇人以上の規模の賃金を一〇〇として、一〇〇～四九九人の規模は七九・六、三〇～九九人の規模は六七・七、五～二九人の規模は六〇・六である。前年と比較すると、一〇〇～四九九人の規模は八〇・九から七九・六に、三〇～九九人の規模は六九・八から六七・七に、五～二九人の規模は六一・六から六〇・六にそれぞれ格差が拡大をみている。六六年からふたたび賃金の規模別格差が拡大してきたことの理由は、なんといっても初任給や若年労働力の賃金標準化が一段落し、さらに大企業における一時金や超過労働賃金の増大が、規模別格差の拡大に反映したとみてよいであろう。

第49表　製造業規模別賃金格差

年　月	現金給与総額			
	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
1963年平均	100.0	79.2	68.8	58.1
1964年平均	100.0	79.0	69.5	60.4
1965年平均	100.0	80.9	71.0	63.2
1966年平均	100.0	80.9	69.8	61.6
1967年平均	100.0	79.6	67.7	60.6

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

一九六七年の規模別の現金給与額の推移を第50表、第51表によってみると、鉱業では、五〇〇人以上を一〇〇として、一〇〇～四九九人の規模の企業の賃金が大企業を上まわっているのは、七月(一〇三・〇)だけであり、八月は六八・一と大きく低落している。これは一〇〇～四九九人の規模においては夏季一時金の支給が大企業にくらべて早かったため七月の指数は高くなったが、大企業の一時金が多く支給された八月には極端な格差が生じたことを示している。一般的にいってこの規模の企業と大企業の賃金格差は、上期においてやや大きく、下期に若干回復するというタイプとなっている。

第50表　鉱業における規模別1人平均月間現金給与額

年月＼規模別	500人以上	100～499人	30～99人
1967年1月	43,773 (100.0)	38,093 (87.0)	32,434 (74.1)
2月	41,575 (100.0)	36,474 (87.7)	32,039 (77.1)
3月	43,213 (100.0)	37,988 (87.9)	32,830 (76.0)
4月	42,755 (100.0)	38,358 (89.7)	32,785 (76.7)
5月	42,103 (100.0)	38,454 (91.3)	33,713 (80.1)
6月	56,981 (100.0)	56,066 (98.4)	39,834 (69.9)
7月	57,771 (100.0)	59,527(103.0)	49,035 (84.9)
8月	78,541 (100.0)	53,513 (68.1)	39,798 (50.7)
9月	47,838 (100.0)	41,648 (87.1)	37,397 (78.2)
10月	46,303 (100.0)	42,722 (92.3)	36,543 (78.9)
11月	48,145 (100.0)	42,353 (88.0)	38,607 (80.2)
12月	104,129 (100.0)	96,769 (92.9)	66,598 (64.0)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

三〇～九九人の規模においては、六月(六九・九)、八月(五〇・七)とくに低く、大企

第51表　製造業における規模別１人平均月間現金給与額

年月 ＼ 規模別	500人以上	100～499人	30～99人
1967年１月	40,485 (100.0)	32,101 (79.3)	29,381 (72.6)
２月	38,744 (100.0)	32,213 (83.1)	29,721 (76.7)
３月	39,256 (100.0)	32,079 (81.7)	29,176 (74.3)
４月	40,323 (100.0)	33,584 (83.3)	30,897 (76.6)
５月	41,969 (100.0)	34,329 (81.8)	30,797 (73.4)
６月	70,084 (100.0)	46,500 (66.3)	36,131 (51.6)
７月	80,111 (100.0)	64,847 (80.9)	49,149 (61.4)
８月	44,372 (100.0)	38,510 (86.8)	36,291 (81.8)
９月	43,518 (100.0)	35,512 (81.6)	32,129 (73.8)
10月	43,731 (100.0)	35,436 (81.0)	31,946 (73.1)
11月	45,346 (100.0)	37,018 (81.6)	33,079 (72.9)
12月	118,612 (100.0)	93,320 (78.7)	71,361 (60.2)

〔備考〕 労働省「毎月勤統計調査報告」による。

業との間に一時金の支給金額に格差のあったことを明瞭に示している。また上期において格差がやや大きく下期にいくらか回復するというタイプは、この規模において一層顕著である。

次に製造業の場合は、五〇〇人以上を一〇〇として一〇〇～四九九人の規模で指数の低いのは六月（六六・三）と一二月（七八・七）であり、鉱業の場合と同様に一時金の規模別格差が大きい。また三〇～九九人の規模においても六月（五一・六）七月（六一・四）、一二月（六〇・二）と一時金を支給する月の格差の大きいことがめだっている。

地域別賃金格差

賃金の地域別格差は、第52表にみられるように鉱業の場合東京を一〇〇として最も高いのは兵庫（七〇・八）、ついで高知（六七・七）、秋田（六六・七）、和歌山（六六・三）の順となっている。最も低いのは山形（三八・七）、ついで島根（四〇・〇）、石川（四一・六）、広島（四二・二）の順である。鉱業の地域別賃金格差は、六六年にくらべて若干拡大の傾向があるといってよい。

製造業で最も高いのは、大阪（九八・七）、ついで神奈川（九四・六）、兵庫（九二・三）、山口（九一・五）、福岡（九一・三）、長崎（九〇・二）、の順である。当然のことながら大工業地帯の賃金は一般的に高い。最も低いのは、鳥取（五二・六）、ついで山形（五五・八）、鹿児島（五五・八）、佐賀（五九・七）の順となっている。六六年における製造業の地域別格差は一〇〇対五二・六であったから、六七年と格差は全

第52表　鉱業，製造業における府県別平均賃金指数（1967年，東京＝100）

府県別 ＼ 産業別	鉱　業	製造業
北海道	59.1	78.4
青森	52.1	65.5
岩手	52.9	79.3
宮城	61.3	60.8
秋田	66.7	62.5
山形	38.7	55.8
福島	55.0	63.6
茨城	50.5	74.9
栃木	56.2	69.4
群馬	56.7	64.9
埼玉	47.8	75.3
千葉	62.3	84.4
東京	100.0	100.0
神奈川	59.2	94.6
新潟	59.4	68.5
富山	*	73.3
石川	41.6	67.5
福井	*	57.3
山梨	51.4	62.0
長野	43.4	65.8
岐阜	61.1	62.5
静岡	57.1	76.9
愛知	49.3	79.1
三重	58.1	73.2
滋賀	57.4	70.4
京都	57.4	83.2
大阪	61.4	98.7
兵庫	70.8	92.3
奈良	—	65.9
和歌山	66.3	89.8
鳥取	42.7	52.6
島根	40.0	61.9
岡山	64.4	71.4
広島	42.2	90.2
山口	51.4	91.5
徳島	*	60.0
香川	*	60.5
愛媛	64.8	74.9
高知	67.7	68.0
福岡	49.8	91.3
佐賀	51.9	59.7
長崎	52.2	90.2
熊本	48.3	73.5
大分	50.2	67.0
宮崎	*	71.4
鹿児島	50.4	55.8

〔備考〕1）＊印は集計事業所数が２以下の県であり，—印は調査事業所がないことを示す。
2）労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

く変わりがないといってよい。

「賃金構造基本統計調査」によって年齢階級別の地域間格差をみると、たとえば一七歳の場合は、東京を一〇〇として最低は岩手の六九・三、ついで山形七〇・三、大分七一・七の順となっており、したがって若年労働者の場合、最高、最低の格差は約三〇％ということになる。次に三五～三九歳の地域別賃金格差をみると、東京を一〇〇として最も高いのは神奈川（一〇三・三）であり、最も低いのは鹿児島（五六・二）となっており、若年労働力とはちがってその賃金格差は四〇％から五〇％近くにおよんでいる。

3　企業内賃金構造

労働者種類別賃金格差

賃金を労働者の種類別にみると（第53表）、まず現金給与総額では、管理・事務・技術労働者を一〇〇として、生産労働者鉱業七三・二、製造業六五・二となっており、たとえば六五年においては前者が六九・三、後者が六三・六であったから、いわゆるホワイトカラーとブルーカラーの賃金格差縮小の傾向がすすみつつあるとみてよい。定期給与は、鉱業八一・八、製造業六九・八であり、鉱業における格差が少ないことがめだつ。しかし臨時給与では、鉱業四六・八、製造業五一・一であり、格差は依然としてかなり大きい。労種別格差の年次別の推移をみると、事務及び技術労働者の賃金を一〇〇として生産労働者の賃金の割合は、一九六〇年において六七・六であったのが一貫して縮小し、六五年七〇・三、六六年七三・一、六七年七四・一と推移している。このような労職別賃金格差の縮小は、とくに三〇歳未満の若年労働力についていちじるしく、むしろ労務者層の方が賃金が高い場合もあらわれている。

第53表　常用労働者の種類別・給与内訳別1人平均1ヵ月現金給与額ならびに臨時・日雇労働者1人1日平均現金給与額　（規模30人以上，1967年）

産業別	常用労働者									日雇労働者等の1人1日平均現金給与総額
	合計			生産労働者			管理・事務・技術労働者			
	現金給与総額	定期給与	臨時給与	現金給与総額	定期給与	臨時給与	現金給与総額	定期給与	臨時給与	
総数	48,563	37,772	10,790	*	*	*	*	*	*	1,010
鉱業	50,045	40,966	9,080	46,399	39,111	7,288	63,360	47,791	15,569	859
製造業	45,450	35,740	9,709	39,723	32,009	7,714	60,942	45,833	15,109	892

〔備考〕 1）＊印は労働者の種類別の調査を行なっていない。
2）労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

男女別賃金格差

賃金の男女別格差をみると（第54表）、まず現金給与総額では、男子を一〇〇とすると女子の総数は四七・六、鉱業四一・八、製造業四三・四である。きまって支給する給与は男子を一〇〇として、総数四八・二、鉱業四一・六、製造業四四・五、また特別に支払われた給与は、総数四五・一、鉱業四二・五、製造業三九・四であるが、特別給与の男女別格差がとくに大きいことが目立っている。

生産労働者の男女別賃金格差の年次的推移をみると、男子の

第54表　常用労働者の性別1カ月平均現金給与総額
（規模30人以上，1967年）

給与内訳 / 産業別 ＼ 性別	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	男　子	女　子	男　子	女　子	男　子	女　子
総　数	57,632	27,417	44,713	21,591	12,919	5,826
鉱　業	52,664	21,995	43,111	17,944	9,553	4,051
製造業	56,157	24,352	43,958	19,546	12,198	4,807

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

賃金を一〇〇として女子の賃金は一九六〇年において四一・八であったが、その後格差が縮小し六五年には四八・一になった。しかし六六年四八・一、六七年四六・〇とふたたび拡大する傾向を示している。

年齢別賃金格差

年齢別の賃金格差を労職別にみると（第55表）、一〇〇〇人以上の大企業労務者の場合最低は一八歳未満の五六・二で、最高は五〇～六〇歳の二一三・六である。年齢別の最高、最低の格差は三・八一倍であり、六六年の三・七五倍に比して格差は拡大している。次に職員は、最低一八歳未満五〇・三、最高五〇～六〇歳の二六二・五であり、最高・最低の格差は五・二二倍であるから、職員の場合は五・七倍であったから、職員の場合はある。六六年の年齢別格差逆に格差が縮小したことになる。

三〇～九九人の規模の中小企業では、六七年における労務者の最低が一八歳未満の五六・〇であり、最高は三五～四〇歳の一三八・一で、最低・最高の格差は二・四七倍である。大企業の年齢別格差が三・八一倍であるのに比較するとその格差ははるかに小さい。六六年において二・四三倍であったから、年齢別格差は若干拡大したことになる。さらに前年においては、四〇～五〇歳の賃金が最高で

第55表　企業規模，労職，年齢別賃金格差の推移
（製造業，20～25歳＝100，定期給与）

年齢		1000人以上					30 ～ 99人				
		1961年	1964年	1965年	1966年	1967年	1961年	1964年	1965年	1966年	1967年
労務者（男）	18歳未満	50.4	53.8	57.1	56.3	56.2	56.9	56.6	57.7	56.0	56.0
	18～20	78.2	76.9	76.5	76.2	76.6	76.8	76.6	74.9	73.9	74.8
	20～25	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	25～30	136.7	127.1	126.7	124.5	126.6	126.6	122.1	121.3	120.6	124.2
	30～35	182.0	162.7	157.9	151.6	152.6	141.1	131.6	131.8	132.3	135.5
	35～40	210.1	191.6	185.4	179.8	179.9	153.5	136.1	133.3	133.7	138.1
	40～45	237.0	214.2	208.1	199.3	202.3	153.2	140.2	136.3	136.1	137.7
	50～60	240.5	222.7	216.6	211.6	213.6	139.7	126.2	126.2	125.8	127.0
	60歳以上	126.0	111.6	113.0	106.9	110.4	118.0	104.1	102.2	104.1	106.0
	計	159.0	147.6	144.9	143.3	143.2	114.7	111.5	111.2	111.7	114.8
職員（男）	18歳未満	50.5	48.9	58.2	52.7	50.3	54.1	60.4	61.0	58.4	56.5
	18～20	72.2	76.7	76.6	77.1	75.7	68.8	73.2	70.5	68.2	72.9
	20～25	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	25～30	143.6	139.5	137.3	131.6	132.6	141.0	140.4	136.0	133.9	131.3
	30～35	201.7	191.0	185.7	176.0	170.7	183.7	177.0	166.3	166.4	159.0
	35～40	254.3	239.9	230.7	217.8	207.6	212.4	198.3	190.5	187.8	178.7
	40～45	318.1	301.3	293.0	270.9	248.0	226.9	217.9	198.9	200.7	189.4
	50～60	366.5	326.9	323.8	300.7	262.5	209.7	203.8	194.3	188.8	168.7
	60歳以上	247.6	229.1	219.3	208.0	134.5	176.3	168.5	158.7	152.8	132.3
	計	207.8	191.0	188.5	180.7	177.3	169.1	164.7	157.6	157.0	147.7

〔備考〕 労働省「賃金実態総合調査結果報告」1961年4月，「賃金構造基本統計調査報告」1964年～1967年各4月による。

あったが、六七年には三五～四〇歳の賃金が最高になっており、この層の賃金上昇が相対的に大きいことを示している。

職員の最低は、一八歳未満五六・五で、最高は四〇～五〇歳の一八九・四で、その格差は三・三六倍である。六六年における格差は三・四四倍であったから、職員の場合は格差が縮小しているといってよい。

以上のように年齢別平均賃金の上昇カーブは、大企業と中小企業とで異なった形を示し、とくに賃金が最高に達する年齢が、大企業では五〇～六〇歳、中小企業では四〇～五〇歳あるいは三五～四〇歳となっている。その理由は中小企業の場合五〇歳をこえた高年の労働者が中途採用されることが多く、それらの中途採用者の賃金が低いため、平均賃金としては低くあらわれることにある。

4　賃金支払形態

給与構成比率

労働省の「給与構成調査報告」（一九六六年一〇月）によれば、産業別の給与構成比率は、第56表のとおりである。まず産業計では、基本給の比率が八二・八で、圧倒的な部分を占めているが、六五年の八三・六にくらべると若干比率が縮小している。基本給の内訳をみると、年齢・勤続・学歴・能力・勤務成績を総合判断して決定する総合決定給の比率が七〇・六%を占め、六六年の六五・二%にくらべてその比率は増加している。総合決定給は、賃金支払のための客観的基準をもうけず、経営者が総

第56表　産業別の給与構成比率（規模計）　（%）

産業および年月	合計	小計	基本給 計	基本給 年齢，勤続，経験，学歴給	基本給 職務，職能，職種	基本給 総合決定給	業績給	勤務手当	生活手当	奨励手当	その他の諸手当	超過勤務手当	その他
産業計													
1964年9月	100.0	87.9	82.3	8.8	7.2	66.3	7.1	3.1	5.7	1.4	0.4	11.5	0.6
1965年9月	100.0	89.1	83.6	9.4	9.0	65.2	6.1	3.1	5.8	1.2	0.2	10.3	0.6
1966年9月	100.0	88.5	82.8	3.3	8.9	70.6	5.9	3.5	6.0	1.4	0.4	10.7	0.8
鉱業													
1964年9月	100.0	82.6	61.5	3.7	10.7	47.1	25.0	3.3	7.1	2.9	0.2	14.6	2.8
1965年9月	100.0	82.6	64.2	4.6	10.8	48.8	23.1	3.3	6.4	2.8	0.2	14.7	2.7
1966年9月	100.0	83.4	56.2	5.7	11.9	38.6	30.4	4.4	6.1	2.8	0.1	13.9	2.7
製造業													
1964年9月	100.0	86.4	85.2	9.2	7.6	68.4	5.6	2.2	5.0	1.6	0.4	12.8	0.8
1965年9月	100.0	88.5	86.3	9.5	8.8	68.0	4.6	2.2	5.1	1.6	0.2	10.8	0.7
1966年9月	100.0	86.9	85.1	2.5	8.8	73.8	4.4	2.9	5.6	1.7	0.3	12.1	1.0

〔備考〕 1）小計，超過勤務手当，その他の数値は合計を100とした場合の比率である。
2）基本給，業績給，勤務手当，生活手当，奨励手当，その他の諸手当の数値は小計を100とした場合の比率である。
3）労働省「給与構成調査報告」「賃金労働時間制度総合調査報告」による。

第57表　規模別の各種給与支給事業所数の総事業所数に対する割合（製造業）　（%）

	5000人以上	1000人～4999人	500人～999人	100人～499人	30人～99人
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
基本給					
年齢，勤続，経験，学歴給	14.2	12.1	13.3	10.7	9.1
職務，職能，職種給					
職務給	30.2	6.2	3.5	2.3	0.6
職能給	40.5	18.8	7.5	4.5	1.2
職種給	2.8	2.1	1.1	1.6	1.9
総合決定給					
総合決定給Ⅰ	72.1	68.8	61.9	50.8	25.4
総合決定給Ⅱ	22.3	28.7	33.2	46.3	70.9
業績給					
個人能率給	4.1	6.9	6.1	8.0	10.1
団体業績給	15.4	11.2	13.0	10.7	7.4
勤務手当					
投付手当	71.6	88.1	93.1	91.9	79.5
特殊作業手当	81.3	66.5	61.7	57.8	38.4
技能手当	14.7	17.3	37.8	34.0	28.7
生活手当					
家族手当	95.9	94.0	86.9	73.7	63.4
地域手当	23.1	27.2	23.4	13.4	4.8
通勤手当	85.3	89.7	85.5	85.2	78.5
住宅手当	44.1	57.1	37.8	27.1	20.7
その他の生活補助手当	20.7	21.5	34.2	23.0	18.2
奨励手当（精皆勤手当）	18.2	31.4	54.1	72.8	79.3
その他の諸手当	18.3	9.7	17.9	14.4	14.5
超過勤務手当	98.5	99.4	99.0	97.9	95.0
その他					
臨時作業手当	14.3	6.7	5.2	6.2	5.6
不就業手当，その他	43.7	35.1	40.4	52.1	41.7

〔備考〕 労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」による。

合判断にもとづいて基本給を決定するのである。したがってその比率が大きいことは、わが国の賃金支払方法が依然として前近代的状態におかれていることを物語るものといってよい。

年齢・勤続・学歴などの労働者の属人的要素にもとづいて基本給をきめる方式は、三・三%であり、六五年の九・四%にくらべると減少がいちじるしい。また職務・職能・職種給など仕事的要素によって決定される基本給は八・九%にすぎず、六五年の九・〇%からむしろ減少の傾向をみせている。職務・職能給の導入は、かけ声ばかりで実際にはさほどの進展をみていないといってよい。

出来高給・割増給などの業績給の比率は、一層減少し、六五年の六・一%から五・九%に低下している。技術革新は、単純な能率刺激をますます無意味にしていることのあらわれといってよい。手当のなかで比較的大きな比率を占めているのは、家族手当、地域手当、通勤手当などの生活手当で、六五年の五・八%から六六年の六・〇%と、いくらか増加の傾向にある。超過勤務手当も、六五年一〇・三%から六六年一〇・七%に増加したことにともなって残業が増加したことは景気の回復のあらわれであろう。

次に給与構成比率の産業別特質をみると、鉱業では基本給の比率が六五年の六四・二%から五六・二%に低下し、逆に業績給の比率が二三・一%から三〇・四%に増加している。このことは、炭鉱その他の鉱山において請負給などの能率給が、能率刺激に効果がある

ためである。また鉱業においては、総合決定給の比率が六五年の四八・八から三八・六に減少し、職務・職能・職種給の比率が一〇・八%から一一・九%に増加していることがめだっている。

規模別賃金支払形態

労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」（六六年九月）によって、規模別の各種給与支給事業所数の総事業所数にたいする割合をみると（第57表）、まず基本給のなかで年齢・勤続・経験・学歴給をとっているのは、五〇〇人以上の大企業が一四・二%で最も多く、規模が小さくなるにつれて比率が減少し、三〇～九九人の中小企業においては九・一%である。

職務給も同様に五〇〇〇人以上が三〇・二%で比率が最高で、一〇〇〇人～四九九人の規模になるとわずかに六・二%と大幅に減少し、三〇～九九人では〇・六%にすぎない。職務給の採用は、一部の大企業にかぎられているといって差支えない。中小企業において職務給の導入がすすまない理由は、大量生産方式をとっていないため職務の標準化が行なわれず、したがって職務分析が困難であることによるのであろう。

職能給は、五〇〇〇人以上の大企業の四〇・五%が採用し、また一〇〇〇人～四九九人の規模の企業においても一八・八%で、職務給の比率よりもはるかに高い。このことは職能給が年功賃金になじみやすく、職務分析や職務評価を行なわないでも導入できることから、職務給よりも採用が容易であることを示している。職種給は、職務・職能給にくらべて大企業、中小企業とも採用比率が低い。

総合決定給Ｉ（年齢・学歴・勤続・能力等を総合評価して決定するが、能力や勤務成績の査定については一定の査定基準により決定し支給する賃金）は、五〇〇〇人以上七二・一%でもっとも多く、規模が小さくなるほど採用比率が減少し、三〇～九九人では二五・四%である。大企業においては、賃金査定のための人事考課制度がかなり一般化しているといってよいであろう。

逆に総合決定給Ⅱ（組織的な一定の査定基準を設けず、総合的に評価し支給する賃金）は、最高が三〇～九九人（七〇・九%）で、最低は五〇〇人以上（二二・三%）となっている。中小企業においては査定基準のない総合決定給が一般的なのである。

業績給のなかで個人能率給は、三〇～九九人が一〇・一%で最も高く、規模が大きくなるにしたがって採用比率が減少し、五〇〇〇人以上においては四・一%にすぎない。大企業においては、技術革新の結果個人の能率刺激がほとんど無意味になったあらわれである。

しかし団体業績給は、五〇〇〇人以上が一五・四%で最高であり、規模が小さくなるにつれて採用比率を減じ、三〇～九九人では七・四%である。

その他の給与要素のなかで規模の大きいものほど比率の高いものは、特殊作業手当、家族手当、地域手当、住宅手当などであり、逆に規模の小さいものほど比率の高いものは、技能手当、奨励手当などである。概して大企業においては労働者の生活保障の配慮が強く、中小企業においては能率刺激のために手当を採用する比率が高いといってよいであろう。

5　定期給与と臨時給与および賃金不払の状況

定期給与と臨時給与

一九六七年における定期給与の推移をみると（第58表）、対前年同期増減率は六七年前半においては一一％台の増であったが、六月以降八月をのぞいて一二％になっており、後半の上昇が顕著である。金額的にみると一月三万五〇〇〇円台であったのが次第に上昇し、一二月には四万円台になっている。

次に一九六七年における臨時給与の現金給与総額中に占める割合をみると（第59表）、鉱業一八・一％、製造業二一・四％である。この比率の月別推移をみると、鉱業で最も高いのは一二月（五四・二％）であり、ついで八月（三五・九％）、七月（二五・三％）、六月（二三・六％）の順となっている。製造業では一二月（六〇・八％）、七月（四五・二％）、六月（三〇・六％）の順である。夏季の特別給与は製造業が七月に、鉱業では八月に支給される場合が多い。

労働省「毎月勤労統計調査」によって臨時給与の支給率を規模別にみると、六七年においては五〇〇人以上の大企業の支給率は三・六七カ月、一〇〇～四九九人は三・三三カ月、三〇～九九人は二・三八カ月、五～二九人は一・七四カ月となっており、規模が小さくなるにしたがって支給率も低い。

産業大分類別にみた臨時給与の支給率は、卸売小売業三・二七カ月、金融保険業四・一八カ月、運輸通信業三・一五カ月、電気ガス水道四・〇四カ月であり、金融保険業が最も高い。製造業中分類別にみて最も高いのは、精密機器四・二二カ月、ついで化学四・〇八カ月、石油・石炭三・九九カ月、非鉄金属三・四四カ月の順となっている。

第58表　常用労働者１人１カ月当り「きまって支給する給与」の推移
（調査産業計，規模30人以上）

年　月	きまって支給する給与	指数 1965＝100	対前年同期増減率
1967年 1月	35,278	114.8	11.0
2月	35,750	116.4	11.0
3月	35,611	115.9	10.8
4月	36,699	119.5	11.4
5月	36,861	120.0	11.5
6月	38,187	124.3	12.2
7月	38,367	124.9	12.2
8月	38,176	124.3	11.4
9月	38,894	126.6	12.1
10月	39,373	128.2	12.3
11月	39,704	129.3	12.3
12月	40,367	131.4	12.2

〔備考〕労働省「毎月勤労統計調査報告」による

第59表　鉱業，製造業における臨時給与の現金給与総額中に占める割合（％）

年　月	鉱業	製造業
1967年 1月	4.1	5.1
2月	1.1	0.4
3月	0.4	2.0
4月	0.7	1.8
5月	0.7	3.5
6月	23.6	30.6
7月	25.3	45.2
8月	35.9	10.6
9月	4.9	1.6
10月	1.4	1.2
11月	4.0	3.7
12月	54.2	60.8
1967年平均	18.1	21.4

〔備考〕労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第60表　賃金不払事件件数

年　月	前年(月)より未解決の件数	当年(月)把握した件数	総取扱件数	解決件数	当年(月)末未解決件数
1962年	1,993	11,739	13,732	11,460	2,272
1963年	2,272	11,455	13,727	11,600	2,121
1964年	2,121	12,468	14,589	12,057	2,532
1965年	2,532	16,604	19,136	16,014	3,122
1966年	3,122	17,470	20,592	17,618	2,974
1967年1月～3月	2,974	3,604	6,578	3,906	2,672
4月～9月	2,672	7,672	10,344	7,630	2,714
10月～1968年3月	2,714	7,469	10,183	7,892	2,291

〔備考〕 1)　1963年未解決件数は内訳の計より6件少なくなっているが，これは1～3月の差引未解決件数が再調査の結果6件少ないことが判明したので4～6月への繰越件数は6件少ないものとして計上した結果である。
2)　労働省「賃金不払の概況」による。

賃金不払の状況　次に一九六七年の賃金不払をみると（第60表）、当年(月)把握した件数は、六七年一月～三月二六〇四件、四月～九月七六七二件、一〇月～六八年三月七四六九件である。解決件数は、一月～三月三九〇六件、四月～九月七六三〇件、一〇月～六八年三月七八九二件である。

賃金不払金額をみると、第61表のように当年(月)新たに増加した不払金額は、一月～三月七億五二五二万円、四月～九月一七億七〇八四万五千円、一〇月～六八年三月一八億六九四三万一千円であり、九月までですでに昨年の金額を超過している。差引不払金額は一～三月一四億一九八五万二千円、四月～九月一八〇億四九五万三千円、一〇月～六八年三月二一億八四三六万三千円で、正確に比較はできないが前年よりも多く、好況とはいいながら経営不振の企業がかなり多かったことを物語っている。

2　労働時間

労働時間の動向　労働省の「毎月勤統計調査報告—全国調査」によると（第62表）、一九六七年における平均総実働労働時間は、一九三・〇時間で、前年にひきつづき保合いとなっ

第61表　賃金不払事件金額　（単位：千円）

年　月	前年(月)より未解決の不払金額	当年(月)新たに増加した不払金額	総不払金額	解決金額	差引不払金額
1962年	421,194	2,990,989	3,412,182	2,008,843	1,403,339
1963年	1,403,339	2,326,241	3,729,580	2,477,475	1,257,723
1964年	1,257,723	3,426,627	4,684,351	1,797,400	2,886,951
1965年	2,886,951	3,191,984	6,078,935	4,485,709	1,593,226
1966年	1,593,226	2,127,899	3,721,126	2,700,640	1,020,485
1967年1月～3月	1,020,485	752,520	1,773,005	353,153	1,419,852
4月～9月	1,419,852	1,770,845	3,190,697	1,385,744	1,804,953
10月～1968年3月	1,804,953	1,869,431	3,674,384	1,490,021	2,184,363

〔備考〕 1)　1963年の差引不払金額が多くなっているのは1～3月の再調査で若干増えているのを4～6月への繰越金額として計上した結果である。
2)　労働省「賃金不払事件の概況」による。

第62表　労働時間の推移（規模30人以上）（単位：時間）

		調査産業計			製造業		
		総実労働時間	所定内	所定外	総実労働時間	所定内	所定外
実数	1963年	196.6	178.2	18.4	196.9	177.6	19.3
	1964年	195.7	177.1	18.6	195.7	176.1	19.6
	1965年	192.9	176.4	16.5	191.8	175.1	16.7
	1966年	193.2	175.8	17.4	193.0	174.7	18.3
	1967年	193.0	174.5	18.5	193.9	173.8	20.1
	1967年上期	191.2	173.0	18.2	192.0	172.2	19.8
	下期	194.7	175.9	18.8	195.7	175.2	20.5
対前年同期増減率(%)	1963年	△ 0.7	△ 0.5	△ 2.1	△ 0.8	△ 0.6	△ 1.8
	1964年	△ 0.3	△ 0.4	1.3	△ 0.4	△ 0.7	2.1
	1965年	△ 1.4	△ 0.5	△ 10.9	△ 2.1	△ 0.6	△ 15.2
	1966年	0.0	△ 0.4	5.0	0.7	△ 0.2	9.5
	1967年	0.0	△ 0.6	6.3	0.4	△ 0.6	10.2
	1967年上期	0.3	△ 0.6	9.5	0.8	△ 0.6	15.1
	下期	△ 0.3	△ 0.6	3.3	0.0	△ 0.6	5.9

〔備考〕1）1964年1月に調査事業所の抽出替が行なわれたため実時間数の時系列の比較については注意を要する。
2）対前年同期増減率は調査事業所の抽出替えによるギャップを調整して算出してある。
3）労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

た。もっともこれを六七年上期、下期に分けてみると、上期一九一・二時間（前年同期にくらべて〇・二%増）、下期一九四・七時間（逆に〇・二%減）となっている。

総実働労働時間を所定内、所定外にわけてみると、所定内労働時間一七四・五時間で、前年にくらべて〇・六%減であり、四一年の〇・四%減を上回っている。このことは労働時間短縮傾向がつづいていることを物語っている。しかし所定外労働時間は一八・五時間で、前年にくらべて六・三%の増となっており、六七年における景気上昇を反映している。

第63表　規模別労働時間の対前年同期増減率（製造業）（単位：%）

年	対前年同期増減率			
	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
総実労働時間				
1964年	0.3	△ 0.9	△ 1.3	△ 0.8
1965年	△ 2.3	△ 1.4	△ 1.6	△ 1.2
1966年	1.0	0.4	0.3	△ 2.8
1967年	1.4	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.6
所定外労働時間				
1964年	7.8	△ 0.5	△ 5.4	—
1965年	△ 16.3	△ 13.4	△ 14.9	—
1966年	11.9	8.7	6.0	—
1967年	16.4	6.9	3.8	—

〔備考〕労働省「毎月勤労統計調査報告」。

労働時間の動向を産業別にみると製造業では、六七年の総実働労働時間が一九三・九時間で、前年よりも〇・四%の増となっているが、これは所定内労働時間が一七三・八%と〇・六%の減であったにもかかわらず、所定外労働時間が二〇・一時間と一〇・二%の増加となったためである。総実働労働時間が増加した産業は、製造業の他に電気ガス水道業（〇・四%増）があるが、これ以外の産業は、前年にくらべて若干の減少をみている。すなわち鉱業（〇・四%減）、卸売小売業（保合い）、金融保険業（一・二%減）、運輸通信業（〇・八%減）となっている。なかでも金融保険業の減少はいちじるしく、六四年以降ひきつづき一%以上の減少を示した。

次に規模別の労働時間を製造業についてみると（第63表）、まず総実働労働時間では規模五〇〇人以上の大企業が、一・四%の増となっているのにたいして、一〇〇～四九九人、三〇～九九人が〇・一

%の減、五～二九人が〇・六%減となっている。このような結果をもたらしたのは、五〇〇人以上の大規模企業における所定外労働時間の増加が大幅（一六・四%増）であり、中小企業をはるかに上まわったからである。かくして総実働労働時間の規模別格差は、次第に縮小の傾向をみせつつあるといってよい。

労働時間にたいする労資の見解

日経連は、六八年一月「激動する国際環境と日本経済」と題する恒例の春闘白書を発表した。この本では、労働時間について特別の言及はないが、労働時間の短縮による実質的な賃上げの問題について次のような指摘を行なっている。「時間短縮は賃金据え置きのまま実施されてきたから、労働時間の短縮をうけた労働者は以前より短い時間で以前と同じだけ報酬をうることになり、時間短縮は実質上の賃上げとなる。このような『時短の賃上げ効果』について は、労資共案外無関心であるが、これはわが国において賃金を〝提供した労働に対するペイ〟とみる労働対価の原則が十分確立されていないためであろう。」

労働時間短縮に対する使用者側の見解は日経連「日本経済の展望と賃金の問題」（一九六三年）に示されたものが今日まで維持されていると考えてよい。この白書において日経連は、労働時間の短縮が「将来達成さるべき方向であることはいうまでもない」が、「わが国の実情はこれをはばむ多くの問題が存することを示している」とし、第一に「生産性の低い産業や企業で賃金も低く、時間短縮よりも賃金の引上げが先行すべきである。もしこれらの部門で時間短縮がなされたならば、それは時間外労働を増大せしめるのみで、かえってコストの上昇を惹起するであろう。また生産性の高い一部大企業でのみ時間短縮がおこなわれることは、企業間の労働条件の不均衡を促進せしめるのみで、生産性効果を国民全般に均霑するという観点から望ましいことではない」と指摘している。

第二に、わが国では慢性的な超過勤務が一般化しているので「慢性的な時間外労働の短縮ないし排除がまず実現されなければならない」とし、さらに「労働時間短縮のためには経営合理化を促進し、人員配置や残業その他超過勤務の内容を再検討して労働密度を高めることが前提条件である」とのべている。

次に労働時間にたいする労働組合側の見解を春闘共闘委員会一九六八年「賃金白書」によって明らかにしよう。まず労働時間の推移については、所定内では、一九六一年以降短縮の傾向がはっきり出ているが、「われわれが目標とする週四〇時間労働には、まだとても達していない」と述べている。このように労働時間の短縮がみられることは、「一面では労働組合の時短闘争の成果ともいえる。しかし、同時に労働密度がきわめて増大していること、『時間管理』がきびしくなって、実質的に労働時間が延長させられている面もみなければならない」としている。

さらに時間外労働が大手を中心に大幅に上昇していることについては「人手を増やさず、人件費を削減し、間接費を節約しながら生産をあげて行こうという資本の政策の結果である」とし、また交替制勤務についても、「日曜日が休めなくなり、生活が不規則になるとともに、疲労が常昼勤にくらべてきわめて高くなる」と指摘している。

労働時間短縮の実態

「賃金労働時間制度総合調査」（六七年一〇月）によって、産業別の労働時間短縮の実

第64表　産業別にみた週所定労働時間短縮状況別事業所構成比（64年10月～67年9月）

（単位：%）

産業	短縮実施率	短縮時間 計	短縮時間 1時間未満	短縮時間 1時間以上3時間未満	短縮時間 3時間以上6時間未満	短縮時間 6時間以上	計	①始業時刻の繰り下げ	②終業時刻の繰り上げ	③休憩時間の延長	①②③の総合	週休1日制実施	週休2日制の実施	その他
調査産業計	23.2	100.0	35.0	43.5	18.7	2.8	100.0	14.9	40.2	9.9	4.9	6.2	19.8	15.9
鉱業	2.4	100.0	66.7	33.3	—	—	100.0	33.3	66.7	—	33.3	—	—	—
建設業	5.9	100.0	22.2	38.9	38.9	—	100.0	27.8	22.2	11.1	5.6	11.1	—	—
製造業	26.1	100.0	36.8	44.1	17.1	2.0	100.0	12.1	39.2	11.5	4.1	4.8	22.9	15.6
卸売小売業	24.0	100.0	28.2	45.0	23.9	2.9	100.0	22.5	48.6	5.1	3.6	10.1	7.2	15.2
金融保険業	20.9	100.0	40.4	40.4	19.2	—	100.0	19.1	48.9	—	—	8.5	42.6	6.4
運輸通信業	21.9	100.0	30.2	35.4	21.9	12.5	100.0	21.9	37.5	6.3	15.6	4.2	5.2	25.0
電気ガス水道業	25.0	100.0	15.4	69.2	15.4	—	100.0	15.4	23.1	23.1	—	53.8	15.4	—

〔備考〕 労働省「賃金労働制度総合調査」1967年10月。

態をみると（第64表）、六四年一〇月より六七年九月までの三年間に週所定労働時間の短縮を実施した事業所は、調査産業計で二三・二%である。これを産業別にみると、短縮実施率の最も高いのは、製造業二六・一%、ついで電気ガス水道業二五・〇%、卸売業小売業二四・〇%、運輸通信業二一・九%の順となっており、実施率の最も低いのは鉱業二・四%である。鉱業における実施率が低いのは、石炭産業の合理化の結果、労働者数を減らしながら生産を増加させるために労働時間の延長と労働強化が行なわれていることの反映である。

短縮時間を調査産業計でみると、一時間以上三時間未満が四三・五%で最も多く、ついで一時間未満三五・〇%、三時間以上六時間未満一八・七%となっており、短縮といってもその時間はきわめて少ないことが示されている。

次に短縮方法をみると、調査産業計では終業時間割の繰り上げが四〇・二%で最も多く、ついで週休二日制の実施一九・八%、始業時間割の繰り下げ一四・九%となっている。週休二日制を最も多く採用している産業は金融保険業四二・六%であり、ついで製造業二二・九%、電気ガス水道料一五・四%の順となっている。

表はかかげないが規模別に労働時間短縮の実施状況をみると、短縮実施率は一〇〇〇人以上三三・六%、五〇〇～九九九人三二・九%、一〇〇～四九九人二四・〇%、三〇～九九人八・二%で、規模が大きくなるにしたがって実施率も高い。とくに三〇～九九人の中小企業における実施率が低いことがめだっている。

週休二日制の実施については、一〇〇〇人以上三六・八%、五〇〇～九九九人一八・二%、一〇〇～四九九人八・二%、三〇～九九人五・一%であり、大企業における実施率が圧倒的に高い。

第65表　産業および交替制実施事業所数の割合　（単位%）

産業	計	交替制あり	交替制なし
合計	100.0	22.6	77.4
鉱業	100.0	43.6	56.4
建設業	100.0	3.4	96.6
製造業	100.0	26.0	74.0
卸売・小売業	100.0	15.7	84.3
金融・保険業	100.0	2.1	97.9
不動産業	100.0	19.0	81.0
運輸通信業	100.0	42.7	57.3
電気・ガス業	100.0	53.2	46.8

〔備考〕　労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」1966年。

交替制の実施状況

交替制事業所の割合を第65表によってみると、交替制を実施している事業所は、合計で二二・六%を占める。産業別にみると電気ガス業五三・二%が最も多く、ついで鉱業四三・六%、運輸通信業四二・七%、製造業二六・〇%の順である。次に交替制実施事業所の比率を規模別にみると、五〇〇〇人以上の大企業が四〇・六%、一〇〇〇～四九九人三一・二%、五〇〇～九九九人三五・七%、一〇〇～四九九人二八・六%、三〇～九九人一七・七%となっており、概して大企業ほど交替制採用の比率が高い。

労働組合の調査によって交替制の実情をみると、まず鉄鋼業ではほとんどの企業において拘束八時間、実働七時間、休憩一時間の労働時間で、三交替制を実施している。たとえば八幡製鉄では、勤務の種類が甲、乙、丙、常昼とわかれ、三交替制は六・〇〇～一四・〇〇、一四・〇〇～二二・〇〇、二二・〇〇～六・〇〇、八・〇〇～一六・〇〇の時間となっている。

化学産業の交替制は、一般的に三班三交替が多く、五日交替が普通である。またゴム産業の交替制は二交替、三交替を併用し、就業時間についてはほぼ日勤者と同じものが多い。食品産業においても三直三交替制が多いが、二交替制を併用している場合もある。ビール三社における三直三交替は上のような組み合せである。

ビール三社三直三交替

	第一週	第二週	第三週
早	A	C	B
中	B	A	C
夜	C	B	A

週休制の実施状況

週休制の実施状況を第66表によってみると、週休一日制が最も多く合計で九〇・八%におよんでいる。週休一日半制は三・四%、週休二日制は三・二%で、まだ普及をみているとはいえない。産業別にみると週休一日制が多いのは、製造業で九六・四%、ついで卸売・小売業九一・九の順となっている。週休一日半制は、不動産業三四・五%、金融保険業二六・八%が比較的多く、週休二日制は鉱業が一六・五%にのぼっている。

規模別にみると、週休一日半制は、五〇〇〇人以上が二〇・三%、一〇〇～四九九人が一八・四%、五〇～九九人が七・六%、また週休二日制は五〇〇〇人以上九・九%、一〇～四九九人五・一%、五〇～九九人三・六%で、いずれも規模の大きいほど採用比率が高くなっている。

最後に休日・休暇日数について労働組合の調査結果をみると、鉄鋼（鉄鋼労連六六年七月調査）においては大部分の企業で有給休日数は一四あるいは一五日、年次有給休暇は、最も高い水準の場合、勤続一年から二〇日以上となっている。金属機械においては（全国金属調査六六年七月）、国民祝祭日では有給の場合が約六五%、無給三〇%、年末年始の休日では最高七日、最低三日、四～五日が圧倒的に多

第66表　産業および週休制の実施方法別事業所数の割合　（単位：%）

産業	計	週休一日制	週休一日半制	週休二日制 計	週休二日制 完全週休2日制	週休二日制 その他	その他の週休制
合計	100.0	90.8	3.4	3.2	0.4	2.8	2.6
鉱業	100.0	81.4	2.2	16.5	5.7	10.8	—
建設業	100.0	80.3	1.4	6.2	0.9	5.3	12.1
製造業	100.0	96.4	0.8	2.2	0.4	1.8	0.6
卸売・小売業	100.0	91.9	3.3	1.7	0.1	1.6	3.1
金融・保険業	100.0	67.2	26.8	4.8	—	4.8	1.2
不動産業	100.0	65.5	34.5	—	—	—	—
運輸通信業	100.0	85.7	1.4	6.3	0.1	6.2	6.6
電気・ガス業	100.0	58.3	38.2	3.5	0.4	3.1	—

〔備考〕　労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」(1966年)。

く、賃金は完全保障が約七〇%を占める。夏季休暇は約七〇%が実施しており、最高日数は一二日、平均三日である。そのうち約六五%が完全有給、一五%が一～二日保障、他は無給となっている。さらに年次有給休暇の最高日数は、決定どおりの二〇日が九〇%以上を占めているが、二五日、三〇日、四〇日という例もそれぞれ一社ある。

造船・機械では（全造船六六年九月調査）、週休、国民祝祭日では、一八社中すべて有給が三社、週休は無給他は有給が三社となっている。夏季休暇の最高日数は四日（無給）が一社、三日のうち二日有給が一社、一日有給が五社、無給が四社で休暇なしが五社となっている。年末年始では、五日が八社（うち有休が一社、職員有給、工員無給が七社）、四日が九社（うち有給二社、無給四社、職員有給が三社）となっている。年次有給休暇は、全部基準法通り二〇日であるが、うち一社は工員にかぎり二六日としている。

化学の場合は（合化労連六六年一一月調査）、年休の最高日数はほとんど二〇日で、一六社中二一日、二四日が一社、二五日が二社である。勤続年数によって年休の日数が次第に増加するのが普通であるが、二〇日に達する勤続年数一年以上が二社、二年以上が二社、三年以上二社、五年以上五社、六年以上三社、一五年以上四社となっており、その基準は区々であるといってよい。特定休日は、普通一六日で、最高は二〇日となっている。六四年の調査においては一七日が最高であったから、休日かなり増加したことになる。夏季休暇制度は、二日あるいは一日が最も多い。

【参考資料】(1)　日経連「激動する国際環境と日本経済」（一九六八年一月）、(2)　春闘共闘委員会「賃金白書」（一九六八年二月）、(3)　総合労働研究所「団体交渉のための賃金資料」（一九六八年度版、一九六七年一二月）、(4)　舟橋尚道編、講座労働経済「賃金」（一八六七年五月）。

Ⅳ 合理化の現状とその特質

概要□景気回復下の合理化＝景気回復と生産性の向上／六七～六八年合理化の特徴／**産業別合理化の実態**＝鉄鋼業／造船・機械工業／電機産業／化学工業／繊維工業／印刷・出版業／石炭業／金属鉱業／国鉄／郵便・電信電話／公立小中学・高校／政府関係特殊法人／**労働災害と職業病**＝概況／労働災害：産業別発生状況／企業規模別／災害原因別／職業病：発生件数／産業別発生状況／疾病の種類

概要

一、六七年後半から六八年前半までの日本経済は、六七年秋に金融引締めが行なわれたにもかかわらず、なおも景気回復過程を一応順調に歩んできた。景気動向先行指標に若干の鈍化もうかがわれるが、設備投資はなおも拡大している。それに対応して、生産指数は六五年の底に比して大幅に上昇している。とくに労働生産性指数の上昇が顕著であり、製造業では六五～六六年の増加率一三％にたいし、六六～六七年は一六・六％に達している。

一、この労働生産性の上昇は、まさに一層強化され、高度化した合理化の所産である。それはまず産業構成の合理化となってあらわれている。石炭・非鉄金属鉱業における倒産・閉山、また鉄鋼業や中小企業の多い金属・機械工業、化学工業、繊維工業あるいは印刷・出版業における同一産業内の寡占大企業の支配強化による倒産・縮小が、その典型的なあらわれであり、そこでは当然、解雇や労働条件の低下などの合理化が顕著になっている。

一、こうした産業合理化の過程でもなお成長しつつある産業・企業分野では、〝資本自由化〟と〝労働力不足〟の対策として、さら

に徹底した労働合理化が行なわれつつある。それを要約していえば、あらゆる方法による要員の削減と労働密度の増加であり、配転にともなう労働内容の変化であり、職制機構の強化とそれらによる労働組合活動の抑圧である。そしてそのための方法として、ＩＥをはじめ、〝近代的な〟生産・労務管理方式が導入され、またスクラップ産業で発生した過剰労働力を吸収しつつある下請け企業の利用が進められている。また、いわゆる能力主義的管理や職務給・職能給などの一方的おしつけも、その具体的なあらわれである。

一、さらに本年鑑でとくに強調しなければならないのは、以上のような産業合理化のなかで、〝国鉄五万人合理化〟をはじめ、いわゆる「社会資本」分野の合理化が重要な問題となってきたことである。

一、合理化が安全衛生施設の高度化と並行して進められていないため、労働災害、職業病を続発させる結果となっている。労働災害については運輸通信業における急増、石炭鉱業における災害の続発・重篤化、化学工業などの装置工業における経済的損失規模の拡大などが注目される。職業病についても、運輸通信業における急増、とくに負傷に起因する疾病など物理的原因によるものの増加が特徴的である。

1　景気回復下の合理化

景気回復と生産性の向上

経済企画庁調査による企業経営者の景気見通しによれば、今年に入り、とくに今年下半期において景気下降を予想する傾向が強くなっている。また機械受注の実績をみても、一九六八年に入り、鈍化の傾向をみせてはいるが、設備投資の実績値と計画値はなお上昇傾向をたどっており、それは六六年四～六月に底をついて以来、一貫して上昇しつづけている。

それだけでなく、通産省調査による生産指数は六五年において停滞した以後、一貫して上昇しており、とくに六七年（昭和四二年）において顕著であり、この上昇傾向は、今年の第一・四半期にもつづいており、にわかに逆転する傾向は認められない。六五年を一〇〇として、六七年の生産指数を産業別にみると、鉱業では、のちにも問題にするようにわずかに四・三％増にとどまったが、公益事業で二四・七％増、さらに製造業においては三六・〇％増となっている。なかでも、電気機器の六二・四％増をはじめ、一般機械四六・八％増、鉄鋼業四九・六％増、化学工業三二・三％増とつづいており、重化学工業の生産拡大がいちじるしいのにたいし、軽工業の繊維・パルプ・紙などでは二〇％台の増加にとどまっている。

ここで問題なのは、雇用動向、とくに労働生産性の動向であるが、まず従業員規模三〇人以上の常用雇用指数は、労働省調査のとおり、六五年を一〇〇として、鉱業においてのみ六七年は六・一%減となっているが、逆に建設業では一九・六%増となっているのにたいし、製造業ではきわめて停滞化しており、わずかに二・五%増にとどまっている。それでも、六五～六六年の顕著な停滞、とくに製造業における停滞にくらべれば、むしろ注目すべき事実である。現に、労働時間の推移を全産業でみると、総労働時間はほぼ六五年水準をそのまま持続しているが、そのなかで所定外労働時間は六五年の水準を十数%もうわまわっている。とくに製造業では二〇%以上も増加しており、「第三次産業」とは決定的に異なり、時間短縮による所定内労働時間の減少を相殺し、総労働時間をも若干延長せしめる結果となっている。

だが、われわれにとってそのことと以上に重要なのは、前述のように雇用総量を優にうわまわる生産量の増大である。これらの事実は労働生産性の顕著な上昇の結果を示している。それは、生産量が四・三%という微増にとどまった鉱業にもあてはまる。なぜなら、鉱業では六六～七年間に雇用指数が六・一%も減少し、労働時間はほぼ同じ水準を維持したわけだから、労働生産性は一〇%以上も上昇したことになるからである。

日本生産性本部調査によっても、製造業における労働生産性は同じ期間に実に三一・七%も上昇している。なかでも重工業においてとくにいちじるしく、鉄鋼業四七・七%増、機械工業四二・五%増、そして石油精製をも含めた化学工業でも四〇%ちかく上昇している。これにたいして、軽工業では二〇%台にとどまっている。

それにしても、六四～六六年にかけて比較的停滞的だった労働生産性は、六七年以降、大幅に上昇しつつあることは、十分注目に値する。それは、いまだに増加しつつある設備投資と、それとともに、後述のとおり一段と高度化した形で強行されている合理化の効果だ、と考えなければならない。さきにふれた労働時間の短縮も、けっして不況期の雇用維持行動の結果ではなく、労働強度の増大との交換の形で推し進められていたのである。

さらにこうした労働合理化を規制した要因として、完全雇用化傾向の持続による「労働力不足」もみのがしえない。とはいっても、従来のような低賃金労働力の資本家にとっての不足にほかならないが、六五年のような不況化と労働力の過剰化を背景とする合理化とは異なっている。それは、たとえば産業再編成によって雇用量そのものが縮小さえした鉱業においてあらわれている。つまり、労働力不足によって退職者の転職先がけっして少なくないため、合理化反対闘争が多くのばあいそれほど深刻な事態にまで発展しなかったのである。

六七～六八年合理化の特徴

六七年の定期大会において、総評の合理化反対闘争方針のなかで、この景気回復下の合理化の特徴を、つぎのように要約している。

【景気回復下の合理化の特徴(総評)】　高度成長のときには、生産施設の近代化と生産性向上による徹底的な労働強化が強行され、無謀な過剰投資・過剰設備によって不況になると、首切り、一時帰休、配転などの人減らしが行なわれ、つねに独占資本と政府は労働者の犠牲で最大限利潤を追及している。いまた彼らは、資本の自由化による危機感をあおり、「国民的利益」と称する協調体制に労働者と労働組合を巻きこんで、独占支配の強化をはかり、これを利用して合理化攻撃を大規模に行なおうとしている。

いま、合理化攻撃の現状を特徴的にとらえてみると、つぎのような諸点があげられる。

① 当面の緊急課題である資本の自由化に対処するために、政府・独占資本は産業内寡占体制の一層の確立をめざして系列化、合併、集中による再編成の強化と、企業の効率化をめざした企業体質の〝改善〟に努力を集中してきていること。

② 労働力の逼迫化に対処することが全産業の重要課題となってきており、このために高能率経営をめざして少数精鋭主義を提唱し、職務給・能率給などの新賃金体系導入、交替制強化や労働密度の増大、設備の近代化と人減らし、配転、勤務体制の変更などを提案し、労働強化を強制して、全面的な搾取の体制を急速につくりあげようとしている。

③ その実現のために職制支配機構の強化と職場しめつけの徹底化をはかり、作業長制度、職場単位の能率競争やZD運動（無欠点運動）、QC運動（品質管理運動）などの近代的労務管理方式を導入し、企業の生産競争に労働者を巻きこもうとしていること。

④ これらの合理化攻撃は、すべて労使協調の枠のなかにはめこむ思想の攻撃と、権利の剝奪、労働組合に対する組織攻撃をともない、職場の団結を破壊し、労働組合の御用化をねらっているものであること。

⑤ 官公労では国鉄五万人の首切り、郵政、電々の機械化、地方公営企業の経営効率化などの首切り合理化攻撃が具体化しようとしている。石炭、金属鉱山、繊維、砂糖などでは、国家権力を背景にした全産業的なスクラップ・アンド・ビルド政策が強化され、大量の首切り、企業閉鎖が続出している。

⑥ また中小企業労働者に対しては、企業系列化、選別スクラップ、金融しめつけなどの独占支配を強化し、近代化促進法などによる切りすて、再編成を強化して、企業倒産、首切り、劣悪な労働条件、無権利を一層押しつけている。

2 産業別合理化の実態

〔重化学工業〕鉄鋼業

鉄鋼にたいする内需はかなりの鈍化が予想されたが、公共投資の支出くりのべと、大口需要産業である造船・電機・自動軍工業などの活況によって、それほど鈍化していない。しかし、六六年初期からの急拡大は、六七年四月ころから明瞭に鈍化してきている。それは普通鋼材の契約状況の変化に鮮明にみられる。その反面、輸出は順調に伸びており、アメリカ鉄鋼労働組合のストライキの影響なども考慮すれば、この傾向はなおつづくものと予測されている。

こうした需要動向にたいして、供給側ではとくに大手六企業間の設備と売上げの拡張競争が激しく、高炉・転炉・圧延のワンセットの巨大設備――高炉一単位年産能力二〇〇万トン増――が六七年三～七月に稼働しはじめたため、国内需要の鈍化とともに市況の低迷が顕在化した。それにたいし、鉄鋼経営側は、六七年から景気抑制政策が実施されたチャンスをたくみにとらえ、はやくも粗鋼生産の調整を開始した。つづいて、一一月からホット・ストリップを自主操短の形で一カ月三日間休止し、六八年一月には厚・中板の自主操短に入った。

このように大手企業はタイムリーな生産調整と、巨額の設備投資

の持続によってコストダウンをねらいつつ、新日本製鉄誕生のたくらみに象徴される資本力・市場支配力の強化を推し進めている。したがって、主力商品である厚板が規格・無規格品いずれも大手企業から圧迫を受けている中小鉄鋼、とくに普通鋼平電炉メーカーの動向が大きな問題になる。大谷重工の経営危機はこのことを明瞭に示している。これらのメーカーは、やむなく中小形の棒・形鋼に逃げ道を求めているが、これらの品種でもたちまち供給過剰化し、大きな合理化問題が発生せざるをえなくなっている。特殊鋼の分野でも、時期的には多少ずれながらも、基本的に前述と同種の状況が発生しつつある、とみられる。大谷重工、大谷製鋼、日本特殊鋼、また日亜鋼業などの解雇・配転問題は前述のあらわれにほかならない（鉄鋼労連、六八年二月臨時大会資料、および同「合理化闘争の総括と次年への課題」を参照）。

こうした中小鉄鋼の、とくに「低生産性部門」の縮小、そして「高生産性部門」への転換、さらに八幡鋼管の八幡製鉄への吸収・合併、それにともなう労働生産性の上昇が、はじめにふれたような鉄鋼業全体の生産性の急上昇をもたらしている。そのばあい、大手鉄鋼においては、本年鑑第三八集でも記録されたように、すでに連続操業・スピードアップによる労働強化をはじめ、下請の拡大やIEによって要員が削減され、その結果発生した余剰人員が配転される、という形をとった合理化が強行されていた。そのため、労働生産性の向上は大手において一層顕著になっている、と推定される。(注)

そうした合理化の事例として、富士製鉄についてみておこう。すでに富士製鉄では六七年九月、経営者側が労働協約改訂にあたって、掛長あるいはそれに準ずるグループリーダーを非組合員にする、新設された作業長の異動にかんしては労使協議事項の適用除外にするなどの攻勢を示していたが、さらに一二月、時間短縮との交換条件のような形で、既存工場での三三二三人の要員を削減し、この余剰人員を名古屋製鉄所への配転と各作業所への補強および自然減耗充当要員とする、という〝新作業体制〟を発表し、そのなかには工場別能率給の新設もふくまれている。①作業要員の削減については、作業方法と設備の改善、下請・外注化および労働密度の増大によるものであり、同時に要員設定の仕方の作業所・工場間のアンバランスをなくし、そのためにもっとも合理化の進んだ名古屋製鉄所の水準でそろえよう、というものである。②工場別能率給は、要すれば削減した要員で現在と同程度の生産をあげれば、一人一カ月平均約四八〇〇円、賃金を増額する、という内容となっている（鉄鋼労連「合理化共闘情報」各号を参照）。

（注）鉄鋼労連「労働時間意識調査」（六七年一一月）によれば、最近二、三年仕事量が「非常にふえた」という回答率が、常昼勤務者で三〇％を占め、とくに三交替勤務者で四七％を占めており、大手が中小手普通鋼をうわまわっており、特殊鋼において最高となっている。

造船・機械工業

まず一般機械工業の受注は、六七年に入ってついに過去の最高水準に達した。それは、景気の立ち直り、資本自由化にたいする設備の整備・大型化、新技術の採用を促進するための積極的な設備投資が拡大したからである。しかも、輸出も増加しているが、輸出先の主要な部分がアメリカであり、とくに工作機械・金属加工機械がベトナム特需にもとづいていること、さらに国内の景気抑制化を考えれば、なお機械工業の需要は不安定だ、と考えねばならぬ。これにたいして、造船工業を強く規制する世界貿易は、六六年の前年比九・七％増加からしだいに増加率

が低下しつつある。それに応じて、日本の造船企業にたいする輸出船の受注も、六七年から減少してきたが、なお大量の手持ち工事量を残しており、とくに六万総トン以上の建造設備はまだ不足しているといわれている。だが、イギリスをはじめ、世界の造船各国が設備投資を進めており、今後の競争激化が予想される。

他方、六七年四月運輸省は、大手六社を中心とする企業系列体制のあり方を示した。これによって、現在は受注が増加し、工事量の不安が払拭されたかにみえる中小造船の被系列路線があきらかになってきた。また大手造船でも、経営計画化が進み、労務・生産管理が系統的・組織的に強化されてきている。それによって、労働者の労働密度がより高まることは明瞭であろう（全造船機械、六七年八月定期大会議案、六八年二月中央委員会議案を参照）。

電機産業

さきにふれておいたように、六七年度における機械工業の大規模な生産拡大のなかで、電機工業の生産増加がもっとも顕著であった。

それを多少立ち入ってみると、つぎのとおりである。①重電機においては、六六年後半から民間設備投資が急増し、鉄鋼、機械、化学および電力などの主要産業からの需要が大幅に拡大し、輸出も増加した。その結果、六七年の受注は、〃史上空前の最高〃を記録した。六八年に入り、景気変動に敏感である標準電動機、標準変圧器などは在庫の増加がみられるが、とくに労働力節減のための合理化投資が大企業でも中小企業でも活発だから、景気下降による落込みは少ないだろう、とみられている。②家庭電器はカラーテレビを中心として〃第二の成長期〃ともいうべき、快調な生産増加をつづけている。このため、家電各社は、いっせいに専門工場の増設など、設備投資をつづけている。③電子部品は、その生産増加率が最高となっている。④通信機のばあいは、電々公社の収支悪化による影響は避けられないが、電子計算機と通信装置の結合によるデータ伝送システムなど、電々公社のサービスも多様化するので、この分野の発展が注目されている。

こうした状況のもとで、電機工業の合理化はつぎのように進められている。六七年一〇月、電機労連はモニター制度を採用し、各種の実態調査を行なった（「調査時報」六八年二月号を参照）。そのなかで「最近の職場の状況について」にはつぎのような結果がみられる。①一年前に比して、仕事がきつくなった（七五%）。②仕事のやり方が変わった（六八%）。その半分は「新しい機械の導入によって」と「定員が減ったから」のためであり、あとの半分は作業方法そのものの変化のためとなっている。③ほかに、労働時間の増加したもの、労働密度の増大したもの、技能の変化したものが多く、さらに新しい労務管理の導入として、職制の権限・役割が変化したことを約三〇%の対象が訴えており、なおZD運動・提案制度・品質管理・目標管理制度が大部分の職場で実施されていることがわかった。

さらに、これらの合理化を整理してみると、①労働密度の向上を目的とするもの。つまり、少数精鋭主義により労働者を採用しない。間接部門の各種の合理化によって直接部門への配置転換を行なう。実力主義を標榜して、技能訓練、自己啓発、試験制度、抜てき制度を強化する。効率的作業を目標として交替勤務、または変則的勤務制度を拡大する。コンベアーのスピード・アップ、ZD、QC、目標管理などの〃全従業員的〃運動が推進せしめられている。②低原価と労働力確保を目的とするもの。まず、パート・タイマーによ

る婦人労働力の吸収（そのための、保育所・託児所の設置、社宅工場・団地工場・農村工場の新設）、定時制高校または短大との提携、企業の地方進出、海外進出がめだってきている。さらに不採算機種の転換、整理、関連企業への移管なども行なわれつつある。なお、少量多機種部門のように量産化できない職場や、能力以上の受注機をかかえている職場では、相変わらず人海戦術的残業、休日出勤、徹夜労働などが繰り返され、各種休暇も満足にとりえない状態がつづいている（電機労連、第一六回定期大会議案書、六八年六月を参照）。

化学工業

急速な技術革新と巨額な設備投資がつづけられている

日本の化学工業は、国際的にみてもその規模においてすでにトップレベルに到達した、とみられるにいたった。石油化学三〇万トン・プラント、エチレン誘導品の生産規模の大型化、多角化、アンモニア一〇〇〇トン・プラントなどの大型化の計画がついで実現しつつあり、しかも注目すべきことは、その実現が一企業の力では困難なために、従来の資本系列を越えた共同投資——三井石油化学と日本石油化学——、輪番投資——住友化学と東燃油化——が行なわれるほど、大規模な資本の再編成・集中が推し進められようとしていることである。これによって、従来の弱点とされた過当な企業間競争がしだいに制限されることは、明瞭だろう。このような過程で、いままで年間三〇〇〇億円だった設備投資が、一挙に五〇〇〇億円にまでひきあげられようとしている。また、アンモニア第一次大型化の償却がまだ済んでいないうちに、第二次大型化に取り組むために、急速な技術革新にみあった償却を早めようとしている。

そのためには、化学各企業とも一層巨大な利潤をあげねばならず、その結果、必然的に各企業の合理化が労働者の犠牲によって推し進められている。①すでに、新鋭設備では、設計と同時に、アメリカなみの定員・労働能率が決定されている。他方、賃金水準はアメリカの五分の一に過ぎず、住居を始め、労働者には満足な生活条件があたえられていないのである。②また、補助部門の臨時工・下請工はより低賃金に抑えられている。③これとあわせて、既存の工場でも人員削減の合理化が進められ、一九六〇年に比して、人員はわずかに八%しか増加していない。それにたいし、化学工業の生産は二・四倍にも拡大している。したがって労働生産性は二倍を優にうわまわっているのにたいして、実質賃金は三〇%にとどまっているのである。④労働強化はどの職場でも一般化しており、新鋭工場では仮眠も許されなくなっている。⑤さらに、設備の大型化と補助部門の下請化によって、大量の配置転換が広範に行なわれており、中高年労働者の将来における生活不安をつのらせ、退職者さえだしている。⑥しかも重要なことは、多くの労働者は以上の状況のなかで大きな不満を蓄積させつつあるにもかかわらず、組合活動に参加することが困難になってきていることである。それは、労働密度の増大、それを可能にする労務管理の強化のためであるのはもちろん、経営者側の明白な組合活動への干渉・介入が強められ、労働組合の組織破壊が進められているからである。

過去一年間の企業合理化の事例を、その概略について示すと、以下のとおりである。①日華油脂——東京工場閉鎖。②日東硫曹——東京工場閉鎖。いずれのばあいにも、解雇・希望退職問題が発生したわけだが、配転・転勤・出向問題としては、③三井化学における三池コークスの分離、三井コークスとなる。④日本水素・東北肥料

が合弁し、三菱系の日本化成をつくり、アンモニアを大型化。⑤日東化学・三菱油化の合弁で、鹿島アンモニアをつくり、アンモニア大型化と四〇〇人削減。日産化学の王子と東京日産の千葉を埼玉に配転、移籍。⑥日窒水俣工場において、五年間に従業員を一五〇〇人削減し、一二〇〇人にするため、チッソプラスチック、五井・チッソエジュアリングなどへ移籍。⑦東洋高圧では、大阪の第二次アンモニア大型化（一〇〇〇トン・プラント）や石油化学工場の建設のための配転、大牟田オリエントなどへの休職派遣。⑧秋田石油化学において、千葉のメタノール大型化のためにスクラップ化。⑨東海電極中越では、カーバイト生産中止、合金鉄をつくるための富山電工設立、移籍。⑩日本曹達において、二本木などから千葉塩素化（日産化学と提携）への出向。⑪旭電化では、三菱油化の信越化学などと提携・設立した鹿島電解などへの配転。⑫石原産業では、過石第二次加工の下請化、配転。⑬豊年製油では、吉原製油との提携による日本大豆製油への配転。⑭日本板硝子におけるフロート法の増設による人員削減、配転（合化労連、六八年七月定期大会一般経過報告を参照）。

〔軽工業〕 繊維工業　一九六七年度は、前述のように重化学工業の生産増加率にくらべればなお低いが、合成繊維をはじめ、もっとも立ちなおりが遅れていた綿糸の生産も急テンポで回復した。全体として市況の高騰と企業の業績の好転がめだった。

①とくに綿糸のばあい、ひきつづき繊維不況の長期化のもとで、高率操短の継続、さらに構造対策への本格的取り組みなど一連の合理化の進展にたいし、内需の活況による取引きの拡大が需給関係を大きく改善させた。その反面、パキスタンをはじめ、〝開発途上国〟からの輸入が激増し、他方、糸高による織物やメリヤスなどの関連業種にあたえる影響も無理できなくなってきた。通産省では、相場高騰の抑制のため、取引所規制、糸の増産、市販糸拡大などの対策を打ちだしたが、解決の決め手とはならず、しかもこのため構造改善対策のかなめである紡機の一括処理も行き悩むなど、複雑な状況を示した。②これにたいし、スフ綿の構造改善対策は、完全廃棄会社にトンあたり三〇〇万円を補償すること、補償金は残存会社の能力に応じて分担することでようやく決定した。③そのほか、合成繊維も、一部に在庫増加の傾向がみられたが、増産によるコスト低下と、内外の活発な需要から増収・増益をつづけている。

以上のような好況化にもかかわらず、中小企業の倒産、企業合併、不採算部門の休止や業種転換の合理化が行なわれた。しかし前年にくらべればその発生件数も少なく、とくに紛争化したものも少なかった。①倒産――大和毛織（組合員一五〇人）、一七億円の負債の金利負担と融資先の融資ストップ。東海繊維（綿スフ紡、組合員二二人）、赤字経営のうえ、労働力不足で採算一層悪化、工場閉鎖。新興工業（染色、組合員一三二人）、業績不振で賃金遅配がつづき、賃金支払い要求のストライキが発生、企業倒産、など。②いわゆる合理化――敷紡城北工場織布部門の移転―播磨繊維センターに広幅織機を貸与し賃加工させる。そのための必要な人員を派遣する。日連建材の東京工場から千葉工場への移転―全従業員の移転。大和紡播磨重布部門の出雲工場への移転―中卒女子の減少傾向から求人事情の容易な島根に移転、出雲工場の紡績と結び、糸から織布までの一貫生産化で合理化を進める。日紡大垣工場スフ部門の廃止―新たに天

然・合繊の長繊維紡績・加工を行ない、完全雇用を前提とし、一部は大垣工場で配転、他は坂越工場へ配転。東洋紡犬山工場の合理化—パルプ・化繊部門を廃止し、延伸フィルム事業を行なう。敷島カタン糸池田工場の分離—カタン糸原糸の撚加工は、原糸生産の敷紡に集中し、池田工場は新設の織布用原糸の撚加工工場とする。中日本毛紡と第一毛紡との合併—中日本毛紡は、名古屋市内にあり、工場汚水、煤煙などの立地条件の悪化と、設備近代化のため、姉妹会社第一毛紡と合併など（全繊同盟、六八年二月「定期大会報告書」を参照）。

印刷・出版業　六七～六八年にかけての特徴は、①印刷・出版大企業の独占的支配の強化、②それにもとづく言論と出版の統制化傾向、③また①の反映として、大企業の中小企業との対立、労働者との対立の尖鋭化にある。

まず、大日本印刷では、六七年の春以来、定員削減、巨額の設備投資、ZD運動が行なわれている。しかし、それでも「予定した利益」が上がらなかった、という理由で、下請け単価の五%切り下げが強行された。また凸版印刷では、管理部門などの本社ビルへの集中と指揮命令系統の単一化が進められ、作業体制では板橋工場を中心として定員削減・三六〇日ノンストップ体制がしかれ、労使協議の形で職務給の設定が行なわれた。共同印刷においても、六七年はじめから、「目標管理」による生産増強や「作業標準管理規程」の作成、「職能等級別昇給制度」の方針などがあいついでうちだされている。さらに出版業界では、全体として売り上げをのばしているが、それは大企業を中心とした一点あたりの大量生産と販売体制の強化によるものである。こうして大手を中心とする戦後最大の全集物・シリーズ・事典ブームが強化されている反面で、中小企業の多くは〝金ぐり出版・自転車操業〟を行なっており、倒産や経営不振が多数発生している。

こうしたなかで、中小企業の階層分化が激しくなっており、中堅企業では〝生き残る努力〟が強調され、合理化が強化されている。とくに大手企業の全国支配網が強まるとともに、地方の中堅企業は特約工場・系列工場化し、商業印刷部門の整備や拡張が強要されている。そのため、こうした中堅企業の活版部門の縮小や廃止が起こっている。くわえて、活版印刷部門への軽印刷やタイプオフセット印刷の進出も激しく、その結果、活版印刷専門企業の経営変化が顕著になってきている。

以上のような産業再編成と合理化のなかで、労働者の労働と生活は一層きびしくなっている。六七年秋の賃金・労働条件調査によれば、印刷労働者の手取り賃金を基本給以上に増加しようとすると、毎月四〇～五〇時間も残業しなければならないような状態にある。また営業活動の強化のため、工場労働者だけでなく、営業関係の労働者の残業もきわめて長時間化している。さらにZD・QC運動を強化するため、職制が増加しており、労働強度はいやがうえにも高まりつつある。そのため、最近、印刷・出版労働者の交通災害、胃腸疾患、ノイローゼ、ヘルニア、けんしょう炎、視力減退などが多数起こっている（全印総連、六八年六月定期全国大会資料を参照）。

〔鉱業〕　石炭鉱業　一九六二、六四、六六年の三次にわたる「答申」の本質は、炭労の把握にしたがうと、「低賃金労働を骨格とした資本家的な炭鉱再建計画」であり、①石炭政策の名において大手炭鉱資本を国家資金によって救済し、②出炭規模を五〇〇〇万トンにおさえ、今後もなお一〇〇〇万トンの閉

山と約三万五〇〇〇人の労働者の人員整理を内容とするスクラップ計画にほかならない。現にこの一〇年間に、六〇年当時、六八二鉱を数えた炭鉱の八〇%ちかくがスクラップ化され、常用労働者は二三万八〇〇〇人から一〇万人に減少し、この間に解雇されたり退職した労働者は三八万人をこえている。同時に、この過程において、一鉱あたり生産量は三倍以上にふえ、「大型化」がすすむとともに「高能率」炭鉱への生産の集中も着実にすすみ、生産性は倍増している。

こうして政府の石炭鉱業資本の計画した合理化は確実に達成されてきたのにたいし、かえってそのために炭鉱労働者の生活と生命は逆におびやかされている。すなわち、①四〇万人ちかくの炭鉱離職者の多くが失業者や不完全就業者として炭鉱地帯に堆積している。②過酷な労働強化と劣悪な保安状況で生産能率が高められたため、長欠者が激増し、六一年には坑内夫の三・四%だったのが六七年には六・六%に増加している。③労働強化は、直接生産部門、とくに採炭・掘進職場に集中的にあらわれている。採炭切羽における「毎日一～二時間の残業」が、作業システムとして恒常的に強行されている。また所定の休憩時間さえ、十分にあたえられていない。このことは、労働力不足とあいまって、間接職場、さらには坑外職場にも波及している。④それはまた、労働災害の激増にもあらわれている（本編3「労働災害と職業病」を参照）。

こうした状況下で、石炭対策特別会計法・石炭企業再建整備法が成立したが、五〇〇〇万トンの出炭さえ実現できなくなった。その理由としては、自然条件の計画以上の悪化もあげられるが、なによりも労働者不足と災害の多発が決定的な要因であり、そうしたなかで大日本炭鉱が倒産したり、三菱古賀山が計画外の閉山を行なったのである。その結果、六七年度当初の合理化実施計画では一万〇三九〇人だった離職者を、七月には一万二五七五人にみなおさねばならなくなった（炭労、六七年九月定期大会資料）。

金属鉱業　非鉄金属にたいする需要は、景気調整下にもかかわらず、きわめて旺盛であり、そのため地金の生産状況は六七年において前年対比二〇%内外の増加がみられた。それは、鉛、金、銀をはじめ、銅、亜鉛において顕著であり、とくに銅の生産は五〇万トンを超え、まもなく世界第二位の産銅国になるだろう、とみられている。そのために各企業の業績も、六七年上期でさえ宣伝されているほど悪化しておらず、六七年下期決算は増収増益となっている。

しかし、国際競争力を強化するために、国内鉱山部門の閉鎖や縮小と、製錬部門の大型化による合理化がひきつづき進められている。その結果、人員削減、労働強化、残業の増加、組夫の増加が顕著になっており、しかも以上のように人員整理とともに増産体制がとられており、保安サボによって労働災害が続発している（本編3「労働災害と職業病」を参照）。石原産業紀州、松尾各鉱業では数百人の人員整理が提案され、三菱生野・尾去沢、住友別子各鉱業所をはじめ、多数の中小鉱山でも、解雇・配転問題が発生した（全鉱、六八年臨時・六七年定期大会資料を参照）。

〔公益産業その他〕　国鉄　〝国鉄が大合理化――配置転換や機械化などによって、二年間で五万人を合理化〟のニュースが伝えられたのは、一九六七年四月一日のことであった。すなわち、その前日の三月三一日に、国鉄当局は国鉄三労

第67表　国鉄当局の示した部門別合理化案

部　　門	項　　目	内　　容
運　　輸	列車乗客掛の削減，手小荷物積卸作業の民間委託	寝台車乗客掛を2車1人とする，昼間特急乗客掛，座席指定業務の廃止など
機関車，電車客貨車，工作	検修新体制	検査の外注など
機　関　車	EL，DLの1人乗務，清掃・修理，給水・給砂・燃料の民間委託	機関助手の廃止，職制改正など
総　　経	資料センターの設置	
施　　設	閑散線区保守外注，材修場などの統合廃止，外注の拡大	約400人の配転を予定，7材修場に集約
電　　気	作業班と電修場の廃止，修繕作業の外注	東京電気機関区，三内川発電所の廃止など
建　　築	検査周期の延長，宿舎修繕の全面外注，簡易外注の活用	作業班を3分の1に削減する
工　　作	外注の拡大	職場の統廃合
自　動　車	車検の外注，修繕の集中	検修で500人の合理化

組にたいして、六五～七一年の「第三次長期計画に基づく当面の輸送体制の改善のため、昭和四十三年度迄に約五万人の要員を捻出したい」ということを骨子とする第67表のような内容の合理化案を公式に提案した。それによれば、一九六八年度に実施される〝合理化見込み人員〟は、各項目別にみて第68表のとおり、合計五万人に達する。

それによれば、①労働組合勢力の中核となる乗務員の労働強化、それによる人員削減、②保守・検修設備の近代化などによる労働内容の変更、人員削減、③下請企業の全面的利用による人員削減、低賃金圧力の増大は明瞭である。さらに立ち入ってみると、①〝輸送方式の近代化〟では、動力の電力化・ディーゼル化によって、車両の運転率を高め、同時に乗務員一人あたりの運転距離を延長せしめ、それによって要員を削減させようとするのだから、残された乗務員の労働強化が必然的に強行されることになる。②〝保守・検修方式の改善〟では、一面で車両などの回転率を高め、車両などの消耗品化を推進することによって保守作業を省略するとともに、他面では保守・検修作業を単純化・専門化し、職制による計画化を強化する。したがって、残された労働者にとっては、労働内容を変更せしめられることになり、作業時間が短縮されるだけ作業量が増大せしめられることになる。③保守・検修を始めとする〝部外能力の活用〟では、それによってもっとも大量の要員削減が意図されている。これによって、低賃金の圧力が強まると同時に、これらの部門に残された労働者に監督者的地位をあたえ、下請労働者との分断をはかると同時に、国鉄の中高年労働者をこれらの下請け企業に〝流動化〟せしめる可能性さえあたえられている。

第68表　国鉄第3次長期計画前期（昭和43年実施）の合理化見込み人員

項　　目	主　要　な　内　容	削減見込人員
輸送方式の近代化	動力の近代化，スピードアップで機関士を1人にする	6,000人
乗組員の適正化	列車乗組員数の改善，動力車乗務員を1人にする	5,700
軌道保守の改善	保守作業の機械化，軌道保守方式の近代化（下請化）	5,900
電気保守の改善	電気設備の近代化，電気保守方式の近代化（下請化）	2,700
検修方式の改善	検修設備の近代化，新検修体系の導入（外注化）	11,000
機械保守の近代化		1,000
自動車ワンマン化	都内貨物を含め，1人乗務，荷扱いも兼務	400
事務近代化	電子計算機の導入など	1,200
踏切の改良	踏切警手を廃止する（立体交差化，自動化，高架化による）	1,100
継電連動化	連動装置取替，自動信号化など	1,500
電話自動化	HF化	800
操車場自動化		200
部外能力の活用	車両清掃，電修場・材修場・印刷場などの部門の修繕，労務作業などの外注化	10,300
その他	連絡船の取替，工場・職場などの統合	2,200
合　　計		50,000

こうした大量の合理化は、一つには、六六年に公労委から提示された労働時間短縮についての調停案――所定労働時間を週平均二時間短縮すること、それは六八年度中に実施すること――によって、二万人におよぶ時間短縮要員を捻出するためのものである。だが、より重要なことは、資本の自由化にともなう日本産業の地域構造の急激な変貌に適応する鉄道網の建設が、国鉄労働者を始め、さきの下請企業労働者、ひろくは国民大衆の犠牲によって行なわれようとしていることである。まず、〝国鉄経営の危機〟の本質は、いわばヨーロッパ型の全国的な鉄道網を有しながら、現在経営負担となっている巨額の減価償却、利子、租税公課、大修繕などの経費がヨーロッパにおけるように国家財政によって負担されず、アメリカの私鉄のように独立採算でまかなわれている点にある（国鉄労組「レール」六七年六月号、大合理化特集も参照）。その〝危機〟が、本年鑑第三七集でもふれておいたように、運賃値上げと大幅な合理化によって克服されようとしているのである。

国労・動労共闘委員会、総評五万人合理化対策委員会および社会党「国鉄五万人合理化」対策委員会が、今年に入って作成した資料にしたがうと、〝五万人合理化〟の本質と問題点、合理化の影響はつぎのとおりである。まず、(1)五万人合理化の本質と問題点は――

【国鉄五万人合理化の本質と問題点】　国鉄当局は今年の一〇月に、いままでの列車ダイヤを白紙にかえし、まったく新たなダイヤをつくる〝白紙ダイヤ改正〟を行なおうとしている。過去にいくどかこのような大改正が行なわれてきたが、そのたびに列車は大増発され、大きな業務量増となってきた。／今度の〝白紙ダイヤ改正〟は、いま国鉄がすすめている第三次輸送力増強長期計画の前半のまとめとして行なわれるものである。当然そこ

には空前の列車増発が考えられており、国鉄労働者にとって巨大な業務量増がもたらされることは明白である。

この業務量増を人手に換算すると約三万人、これに調停案にもとづく労働時間短縮に必要な人員二万人を加え、一〇月ダイヤ改正を実施するのに増加を必要とする人員は約五万人である、というのが国鉄当局の計算である。ところが、国鉄当局は、この増加必要人員を増員なしで、各種の『合理化』によってひねり出そうとしている。これが〝五万人合理化〟といわれるものである。

激増する輸送需要に対応するということで、一九六五年（昭和四〇年）から開始された第三次長期（七ヵ年）計画は、総額二兆九千億円という巨額の投資を予定している。この計画遂行に応じて必要になってくる人員は、最小限一二万七千人と国鉄当局は試算している。しかし国鉄当局は、〝国鉄経営の危機〟を理由に、『要員不増』の方針をあくまでつらぬこうとしており、必要人員は『合理化』によって生み出す、と公言している。／したがって、〝五万人合理化〟は一三万人に近い大「合理化」の一環であり、第二、第三の〝五万人合理化〟があとにつづくことは明らかである。

国鉄は昭和三九年度から〝赤字〟を出しはじめ、第三次長期計画遂行に必要な二兆九千億円の投資もふくめて膨大な借金（昭和四〇年度ですでに一兆円を越す）をかかえているため、国鉄経営は〝危機〟だ、といい、人件費の増大もその重要な要素だから、これを節減しなければならないのだ、といっている。だが、動力の近代化に重点をおいた第一次五ヵ年計画、東海道新幹線の建設を中心のひとつとした第二次五ヵ年計画と、今日に至る経過を見れば、国鉄当局が徹底した収益本位の経営対策をとってきたことは明らかである。そのなかには、三河島、鶴見二大惨事を生んだ過密ダイヤの促進、二度にわたる運賃値上げ、特急・急行・寝台などの料金引上げなど、国民の大きな犠牲がふくまれている。同時に要員不増のもとでの業務量増は、国鉄労働者に精神・肉体両面の労働強化をはげしく押しつけてきた。

このような、もうけ本位の経営政策にもかかわらず、経営が〝危機〟におちいるとは、どうしたことであろうか。それは独占資本の収奪がそれ以上に激しいからにほかならない。というよりも、国鉄という企業そのものが独占資本のあくなき搾取と収奪の道具となっている実態を示している。たとえば、第一次、第二次、第三次とつづく大工事は、大小数え切れない汚職までひきおこす、資材会社、工事業者のもうけ口である。ばく大な借入金の元利支払いは、銀行を通じて金融資本に甘い汁を送る。〝政治線〟として問題になる赤字線区には、日本鉱業の日原鉱山をひかえた岩日線、三井・神岡鉱山を終点とする神岡線のような例がいくつもある。満員スシづめの国電、主要幹線が大きな黒字をあげ、貨物は赤字ということはよく知られている。／あらゆる面から独占資本に奉仕する経営政策、これが、いくらもうけても赤字を出す〝国鉄経営の危機〟の実体ではないか。

かつて、とくにアメリカの石油独占資本の利益を保障するために展開された『エネルギー革命』は、大『合理化』、災害など、炭鉱労働者に測り知れない苦痛を背負わせた。この『エネルギー革命』は、国鉄の『動力の近代化』ともなり、また航空機・自動車産業の急激な発達をともない、交通産業における激しい競争をもたらし、このこともまた〝経営の危機〟に拍車をかけてきた。／国鉄当局は、その犠牲を国鉄労働者と国民に、これまでも負わせてきたし、これからもいっそう負わせようとしている。……〝五万人合理化〟の計画内容は……国鉄当局がいうように、〝ナマ首〟を切るものではない。しかし、国鉄当局が、〝チョウチン型〟の要員構成の是正として以前から考えている『中高年齢層を若い労働者にとりかえる』方針や、いままでの『要員合理化』の経験からみて、これが首切りに通ずることは明らかである。たとえ首を切られなくても、業務量増に見合う要員の配置がなければ、それだけ労働強化は激しくなる。

あとで見るように、機関車乗務員の一人乗務や自動車のワンマン化などが、国鉄労働者に対する労働過重と、利用者に対するサービス低下、安全の低下をもたらすことはあきらかであろう。そのほかの合理化も同様である。／国鉄当局の計画では、『部外能力の活用』で一万余人を生みだすことになっている。これは業務の外注化と民間委託であり、国鉄労働者から長年働きつづけてきた職場を奪い去る、ということである。〝五万人合理

化〃の一つの大きな特徴は、このような職場の廃止、切り売りがほとんどの職種にわたり、いっせいに行なわれる、ということにある。／国鉄九〇年の歴史をささえてきた、これらの労働者から職場を奪うこの『合理化』は、それだけでなく、〃部外能力〃、つまり、より低賃金の下請け企業労働者を酷使することであり、それは国鉄労働者に低賃金の押しつけとなってはね返ってくる。……

つづいて、(2)〃五万人合理化〃によってどのような影響がでてくるかについて——

【国鉄五万人合理化の影響】 ＜列車乗客掛の削減＞ 昼間の特急（急行も含む）列車の座席指定車乗務の廃止や、寝台車の乗客掛をいまの一車一人から二車一人にしようというもの。／国鉄当局は、この要員削減を全国的にやろうとしており、これを認めれば労働者が労働強化をしいられることはもちろん、国鉄の営業本来のサービスが低下することは避けられない。昼間特急の乗り組み廃止によって約一〇〇人の要員が削減される。

＜手小荷物積み卸し作業の民間委託＞ 当局は、当面一〇ヵ所の駅で手小荷物の積み卸し作業を外部へ委託しようとしている。しかし、この計画は、将来全国に拡げるというものである。また、窓口業務などの外部委託も考えられている。この種の民間委託は、昭和三六年以降、五一ヵ所、七〇〇人程度を対象として行なわれてきており、利用者へのサービス低下はさらに高まる。／計画が逆行されると、荷役作業の廃止によって、国鉄職員が大量に配置転換されることになるが、荷扱掛の平均年令が高いので、配置転換は困難となり、実質的な首切りにつながる。

＜検修新体制＞ 国鉄当局は、近代的な車両ができているからとして、これまでの車両の検査や修繕の方式を全面的に変更し、検査からつぎの検査までの期間を延長したり、これを省略することを計画している。また、検修業務の外注化や車両基地の統合、廃止なども考えており、これによって一二、〇〇〇人の要員を浮そうとしている。／しかし、機械化によって原因不明の事故などもあり、検査・修繕の手抜きまではこれを発見することはできないし、分解・修繕などの予防的な措置がとれなくなる。もし国鉄当局の計画が遂行されれば、整備の不十分な不安きわまりない車両のまま、乗客を乗せなければならない。

＜保線区の統合の廃止＞ 国鉄当局は、保守作業が近代化されたからとして、各支社、管理局の三〇保線区を統合したり廃止することを計画している。また、これによって九〇〇—一、一〇〇人の要員を削減しようとしているが、線路状態が不十分なまま列車を走らせることになる。……

＜電修場の廃止＞ 国鉄当局は、安全運転に欠かせない信号機器の解体検査など、いっさいの業務を民間会社にやらせようとしている。しかし、製作会社から新品の機械をとりよせて検査したところ、約八〇％が不良機器だった実例もあり、安全第一を信条とした国鉄の使命からすれば、営利優先の民間会社に業務を受けわたすことは、まったくその使命を放棄したものといわざるをえない。／当局はこの計画によって、約一、〇〇〇人の要員合理化を行なおうとしているが、配置転換の地域が広範になり、あわせて他職種に転職することになり、労働条件に大きな影響をおよぼす。

＜EL・DLの乗組員の削減＞ 国鉄当局は、全国的に電気機関車やディーゼル機関車の運転士を一人乗務に（機関助士を廃止）する計画をたてている。運転保安が低下することは、だれが考えても明白であり、とくに長距離列車を運転する乗務員は、疲労度が増大し、ちょっとした不注意から大事故をまねく恐れが十分ある。〃過密ダイヤ〃で軽ワザ師的運転をしいられている以上、二つの目より四つの目があってこそ、大事故も未然に防ぐことができる。国鉄当局の要員削減計画では、安全輸送は保てない。

＜閑散線区の全面保守外注＞ 国鉄当局は、全国全線区のなかで比較的閑散な線区（当面一、〇〇〇キロメートル以上）の保守を、検査部門を除いて全面的に外注しようとしている。保守作業を自信と責任をもって遂行してきた国鉄職員に対し、経験の少ない民間業者に請け負わせることが、運転保安上からみて多くの危険性をはらんでいる。

郵便・電信電話

(1) 郵便業務はもっぱら人手に依存しており、機械化が非常に遅れている分野であり、郵政事業の八〇％は人件費だ、といわれている。しかし、最近、大形郵便

物や小包の顕著な増加と、若年労働者を中心とする低賃金労働力の不足から、郵政当局も合理化に本腰を入れざるをえなくなってきた。まず、①六六年秋、通常郵便物の航空機搭載が開始され、深夜労働の増加による集約的合理化が行なわれた。②六七年一〇月から小包や大形郵便局を一手にさばく集中処理局が東京都に二カ所開設され、各局の面積と労働力が大幅に削減されようとしている。また局内作業の機械化については、郵便物の定形化の促進とあいまって、自動区分機・自動選別機・自動取り揃え押印機などが導入されはじめており、これも人員削減の根拠となっている。③六八年度には、航空小包の取扱いや一〇月ダイヤ改正による鉄道郵便施設の新設、とくに郵便番号制度など、郵政当局のいう「現代の発展した社会にふさわしいサービスを提供する」ための合理化が進められている。

しかし、はたしてこうした合理化が単に労働力不足に対処するだけのものにとどまらず、全逓の要求している雇用安定と時間短縮をはじめ労働諸条件の向上を実現するのか、逆に人員を削減し、さらに労働強度が増大され、それが若干の労働諸条件の改善を相殺してしまうのか、今後の大きな問題となるだろう（「全逓時報」六七年一二月号、全逓「速報」各号を参照）。

(2)　電々公社は、六七年八月、「電信電話拡充第四次五カ年計画の大綱」を発表し、全電通労組に提示・説明し、九月郵政省は全逓本部に同様の提示・説明を行なった。その「大綱」はつぎのような四つの基本事項からなっている。①各種産業用電話の普及と内外通話のダイヤル化の推進、データ通信などの新規サービスを中心に経済の効率化に貢献する。②電話施設の整備と普及をはかり、地域格差を是正する。③住宅用電話、公衆電話の一層の普及をはかり、生活水準の向上、生活様式の近代化の趨勢にこたえる。④同一市町村内の市内通話区域の統合・拡大を推進し、地域社会の発展に資する。以上の方針にもとづき、加入電話を実に九三〇万個も増設し、計画期間五年間の加入電話予測需要の半数ちかくを充足することになる。そこで問題なのは、それに要する建設資金であるが、五カ年間で実に約三兆五二〇〇億円にも達する。このため、すでに悪化しつつある事業収支はますます悪化し、かりに経費の節減などの合理化に努めても、なお一兆三四九〇億円の資金が不足する。そこで、六八年一〇月以降、電信電話料金を平均二二%も値上げしなければならない、という内容となっている（前掲「全逓時報」六七年一二月号を参照）。

だが、この計画では雇用と労働条件についてはいっさいふれられていない。そのこと自体、この計画の本質を示している、といってよいだろうが、たとえば今度の計画によれば合理化対象地域が、事実上、配転の困難地域にひろがっていることから、解雇の退職問題が発生する可能性が強い、とみられている。

しかし現段階でそれ以上に重要なことは、全電通が行なった「総点検の第一次集約」によると、すでに職場レベルの合理化がはじまっていることである。それによれば、①「職場交渉委員会が機能せず、団交さえ行なわれていない職場では、公社の一方的な事業運営が、労働協約を形骸化し、労働者の権利が消滅している」、といわれている。〝先進的〟な職場では、時間外労働の制限が行なわれ、「服務線表協議」（どのような仕事にどのような勤務時間で就業するか）「貸借協議」（他の職場に出張し、応援する）、あらゆる合理化の事前

協議が行なわれているのだが、全電通全体とすればそうした職場交渉が部分的に形骸化されつつある。②そのうえで、労働協約の実施にかんする公社側のサボタージュが進められている。たとえば、組合員の三分の一を占める婦人労働者にたいして、生理休暇をとったものを尾行したり、家庭訪問したりして、休暇請求の減少をはかり、生理休暇をとらないものを職制（主任・係長）に任用したり、出張発令で慰労させる、といったことが、最近一年間めだって増加した、といわれている。③公社当局は、労働組合組織そのものにも介入してきている。たとえば、現職の分会役員を「任用」し、配職転させ、任期途中において組合役員の地位を放棄させる。そのことによって、機関運営の混乱と組織部門の不信を起こさせるのである。④職制支配の強化。たとえば、組合役員と組合員の「話しあい」よりも、作業指示という形で管理者が毎日労働者に話しかけることが多くなってきている。そして、さきにふれておいたようにいままでなかった「朝礼」が行なわれるようになり、出勤時間前に出勤し、作業準備時間が明確でないまま、定刻に管理者の指示を受ける、という事例が多くなってきている（六七年一〇月、全電通中央委員会資料、片山甚市「合理化と電通労働者のたたかい」、『月刊社会党』六八年一月号を参照）。

公立小中学・高校　六四～六八年に、三六〇万人にものぼる児童生徒数の急激な減少がみられた。それにともない、最近五年間に七万六〇〇〇人の教員の減少が予想されていた。そこで日教組は、首切り阻止・現員確保を最低の目標とし、〝すしづめ教室〟の解消をめざしてたたかってきた。その結果、一応一万八〇〇〇人の減少にくいとめた。高校生の急増は山を越えたが、今後、児童生徒総数としては横ばい状態である。それにもかかわらず、定数標準法と限度政令のためと、いわゆる「財政硬直化」によって、今後もさらに定員削減から解雇問題が発生する、と予想されている。

他方、職場における教師の労働状態は、実態調査に示されたとおり、小学校では一週平均二時間三〇分、中学校では三時間三〇分、全日制高校では三時間三五分にも及ぶ、残業手当なしの超過勤務が行なわれている。また、指導主事の増加、組合専従制限などによる学校の管理・監督体制の強化、変形八時間制の一方的導入など、一連の締めつけが一段と強まり、自主研修や授業の準備などにも支障をきたすほど労働過重になっている。さらに、最近は七〇年の安保問題との密接な関連において、教育の国家統制・国民の防衛意識の向上が計画されており、文部省は「教師聖職論」をとなえ、「教師特別手当」の支給、労基法第三七条の適用排除により、教員の超勤手当を否定している。これは、まさに教師の労働者としての本質を隠蔽しようとする反動的な文教政策だ、といってよいだろう（一九六八年度「日教組のたたかい」、日教組「教育評論」六八年二月号を参照）。

政府関係特殊法人　六七年一〇月、臨時行政改革閣僚協議会は、愛知用水公団の統合（職員五四七人）をはじめ郵便募金管理会、魚価安定基金、漁業協同組合整備基金、日本甜菜振興会の廃止を決定した（関係職員七三人）。ついで一二月、職員一〇一五人を擁する東北開発株式会社をはじめ、北海道地下資源開発株式会社、日本学校給食会、日本蚕糸事業団、糸価安定特別会計の統廃合を決定した。この関係職員は、一二月決定だけで合計一三二三人を数え、一〇月決定と合計すると、一九四三人に達する。

3　労働災害と職業病

1　概　況

現在、日本には労働災害、職業病について、その実態を統一的に明らかにする資料が存在しない。労働省の作成する各種統計も極めて不正確であり、多くの労働災害、職業病がかくされている。だがさしあたり最も包括的と見られる労働基準局作成の「労働者死傷日報」（この統計は国家公務員、地方公務員、公企体労働者、船員法適用労働などを除外し、また休業八日以上の災害についてのみ掲載している）の数字から、労働統計調査部作成の「労働災害動向調査毎月調査」（従来「毎月労働災害統計調査」と呼ばれていたもの）による一～七日休業災害の比率を基礎にして、一日以上休業災害の人員数を推計したのが第69表に示した死傷者数である。この表で見ると、死傷者数は六四万七〇〇〇人と前年より三万九〇〇〇人（五・七%）の減となっている。また災害率についても度数率で五・二%、強度率で七・三%の減少となっている。

第69表　労働災害死傷者・災害率・強度率の推移

年　次	死傷者合計	死　亡　者	負　傷　者	度 数 率	強度率
1957年	709,000(100.0)	5,612(100.0)	703,388(100.0)	22.36	2.38
1958	701,600(99.0)	5,368(95.6)	696,139(99.0)	20.29	2.05
1959	743,500(104.9)	5,893(105.0)	737,605(105.0)	18.71	1.91
1960	788,000(111.1)	6,095(108.6)	781,905(111.1)	17.43	1.83
1961	814,000(114.8)	6,712(119.6)	807,288(114.8)	17.40	1.73
1962	794,200(112.0)	6,093(108.6)	788,107(112.1)	15.46	1.51
1963	753,300(106.3)	6,506(115.9)	746,794(106.2)	13.76	1.54
1964	730,800(103.1)	6,216(109.2)	724,574(103.0)	13.45	1.25
1965	695,000(98.0)	6,046(108.7)	688,954(98.0)	12.38	1.30
1966	686,000(97.0)	6,303(112.2)	679,697(96.6)	12.46	1.13
1967	647,000(91.2)	5,990(106.7)	641,010(91.1)	11.81	1.02

〔備考〕 1）死傷者は労働省労働基準局「安全の指標」による。死亡者は労働省労働基準局安全衛生部「労働者死傷月報」により，負傷者は前二者の差とした。2）度数率，強度率については労働省労働統計調査部「労働災害動向調査毎月調査附帯調査」（旧「毎月労働災害統計調査附帯調査」）による。算出方法は次の通り。

$$度数率=\frac{労働災害による死傷者数}{延労働時間数}\times 1,000,000 \qquad 強度率=\frac{労働損失日数}{延労働時間数}\times 1,000$$

第70表　産業の種類および事故の種類別重大災害発生状況

	A 死傷者数	B 死亡者数	事故の種類別発生件数 C 合計	爆発 小計	爆発 発破	爆発 煙火	爆発 引火性料品	爆発 可燃性ガス	爆発 その他爆発	破裂	土砂岩石崩壊	落盤	雪崩	倒壊	索道等によるもの クレーンデリック	自動車（含軌道車）及び（含踏切事故）	火災	中毒・薬傷	電気	海難	その他	事故一件当りの死傷者数（A／C）	事故一件当りの死亡者数（B／C）
1963年	1,538	370	283	56	14	—	20	7	15	10	40	8	6	23	13	88	5	10	—	12	12	5.4	1.3
1964	1,626	287	261	66	9	4	26	17	10	12	26	2	—	20	14	80	7	15	1	5	3	6.2	1.1
1965	1,426	296	276	52	6	1	25	9	11	7	32	2	2	17	14	96	10	12	52	8	19	5.7	1.1
1966	2,089	470	387	61	6	2	27	14	12	8	40	8	1	40	8	151	14	20	2	14	20	5.4	1.2
1967	2,024	362	398	68	6	1	22	17	22	5	27	9	2	33	13	160	17	20	4	11	29	5.1	0.9
製造業	491	65	98	38	—	1	14	7	16	4	4	—	—	5	4	20	9	6	2	—	6	5.0	0.7
建設業	1,084	168	204	21	6	—	6	6	3	—	17	9	1	28	2	100	3	8	2	—	13	5.3	0.8
土石採取業	65	14	10	1	—	—	1	—	—	—	6	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	6.5	1.4
運輸事業	79	25	22	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	17	—	—	—	—	4	3.6	1.1
貨物取扱事業	61	8	16	3	—	—	—	—	3	—	—	—	—	2	3	—	3	—	—	—	5	3.8	0.5
林業	59	7	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	5	1	—	—	—	—	6.6	0.8
漁業	68	58	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	11	—	5.7	4.8
その他	117	17	27	5	—	—	1	4	—	1	—	—	—	—	2	12	3	3	—	—	1	4.3	0.5

〔備考〕 労働省労働基準局安全衛生部「労働者死傷日報・年計」より作成。

だが、こうした全体的に見た労働災害の低下、減少傾向もやや立ち入って分析してみると種々の問題点を含んでいる。①前章で述べた産業構成の変化の結果、従来災害発生率の高かった鉱業（とくに石炭鉱業）、林業などくの労働力配分が減少したことに起因する面が強く、したがって必ずしも全産業にわたって災害が減少しているとはいえない。②死亡者の数は前年比では減少しているが、三池大変災のあった六三年の水準を依然としてつづけている。このことは死傷者三人以上の重大災害が前年にくらべ増加していることも対応している。③また前章で述べた成長産業における要員の削減、労働密度の強化、配転に伴う労働環境の変化などは、十分な安全施設と新

環境への適応訓練などがないかぎり、必ず労働災害を発生する。製造業における動力運転災害、作業行動災害には作業動力機械化の進展、ふなれな新作業などに起因するものが多い。④さらに「労災動向調査特別調査」によれば下請労働者の災害発生状況は度数率において直用労働者の三～五倍と極めて高く、とくに下請労働者の比率が高い作業部門では度数率の差が極度に大きくなっている（例えば鉄鋼業修理部門においては直用の一・九七にたいし下請は一〇・一〇である）。このことは労働合理化の進展が下請企業の利用という形態で進められている現在、とりわけ重要な意味をもっている。

職業病については、前年にくらべ一一%の増加という点がまず注目されなければならない。しかも前年に引きつづき作業環境の改善によって容易に防ぎうる化学薬品による中毒、皮膚炎が急増していることは、安全衛生関係施設を無視した合理化の進展によるものである。

2　労働災害

産業別

産業別労働災害の発生状況を「労働災害動向調査毎月調査」にみると第71表のようになる。前年とくらべると運輸通信業および電気ガス水道業が上昇したほかは、いずれの産業でも低下していることになる。だが表に示したように四年毎の趨勢で判断するなら、災害発生率の高かった前年を除けば鉱業における度数率は増大の一途にあり、とくに石炭鉱業では前年とくらべても増

第71表　産業別労働災害率の推移

	度数率					強度率				
	1952	1956	1960	1964	1967	1952	1966	1960	1964	1967
調査産業・計	39.24	22.99	17.43	13.45	11.81	3.02	2.35	1.83	1.25	1.02
林業	89.00	22.32	22.10	17.17	15.44	8.68	4.08	2.78	1.68	1.93
鉱業	117.62	74.83	83.92	100.48	107.73	9.61	7.97	7.70	7.41	6.62
石炭鉱業	131.69	87.31	103.00	140.36	153.94	10.28	8.85	9.02	9.47	8.08
建設業	59.59	39.64	27.88	17.39	13.93	6.99	6.18	5.44	3.62	2.76
製造業	26.59	26.59	9.70	8.26	6.61	1.56	1.56	0.81	0.75	0.64
食料品	26.34	15.22	9.97	11.30	9.24	1.17	1.26	0.59	0.66	0.54
木材・木製品	53.93	37.57	27.73	23.13	20.99	2.12	2.02	1.70	2.68	2.09
化学工業	24.06	11.45	7.00	6.20	4.83	1.72	1.10	0.67	0.57	0.55
石油石炭製品	29.05	10.27	8.44	6.02	5.16	1.39	0.61	1.55	0.40	0.54
ゴム製品	18.34	11.84	8.51	6.54	5.22	1.00	0.84	0.74	0.52	0.66
窯業土石製品	33.23	18.90	13.72	11.88	9.66	2.11	1.33	0.93	0.85	0.64
鉄鋼業	31.01	20.09	13.21	9.56	6.51	2.69	2.44	0.89	1.61	1.21
金属製品	43.94	31.42	22.04	17.78	13.47	1.93	1.78	1.54	1.12	1.37
機械	37.41	22.83	15.57	12.31	9.43	1.35	0.98	0.80	0.78	0.64
輸送用機械器具	50.05	28.97	13.56	9.43	7.00	2.24	1.79	1.06	1.01	0.74
運輸通信業	26.03	17.11	13.96	13.01	13.56	2.33	1.67	1.45	1.31	1.10
電気・ガス・水道	9.84	6.03	3.96	3.29	3.38	2.03	1.43	1.23	0.84	0.69
サービス業	17.47	19.29	19.19	16.94	13.90	0.87	1.82	1.53	1.07	1.25

〔備考〕 労働大臣官房労働統計調査部「労働災害動向調査毎月調査付帯調査」による。

大傾向にある。

さらに、製造業の内部に立ち入ってみると度数率では繊維製品業、木材・木製品業、紙パルプ業、化学工業、石油・石炭製品業、その他、などにおいて前年よりも増大し、また強度率でもたばこ、繊維工業、木材・木製品、出版・印刷業、石油・石炭製品業、鉄鋼業、金属製品、機械工業などが軒なみに増大しており、災害大型化の現状を示している。要するに製造業全体でみると災害率が低下・減少しているのは災害多発産業の全体に占めるウエイトが低下したためであり、業種毎にみるなら災害率は必ずしも低下しているとはいえないのである。

【(1)石炭鉱業】 鉱業とくに石炭鉱業は度数率、強度率ともに他産業に抜きん出た異常な高さを示している。また他産業との格差も依然として拡大傾向にある。これはいうまでもなく前述したように六〇年当時にくらべ八〇%の炭鉱がスクラップ化され、七〇%の労働者がヤマを追われる一方、一鉱あたりの生産量は三倍以上になるという驚異的な炭鉱合理化の直接の結果である。すなわち、保安施設をなおざりにした合理化の推進、出炭増強に炭層状態の悪化が加わり、炭鉱はきわめて危険な状態にある。炭労の調査によれば鉱山保安法三八条にもとづく保安施設違反申告の件数は二六鉱において三六〇件を数えており、太平洋炭鉱では五一件の違反が申告されているという状態である。

こうしたなかで当然にも石炭鉱業では労働災害が続発し、六七年に炭労が保安ストを指令した重大災害の件数は五二件に上っている（炭労では一名以上の死亡者が出た災害を重大災害としている）。このうちもっとも多いのは崩落災害で二二件（四二%）、ついで落ばんの八件（一五%）であるが、このことは前記違反申告件数のうち支柱など落ばん災害にかんするものが八七件（一九%）を占めていることとも対応する。また「労働災害動向調査・毎月調査」によれば全産業のなかで唯一つ石炭鉱業だけが、無災害事業所皆無というありさまである。つまり炭鉱では少なくとも年に一度は必ず災害が発生しているのである。

さらに災害は瀕発するばかりでなく、その規模も大きくなりつつある。雄別炭鉱の崩落災害（六月三〇日）においては六名の死亡者を出しているが、旧坑道の交叉している部分の真下を採掘しており、しかも保安委員会における検討は全くなされないまま作業が進められていた。また六八年五月一二日に発生した美唄炭鉱における〝山はね〟重大災害では一三名の労働者が死亡している。さらにこれは次集本年鑑に記載されるが、七月三〇日には平和炭鉱で三六名の死傷者を出している。

六八年に入ってからの災害については、炭労「第五十五回大会報告書」によれば「最近炭鉱は急激に増加の一途をたどりつつあり、本年一月以降六月まで、美唄、大夕張、滝口各炭鉱でガス爆発をひきおこしているのをはじめ、太平洋、明治佐賀、雄別、夕張各炭鉱の大崩落、美唄炭鉱の坑内火災、新田川炭鉱のガス突出など九件もの大災害が続発している。／このような大災害とならんで落ばん、坑内運搬事故、取扱中事故などが連日一〇〇件以上も発生しており、五月末までに全国の炭坑で一一六名の仲間が殺されている。これは昨年同期を三名上回るものであり、人員減少を考慮にいれると、人員当りの死亡率は二〇%近く増加していることを示している。とくに北海道においては、死亡災害が激増し、五月末までに七八名が死

亡、昨年同期に比べ四〇%増を記録している現状である。」

【(2)運輸通信業】　つぎに注目しておかなければならないのは度数率において八・四%の上昇を示した運輸通信業である。運輸通信業は運輸業が九・三%、通信業が七・七%上昇しているが、なかでもとくに上昇率の高かったのは国有鉄道業（一三・二%増）、民営旅客自動車運送業（一三・三%増）、貨物運送取扱業（一二・三%増）、郵便業（一六・九%増）などである。南海電鉄事故などで表面に出た民営鉄道業（五・九%増）にくらべ国鉄関係の災害上昇率が高いことは注目すべき事実であり、前述した国鉄五万人合理化はこうした点からもきわめて危険なものである。なお運輸業度数率の上昇にたいする寄与率では貨物取扱業がだんぜん高く六八・七%を示している。

また運輸業における労働災害は重大災害となる傾向が強く、「労働者死傷日報」による重大災害三六二件のうち一六〇件（四四%）を占めている。この事実は運輸業における労働災害は必ず労災死傷者に計算されない被災者（通行人、乗客など）を伴うことと考え合わせるなら、より重大な意味をもっている。

交通災害の原因については、春闘共闘委員会「合理化反対、時短災害闘争資料—その二」がつぎのように記している。「第一に労働者の作業環境である道路条件がきわめてわるく……、第二に……安全対策の不充分さ、第三に労働者の労働条件が低すぎること、無理なスピード、危険物の運転をしなければならない賃金内容、長時間労働……、第四に労働者の健康状態……心理状態、熟練度、などが災害の原因となっている。」

【(3)化学工業】　装置の大型化・系列化に伴ない化学工場における労働災害は大規模化する傾向をみせている。製造業における重大災害九八件中三八件（三九%）は爆発によるものであり、とくに石油化学コンビナートにおける爆発、火災事故はきわめて大規模になる可能性が強く、四七人の重軽傷者を出した三井ポリケミカル千葉工場での災害（六八・一・二四）は大石油化学工場における災害の恐ろしさをまざまざと示した。また三井ポリケミカルの災害では企業側が生産秘密を守るため外部消防車の立ち入りを長時間にわたって拒否するという事態が発生し、高度の生産技術を有する化学工場における災害時の問題点を明らかにした。

なお、石油・石炭製品製造業の度数率、強度率が前年とくらべてともに大きく上昇し、強度率は傾向的に上昇している事実に注目すべきである。

企業規模別

製造業における労働災害の企業規模別災害率を「労災動向調査毎月調査」でみると第72表のようになる。この表から直ちにつぎのことが分かる。①度数率では一〇〇〇人以上（三・一二）、五〇〇～九九九人（五・八七）にくらべて、二〇～二九九人（一〇・五一）、一〇～一九九人（一三・〇四）と規模が下るほど高くなっている。またこの格差は緩慢ではあるが、拡大する傾向にある。②強度率でも同じく、五〇〇人以上と五〇〇人未満では若干の差があり、規模が小さいほど強度率は高いが、一〇〇人以上とくらべ二〇〇人未満の度数率が四倍以上なのにたいして強度率では約一・五倍とその差は小さい。すなわち、大規模企業では災害もまた重篤化する傾向が示されている。③また度数率においては格差は拡大しつつあるのにたいし強度率ではむしろ縮小傾向にある。この点は近年特徴的に見られる大規模工場における災害の深刻化として重視すべき現象である。

すなわち、「労災動向調査毎月調査」に示された危険防止のための点数表、安全作業標準、安全心得、労働災害原因調査の定め、などが一〇〇〇人以上ではそれぞれ九〇％以上の事業所で存在するのにたいし一〇〇人以下では五〇％内外という事実からも明らかなように、企業規模の違いによる設備の差、安全管理態勢の差、安全意識の差などが存在し、それが災害率の企業規模別格差を生みだしている。だが同時に、大規模事業所では新技術の導入、機械・装置の大型化、作業環境のはげしい変化などによって災害規模が大きくなる危険性を有している。

さらに大規模企業の社外下請労働者については前述したように、直用労働者にくらべはるかに災害率は高いのであるが、社外企業における災害はその企業規模のため中小規模企業の災害として計算される。だが生産工程の点からも、災害場所の点からも社外企業の労働災害の多くは大企業の災害として扱われるべきである。そこでその点をも考慮するなら下請労働者の災害率が高まっている現在、規模別格差はさらに縮小するであろう。

また強度率の低下傾向は一〇〇〇人以上が三・八％と最低であり、五〇〇～九九九人と二〇〇～二九九人がともに七～八％の高さを示しここでもまた格差縮小の傾向を示している。

なお従来の「毎月労働災害統計調査」は一〇〇人以上規模の事業所にかんするものであったが、六七年一〇月から開始された「労災動向調査毎月調査（規模三〇人～九九人）」によれば六七年一〇月から一二月における三〇人～九九人での度数率は二二・七〇、強度率一・四二といちじるしく高くなっている。

第72表　製造業規模別度数率・強度率

	度数率			強度率		
	1965年	1966年	1967年	1965年	1966年	1967年
規模計	7.34	6.96	6.61	0.68	0.64	0.64
1000人以上	3.61 (100)	3.27 (100)	3.12 (100)	0.55 (100)	0.52 (100)	0.54 (100)
500～999人	6.65 (184)	5.87 (180)	5.82 (187)	0.66 (120)	0.64 (123)	0.59 (109)
300～499人	9.33 (258)	8.67 (265)	8.35 (268)	0.73 (133)	0.68 (131)	0.75 (139)
200～299人	11.24 (311)	10.91 (334)	10.51 (337)	0.76 (138)	0.80 (154)	0.86 (159)
100～199人	13.91 (385)	13.55 (414)	13.04 (418)	0.88 (160)	0.86 (165)	0.82 (152)

〔備考〕労働省労働統計調査部「労働災害動向調査毎月調査・附帯調査」

災害原因別

つぎに災害原因別の死傷者数の割合を「労働者死傷月報」によってみると、第73表のごとくであるが、この表からはつぎの諸点が指摘できる。①災害原因のなかでは動力運転災害の占める割合が年々増加し、六七年には死亡者の四四・六％、負傷者の二七・八％に達している。この点は近年急速に推進されている作業の動力機械化、運搬機のスピードアップなどが安全管理の高度化と並行して進んでいない事実と対応するものである。なお動力運搬機災害の場合、負傷者のなかでの割合が八・八％にすぎないのにたいし、死亡者では三四・三％を占め災害の重篤性を示している。②動力によらない物理的原因にもとづく作業行動災害については、構成比では僅かではあるが、低下する傾向にある。だが、依然として負傷者に占める割合は六七・五％と高く、労働災害の主要な原因となっている。な

第73表　死亡および負傷の原因別構成比

	死亡			負傷（休業8日以上）		
	1965	1966	1967	1965	1966	1967
合計	100.0	100.0	100.0(5,637)	100.0	100.0	100.0(360,092)
動力運転災害	41.9	44.4	44.6(2,515)	25.5	26.3	27.8(99,808)
動力電導装置災害	0.7	0.5	0.7(42)	1.8	1.7	1.6(5,746)
動力揚重機災害	5.2	5.0	5.8(328)	2.3	2.3	2.7(9,819)
動力運搬機災害	33.1	35.6	34.3(1,933)	7.5	8.3	8.8(31,719)
一般動力機災害	2.9	3.3	3.8(212)	13.9	14.0	14.6(52,524)
作業行動災害	41.6	39.6	39.2(2,208)	69.3	68.8	67.5(243,087)
手動揚重機運搬災害	1.2	1.1	1.7(94)	1.8	1.8	1.8(6,328)
手動機工具災害	0.2	0.2	0.6(9)	4.4	4.4	4.0(14,532)
取扱運搬災害	4.0	4.0	3.6(205)	32.4	31.8	31.2(112,398)
飛来崩壊災害	15.6	14.9	13.3(750)	12.7	12.5	11.8(42,403)
激突踏抜災害	1.3	1.4	1.2(67)	8.7	8.9	9.1(32,916)
墜落災害	19.3	18.0	13.2(1,083)	9.3	9.4	9.6(34,510)
特殊危険災害	12.2	10.9	11.6(653)	3.1	3.0	3.1(10,988)
電気災害	7.0	6.9	7.0(397)	0.3	0.4	0.4(1,340)
毒劇災害	1.9	1.4	1.3(75)	0.4	0.3	0.3(1,251)
爆発破裂災害	2.1	1.8	2.0(113)	0.5	0.5	0.5(1,793)
高熱災害	1.2	0.8	1.2(68)	1.9	1.8	1.8(6,604)
雑原因災害	4.3	5.1	4.6(261)	2.1	1.9	1.7(6,209)
火事災害	0.7	1.3	1.0(52)	0.1	0.0	0.1(202)
倒壊災害	1.0	0.5	0.9(48)	0.1	0.1	0.1(394)
雑災害	2.7	3.3	2.9(161)	1.9	1.7	1.6(5,613)

〔備考〕 1) 労働省労働基準局安全衛生部「労働者死傷月報」による。
2) （ ）内は災害人員。

かでも社外企業が多くは下請けしている梱包、発送などに伴う取扱運搬災害が負傷者の三一・二%を占め、合理化のしわよせが社外工、下請工に集中している事実を示している。③特殊危険災害については、負傷者にしめる構成比が三・一%にすぎないのに反し死亡者では一一・六%と大きな割合を占めている。とくに電気災害では僅か〇・四%の負傷者構成比にたいし死亡者構成比は六・九%であり、作業内容の危険性をあますことなく示している（Ⅱ Ⅷ「社会保障闘争」を参照）。

3　職業病

発生件数　一九六七年における業務上疾病の発生件数は二万四五七二件で前年とくらべ一九・五%（前年の増加は七・六%）と大幅に増加した。また労働基準法が適用される労働者（六七年は二八八九万五〇〇〇人）一〇〇〇人あたりの発生件数で示すいわゆる罹患率は六五年まで低下をつづけていたが、六五年〇・七三、六六年〇・七五と上昇に転じ、六七年には〇・八五の高水準を記録するにいたった。近年急速に進められている生産技術の革新に伴う有害物質の増加、労働環境の改善を伴わない労働強度の増大、それに労働災害にくらべきわめて低い職業病にたいする

社会的無関心などが相まって、職業病のこうした驚異的増加をもたらしたのである。

しかもこの数字は労働基準法施行規則第三五条に規定された「業務上の疾病」のうち一〇〇〇円以上の治療費、一週間以上の治療期間を要したもので、しかも労働基準局に報告されたものにかんしてである。鉄鋼労連「労働災害・職業病対策の前進のために」によれば「昭和二二年に制定された現行の労働基準法では災害性疾病と職業性疾病をこみにした業務上疾病を三六種に限定しているが、その大部分は戦前に規定された災害性のものである。これに該当しない新しい職業病は大臣が指定することになっているのに……労働組合の要求に反対し一例も追加していない」、したがって「わが国の職業病についての官庁統計は全く信用することはできない。年間総計約二万件、その九〇%が火傷のための病気・目の外傷・皮膚のただれ・炭鉱爆発による一酸化炭素中毒などで、慢性中毒はほとんど見当らない。たとえば産業医学会の調査で三〇〇人以上もあるといわれる鉛中毒も、二五〇人程度。何千人もいる頸腕症候群も数人。約一五〇〇人と推定される『白ろう病』も一五〇人程度である。ほとんどの職業病はかくされている」。

産業別発生状況

職業病の産業別発生状況をきわめて不充分な資料ではあるが、労働基準局安全衛生部「業務上疾病報告」によってみると第74表のようになる。まず構成比では建設業の四六七九件（一九・三%）、運輸通信業四三一五件（一七・五%）、が高く、金属工業の三二一五件（一三・一%）、機械器具製造業二四九七件（一〇・二%）および鉱業二〇七五件（八・四%）がこれについでいる。

前年と比較するなら、運輸通信業（前年構成費一三・五%）が一五二七件（五八%）の増加を示したことが注目される。これは昨年の増加六〇〇件を大きく上回っている。運輸通信業では当然にも「負傷に起因する疾病」、「重激業務による運動器の疾患」が多く、両者で全体の七一%近くを占めているが、自動車運転手の場合業務上疾病に認定されない腰痛、肩こり、目の疲れなどを五〇%以上の労働者が訴えており、また交通運輸労働者に多い消化器系統の疾患も統計に示されていないことを考慮するなら、運輸通信労働者における職業病はいまや一大社会問題となりつつある。つぎに業務上疾病のなかで最大の構成比を占める建設業は構成比では前年の二一%にくらべ低下しているが、件数では依然として四三〇件の増加を示している。「高熱・ガス・光線などによる目の疾患」（前年五八一件）が約一〇〇件減少したにもかかわらず、「負傷に起因する疾病」（前年一六七七件）「熱傷・凍傷」（前年八四七件）などが増加しているためである。また鉱業については一八〇件の減少となっているが、労働者数の減少を考慮するなら必ずしも減少しているとはいえない。構成比では前年の一一%にくらべやや低下している。さらに金属工業においては件数では増加しながらも構成比では前年が約一四%であるので低下している。だが、前出鉄鋼労連資料によれば「鉄鋼連盟衛生委員会の最近発表した調査によっても、事務作業者で一五～二〇%（Y製鉄四六%）、現場作業者で四〇～六〇%（D・T鉄鋼六五%）が腰痛を訴えている。そのうち、七二%が急性、三四%が慢性の腰痛であるが、いずれも中腰のわるい姿勢がつづくこと、重量物取扱いがつづくこと、体格や体力の劣るものに無理がかかりやすいことが原因とみられている。しかし、腰痛のため休業したものは三五%、作

第74表 業務上疾病（職業病）の発生件数

年次および疾病＼産業	合計	農水産林業	鉱業	建設業	製造業										電気・水道・ガス業	商業・金融業	運輸・通信業	その他の産業
					金属工業	機械器具工業	化学工業	窯業・土石業	繊維工業	木材・木製品工業	食料品工業	紙パルプ・印刷・出版業	その他の工業	計				
1965年	19,108	848	2,653	4,048	2,464	2,245	876	528	407	583	629	170	437	8,339	95	338	2,188	600
1966年	20,563	1,065	2,255	4,249										9,105		480	2,788	621
1967年	24,572	1,002	2,075	4,679	3,215	2,497	1,203	666	377	770	1,021	232	757	10,738	147	627	4,315	989
1. 負傷に起因する疾病	8,579	510	528	1,983	489	680	190	181	84	345	299	88	220	2,576	50	298	2,316	318
2. 重激業務による運動器の疾患	3,724	134	327	718	352	332	111	109	38	157	123	26	59	1,307	13	90	1,017	117
3. 高熱ガス・光線などによる眼の疾患	2,666	109	415	581	388	431	105	84	23	103	46	9	79	1,268	15	30	196	52
4. 有害放射線による疾患	17	1	2	2	3	3	2	—	—	—	1	—	—	9	—	—	2	1
5. 日射病・熱射病	161	4	131	12	4	1	—	—	—	—	1	1	1	8	—	1	1	4
6. 熱傷・凍傷	6,526	74	172	988	1,727	849	467	139	199	125	460	97	334	4,397	52	147	410	286
7. じん肺症	567	—	296	33	62	26	14	117	—	—	—	—	5	224	2	2	9	1
9. 異常気圧下における疾病	37	31	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10. 製糸等の業務による手指の蜂窩織炎・皮膚炎	31	1	—	2	—	1	—	—	15	2	9	—	—	27	—	1	—	—
12. 騒音による耳の疾病	43	14	12	12	2	9	1	1	—	1	—	—	2	16	—	—	—	1
14. 鉛中毒など	36	—	1	10	4	1	—	—	—	—	—	—	1	6	—	—	2	19
15. 水銀中毒など	30	—	26	—	—	1	3	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—
17. クロム・ニッケルなどによる潰傷	6	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	2	6	—	—	—	—
24. 一酸化炭素中毒など	123	2	17	35	13	3	3	8	—	—	3	1	2	33	7	8	14	7
26. 酸アルカリなどによる腐蝕	389	2	49	23	57	36	107	14	12	1	16	4	2	249	2	7	48	11
27. ベンゼンなどによる中毒など	42	1	—	18	4	—	12	—	—	2	—	—	2	21	—	1	—	1
28. アセトンなどによる中毒など	44	—	—	16	5	11	9	1	—	—	—	1	—	27	—	—	1	—
29. 上記以外の中毒など	38	—	—	6	4	1	8	—	—	—	—	—	2	15	—	—	13	4
30. 油，タールなどによる皮膚疾患	193	65	5	45	15	13	—	4	—	2	20	—	3	57	—	1	18	2
32. 上記以外の中毒皮膚災	163	8	10	27	21	17	27	2	3	4	3	—	18	95	—	5	10	—
33. 病原体による伝染病	4	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
38. その他業務によることの明らかな疾病	1,047	43	56	151	55	72	131	4	3	27	40	4	23	359	6	34	250	148
上記以外の疾病計	106	1	28	10	6	10	12	2	0	1	0	1	2	34	0	2	7	17

〔備考〕 労働省労働基準局安全衛生部「業務上疾病報告」。

業軽減一〇%、配置転換三%、治ゆ四三%にすぎず、このことから適正な療養が行なわれず、労働能力が低下したり再発したり退職して行くものも稀ではない。とくに、慢性の腰痛は最近新しく労働者のつきあげに答えて出された労働省認定規準によっても、ほとんどが先天性・老人性・労働以外の原因・原因不明という理由で業務外とされている」。

疾病の種類

これも第74表によってみると、負傷の振動、騒音、熱、気圧、粉じんなどの物理的原因によるものが二万二三七八件で前年を二〇%も上回ったのにたいし、各種の中毒および皮膚疾患のごとく化学的原因によるものは一一三八件で七七件、四〇・七%の減少となっている。物理的原因による疾病のうちもっとも多いのは「負傷に起因する疾病」の八五七九件で前年比四二・〇%の増加、構成比で三四・九%を示している。これは機械化の進展に伴う動力機の採用、運搬・輸送スピードアップなどによってもたらされたものであり、運輸通信業においては約一〇〇〇件（前年二三二五件）七四・八%と驚異的急増を示している。以下、「熱傷、凍傷」六五二六件（前年比二四%増）、「重激業務による運動器の疾患」三七二四件（前年比一五%増）などがつづいている。さらに化学的原因にもとづく中毒、皮膚疾患などでは「酸、アルカリ等による腐蝕」の三八九件がもっとも多く（前年と保合）、「油、タール等による皮ふ疾患」の一九三件（前年二三四件）がつづいている。総体としては物理的原因にもとづくものにくらべこれらの疾病件数は統計のうえでは減少している。だが、化学的原因による中毒などに関しては近年生産技術の変化に伴い新しい有害物質が多数登場してきており、しかもこれら新有害物質による疾病は業務上疾病としては認定されないでいる。したがってこの点を考慮するなら中毒、皮膚災などの疾病件数も増大していると考えられる。

【参考資料】 (1)総評議会「六七年定期大会資料」 (2)鉄鋼労連「合理化闘争の総括と次年への課題」六八年 (3)鉄鋼労連「合理化共闘情報」各号 (4)全造船機械「六七年定期大会資料」、「調査時報」 (5)電機労連「六八年定期大会資料」、「調査時報」 (6)合化労連「六八年定期大会資料」 (7)全繊同盟「六八年定期大会報告書」 (8)全印総連「六八年定期大会資料」 (9)炭労「六七年定期大会資料」 (10)全鉱「六七年定期、六八年臨時大会資料」 (11)国鉄労組「レール」六七年六月号、大合理化特集 (12)「国鉄五万人合理化」対策委員会資料 (13)全逓「時報」六七年一二月号、「速報」各号 (14)「日教組のたたかい」六八年度 (15)社会政策学会編「合理化と労働者階級」第一四集 (16)坂寄俊雄・細川汀・窪田隼人「現代の労働災害と職業病」六七年刊

V 労働者の生活

概要□消費者物価の動向——消費者物価のうごき／消費者物価指数と庶民の実感／**労働者家計の収入と支出**——五分位階級別家計収支／住宅（東京二三区の住宅過密の実態）／栄養／「昭和四二年度国民生活白書」と**エンゲル系数**——主要部門労働者の家計収支——国鉄労働者の生活／化学労働者の生活／小・中学校教師の生活／日雇労働者の生活／標準生計費

概要

一、一九六五年を一〇〇とした、総理府統計局の消費者物価指数によると、一九六七年平均の対前年上昇率は四・〇％と、六六年の五・一％にくらべて、その上昇率が低かったことになっている。そして、このことについては、公式には「野菜、魚、米を中心に食料品などが、かなり大幅に値上がりした反面、六六年に大幅に上がった交通、通信、教育費などが六七年にはそれほど上がらなかったため」と説明されている。

一、この一年間の生活をかえりみて、この政府公式の統計数字と生活実感とのズレをみのがすわけにいかない。美濃部東京都知事も、都議会でその点にふれて、「政府の消費者物価指数は実態を示していないので、都独自のものを考えたい」とのべて話題をよんだ。それに、六七年一〇月の米価や都営交通と都心乗入れ民営九社のバス運賃の値上げ、医療費の負担増などをはじめとした、同年後半における諸物価の騰勢にひきつづき、六八年に入ってからも国鉄定期やタバコ、酒の値上げをきっかけに、全般的な値上がりムードが再燃しはじめているとき、消費者物価指数と庶民の生活実感とのズレが、いっそう目立ってくることが考えられる。

一、それはとにかく、一九六七年の勤労者世帯一カ月間の平均実

収入でも、右の消費者物価の上昇分を差しひいた実質で対前年比六・一%増と、前年の同じ伸び四・二%を上回っていたことになり、所得階層別にみると、収入の多い階層での増加率が高く、一方、消費の内容などの面で所得階層間の格差が目立ったが、全体として、エンゲル係数は一九六六年の三五・二%から、さらに六七年では三四・七%に低下を示していた。そこで、このことを前提して、「昭和四二年度国民生活白書」は「勤労者生活は安定的である」とのべているのだが、たとえば、国鉄労働者の場合には、そのエンゲル係数が五〇%前後にも及んでおり、また、本文でとりあげた、栄養改善普及会の一日の一人当り食事基準二三六円で計算してみても、四人家族では一ヵ月二万八千円、エンゲル係数は四八%を占めるものとなり、ここでも政府公式の数字の空虚さが明らかである。したがって、物価上昇の労働者家計に及ぼす影響について考え、あるいはまた、生活そのものの構造と特徴を明らかにするためには、労働者自身の手によって、もしくは何らかの組織を通ずるかして、家計簿方式による家計調査を実施することの必要性がますます大きくなっているといえるのである。

1　消費者物価の動向

消費者物価のうごき

一九六五年を一〇〇とした、総理府統計局の消費者物価指数（第75～78表）でみると、

第75表　物価指数表（1965年＝100）

年月	卸売物価指数[1]	消費者物価指数（全国）[2] 総合	食料 計	食料 うち主食	被服	光熱	住居	雑費
1963年平均	99.0	90.3	88.6	86.1	92.7	99.6	92.2	89.9
1964年平均	99.2	93.8	92.1	88.9	96.2	99.2	96.3	93.7
1965年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1966年平均	102.4	105.1	103.9	105.9	103.6	101.1	105.1	108.1
1967年平均	104.3	109.3	108.9	109.1	106.5	100.6	110.1	112.2
	(1.9)	(4.0)	(4.8)	(2.1)	(2.8)	(−0.5)	(4.8)	(3.8)
1967年1月	104.3	107.8	107.6	106.0	105.6	100.8	107.7	110.2
2月	104.3	108.3	109.2	106.1	103.8	100.9	108.0	110.3
3月	104.1	108.5	109.3	106.2	104.5	100.8	108.5	110.4
4月	103.6	108.8	108.8	106.2	104.8	100.7	109.3	111.7
5月	103.5	108.1	106.4	106.3	105.8	100.5	109.9	112.1
6月	103.6	107.5	104.6	106.3	106.1	100.2	110.2	112.5
7月	103.7	107.4	104.6	106.4	105.3	100.1	110.3	112.6
8月	104.0	108.3	106.9	106.4	104.7	100.1	110.6	112.6
9月	104.4	110.0	109.6	106.5	107.8	100.2	110.9	112.9
10月	104.9	111.9	113.4	117.6	109.3	100.6	111.2	113.0
11月	105.3	111.8	112.6	117.8	110.1	101.1	111.6	113.2
12月	105.4	112.6	113.6	117.8	110.2	101.3	112.0	114.5

〔備考〕 1）日本銀行の卸売物価指数。　2）総理府統計局の消費者物価指数。
3）カッコ内は1967年平均の対前年平均騰貴率である。

第76表 消費者物価指数（全国） （1965年＝100）

費目	1967年平均	対前年上昇率(%)		(参考) 寄与率(%)	
		1966／65	1967／66	1966／65	1967／66
総合	109.3	5.1	4.0	100.0	100.0
食料	108.9	3.9	4.8	32.7	50.3
主食	109.1	5.9	3.0	10.8	7.3
その他の食料	108.8	3.4	5.2	21.9	43.0
生鮮魚介	114.3	1.1	13.1	0.6	9.1
塩干魚介	109.7	3.4	6.1	0.6	1.6
肉類	115.9	9.4	5.9	5.9	5.4
乳卵	104.6	4.3	0.3	2.5	0.2
野菜	115.2	−4.3	20.4	—	14.1
乾物	116.0	7.6	7.8	1.1	1.6
加工食品	108.4	4.1	4.1	2.5	3.5
調味料	102.0	1.4	0.6	0.6	0.3
菓子	103.9	2.3	1.6	1.1	1.1
果物	103.7	7.8	−3.8	3.3	—
酒類	105.0	1.7	3.2	0.7	1.6
飲料	108.5	4.4	3.9	1.0	1.3
外食	108.2	3.7	4.3	2.0	3.2
住居	110.0	5.0	4.8	10.6	12.7
家賃・地代	118.7	10.4	7.5	5.3	5.0
設備修繕	117.8	7.1	10.0	2.8	5.0
水道料	106.4	4.7	1.6	0.4	0.2
家具什器	103.7	1.8	1.9	2.1	2.5
光熱	100.6	1.1	−0.5	1.1	—
電気ガス代	100.2	0.1	0.1	0.1	—
その他の光熱	101.3	2.5	−1.2	1.0	—
被服	106.5	3.6	2.8	9.1	8.8
衣料	106.3	3.5	2.7	6.3	6.3
身の回り品	107.0	4.1	2.8	2.8	2.5
雑費	112.2	8.1	3.8	46.5	28.2
保健医療	100.9	0	0.9	0	0.8
理容衛生	107.6	5.3	2.2	4.8	2.4
交通通信	121.2	16.5	4.0	12.4	4.2
教育	115.2	9.3	5.4	9.7	7.3
文房具	103.2	2.9	0.3	0.3	0.1
教養娯楽	115.9	10.0	5.4	19.3	13.4
たばこ	100.0	0	0	0	0

第77表　消費者物価特殊分類指数（全国）　（1965年＝100）

費目	1967年平均	対前年上昇率(%)		(参考) 寄与率(%)	
		1966／65	1967／66	1966／65	1967／66
総合	109.3	5.1	4.0	100.0	100.0
商品	107.8	4.0	3.7	54.5	63.9
農水畜産物	111.9	5.3	6.3	22.2	33.7
米麦	111.4	7.3	3.8	10.8	7.5
生鮮食品	112.1	4.2	7.6	11.4	26.2
工業製品	106.0	3.4	2.5	32.3	30.2
食料	105.6	2.5	3.0	9.1	13.8
大企業	102.9	1.1	1.8	1.4	2.8
中小企業	107.1	3.3	3.7	7.7	11.0
繊維	106.3	3.5	2.7	6.8	6.6
耐久消費財	101.6	0.8	0.8	0.5	0.6
その他の工業製品	107.2	4.9	2.2	15.9	9.2
大企業	105.3	5.1	0.2	10.0	0.5
中小企業	110.0	4.6	5.2	5.9	8.7
サービス	112.5	7.6	4.6	45.5	36.1
民営家賃	119.8	11.2	7.7	5.1	4.8
公共料金	108.5	6.3	2.1	16.0	6.9
対個人サービス	114.7	8.1	6.1	24.4	24.4
外食を除く	116.4	9.2	6.6	22.1	21.0
外食	108.2	3.7	4.3	2.3	3.4

第78表　地域別消費者物価指数（総合・1967年）　（1965年＝100）

地域		総合	対前月上昇率(%)	食料	住居	光熱	被服	雑費
全国		109.3	4.0	108.9	110.0	100.6	106.5	112.2
都市階級	7大都市	109.0	3.9	108.3	110.4	100.2	106.5	112.0
	中都市	109.5	4.0	109.1	110.4	101.2	107.1	112.3
	小都市A	109.2	3.9	108.8	110.5	99.9	105.7	112.3
	小都市B	109.8	4.2	110.0	109.1	101.1	107.5	112.7
	町村	109.2	3.9	109.4	108.8	101.1	105.9	112.4
地方	北海道	108.4	3.0	108.0	106.9	102.1	107.8	111.4
	東北	108.6	3.7	107.9	111.0	100.7	104.7	112.4
	関東	108.8	3.9	107.7	110.3	99.6	106.6	112.3
	北陸	108.7	3.9	107.6	109.6	103.6	106.4	112.3
	東海	108.5	3.6	107.8	110.6	100.0	104.3	111.8
	近畿	109.4	3.9	109.2	109.5	101.0	107.2	111.9
	中国	110.2	4.4	111.1	110.2	101.0	105.7	112.5
	四国	110.7	4.4	111.1	112.0	100.7	107.7	112.7
	九州	111.0	5.0	112.6	110.3	101.1	107.2	112.4
東京都区別		109.1	4.1	107.8	110.6	100.0	107.2	112.5
横浜市		109.1	4.2	108.2	108.9	100.0	106.3	112.5
名古屋市		108.4	3.7	107.9	112.7	100.0	102.7	111.2
京都市		108.7	3.8	110.2	106.6	102.0	106.0	109.6
大阪市		109.3	3.7	108.7	110.7	100.4	106.5	112.3
神戸市		108.8	3.6	107.2	110.9	101.0	108.1	111.7
北九州市		109.6	4.9	110.8	111.3	100.3	105.1	110.7

一九六七年平均（全国）では一〇九・三で、六六年平均にくらべて四・〇％の上昇であった。この上昇率は六五年の六・六％、六六年の五・一％よりも低く、公共料金の値上げが一年間ストップされた一九六四年（三・九％増）とほぼ同じ水準であって、「野菜、米を中心に食料品などが、かなり大幅に値上がりした半面、六六年には大幅に上がった交通、通信、教育費などが、六七年にはそれほど上がらなかったため」と説明されているが、一〇月の米価値上げにはじまる、同年後半から六八年にかけての消費者物価の騰勢には、再び注目すべきものがあるといえる。すなわち、一九六七年の消費者物価では、前年にくらべて、指数で二〇・四％も上がった野菜、一三・一％上がった生鮮魚介、三％上がった米を中心に食料費が四・八％の上昇を示したほか、一〇・〇％上がった大工手間賃などの設備修繕費、七・五％上がった家賃地代を中心に住居費も四・八％上昇したことなどが目立っているが、これを月別にみると、一〇月の総合指数一・七％の上昇はやはり物価問題がやかましかった一九六五年九月以来の上げ幅で、前年同月比でも五％をこえて、五・二％となっていた。一〇月には、まず消費者米価が一四・四％値上げされたのをはじめ、東京都営交通と都心乗り入れ民営九社のバス運賃、医療費の患者負担増をふくむ公共料金の値上げが行なわれ、これに誘発され、歩調をあわせた値上げの動きが全国各地に相ついで、庶民の暮し向きに全面的な影響を及ぼしはじめている。

▽消費者米価　配給米平均一四・四％引上げ。内地米（内地一～四等米）は一〇キロ一三九〇円に（一～三等米は一八〇円、四等米は二二〇円の上げ幅）、徳用上米（内地五等とカリフォルニア、シャオチャン米など）は一一八〇円に（上げ幅五円）。徳用米は九七〇円すえ置き。ただし台湾米は従来〝並米〟とされていたのが徳用米になり、二〇五円の値下げ、もち米は一七〇五円（上げ幅一三五円）。

▽東京都営交通と都心乗り入れ民営九社のバス運賃　都電一五円が二〇円に、地下鉄（都営）は最初一区二〇円が三〇円に、トロリーバスは二〇円が三〇円に、またバスは都営、民営とも一区二〇円が一地帯三〇円に。

▽医療費　健康保険特例法で、初診料や入院料が九月から値上がりし、一〇月からは、薬代の患者一部負担が加わった。一剤一日分が一五円をこえると、そのうち一五円が患者負担となる。

右のほか、全国各地における消費者物価の値上がり状況はつぎのとおり（「朝日新聞」一九六七年一〇月一〇日付本紙による）。

本社では各地の通信網を動員して値上げの動きを調べたが、これによると、食堂が各地で軒並み値上げしようとしているのをはじめ、みそ、しょうゆなどの業者の動きも活発。奈良の寺院の拝観料、病院のお産料、パーマネント代、ごはんを食べるおハシの値段など、公共料金とは直接には関係ないのに「これを機会に」と値上げにふみ切るものまで続々現れる雲行きである。

お米の値上り分をただちに消費者にシワ寄せしようと動き出したのが食堂（広島、大阪、名古屋、北九州、東京など）集団給食会社（四日市、長野など）で、これはほぼ全国的。奈良ではさっそく修学旅行を扱う旅館四十三業者が来年一月から学生は一泊二食付五十円—百円、一般団体は三百円の値上げを決め、いまビラを配っている。神奈川では米菓、広島では公私立保育園の保育料が上がる。外食はお米代だけでなく、うどんなどのめん類も一斉に値上げ（静岡、新潟、宇都宮、前橋、長崎）などが始り〝百円亭主〟をおびやかしている。

みその製造業者（岡山、京都、長野など）も近く一割ぐらいの値上げをしたい意向だ。しょうゆは二十九日、宮沢経企庁長官が最大手のキッコー

マンの値上げに「待った」をかけたが、長野県伊那、諏訪地方、福島県、兵庫県、新潟県などの業者もぼつぼつ値上げへ動いている。なかには大阪のとうふ屋のように、値段は据置くものの、これまで一丁四百五十――五百グラムぐらいだったものを、一斉に四百グラムに小さくして、実質的な値上げをしようという作戦もある。

公営水道の値上げも全国的に動き出した。神奈川県水道局、北海道の九市町、大分市などがそれ。フロ屋は静岡、新潟、大阪、群馬、埼玉、などの府県が、東京で認可されたらただちに、と追随の構えだ。

お決りの〝人手不足〟でパーマネント代（宇都宮市など）理髪料金（山口市など）も上がりはじめている。青森ではし尿のくみ取り料を六六％値上げしようと、業者が市に申請している。静岡の特産であるおハシやキリゲタも主として工賃の値上りを理由に、卸値を一〇％ほど上げた。山形市立病院ではお産料（分べん料）を千円上げて七千円に、また長崎の市民病院、原爆病院では一挙に今までの二倍の七千円にするよう市議会に提案している。

灯油、ガソリンの値上げも全国に広がり、これに岩手県では木炭、岡山ではプロパンガスなどの値上げも加わって今年の冬の暖房は大変。

肉の値上りも各地共通。京都市では月一回の〝安売りデー〟を八月中ごろにやめた。大阪では豚の並肉が春まで百グラム三十五円だったのが、いまは六十円と倍近い値上りだ。近畿より西はこのところ日照り続きで野菜が値上りを続けており、台所はまさに火の車といえよう。

一方、こうしたとどまるところを知らない消費者物価の値上げ気運を前にして、各地の消費者からなる大衆組織の共同購入や各種の運動も、これまでにない結束と盛り上がりをみせている。たとえば、牛乳一斉値上げに対抗した共同購入の動きは、東京、大阪などの住宅団地や生活協同組合ばかりではなく、長野・杏花台団地、浦和市谷田婦人会、名古屋・平針団地、佐賀市枝吉団地、長野県飯田生活協同組合などでも、ほぼ定着し、さらに他の商品も同様な方法で安く購入しようという動きにまで発展している。静岡県下では、静岡、浜松、沼津の〝友の会〟支部が、一斉値上げに対抗してテンプラ油、マーガリンなど三十数種の生活必需品を共同購入し、会員に分けている。〝秋田エプロン会議〟や山口市後河原一の坂生活学校の灯油の共同購入などもそうした諸物価値上げにたいする生活防衛の具体例である。このほか、神戸市婦人団体協議会の〝ビタミン添加〟などの高い牛乳はのまないという趣旨の「安い牛乳を飲む運動」、京阪神一八の婦人団体による〝値上げ反対行動委員会〟の発足、群馬県桐生市婦人団体連絡協議会の「お米屋のもってきた米を主婦が自分ではかってみる」提唱、神奈川県辻堂など五団地の〝バス値上げ反対湘南地区連絡協議会〟の発足、関西主婦連の「しょうゆのびん代を全部返してもらう運動」など、消費者は各地でさまざまな生活防衛戦術をうみだしている。

なお、一九六八年中に引上げを見込まれている各種公共料金および政府、財界の消費者物価上昇見とおしは第79・80表のとおりである。

消費者物価指数と庶民の実感

政府は、東京都区部の一九六七年度消費者物価指数をとりあげて、前年度にくらべて四・一％の上昇は、一九六〇年度の三・八％に次いで低い値上がりだったと強調した。だが、この一ヵ年間の生活をかえりみて、この政府公式の統計数字と生活実感とのズレを感ぜざるをえない。美濃部東京都知事も、都議会で、その点にふれて、「政府の消費者物価指数は実態を示していないので、都独自のものを将来考えたい」とのべて話題をよんだ。六七年後半における、米価をはじめとした諸物価の騰勢にひきつづき、六八年に入ってから

第79表　政府，財界の1968年度消費者物価上昇見とおし

区分	上昇率	区分	上昇率
政府	4.8%	第一銀行	5.5%
経団連	5.0	三井銀行	5.5
日本経済研究センター	5.7	協和銀行	4.8
富士銀行	5.5	大和銀行	6.0
住友銀行	5.5	神戸銀行	5.5
三菱銀行	5.5	拓殖銀行	6.0
三和銀行	5.5	財界13機関平均	5.54
東海銀行	6.0		

第80表　1968年以降に予定されている公共料金の引上げ

品目	値上げ内容	時期
国鉄運賃	定期券平均35%値上げ 最低運賃20円——→30円	68年4月
大手私鉄運賃	定期券平均36%値上げ	4月
消費者米価	スライド制導入で，生産者米価引上げにともない引上げる	10月
電話設備料	1万円——→3万円	5月
酒税	特級1升 60円，一級1升 40円，ウイスキー10%，ビール1本7円値上げ	4月
タバコ	10本　5円～15円値上げ	5月
公営住宅家賃	国からの用地費補助全廃で大幅値上げ	68年度建設分
タクシー ハイヤー	基本料金　20円～30円値上げ	68年中

も、国鉄定期やタバコ、酒類の値上げによって、全般的な値上がりムードが再燃しはじめているとき、消費者物価指数と庶民の生活実感とのズレが、いっそう目立ってくることが考えられる。

(注) われわれの生活に縁のふかい物価統計には、総理府統計局の消費者物価指数のほか、日本銀行の東京小売物価指数、日本商工会議所の小売物価動向などあるが、生活実感とのズレを生じているという点では大同小異であるということができる。そのうち、総理府統計局の消費者物価指数というのは、一般の消費者世帯の家計のなかで、支出総額の一万分の一以上の支出がある三六四品目・銘柄を対象として調査されている。それぞれの品目には、支出の割合に応じてウェートが決められており、ウェートの高い品目の値段が動けば、それだけよけいに指数にひびくように計算される。ウェートの基礎になる家計調査は、全国からグループ別に無作為で選んだ一七〇の調査市町村で、農林漁業世帯や単身者を除いた八〇〇〇世帯をまた無作為に選んで、毎日家計簿に記入してもらい、それを毎月集計している。

三六四品目の価格の動きは、家計調査と同じ一七〇市町村の二万軒の店舗および事業所で、小売価格または料金を調査する。調査日は毎月一二日をふくむ週の水曜、木曜、金曜のいずれか一日だが、生鮮食料品については、調査日をふくめて前三日間の値段を調べ、その中間の価格をとっている。消費者物価指数はある年、基準時の物価を一〇〇として比較の目安とするが、生活様式の変化によって、品目を入れかえ、基準の年を改めている。これまでに、一九四八年、五一年、五五年、六〇年、六五年に基準その他の改訂がおこなわれている（一九六五年基準消費者物価指数の改訂内容およびその意義については、本年鑑第三八集V1「消費者価指数の改訂」参照）。

つまり、消費者物価指数というのは、

(1) 消費者が、その生活で消費する諸品目のなかの主要なものをえらび、その価格を毎月小売店その他で調査し、これを基準年の年平均価格を一〇〇として、指数化したもの。

(2) 前記主要品目の基準年の消費額の総支出にたいする割合をウェー

トとして加重平均をおこない、それを指数としたものである。

したがって、基準時点の場合と全く同じ構成の消費支出を、比較時点でおこなったと仮定して、それに要する費用を基準時点のそれと比較したもの、あるいは、生活内容、支出構成を一定のもの、固定したものとして、その間の物価の変動のみを示そうとするものであるということができる。「生計費指数」とはいわずに、「物価指数」とよばれるのもそのためである。

日銀の東京小売物価指数、日本商工会議所の小売物価動向は、小売価格の動きを調べるのが目的で、そのウェートも、商業統計調査による商品販売高に応じてきめられている。したがって、調査先が小売店のみであるから、消費者物価指数のように交通通信費や家賃、サービス料金などはふくまれない。

消費者物価指数というのは、右にもみるように、全国一七〇市町、二万軒の小売店舗およびその他の平均小売価格を、家計調査員が調べたものを、総理府統計局で、一定の手続によって算定したものである。政府はそれによってえられた数字をもとに、もっぱら、物価上昇が国民生活へ及ぼす影響を尺度しようとする。ところが、消費者の日々の買い物は、所得により、好みによって一様でない。それにもかかわらず、その千差万別な消費動向を単純に一本化して、所得階層による消費内容のちがいも一切考慮せずに計算しているというのが、消費者物価指数の実体なのである。つまり、指数は消費者全体に及ぶのに、その根拠はきわめて限定されたものでしかない。消費者物価指数と庶民の生活実感とのギャップは、そこから生じてくる。

まず、調査対象となっている品目についてみてみよう。指数は、食料、住居、光熱、被服、雑費の五つに分類された三六四銘柄について、一九六五年を一〇〇とした場合、何%値上がりしたかを示すことになる。銘柄というのは、一つの品目を一級品、二級品、あるいは夏もの、冬ものというぐあいに分類したものである。肉類のうち牛、豚の調査は、ロースと中肉の二銘柄に限られている。一九六五年暮れ、都内のある肉屋さんでは、牛ロースが前月の一〇〇グラム一八〇円から二〇〇円に、中肉が一四〇円から一六〇円に、二〇円ずつ上がった。ところが、調査対象になっていないが、もっとも多く買われていた並み肉は一〇〇円から一四〇円に、特用品は八〇円から一二〇円に、それぞれ四〇円もはね上がっていた。調査対象品は前月比一一～一四%の値上がりなのに、対象外のものは、実に四〇～五〇%も上がった。だが、もちろんこれは指数に組み込まれなかった。その結果、鯨肉やハムソーセージなど値動きの少ないものをふくめた肉類の指数は、前月比でわずか〇・六%の上昇と発表されていたのである。また、品目に加重されるウェートにも問題がある。ウェートの基礎になっている家計調査の世帯を、所得が少ない方から順に並べて五つのグループに等分し、それぞれのグループの平均で、生活費に占める食費の割合、いわゆるエンゲル係数をみると（第84表）、所得がいちばん少ないグループの四三・七%にたいして、所得がいちばん多いグループは二八・一%しかない。したがって、同じ生鮮魚介が一八・五%上がった（東京都区部 一九六七年実績）といっても、前のグループの人は、後のグループの人にくらべて一・五倍も、その影響が大きかったわけである。それを一本にまとめ、平均したものをウェートとしているところに、生活実感とのズレを生ずる理由がある。また、消費支出全体を一〇〇〇〇としたとき、家賃・地代のウェートがわずかに二五七でしかないのも、貸家に住む人と自分の持家に住む人をふくめて平均してしまうからそ

第81表　消費者物価指数の主要品目のウェイト（総合10,000）

▽食料	4,245	家具道具	571
米	727		
その他の主食	215	▽光熱	496
生鮮魚介	300	電気代	210
塩干魚介	111	ガス代	92
牛肉	118	石炭	42
豚肉	110	灯油	43
ハム・ソーセージ	65	プロパンガス	32
牛乳	141	練炭	60
鶏卵	163		17
野菜	315	▽被服	1,280
乾物	81		
加工食品	353	衣料	926
調味料	251	身の回り品	354
菓子	289		
果物	241	▽雑費	2,906
酒類	216	保健衛生	832
外食費	314	保健医療	378
その他	235	理容衛生	454
		交通通信	294
▽住居	1,073	教育	85
家賃地代	257	教養娯楽	525
設備修理	198	文化費	53
水道料	47	タバコ	970
			147

ということになる（第1図）。こういう状態であるから、政府公式の物価上昇率を家計簿予算に見込んでみても、それでは赤字にならない方がおかしいわけである。一九六七年の東京の消費者物価指数が、四・一%増と聞かされて、はたしてそんなものかと、首をかしげ、不信をいだく人は多いはずである。栄養改善普及会（黒川武雄会長）は国民の食生活の向上をめざして、厚生省や農林省の資料をもとに、「これだけは食べよう」という一日の食事の基準を発表している。それによると、一九六七年の二月では、一人一日二三六円だったのが、六八年の二月は二八五円かかることになり、二〇%以上の値上がりで、ここでも消費者物価指数とのくいちがいがはっきりと示されている。このくいちがいでもう一つ忘れてならないのは、基準時点のたびたびの改定である。政府は、消費構造の変化を理由に、ここのところ五年ごとに基準時点を変更するのが慣例のようになっている。一九六六年末にも基準時点を一九六〇年から六五年に変更した。そこで、一九六七年指数を一四七・四（一九六〇年＝一〇〇、東京都区部）というのと、一〇九・一（一九六五年＝一〇〇、同上）とでは、うける方の心理的な印象がそうとうに異なってくる。

第1図　1967年の消費者物価指数の項目別上昇率とエンゲル系数

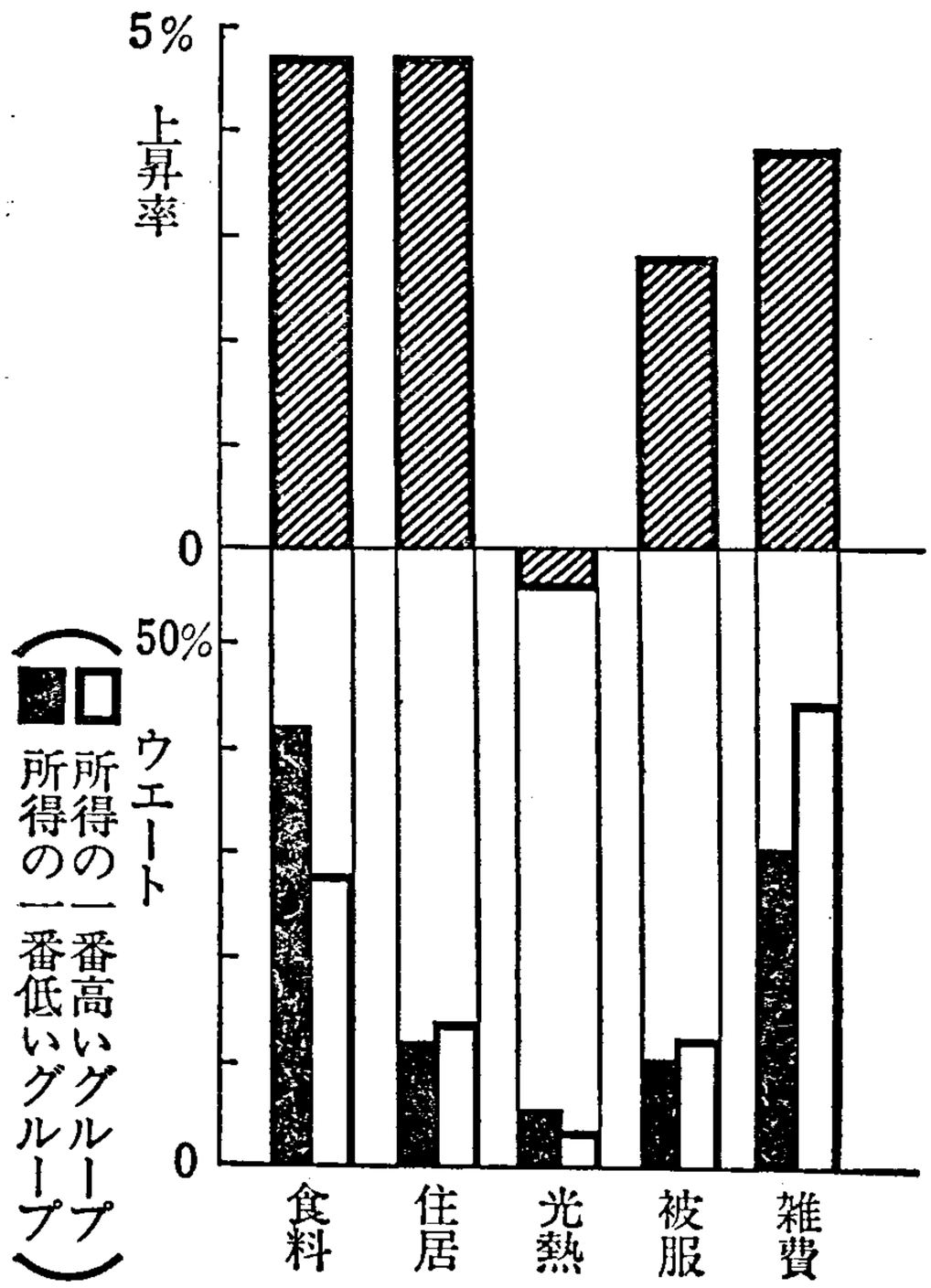

第82表　1967年平均の1ヵ月間の家計収入（全国）

項目	勤労者世帯			全世帯		
	1967年平均	対前年増加率	構成比	1967年平均	対前年増加率	構成比
世帯数（調整）	58,366	※ 7,389	—	94,628	※11,813	—
集計世帯数	4,899	※ —	—	7,862	※ —	—
世帯人員数	4.04	※ 4.07	—	4.15	※ 4.19	—
有業人員数	1.53	※ 1.54	—	1.66	※ 1.66	—
世帯主の年齢	41.3	※ 40.9	—	44.6	※ 44.0	—
	円	%	%	円	%	%
収入総額	117,727	11.9	—	—	—	—
実収入	78,709	10.3	100.0	—	—	—
勤め先収入	73,846	10.9	93.8	—	—	—
世帯主収入	65,681	11.0	83.4	—	—	—
定期	51,347	10.4	65.2	—	—	—
臨時	14,281	13.2	18.1	—	—	—
妻の収入	3,395	10.9	4.3	—	—	—
他の世帯員収入	4,770	10.0	6.1	—	—	—
事業内職収入	1,904	10.2	2.4	—	—	—
他の実収入	2,959	− 2.5	3.8	—	—	—
実収入以外の収入	14,242	16.1	—	—	—	—
繰入金	24,776	14.8	—	—	—	—

〔備考〕 1）※印は前年の実数を示す。　2）主要項目のため，内訳と計とは必ずしも一致しない。

2　労働者家計の収入と支出

次に、以上のような消費者物価動向のもとにおける、勤労者世帯の生活について、総理府統計局の家計調査報告によってみてみよう。

五分位階級別家計収支　同報告（第82～84表）によって、まず一九六七年の収入についていうと、勤労者世帯一ヵ月当り平均実収入は七万八七〇九円で、前年にくらべて名目で一〇・三％増、前年における九・五％の伸びを上回り、消費者物価の上昇分を差引いた実質でも六・一％増（前年四・二％）となっている。　実収入のうちでは、賞与や残業収入など臨時収入の伸びが大きく一三・二％増で、これも前年の一二・〇％を上回っているが、実収入の低い方から高い方へと並べて五等分した所得階層別実収入では、第Ⅰ、Ⅱ階層の七・八％、七・六％増にたいして、第Ⅳ、Ⅴ階層がそれぞれ九・五％、一〇・六％増と高所得層ほど増加率が高くなっている。

一方、支出についてみると、同じ勤労者世帯の一ヵ月当り平均消費支出は五万八七五七円と、名目九・六％、実質で五・四％増であり、その内訳では、家具じゅう器の名目二一・〇％、実質一八・八％という大幅増が目立っているが、所得階層別には、第Ⅰ階層の一五・七％、第Ⅱ階層の一三・九％、第三階層の七・八％各増にたい

第83表　1967年平均1ヵ月間の家計支出（全国）

項目	勤労者世帯 1967年平均	勤労者世帯 対前年増加率	勤労者世帯 構成化	全世帯 1967年平均	全世帯 対前年増加率	全世帯 構成比
	円	%	%		%	%
支出総額	117,727	11.9	—	—	—	—
実支出	65,441	9.3	—	—	—	—
消費支出	58,757	9.6	100.0	57,072	8.7	100.0
食料費	20,364	8.0	34.7	21,002	7.2	36.8
主食	4,146	0.6	7.1	4,309	0.1	7.6
米類	3,235	0.7	5.5	3,390	0.4	5.9
副食品	10,404	9.5	17.7	10,849	8.4	19.0
生鮮魚介	1,420	8.7	2.4	1,578	8.7	2.8
肉類	1,910	12.6	3.3	2,005	10.3	3.5
乳卵	1,792	8.3	3.0	1,771	7.3	3.1
野菜	1,614	15.3	2.7	1,711	14.2	3.0
加工食品	1,628	6.5	2.8	1,688	5.2	3.0
調味料	1,111	2.2	1.9	1,138	1.6	2.0
し好食品	4,173	10.5	7.1	4,273	9.7	7.5
菓子	1,199	4.4	2.0	1,189	3.2	2.1
果物	1,192	11.6	2.0	1,227	10.1	2.1
酒類	1,006	11.2	1.7	1,069	12.1	1.9
飲料	776	18.8	1.3	788	16.6	1.4
外食	1,641	13.2	2.8	1,570	13.5	2.8
住居費	6,667	14.9	11.3	6,007	13.1	10.5
家賃地代	1,736	13.4	3.0	1,472	13.0	2.6
設備修繕	1,059	1.0	1.8	984	− 0.3	1.7
水道料	267	10.8	0.5	272	9.7	0.5
家具什器	3,605	21.0	6.1	3,279	18.2	5.7
光熱費	2,591	7.8	4.4	2,619	7.2	4.6
電気・ガス代	1,573	8.0	2.7	1,616	7.2	2.9
他の光熱	1,019	7.6	1.7	1,003	7.2	1.8
被服費	6,525	8.6	11.1	6,342	7.6	11.1
和服	519	9.8	0.9	548	8.7	1.0
洋服	1,776		3.0	1,678		2.9
シャツ下着	974		1.7	939		1.6
他の衣料	1,430		2.4	1,389		2.4
身の回り品	1,827	5.5	3.1	1,789	4.9	3.1
雑費	22,609	10.1	38.5	21,102	9.5	37.0
保健医療	1,370	8.0	2.3	1,407	9.2	2.5
理容衛生	1,712	6.7	2.9	1,669	5.4	2.9
交通通信	1,669	9.7	2.8	1,622	9.7	2.8
教育	1,867	5.5	3.2	1,867	4.7	3.3
教養娯楽	4,091	9.7	7.0	4,018	8.9	7.0
たばこ	473	8.5	0.8	517	6.6	0.9
交際費	3,693	13.2	6.3	3,718	12.7	6.5
非消費支出	6,684	6.5	—	—	—	—
勤労所得税	2,126	0.7	—	—	—	—
その他の税	1,558	8.7	—	—	—	—
社会保障費	2,876	10.2	—	—	—	—
実支出以外の支出	26,071	15.7	—	—	—	—
繰越金	26,215	15.1	—	—	—	—
現物総額	3,326	—	—	3,161	—	—
可処分所得	72,025	10.7	—	—	—	—
黒字	13,268	15.6	—	—	—	—
貯蓄純増	8,477	12.1	—	—	—	—
有価証券純購入	357	17.4	—	—	—	—
その他	4,433	22,9	—	—	—	—
平均消費性向（%）	81.6	※ 82.4	—	—	—	—

第84表　1967年平均1ヵ月間の5分位階級別収入と支出（勤労者世帯・全国）

5分位階級	平均	I	II	III	IV	V
実数（円）						
実収入	78,709	31,481	53,126	69,150	90,398	147,825
（世帯主の定期収入）	51,347	25,923	41,975	50,691	58,806	77,915
（〃 臨時収入）	14,281	1,450	4,874	9,385	17,685	37,118
消費支出	58,757	34,561	45,525	54,949	66,067	92,182
食料費	20,364	15,106	18,012	20,253	22,265	25,887
（主食）	4,146	3,566	3,890	4,139	4,405	4,715
住居費	6,667	3,903	5,582	6,244	7,280	10,825
（家具・什器）	3,605	1,806	2,591	3,148	3,867	6,839
光熱費	2,591	1,835	2,189	2,459	2,817	3,524
（電気・ガス代）	1,573	1,084	1,305	1,537	1,719	2,175
被服費	6,525	3,340	4,708	6,017	7,581	10,825
雑費	22,609	10,377	15,033	19,976	26,125	41,120
（教養娯楽）	4,091	1,873	2,675	3,604	4,831	7,163
可処分所得	72,025	29,959	50,013	64,316	83,149	131,331
黒字	13,268	−4,602	4,488	9,367	17,082	39,149
対前年増加率（%）						
実収入	10.3	7.8	7.6	7.1	9.5	10.6
（世帯主の定期収入）	10.4	10.2	11.2	11.6	8.6	6.2
（〃 臨時収入）	13.2	−11.2	−14.4	−15.4	4.6	26.9
消費支出	9.6	9.7	9.2	7.4	9.4	8.5
食料費	8.0	9.2	7.6	8.0	6.3	6.3
（主食）	0.6	0.9	− 0.5	1.0	− 0.6	2.0
住居費	14.9	11.4	14.9	7.8	16.4	26.0
（家具・什器）	21.0	15.7	13.9	7.8	22.1	37.7
光熱費	7.8	6.8	10.1	5.0	5.5	5.4
（電気・ガス代）	8.0	11.4	8.8	9.6	5.5	1.0
被服費	8.6	9.8	7.0	5.0	8.2	6.9
雑費	10.1	10.4	9.8	7.7	11.2	6.7
（教養娯楽）	9.7	12.5	8.9	2.2	11.2	5.1
可処分所得	10.7	7.6	7.4	7.1	10.0	11.7
黒字	15.6	—	7.9	5.4	12.0	20.1
平均消費性向（%） 1966年	82.4	113.1	89.5	85.2	79.8	72.3
平均消費性向（%） 1967年	81.6	115.4	91.0	85.4	79.5	70.2
エンゲル係数（%） 1966年	35.2	43.9	40.2	36.6	34.7	28.7
エンゲル係数（%） 1967年	34.7	43.7	39.6	36.9	33.7	28.1

して、第V階層での増加が三七・七%にも及んでいて、その間の格差がいちじるしい。平均消費性向といわれる手取り収入に占める消費支出の割合は、八一・六%と前年の八二・四よりもわずかではあるが低下した。第I階層は一一五・四%と、実数で月平均四六〇二円の赤字を出しているのにたいし、第V階層では七〇・二%で、同じく実数で三万九一四九円の黒字となっていて、この場合にも大幅な格差が顕著である。また、エンゲル系数は一九六六年の三五・二%から三四・七%へとさらに低下したことになっているが、やはり、所得階層間でかなりの格差のあることについては、すでに指摘しておいた。しかも、低所得層ほど食料費の生活費中に占める比重が大きいというばかりでなく、実支出に占める社会保険や税金など非消費支出負担も、低所得層ほど高いし、さらに、最近における物価の値上がりが、生活必需品を中心としたものであるだけに、その影響も低所得層でより大きく、生活をいっそうゆがめたものにしているということができる。

住宅—東京二三区の住宅過密の実態—

首都東京は人口の異常な集中でふくれあがるばかりだが、日本住宅協会が一九六七年初めにまとめた「東京二三区の住宅過密の実態」報告によると、一人当りの住宅床面積七・四平方メートル（四畳半）以下の狭い住宅に住んでいる世帯は六三万〇九〇〇世帯、区部全世帯の二七%にのぼっている。また、過密状態は、山手では新宿、豊島、品川区など民間アパート集中地帯に多く、下町では江東、足立、葛飾区など平家住宅がギッシリ建ち並んだ住宅街に目立つとみられている。

（注）日本住宅協会は、建設省が認可した社団法人で学識経験者、地方公共団体、公益団体など住宅を供給する団体の代表で組織され、住宅問題の解決促進のため、国の住宅行政について調査・研究をおこない、その結果を建設省など関係の行政機関に提言している団体である。前記報告は、同協会が、一九六三年の国の住宅統計調査をもとに、東京の住宅難は地域的にどのような性格をもち、住宅供給地域の重点をどこにおいたらよいかなどの立場から、区別の戸数、世帯人口密度、住宅不足率、住宅着工量の推移などをまとめたものである。

同報告は、さらに、工場や倉庫、商店の店さきなどの非住宅や、家屋が傾いたような老朽住宅に住んでいる世帯は、同居世帯をふくめると、二三区全体で一二万世帯、およそ八%に達するとのべ、これに狭小過密住宅（国の基準により二〜三人の場合は床面積九畳未満、四人以上は一二畳未満のもの）に住んでいる世帯を加えると、住宅不足世帯は七五万七〇〇〇世帯で、区部全世帯の三五%、つまり二〇人のうち七人までが住宅に困窮していることになると指摘している。

狭小過密住宅の世帯数を区別にみると、最も多いのが大田区の五万四五〇〇世帯、ついで板橋（四万二八〇〇）、北（四万〇八〇〇）、世田谷、品川、足立、豊島、葛飾、江戸川、新宿、江東区の順。山手についてみると、狭小過密住宅は民間木造アパートの多い新宿区（民間木造アパート数三万八〇〇〇棟）、大田区（同四万九〇〇〇）、品川区（同三万五〇〇〇）、世田谷区（同三万）、豊島区（同四万三〇〇〇）、北区（同三万四〇〇〇）など、二階、三階建のアパートが集中しているところで目立ち、その居住者のほとんどは都心へ、また京浜工業地帯へ通勤するサラリーマン、ブルーカラーとみられる。これにたいし、下町では民間アパートよりも裏長屋や狭い宅地にギッシリと建った小さな平家の多い、江東、足立、葛飾、江戸川区で狭小過密住宅がふえており、これらの地域には、江東、荒川沿岸、京葉などの工

業地帯へ通勤するブルーカラー人口が多いとしている。

最近、都営などの公営住宅は区部から離れた三多摩に建設されているが、遠隔地であるため、江東、京葉、京浜へは通勤できず、とくに第二種住宅の応募者が減りはじめている。二交代、三交代など交代制の工場へ通う江東、大田、品川地区の勤労者にとって、現在の公営住宅の供給はひどくアンバランスになっており、このため、公営住宅は通勤時間を考慮して立地すべきだと、同報告では結論されている。

栄養

厚生省編「国民栄養の現状—昭和四〇年度国民栄養調査成績—」(一九六八年二月刊)によると(第85表および第2図)、①日本人の食料摂取量のうち六六・三%が穀物、芋などのでん粉質で占められており、これにたいし魚、肉、卵、牛乳の動物性タンパク質は一二・七%にすぎないが、それにしても、一九五五～五九年平均にくらべれば、動物性タンパク質二五%増、脂肪六四%増とふえていること、②アメリカ人が総食料摂取量のうちで、動物性タンパク質を三五・二%もとっていて、食事の主人公が肉、卵なであるのにくらべては、日本の水準がまだかなり低いこと、また、③職業や地域によって栄養水準のちがうことなどが指摘されている。すなわち、総カロリーに占める穀物カロリーの割合が減少する一方、総タンパク質中の動物タンパク質の割合が増加するのが栄養水準向上の方向だが、この栄養水準は、職業や地域などによって明らかなちがいがある。農家では穀類カロリーが総カロリーの七〇%に及んでいて、動物タンパクが総タンパク三五%しかないのにたいし、非農家では穀類カロリーが六〇%で動物タンパクが四五%、農家は非農家にくらべ約六年のおくれを示しているとのべられている。地域別で

第85表　摂取栄養量表（1人1日当り，1965年）

区分		全国平均	農家世帯			非農家地帯			
			専業世帯	常用勤労者のいる世帯	その他の兼業世帯	事業経営者世帯	常用勤労者世帯	日雇労働者世帯	その他の世帯
成人換算率	熱量	0.885	0.988	0.955	0.965	0.857	0.837	0.921	0.823
	蛋白質	0.934	0.933	0.942	0.954	0.942	0.928	0.949	0.915
原食品量 g		1,239.0	1,229.2	1,221.9	1,224.5	1,267.5	1,251.3	1,107.8	1,182.0
純摂取量 g		1,160.8	1,158.2	1,144.6	1,144.2	1,188.2	1,170.2	1,038.3	1.100.8
熱量 Cal		2,183.9	2,352.8	2,285.8	2,244.0	2,140.7	2,123.2	2,070.7	2,037.7
蛋白質g	総量	71.3	71.9	71.9	71.8	71.9	71.2	67.0	67.7
	動物性	28.5	23.3	27.1	26.2	30.4	30.6	25.3	27.1
	植物性	42.8	48.6	44.9	45.6	41.5	40.6	41.7	40.6
脂肪 g		36.0	30.6	32.4	29.6	36.9	40.3	28.3	32.3
炭水化物 g		384.2	437.6	414.9	412.1	370.3	360.7	377.3	359.2
カルシウム mg		465	480	465	477	457	468	407	447
ビタミン	A I.U.	1,324	1,388	1,369	1,248	1,271	1,353	1,030	1,181
	B_1 mg	0.97	0.93	0.90	0.91	1.02	1.00	0.89	1.01
	B_2 mg	0.83	0.82	0.81	0.79	0.82	0.86	0.72	0.77
	C mg	74	78	74	69	80	81	58	75
価格	1人1日当り 円	194.34	160.41	173.08	167.46	211.52	212.91	154.59	179.92
	1世帯1日当り円	855.10	834.13	951.94	854.05	994.14	872.93	587.44	503.78
	1カロリー当り銭	8.9	6.8	7.6	7.5	9.9	10.0	7.5	8.8

〔備考〕 厚生省「昭和40年度国民栄養の現状」（1968年2月刊）による。

第2図　食事内容の国際比較

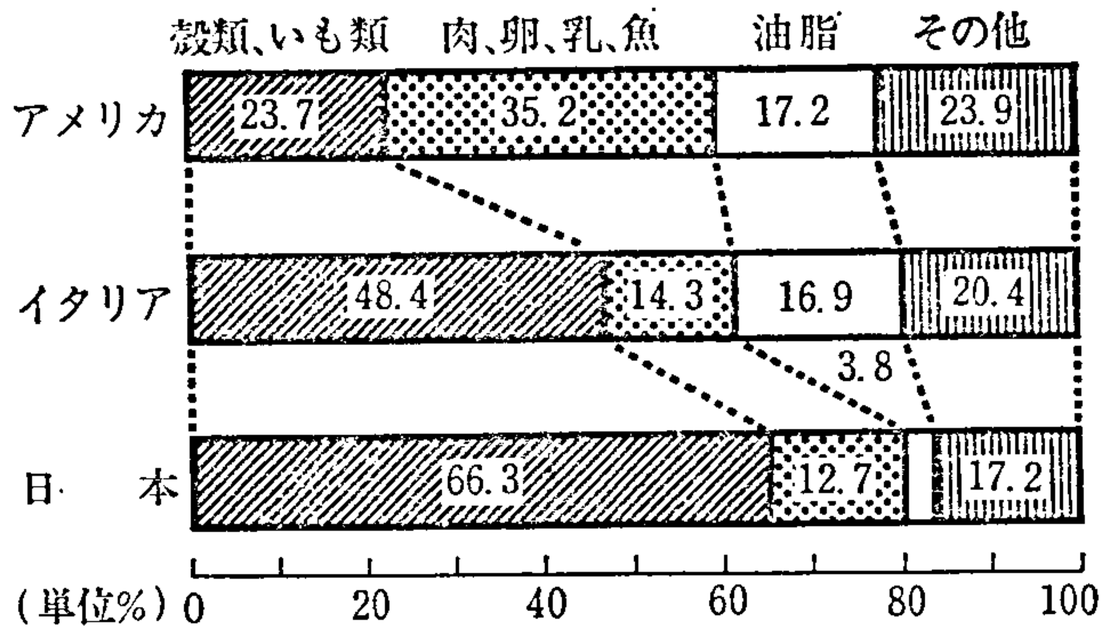

は、七大都市の穀物カロリー五八%、動物タンパク四五%にたいし、小さな都市ほど穀物カロリーの割合が増加して、動物タンパクの割合が減少しており、郡部では穀物カロリーが七〇%近くにも及び、逆に動物タンパクは四〇%以下に減少している。また、総カロリーを、どんな食品から、どんな割合で摂取しているかを、諸外国と比較してみると、わが国の場合、穀類やイモ類に依存する率が圧倒的に高い。動物タンパクの摂取量では、日本はギリシャとほぼ肩を並べており、アメリカ、ニュージーランドなどもっとも多く摂取している国にくらべると三分の一程度。カロリー摂取量では、ポルトガル並みで、一位のデンマーク（三三七〇カロリー）のおよそ三分の二となっている。

3　「昭和四二年度国民生活白書」と エンゲル係数

経済企画庁編「昭和四二年国民生活白書」（一九六七年七月刊）は、二つの部分からなっており、ひとつは、例年のごとく、六七年度を中心とした国民の暮し向きの実態について、二つには、「高度経済成長」政策が国民の諸階層に与えた影響、その階層別分析によってとりまとめられている。そして、生活面では、消費の大型化、高級化がすすむとともに、一九六〇年代の高度経済成長政策が所得や職業、年齢別の格差を縮め、全体としての生活水準の向上がいちじるしいということを強調する一方、交通事故や住宅難、公害、あるいはまた生活環境施設の立ちおくれなど、いわゆる社会的なひずみが表面化していることをあげ、「これらが生活水準の向上と差引きになっている」と指摘している。これをいいかえれば、白書は、国民の収入や生活内容によって測られるかつての貧困問題に代わって、新しい貧困の諸形態つまり物価上昇や住宅難、公害、交通災害からなる都市問題、あるいは過疎化することによって生ずる農村問題など、国民生活の社会的側面で、年毎に深刻さが加わりつつあるという。ここで国民生活の社会的側面の悪化はとにかく、高度成長経済が消費に与えた影響を所得階層別にみて、「昭和三一～三六年では総じて高所得層、三六～四一年では逆に低所得層の伸びがそれぞれ大きい。この間エンゲル係数は各階層ともほぼ一様に下がっており、低所得層での食料費増加傾向も所得の伸びに対応した安定的な動きを示している（第3図）」というのは、はたして実情に近いといいうるのだろうか。このことを前提として、佐藤首相もかつて国会で、「日本人のエンゲル係数は、物価上昇にもかかわらず上がってはいない。イギリス、フランスなみで、イタリアよりも低い。だから、物価上昇が家計に及ぼす圧力は、それほどではないは

第3図　消費支出にたいする食料費の支出割合

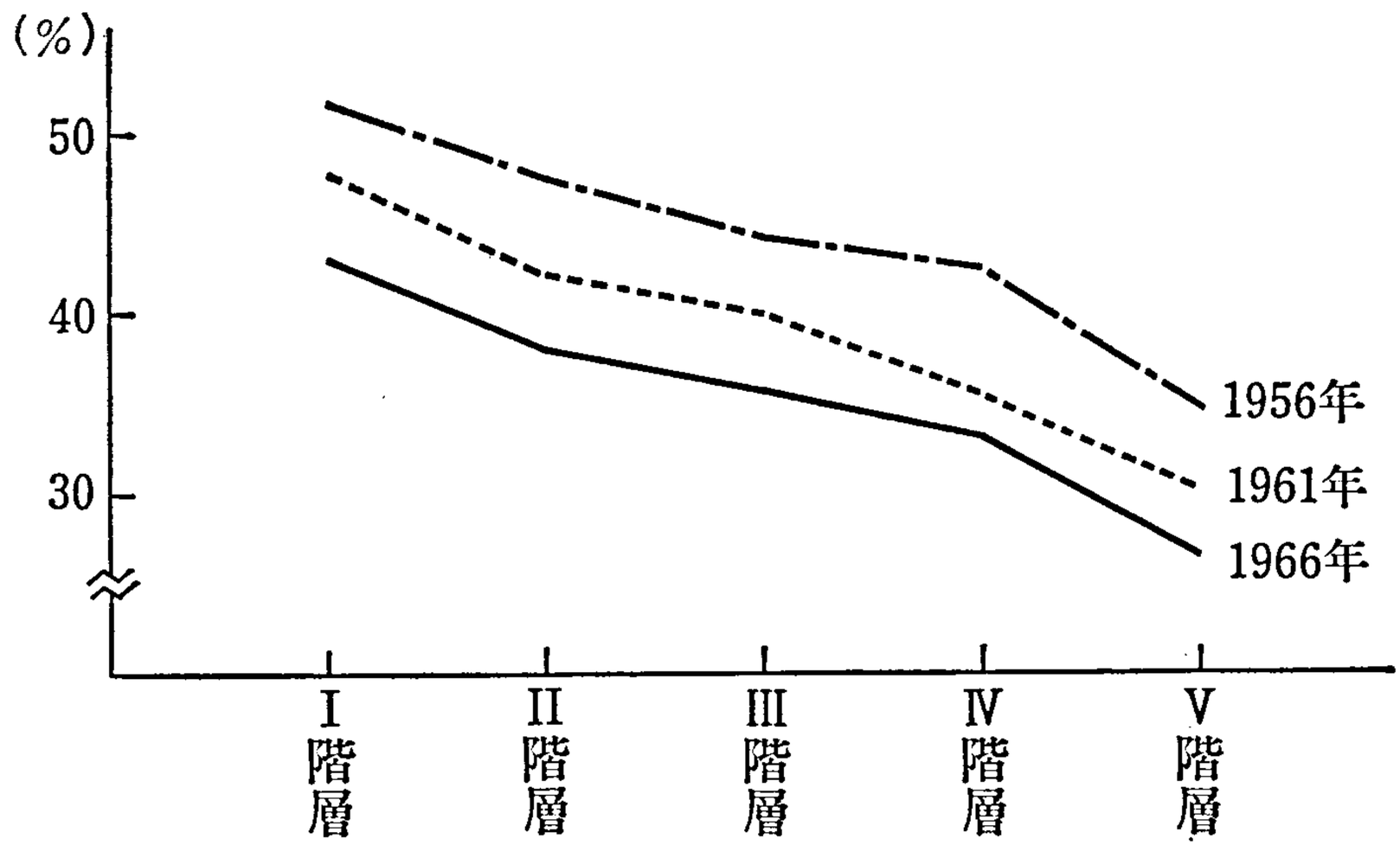

ずだ……」と答弁していた。この発言には、庶民の生活実感とはおよそかけはなれた空しさがある。

一九六七年の一ヵ月平均世帯主勤労収入六万五六八一円、これが、家計調査の結果で示された、親子四人暮らしの勤労者の収入である。そのうち賞与や残業収入など臨時収入を除いた定期収入のみでは五万一三四七円となる。一方、一ヵ月当りの平均消費支出は五万八七五七円であり、世帯主の定期収入のみでは、その消費生活をまかないきれなかったことになる。それに、賞与や残業収入をふくめても、税金や社会保険などの支払い、いわゆる非消費支出として月々六六八四円を差引かれていることを考慮すると、結局のところ、世帯主の勤労収入のみでは、その消費生活のバランスがようやくにして保たれているというにすぎない。そこで、主婦やその他世帯員子弟の勤労収入が、世帯の生活にとってかくことのできない部分となっているわけで、わが国勤労者の生活は、この平均数字の上からみても、その家計を維持するために、家族ぐるみの収入に依存せざるをえないという実情が示されている。さて、一ヵ月平均の消費支出金額五万八七五七円のうち、食料費は二万〇三六四円、その割合は三四・七%である。そこで政府は、このエンゲル係数を根拠にして、勤労者生活は安定的であるというのだが、かりに、さきにとりあげた、栄養改善普及会の一日の一人当りの食事基準二三六円（一九六七年二月現在）で計算してみても、四人家族では一ヵ月二万八〇〇〇余円、その場合のエンゲル係数は四八%にもなり、政府公式の数字の空虚さが明らかである。こうしたくいちがいを生じ、家計調査の結果が、必ずしも、わが国勤労者各階層の生活の実情を示しうるものとなっていないことについては、一つには、たんに任意に

選ばれた八〇〇〇世帯という調査対象世帯を、実収入順に並べて五等分して階層を分かつというだけで、その一つ一つの階層が、全国勤労者所得分布の割合を反映していないというばかりでなく、また、その平均実収入が、第Ⅲ階層と第Ⅳ階層実収入の中間に位置している点からみても、調査そのものが高所得層へのかたよりをもつものとなっていることが考えられるのである。

たとえば、後にみるように、国鉄労働者の生活では、エンゲル係数が、通常五〇％前後にも達している。国鉄労働組合の調べ（「国鉄労働者の生活—家計簿と聴取り調査の結果—」　同組合機関紙「月刊レール」No90、一九六八年二月号掲載）では、国鉄労働者の場合、まず、比較的年齢の若い、寮生活の独身者では食費と月賦に毎月の賃金のほとんどが支出され、残った三～四〇〇〇円程度の現金も外食その他に消費されていて、足りない部分を借金したり、実家からの仕送りに依存している。また、世帯持でも、国鉄からの世帯主収入だけでは、生活しがたいために、家計収支は赤字となり、それを主婦の内職やパートタイマー、その他家族員の賃金収入によって補い、あるいはまた、それらの収入が一万円に充たない世帯では、親元からの仕送りによって埋めているという例がかなり多い。宿舎居住という恵まれた居住条件の場合でも、月々累積した借金払をし、月賦払をし、不時の出費に備えてのいちおうの貯金もするが、とにかく、生活費は平月の収入いっぱいいっぱいである。それに、就学中の子弟をかかえた世帯では、教育費の負担が、飲食費に次ぐ大きさとなっていて、生活の内容を一層ゆがめていることがうかがえる。いずれにしても、副食費一日一人一〇〇～一五〇円というきりつめられた生活のなかで、国鉄労働者は国民の足をまもり、わが国経済をささえる動脈をになう役割を果たしているのである。

4　主要部門労働者の家計収支

物価上昇の労働者家計に及ぼす影響について考え、あるいはまた、生活そのものの構造と特徴を明らかにするためにも、労働者自身の手によって、何らかの組織を通ずるかして、家計簿方式による家計調査もしくは生計費調査を実施することの必要性はますます大きくなっているといえる。第86表は、日本生活協同組合婦人部が、全国二七組合、一三一世帯の協力をえておこなった家計調査の結果（一九六七年一〇月分）である。参考のために、総理府統計局の家計調査結果（同年九月分の五分位階層別集計のうちの第Ⅳ階層の家計支出）と対比してある。この調査の世帯主の年齢構成は第86表の1のとおりで、その平均世帯員数は四・二人、またこの調査では、学校（含幼稚園）へ通っている子供があることを条件としている。そこで、総理府統計局の場合と比較して注意されるのは、実収入と実支出の差で生協連の調査結果では約三五〇〇円の家計収支赤字であるのにたいして、統計局のそれでは約四六〇〇円の黒字を示しているという点である。統計局の場合には、差引きで貯金や生命保険の蓄積が増加しているのにくらべて、生協連の場合では「平月はボーナス月の蓄積を食いつぶしている」のである。また、教育費をみると、生協

連の調査結果が一万〇三六五円であるのにたいして、統計局のそれは五〇二〇円となっていて、調査対象のちがいが明瞭である。現実にある世帯は就学中の子どもがいるか、いないかどちらかであって、それを平均した就学児〇・四人の家庭などありようがない。こうした平均数字の空虚さについては、すでにたびたび指摘した。前年度版では、化学労働者、通信労働者、運輸労働者の生活実態をとりあげたが、ここでは、国鉄労働組合の生計費調査結果による国鉄労働者の生活実態のほか、化学労働者、小・中学校教育労働者また日雇労働者の生活についてのべてみたい。

第86表の1　世帯主の年齢

区　　分	人　員
30～39歳	36人
40～45歳	39
46～50歳	31
50歳以上	25
計	131
平均世帯人員	4.2人

第86表の2　日本生協連の家計調査結果

区　　分	総理府統計局1967年9月分第Ⅳ階層		日本生協連1967年10月分	
	円	%	円	%
収　　入	88,316		85,891	
実　収　入	72,797		73,931	
借り入れその他	15,319		11,960	
支　　出	88,316		85,891	
実　支　出	68,609		77,472	
非消費支出	6,330		9,192	
税　　金	2,630		4,143	
社会保障費	3,700		5,049	
消費支出	62,279	(100.00)	68,280	(100.00)
食　　費	22,881	(36.73)	23,217	(34.00)
主　食　費	4,770	(7.66)	4,572	(6.70)
副　食　費	16,335	(26.22)	17,043	(24.96)
魚	2,094		2,655	
肉	2,287		2,516	
乳　卵	2,156		2,376	
野　菜	1,962		2,493	
その他	7,836		7,003	
外　食　費	1,776	(2.85)	1,602	(2.34)
住　居　費	7,954	(12.77)	5,783	(8.47)
家　賃	1,731		2,511	
その他	6,223		3,272	
光　熱　費	2,479	(3.99)	2,229	(3.26)
被　服　費	5,754	(9.24)	7,433	(10.88)
保　健　費	3,172	(5.09)	3,143	(4.60)
教　育　費	5,020	(8.06)	10,365	(15.18)
教養娯楽費	4,259	(6.85)	3,185	(4.66)
交　際　費	2,941	(4.72)	3,986	(5.84)
雑　　費	7,819	(12.55)	3,957	(13.11)
保険貯金など	19,707		8,419	

〔備考〕 カッコ内は消費支出の100分比。

国鉄労働者の生活

国鉄労働組合では、一九五五年以来、組合独自の生活実態調査を実施してきている。それは数千人の組合員を対象としたものであって、対象が多数であること、また、その調査の結果を、一定の目的にそって平均化し、単純化してしまうことのために、実態調査と名づけられながらも、必ずしも生活の実情を十分に示しうるものとはいいがたかった。そこで、一九六六年度では、従来の調査を中止し、試験的に全国五〇世帯を対象とした家計簿方式による生計費調査が実施された。さらに、一九六七年一〇月には、大都市およびその周辺における国鉄労働者の生活を明らかにするという趣旨から、東京地方本部新橋支部に所属する組合員五〇世帯が選ばれ、同じ内容の生計費調査にあわせて、生活の具体的諸事情にかんする聴取り調査が計画され、職場活動家およ

第87表の1 勤続7年 年齢26歳 の賃金収入 (1967年10月)

給料		4月～10月分のベース	
基本給	23,000円	アップ差額追給	
	(旧ベース)	差額追給合計	20,263円
暫定手当	1,300	控除合計	1,267
基準外(諸手当)	2,492	差引給額	18,996
合計	26,792	勤続2年の独身者	18,026
		勤続8年の独身者	19,742
給料の控除			
共済掛金	1,898		
所得税	1,470		
住民税	710		
団体保険	3,300		
国労生協	300		
控除計	7,678		
差引給額	19,114		
職場での差引			
組合費	780		
旅行会費	500		
合計	1,200		
家にもって帰れる額	17,834		
勤続2年の独身者	8,608		
(21歳 基本給	19,600)		
勤続8年の独身者	21,657		
(27歳 基本給	26,400)		

(注) ベースアップ差額追給の職場における差引は組合費以外で同好会費などを差引いているところもあり一定していない。1,200円～2,700円見当の差がある。

第87表の2 生計支出の状況

食費	(部屋代120円含む)	3,000円
クリーニング		750
通信費		600
受信料		300
碁会所		1,600
月賦	(時計,背広,コート)	6,650
本人小使	(食事代が主なもの)	8,000
支出合計		20,900
赤字額		3,066
勤続2年の独身者	支出合計	21,990円
	赤字額	13,382
勤続8年の独身者	支出合計	42,660
	赤字額	21,017

食費に入るもの

び分会役員の手で実施された。その報告によると、国鉄労働者の生活の現状については、次のごとくである（前掲国鉄労働組合編「月刊レール」一九六八年二月号による）。

【独身労働者の場合】

勤続三年位の独身労働者だと、給料袋のなかに二万円入っているというものは少ない。寮費や食事代として月に七〇〇〇円から八〇〇〇円支出しているが、それを一日の食事代としてみると、わずか二三〇円、一食七五円程度である。一方、就職したばかりの労働者は衣類や身まわり品を調達したいけれども十分にそれをすることは不可能である。それでも最低のものは、月賦を利用することになるが、結局毎月の支払いが生計を圧迫しますます苦しさを増してしまう。勤続二年の労働者は月々四九六〇円を時計と洋服の月賦代にあてていた。勤続七年の労働者は同じく六六五〇円の洋服月賦代（第87表）を払った。このように、食費と月賦に毎月の給料のほとんどが支出され、残った三～四〇〇〇円程度の現金は外食に支出されるか、それではとうてい足りないので、借金をしたり、実家からの仕送りをあてにすることになるのである。

したがって、基本給二万五〇〇〇円以下で結婚し、細々ながら世帯をもっている場合の生計をみても、文字どおり、生活の基盤が崩れてしまっているということができる。そこで、エンゲル系数五〇％、副食費一人一日当り一〇〇円程度というまずしい生活のなかで、これらの若い労働者世帯が、生活の貧困化を通じて何を考えているかという点についてみると、高い家賃でアパートなどにいるものは、内職程度の補助収入では、家計を維持できないということから、たとえば通信教育をうけて幼稚園の保母になりたいという願望をもつ。そうすれば、自分の子どもをつれて勤めに出て、毎月きまった給料をうることができるという、積極的な生活態度がうかがえる。また、宿舎にいる場合では、内職に多く依存して生計のゆがみを支えようとする傾向がみられる。そして、将来鉄筋の宿舎に入れればよい。そして給料の上がるのをまって、耐久消費材の月賦購入をしたいという、一まわり小さい経済要求になっているのが特徴的であった。

【基本給三万五〇〇〇円を中心とする世帯持労働者の場合】

この階層にあたる調査対象者は一四名、平均年齢三三・七歳、平均勤続年数一三・七年、平均世帯人員数三・四人であった。職場ではいずれも一〇年選手であり、国鉄当局の要員不増政策、近代化政策のしわよせを全面的にうけている層である。その平均基本給は三万五七四〇円、扶養手当、暫定手当を加えた平均基準内賃金は三万九一四三円である。一四世帯中内職もしくは共働き世帯は九世帯で、その収入は全額家計にくりこまれていた。そのうちから典型的と思われる二世帯をえらび、その生活実態についてみれば以下のとおりである（第88表）。

世帯主の国鉄からの賃金収入にのみ依存する三人世帯（夫、妻および長男三歳）と四人世帯（夫婦と長男六歳および長女三歳）とをくらべた場合。

四人世帯の生活費の方が三人世帯のそれを下回るという数字が示されており、エンゲル係数も五〇％をこえている。そうした状態の原因は、主として二年前に建築した住宅資金の返済にある。三人世帯の生活費は四人世帯を上回っており、エンゲル係数は三三・一％と一見好ましくみえるが、これも、生活費の一五・五％

第88表の1　収入構造

世帯人員数	3人世帯	4人世帯
	円	円
基準内賃金	35,800	36,200
基準外賃金	5,820	6,200
計	41,620	42,400
共済掛金・税金	3,848	3,288
10月分手取収入	37,772	39,112
差額計	23,500	23,500
共済掛金・税金	1,561	1,561
差額手取収入	21,939	21,939
手取収入計	59,711	61,051

第88表の2　家庭への持帰り額

世帯人員数		3人世帯	4人世帯
10月分手取収入		37,772円	39,112円
支出	購買代金，月賦		500
	共済貯金他	800	
	各種貸付金返済		2,557
	クラブ費他	300	
	職場茶代他		250
	その他		3,000
	組合費他	1,190	850
家庭への持帰り額(A)		35,482	31,957
差額追給手取収入		21,939	21,939
支出	同好会他		800
	組合費	1,350	1,350
家庭への持帰り額(B)		20,589	19,739
(A) ＋ (B)		56,071	51,696

を占める家賃による影響が大きいと考えられる。いずれの場合も、住居費負担が、家計費のありかたを左右しているという点ではかわりがない。

世帯主の賃金収入にだけ依存する世帯、また、内職世帯と共働き世帯とでは、家計の収入、支出ともかなりの相違がある。ことに、三〇代前半の労働者世帯の典型とみられる内職世帯では、累積した借金の支払いをし、不時の支出に備えて一応貯金もし、冬仕度の衣料品も買うなどしているが、とに

第88表の3　手取収入と支出

世帯人員数		3人世帯		4人世帯	
		円	%	円	%
収入	10月分手取収入	37,772	63.2	39,112	64.1
	差額手取収入	21,939	36.8	21,939	35.9
	計	59,771	100.0	61,051	100.0
支出	生活費	45,508	76.2	40,200	65.8
	各種借入金返済	0	0	17,557	28.8
	月賦，掛買払い	0	0	500	0.8
	貯金	1,600	2.7	500	0.8
	計	47,108	78.9	58,757	96.2
収支の差		12,603	21.1	2,294	3.8

第88表の4　生活費の内訳

世帯人員	3人世帯		4人世帯	
	円	%	円	%
食料費	15,063	33.1	20,345	50.7
住居費	7,595	16.6	2,025	
光熱費	2,852		1,810	
被服費	2,390		0	
保健衛生費	1,828		430	
交通費	1,545		0	
教育費	0		3,050	
教養娯楽費	1,685		1,240	
交際費	2,650		1,000	
こづかい	7,000		4,000	
雑費	360		4,100	
組合費他	2,540		2,200	
計	45,508	100.0	40,200	100.0

第88表の5　食料費の内わけ

世帯人員	3人世帯		4人世帯	
食料費	15,063円		20,345円	
主食費	1,023		3,460	
米	生家より補助		20kg	2,820
副食費	12,878		15,410	
調味料	1,162		1,475	
味噌	生家より補助		2 kg	380
醤油	2本	410	1本	160
砂糖	1 kg	115	1 kg	120
食用油		88		200
バター		0		100
酒		0		0
	1月 円	1日 円	1月 円	1日 円
1人当り食料費	5,021	167.4	5,086	169.5
1人当り副食費	4,293	143.1	3,852	128.4
1人当り現物換算食料費	5,719	190.6		

かく、内職収入を加えても、毎月の生活費が補われるだけである。それも、宿舎居住という条件に支えられてのことで、食生活を例にとってみても、米食依存の旧型食卓である。このように極度にきりつめられた、家計のやりくりの上で、見逃すことのできないものとして、親元からの援助がある。家屋もたててもらったという例は稀だとしても、日常の米、味噌、野菜の現物、節々に名をかりた現金による援助など、国鉄賃金以外の収入が一万円以下の家庭のすべてに何らかの援助があり、まったく援助なしの世帯はわずか四世帯で、共働き二世帯、パートタイム労働二世帯にすぎなかった。その生活水準意識については、世帯主収入以外に収入のある世帯、また世帯人員の少ない場合ほど高く意識されていて、三人世帯では中の下に集中し、四人世帯は下の上に集中していた。そして、この階層に共通していえることは、世帯主の国鉄からの賃金収入のみでは、妻と幼児一人の生活を維持するためにも困難で、それを補うものが、主婦のパートタイマーもしくは内職収入であり、親元からの仕送りであるということである。

【基本給四万五〇〇〇円を中心とする世帯持労働者の場合】

この階層の調査対象者は一一名、それぞれ、基準内外賃金をふくめると、相当に基本給額を上回るのであるが、実際には、後述するごとき諸控除、賃金から天引きによって、手取り総額は最高でも三万九〇〇〇円、最低では二万八〇〇〇円になってしまっている。調査は、たまたま、賃金の差額が加給された一〇月という時点で行なったものであるが、そうした増収という有利な条件の下でも、依然として生活の改善に役立つものとなっていなかった。この階層の調査は、①基本給がほぼ同一、世帯人員数がまた同じでありながら、②家族員が内職をし、あるいは働きにでている場合、したがって、世帯主以外の賃労働もしくは内職収入の大小、③居住条件の差異によって、わけてまとめられている。ここでは、そのうちから、勤続年数二〇年、家族構成五人で、かつ基本給において近似していながら、家族収入で内職と子弟の賃労働とで差異し、また、居住条件に差のある㋑、㋺各世帯の家計収支についてみると、次のごとくである（第89表）。

まず、家族構成であるが、㋑(内職）世帯の場合、本人四四歳、妻三八歳、長男一五歳(中学三年)、長女一二歳(小学校六年)、次女七歳（小学校一年）の五人であり、㋺（長女の賃労働）世帯では、本人三九歳、妻四二歳、長女二〇歳(会社員)、次女一八歳(高校三年)、長男五歳（幼稚園）の同じく五人であった。

そこで、世帯主の収入構成についていうと、同一基本給ラインにあっても、基準外賃金の多少で収入総額に差異がある。表にもあるとおり、それは㋑世帯では四万九一九〇円、㋺世帯では五万三二二〇円であった。さらに手取り収入となると、家族の生活条件を反映して、いっそうその差がいちじるしい。すなわち、その際の控除の内容は、共済掛金、所得税、住民税、購買代金、共済貯金、団体保険、貸付金返済（住宅普通分譲）、国労生協、労働金庫、クラブ費、給食費等からなっているが、共済掛金がこの層では三六〇〇円前後と相当な額を占めているのをはじめ、ことに㋺世帯では分譲住宅入手のための賃金借入れによる貸付金返済額が毎月九八〇一円、国鉄収入の一八・四%にもなっているため、世帯主の賃金収入全体としては、㋑世帯よりも多いにかかわらず、手取収入では逆に少ないという結果になっている。前記諸項目から

第89表の1　収　支　構　造

区　　分	㋑世帯(内職)	㋺世帯(家族副収入)
基　準　内	45,900円	46,700円
〃　外	3,290	6,520
手取総額	40,663	31,394
差　額	24,252	23,839
内職，副収入	6,000	27,500
合　計	70,915	82,733
生活費	68,949円	89,079円
借　金	5,000	
月　賦	900	1,000
貯金(生命貯金)	2,200	2,970
合　計	77,049	93,049
収支の差	△ 6,134円	△10,316円
先月の繰越	△ 5,000	1,530

第89表の2　生活費の内訳

区　分	㋑ 世 帯	㋺ 世 帯
飲食費	33,375円(48.4)	44,988円(50.5)
住居光熱水道費	7,042 (10.2)	5,236 (5.9)
被服費	4,000 (5.8)	13,260 (14.9)
雑費	24,532 (45.6)	25,595 (28.7)
計	68,949円(100.0)	89,079円(100.0)

第89表の3　食料費の内訳

区　分	㋑世帯	㋺ 世 帯
主食費	7,050円	7,000円
パン，その他		1,720
米 (50)kg	7,050	(30) kg 5,280
副食費	24,000	35,000
調味料	1,745	2,988
ミソ(5)kg	550	(2) kg 230
醤油(4) l	360	(2.7) l 410
砂糖(3)kg	300	(2) kg 230
食用油(2) l	390	(2.5) l 350
バター マーガリン	145	350
酒	580	
合　計	33,375円	44,988

第89表の4　食事内容

㋑世帯

区分	品数	品　　名
朝	4品	ノリ，卵，ミソ汁，漬物
昼	2品	ミソ汁，干物
夕	2品	トンカツ，ミソ汁

㋺世帯

区分	品数	品　　名
朝	6品	ミソ汁，焼魚，ナットー，ノリ，卵，漬物
昼		主人，子供はベントー
夕	5品	ミソ汁，漬物，煮魚，オヒタシ，卵

なる控除額の合計は、㋑世帯では世帯主賃金総額の一七・一％（八四二七円）、㋺世帯では実に三四・七％（一万八四九〇円）にもなり、その結果手取収入が前者は国鉄収入の八二・九％（四万〇六六三円）、後者は同じく六五・三％（三万一三九四円）にすぎないものになってしまうのであるが、この手取収入こそが、実は労働者とその家族の日常的な生活費の源なのである。だが、事実上そのことはほとんど不可能であり、そこで、やむをえず主婦の内職や共働き、あるいは子弟の労働力化が促進されつつあるという現状なのである。こうして労働者の一カ月間の家計収入は、同一基本給、同一家族数であっても、その家族の労働力化による収入の多少によって、かなりの相違を生ずるものとなる。一〇月分の家計収入の合計は、㋑世帯では妻の内職収入六〇〇〇円が加わって七万〇九一五円にたいし、㋺世帯のそれは長女の収入の家計へのくり入り一万二〇〇〇円、間貸代一万五〇〇〇円をいれてあわせて八万二七三三円となっている（ただし、そのうちには、ベアによる差額支給分前者二万四二五二円、後者二万三八三九円がふくまれているので、平常の月ではそれだけ

減ることになる)。にもかかわらず、一〇月の家計収支では、㋑世帯で六一三四円、㋺世帯では一万〇三一六円の赤字である。そして、それぞれの生活内容はどうかといえば、たとえば、食生活はエンゲル系数で五〇%前後であり、特にその割合は㋺世帯で高く、両者の間にある収入上の差額は、飲食費のうちに大部分が吸収されてしまっているといえる。また、教育費の面では、両世帯とも七〇〇〇～一万円以上の支出で、飲食費に次ぐ大きさとなっており、教育費の負担が、実際には、意外と生活の内容をゆがめていることが考えられる。

化学労働者の生活　次にかかげるのは、合成化学産業労働組合連合(合化労連)が、東京を中心とする組合員を対象として、一九六七年九月二五日～一〇月二四日に至る一カ月間の家計調査を実施した際、その調査票に付記された主婦たちのナマの声である。これによると、化学労働者の生活の大半が赤字家計の不安にさらされており、とりわけ子どもの病気、あるいは交際費支出等の出費があると、たちまち、家計が赤字に追いこまれること、食費が切りつめられ、教養娯楽費が切りつめられ、平常月では被服費の捻出が困難で、一様に生活の不安を深めているということができる(「化学労働者のこんにちの生活—合化六七年家計調査結果報告(1)」合化労連機関紙「月刊合化」一九六八年一・二月合併号掲載による)。

【三人家族の場合】

＜事例一＞　旭電化労働組合員年齢二八・八歳、現場(交替勤務者)、家族数夫婦と子供三歳の三人、税込賃金月額四万二四五五円(うち基準内賃金三万五〇五〇円)、手取月収二万六三七〇円、社宅居住。

賃金が毎年上がるにつれ、その当座何日かはいくらか楽になったようにも感じるが、間もなく物価の値上がりがあとをおってくる。賃金が上がっても物価の値上がりで、困り方は以前とたいして変わらない。

うちでは年二回の賞与で毎月の不足分に五〇〇円位ずつたし、また半年内の借金を返すと、次の賞与の出るときには利息しか残らない。賞与がでるとかならず五万円は貯金しておかないと、不足をおぎなうものがなく、借金がふえるばかり。来年になると、子どもも幼稚園に入るようになるので、さらに五〇〇〇円位出費が増す様子。毎月いくらか貯金をしているが、お祝い、交際費などにでてゆくので、たまるときがない。結局は内職をしてやりくりするより仕方がない。何年先にいまの状態からぬけられるか一寸心配。

【四人家族の場合】

＜事例二＞　旭電化労働組合員年齢三四・二歳、技術(日勤者)家族数夫婦と子ども一一歳と八歳の四人、税込賃金月額四万円、手取月収二万六二六〇円、社宅居住。

久しぶりに家計簿をつけてみて、出費が収入をはるかに上まわっているのにびっくりしました。ぜいたくなどとは程遠い生活をしているのですが……食費もこれ以上切りつめられもせず、子どもも食べざかりになるし、長男は来年より中学生へ進学するしと思うと、先のことを考えるのがおそろしくなります。一〇月から、また米価をはじめ値上げが一斉にはじまるし、おろす貯金がなくなったり、誰かが病気にでもなったら、もう生活がなりたちません。

学校で教育補助をうけているので、二人の子供の給食費、学用品代はあとで補助金がかえります。いま一番気になるのは主婦の虫歯がひどいのですが、治療費の予算がまったくとれないことです。

【五人家族の場合】

〈事例三〉　日産化学労働組合員年齢三四・九歳、現場（日勤者）家族夫婦と子供一三歳、一一歳、母六一歳の五人、税込賃金月額六万〇七六〇（四万四九二七）円、手取月収五万三八〇七円、借間居住。

毎度のことですが、物価上昇にたいする主人の給料とのギャップは、ますます開くばかりでどうすることもできません。

わたしは二人の子どもの親として人並みの教育をうけさせたいと思っております。……育ち盛りの子どもなので食料費に三分の二はかかります。細々と内職して家計をいくらかでも助けようと懸命です。物価の値上がりを完全に防止することだと思います。これが実行されない限り、年一回の賃上げでは到底おぼつかないと思います。……主人の話ですと、千葉の工場への配転が行なわれるということですので、落着いて年越しもできません。一日も早く安心のできる生活をおくれますよう、各人ががんばって、平和な毎日のくる日を願っています。

〈事例四〉　日本化学労働組合員年齢四二・九歳、現場（交替勤務者）、家族（夫婦と子ども各一五歳の双児と八歳の五人）税込賃金月額六万〇五五五円、手取月収五万七八二八円、持家居住。

わたしなりに、一ヵ月の支出の内訳をまとめてみました（第90表）。わが家には、来春二人の受験生がおり、毎日夜半までがんばって、睡眠も不足がち、長男もわたしも体が弱い方なので、及ばずながら栄養に気をくばっております が、栄養分析などされて、その批評をお知らせねがえれば大変参考になります。それにしても、何といっても主人が健康で働いてくれますのでたすかります。表中今月はガス代がありませんが、前月の末に入れたばかりのためです。主人は夜勤の時だけ弁当を持参します。

第90表　化学労働者の生活費の内訳（1967年10月現在）

区分	現金支出	見積金額（いただきもの）	備考
	円	円	
主食	939	4,500	
副食	11,750	4,310	
調味料	829		
嗜好品	3,026	2,770	おやつ，果物をふくむ
被服	2,390		クリーニング代をふくむ
住居・光熱	2,075		
器具・備品	798		
保健衛生	7,066		
（うち医薬代）	2,756		
交通・通信	1,112		
教育	9,172		給食費をふくむ
教養娯楽	1,240		
交際	5,892		
税・公費	2,730		
雑	220		
貯金・保険	2,550		
主人小ずかい	5,500		
計	57,289	11,580	
主人給料	57,828		
前月くりこし金	761		
計	58,589		
支出	57,289		
差引くりこし	1,300		

【六人家族の場合】

〈事例五〉　科研化学労働組合員年齢三六・一〇歳、技術（日勤者）、家族六人、税込賃金月額六万三五四三（六万一四八五）円手取月収四万五〇二五円、持家居住。

左の表に書き出した分は手取金額の多少にかかわらず、かならず出てゆくものです。今月分についてみると差引金額は一万九二二五円、これだけで六人分の一ヵ月の生活をまかなうことは、いまの物価ではとても大変です。そこで、ひまな時間に内職をするというのでなく、一日にこれだけの金額分の仕事をしようと自分できめて、仕事をするように心掛けています。材料のあるなしで計画どおりになることはありませんが。

支出内訳	金額
1. 長，次男保育園に関する費用	6,000円
2. 積立金（3人分の学費のため）	4,000
〃（まとまった費用がいるため）	2,000
3. 水洗便所積立金（町会でおこなう）	2,000
4. 主人小ずかい（含旅行積立金）	5,500
5. 簡易保険	1,300
6. 電気，ガス，新聞(水道なし，井戸水)	3,500
7. 牛乳（1日3本1ヵ月分，配達なし）	1,500
計	25,800

①一〇月一日からお米が値上りしますので、これくらいの買いだめは気やすめにしかなりません。それにいつもより品質が大分おちていました。②過日値上りしたとき、牛乳も配達はやめてもらい、自分で店まで買いにいくことにしました。一ヵ月分前金ですが、一日三本五〇円ですみます。③テレビ、ラジオの聴取料も、六月の一時金のとき六ヵ月分をまとめて支払うようにしました。④今月は近くの肉やが二軒開店しましたので、安い肉が買え大変たすかりました。魚が高く秋の味覚のサンマもついに手がでませんでした。⑤広告を家でよく検討して、保存のきく品物を主に買物を心掛けていますので、砂糖は一キロ九八円、ミソも一キロ七〇円、しょうゆも二一リットルビン一五〇円以上のものは、この一年間買わないですませています。⑥衣料は下着を買うくらいで、子供物は、ほとんどリフォームでまにあわせています。

小・中学校教師の生活

これまで、国鉄労働者と化学工業労働者の生活をとりあげて、その収入が、それぞれの労働と社会的役割にふさわしい生活を維持するに足るものでないこと、また、毎年の物価上昇によって、生活上の不安を高めてきていることについてのべた。高い教養と専門性を要求されている小・中学校教師の場合にも例外ではなく、その職業内容と給与とのふつりあいが目立っている。経済のいわゆる「高度成長」とともに、今や教師の不足は全国的な現象である。とくに男子教師の不足により、小学校ではすでに五割以上が女子教師によって占められている。このことは、一つには教師が、男子の職業としてふさわしい待遇と地位を与えられていないこと、一方、女子にとっては、その職業分野が限られているばかりでなく、しかも全体的として生活補助的な性格のものが多いなかで、比較的条件に恵まれた職業であると見られているためでもあろう。それはとにかく、村松喬著「教育の森第一〇集」（毎日新聞社刊）には、東京・文京区の小学校教師吉田邦夫氏（39歳）の給与と生活について、次のように指摘されている。大都市における小・中学校教師の生活は、この吉田氏の場合とだいたい同じようなやみをもつものと考えてよい。

吉田氏は教職について一三年目、家庭は妻長女二女の四人、まず標準世帯である。……〔その給与は〕昭和四二年九月現在で教育職二等級十八号で、本給四万九千五百円。これに扶養手当二千円（妻千円、第一子六百円、第二子四百円）、暫定手当二千五百八十円、計五万四千八十円である。これから区民税千七百九十円、共済掛金三千六百六十円、組合費八百七十六円をはじめ、互助会費、親ぼく会費、保険掛金など計一万三千余円を差引かれ、結局手取りは四万円余りである。

一方、同じ九月の支出を家計簿でみると、住宅費三千四百円、主食費二千百円、副食、調味料費一万六千九百円、光熱費三千三百円など、経常支出だけで約五万円になる。人事院資料によると、昭和四二年四月の東京での四人世帯の標準生計費は五万三千四百八十円となっており、吉田氏の家計は、その標準を維持するためには一万円余り足りない。この月には親類への見舞いなどが重なり、二万五千円ほどの赤字であった。赤字は、妻の副収入が一万二千円くらいと、貯金を引出して埋めるのだが、貯金は年二回のボーナスをそっくり入れておくのである。それを毎月小出しにしていく。「これが教師十三年勤めている男の給料ですよ」と吉田氏は言う。大都市の教師は、だいたい同じような生活の苦しさをもっている。吉田氏の場合は、住居費が二千四百円で済んでいるので、まだ楽だといえるのである。

ところで、この吉田氏の生活は、国の教育補助の基準に該当し、その受給によって、生活上の困難の一部を補うことができた。同書は、その点について、「吉田氏に教育補助を受ける〝資格〟がある」ということは、一般の社会福祉は進んだが、教師の待遇はそれよりはるかに遅れていることになるのではないか」とのべ、教育補助受給の経過についても、次のようにふれている。

長女の朱美ちゃんが小学校にはいったのは、三九年であったが、入学式がすんだ間もないある日、彼女は学校から一枚のプリントを持って帰ってきた。それには、こう書いてあった。「家計が苦しい方のために、教育補助の制度があります。次の標準に該当する方は遠慮なく申込んでください」とあり、その基準が示されていた。教育補助は「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」で、三十一年にできた制度である。生活保護の対象にはならないが、それに近い「準要保護」の家庭にたいして行なわれるもので、給食費、学用品、修学旅行費などを補助するものである。家族構成や年齢などによって、所得基準の計算は面倒だが、だいたい四人家族で月収四万円以下なら補助の対象になる。さて、吉田さんの家庭は—この基準に該当したのである。……二学期にはいって、補助を支給するという通知が正式にきた。また翌年四月からは、二女の春美ちゃんも小学校にはいり、二人の補助がでることになった。一人当り年間一万円程度だが、学校へ持っていく金が全くいらないということは、家計にとってはバカにならないことであった。

しかし、一九六六年になって、給与のベース・アップが行なわれた際、吉田氏は教育補助の対象からはずされてしまった。給与が補助の基準以上になったとみなされたためである。

日雇労働者の生活

I・3「都市下層階層」では、都市下層階層の量的大いさについてのべたが、日雇労働者層はその主要構成部分の一つである。日雇労働者は、その日限りの雇用という形でやとわれ、その就業が一般に不規則である。その仕事には誰でも、そしてかなり無条件に採用されうるが、その日限りの雇用という点からだけいっても、生活上の不安が、一般労働者にくらべて、いちじるしく大きく、その産業別分布では、建設業、運輸業などで多い。ところで、一九五五年頃から、公共職業安定所の紹介方法として、いわゆる〝長期紹介〟なるものが多く行なわれ、日雇という名の長期にわたる雇用、すなわち〝長期日雇〟という形態の比重が高まる傾向にある。たとえば、東京飯田橋職安の日雇職

業紹介の例でいうと（一九六六年現在）、失業対策事業（ほとんどが継続化し、就労が長期にわたっている）六一四人にたいし民間現場は六七四人、そのうちでは長期日雇四八七人、日々日雇七〇人、その他中間的日雇一一七人という内訳であった。一口に〝長期日雇〟といっても、その期間は長短さまざまであり、家族もちが比較的多いと思われるが、〝日々日雇〟では単身者が多いと考えられる。また、最近日雇労働者の年齢構成が全体として高まっており、女子の日雇もふえつつある。さらに、短期および長期日雇の供給源として、農家からの在宅兼業者や出稼者の増加が目立ち、日雇労働市場の構成がかなり複雑化してきていることが特徴的である。以下、日雇労働者の一典型と思われる、単身者日雇の消費支出状況についてのべれば次のとおり（江口英一「戦後の窮乏層」社会政策学会第三六回大会―一九六七年一〇月二八～二九日―研究報告要旨所収による）。

いま、建設物価調査会の資料（一九六七年三月調べ）によると、雑役軽作業人夫の賃金日額は、東京で最低八〇〇円、最高一七〇〇円、平均一三〇〇円、最瀕値一三〇〇円となっていた。その家族数をみると、諸資料からの推測では、「単身」が多いと思われる。山谷〔東京〕の例では極端であるが、その居住者の「世帯持ち」と「単身」の比は一対六・七ということになる（東京都山谷福祉センター「山谷地域における簡易宿泊所宿泊世帯の住生活事情」（一九六四年五月）。

アブレと就業がいつも交錯する人々を包含するふくれあがった日雇労働市場では、その賃金を下げる力が強くはたらき、しかもいわば一日分の賃金で二日を暮らすよう強制される。この市場での生活は、労働者によってそれだけでは家族をもつことができないか、家族からぬけて「単身」者化せざるをえない。単身雑役日雇の賃金を一日一三〇〇円としてみよう。その消費支出状況はつぎのごときものである。これは代表的といいうる。

旅館代一日三〇円。朝めし―ごはん、ミソ汁、なっとう計一〇〇円。昼めし―ごはん、あさりすまし汁、おしんこ、サラダ（ハムコマ切れ）計一二〇円。夕めし―やきめし八〇円、焼酎一杯三〇円、ビール一本一四〇円、つき出し二皿八〇円計三三〇円、以上総計五五〇円。残金七五〇円。この他タバコ五〇円（いこい）、風呂代二八円、牛乳二五円、以上をさしひくと、残金は六四七円。そこで彼の就労日数を月二〇日とすると、休業アブレの一〇日間の食費と宿泊料計五五〇円×一〇日＝五五〇〇円を二〇日間で残さねばならない。それは一日二七五円に当る。したがって、残金六四七円―二七五円＝三七二円が純粋の残金となる。これはアブレ、休業の日は、タバコもすわず風呂へもいかない場合である。一日三〇〇円強の残金は、明日の仕事の有無が分らない日雇にとっては、最低の準備金であろう。かくて、一三〇〇円の賃金は、単身日雇にとってその生活の最低限必要額といわねばならない。……重要なことは、単身日雇の賃金は、同一労働市場にある家族もちの日雇の賃金を規制することである。逆に家族もちの日雇では、もし世帯員が働けるなら、その賃金収入はそれだけ低くてよいことになる。かくて、逆に単身日雇の決定する日雇の賃金を押し下げることとなる。日雇の賃金は、現実的には、その平均としてあらわれることとなる。

5　標準生計費

―人事院・大蔵省の標準生計費と厚生省の生活保護基準―

最低生活費の算出方法には、通常、ローントリー方式（マーケット・バスケット方式というのもこのうちにふくまれる）とエンゲル方式の二つがある。前者は「生活費の各費目毎に、最低生活維持に

必要とされる品目、物量を計算し、それぞれの市場価格によって貨幣計算してつみあげる」という方式である。後者は必要熱量・栄養量を基礎にした物量の確定を、食料費についてだけ行ない、そうしてだされたいわば理論食料費と同額の食料費支出を行なっている世帯の実態生計費から生活費を算出するという方式である。現在発表されている最低生活費のうち、人事院の標準生計費と総評の理論生計費は前者の、大蔵省の標準生計費と厚生省の生活保護基準は後者の代表例である（第91・92表）。

(1)　人事院の標準生計費—これは争議権をうばわれている国家公務員の給与改訂の参考資料として算出されている。しかし、単に国家公務員の給与改訂資料にのみ止まるものではなく、公共企業体労働組合に組織されている労働者をはじめとする、多くの組織労働者の賃金引上げにも大きな影響を与える性格をもっている。一九六七年の世帯人員別生計費では、四人世帯（東京）で五万三四八〇円となっている。

(2)　大蔵省の標準生計費—いわゆる〝大蔵省メニュー〟ともよばれるもので、大蔵省が勤労所得税の課税最低限をきめるために算出する生計費である。一九六五年度に、成人男子一人一日あたりの食費を一六七円四八銭と発表して物議をかもし、同じ食費が六六年度一八六円八七銭、六七年度では二〇五円と発表されている。

(3)　厚生省の生活保護基準—生活保護法の適用をうける場合、基準となる生計費をいい、この最低生活水準を下まわる者にたいして所得補充がおこなわれる建前になっている。この生活保護基準の引上げは、さる一九五六年に、基準額が一般勤労者世帯の三分の一でしかなかったため、社会保障制度審議会がその差をちぢめるよう答申し、その後、毎年一二～一八％程度の引上げが行なわれてきた。この結果、一九六七年度にはその差がようやく約半分にまでちぢまり、夫婦と子供二人の四人家族（夫35歳、妻30歳、長男9歳、長女4歳）からなる標準世帯の生活保護基準額は、東京など一級地で月額二万三四五一円となった。しかし物価上昇など生活必需費の支出がふえ、社会福祉協議会では、一九六八年度では、二〇～二五％の基準額の引上げを実施しなければ、保護世帯の生活難は一層きびしくなるだけでなく、一般世帯との差も再び半分以下に転落すると主張し、大蔵省の出方が注目された。そして、六八年度の生活保護基準額の引上げは前年度（当初）にくらべて一三％に止まり、その結果、同じ標準四人世帯の場合、月額二万六五〇〇円ということになった。東京、大阪など大都市で、一人一日あたりの食費は一三六円八八銭、これが、物価高の今日、国の保障する最低限の生活水準というわけである。それが大都市（一級地）以外なら、中都市（二級地）一二四円五六銭、小都市（三級地）一一二円二五銭、町村（四級地）九九円九三銭となる。一九六一年以来の一般消費支出の名目上昇と比べてみても、被保護世帯のそれとの格差は広がるばかりといえよう。一九六七年度の厚生省調べでは、六六万世帯、一五七万人にのぼる被保護世帯の半分近くは、テレビももっていないという事実によっても示されうるように、被保護世帯全体の生活水準は、依然として一般世帯の五割程度にすぎないとみられている。

なお、総評の理論生計費については、本年鑑第36、37集を参照されたい。

【参考・資料】(1)「物価問題—特集」（「月刊総評」一二九号、一九六八年三月号）、(2)小尾恵一郎「消費者物価の改訂と生活実感」（「労働法学

第91表　人事院の世帯人員数別標準生計費（1967年４月）

その１　　（東京）

区　　分	１　人	２　人	３　人	４　人	５　人
食　料　費	7,640円	13,710円	19,040円	23,340円	26,630円
住居・光熱費	3,130	5,190	6,180	6,520	6,720
被　服　費	1,490	2,790	3,920	4,860	5,610
雑　　費	5,100	10,730	15,080	18,760	22,050
合　　計	17,360	32,420	44,220	53,480	61,010

その２　　（全国）

区　　分	１　人	２　人	３　人	４　人	５　人
食　料　費	6,900円	12,130円	16,720円	20,320円	22,930円
住居・光熱費	2,770	4,460	5,060	5,320	5,430
被　服　費	1,310	2,380	3,220	5,820	4,190
雑　　費	4,580	10,190	13,620	15,920	17,110
合　　計	15,560	29,160	38,620	45,380	49,660

〔備考〕　世帯人員数１人欄の額は独身男子（18歳程度）の額である。

第92表　東京都人事委員会の標準生計費

その１　　独身男子（18歳程度）の標準生計費

項　　目		５　月	備　　考
独身男子1人1日当たり基準カロリー		カロリー 2,820	「国民栄養調査成績」(厚生省）および栄養審議会(厚生省)の算定による「日本人の栄養所要量(昭和45年)」を参考として，従来どおり2,820カロリーとした。(注)
独身男子１人１日当り食料費		円 260.82	家計調査，国民栄養調査成績における食品の摂取状態を参考として作成したマーケット・バスケットに，家計調査における東京都の昭和42年５月の実効価格を用いて算定した。
月額	食　料　費	円 7,930	１　食料費は上欄の金額に$\frac{365}{12}$(日)を乗じて算定した。 ２　食料費以外は，家計調査の東京都における勤労者世帯の５月の費目別平均支出金額（日数調整後のもの）を４人世帯の支出金額に換算し，これに，費目別，世帯人員数別換算乗数を乗じて算定した。
	住居・光熱費	3,310	
	被　服　費	2,090	
	雑　　費	5,760	
	合　　計	19,090	

〔備考〕　栄養審議会の1963年１月25日付答申「昭和45年を目途とした栄養基準量および食料構成基準について」の「日本人の栄養所要量（昭和42年)」によれば，18～19歳男子の熱量所要量は，2,820カロリーと決められている。

その２　　世帯人員数別標準生計費（1967年５月）

費目↓　世帯人員→	１　人	２　人	３　人	４　人	５　人
食　料　費	7,930円	14,490円	19,960円	24,700円	28,730円
住居・光熱費	3,310	4,980	6,180	6,910	7,150
被　服　費	2,090	3,340	4,380	5,210	5,830
雑　　費	5,760	11,660	15,970	19,490	22,250
合　　計	19,090	34,470	46,490	56,310	63,960

〔備考〕　世帯人員「１人」欄の額は，独身男子（18歳程度）の額である。

研究会報」七一〇号、一九六七年四月所収)、(3)小沼正「わが国戦後における最低生活費の系譜」(「季刊社会保障研究」一九六七年六月号所収)、(4)労働統計研究会「労働者の家計と生活水準」(「賃金と社会保障」四二〇号、一九六七年四月下旬号所収)、(5)加藤桂二「人民各層の生活状態」(「経済」三五号、一九六七年四月号所収)、(6)石田望「政府物価統計の欺まん性」(「経済」四八号、一九六八年四月号所収)。

VI 農家の状態と農民の生活

概要□農家と農業・兼業従事者——農家・農家人口および農業・兼業従事者：農家人口と農家数の推移／経営規模別農家数の推移／専兼業農家数／兼業の種類と兼業従事者／農業従事者と兼業従事者／農家人口の異動：農家人口の減少／異動形態別農家人口の増減／男女別年齢別農家人口の増減／農家世帯員の就職・離職状況：他産業に就職した農家世帯員／増加した通勤型就職者／就職前の就業状態／農家世帯員の就職した産業／出かせぎ異動：出かせぎ者数／出かせぎ者の就業状態／農家子弟学卒者の動向：農家子弟の進学・就職状況／農家子弟学卒者の就職状況／農家子弟学卒者の農業就業状況／**農家経済と農民生活**——農家の生計費：農家経済と所得／農家生計費の推移／農家と都市勤労者の生計費／農民の生活状態

概要

一、農家人口・農業従事者の数は、一九五五年ころより急激に減少しはじめたが、最近においてもその傾向はつづいている。総人口にたいする農家人口の比率は一九六六年末ついに三〇%を割った。基幹的農業従事者数も一千万人を下回った。農家人口や農業従事者に較べると減少率の低い農家の数も減少して五五〇万戸になり、ほぼ戦前の戸数と一致するにいたった。

一、農家の階層分化は進行している。一九六五年までは耕地一・五ヘクタールを境にして、それ以上層の増加、以下層の減少という形で階層分化をすすめてきたが、六六年にはその基軸がさらに上昇し、二ヘクタール以上層の増加、それ以下の階層の全般的落層を示した。同時に、賃労働兼業の拡大という形で農民の下降階級分解が進行している。そして一部農家の挙家脱農によるプロレタリア化がその運動に交錯している。

一、農家の兼業化は賃労働兼業の拡大を主軸にしている。基幹的農業従事者の減少した反面、兼業従事者は増加しつつある。農家世帯員のうち、専ら兼業に従事する者と主として兼業に従事する者の合計は五八〇万人を数える。すなわち現在の農家は一戸に一人以上の非農業労働力を保持しているわけである。

一、農家人口は一九六七年一ヵ年に六五万人の純減少を記録したが、減少率はここ数年間のそれに較べるとやや低い。減少の主因は生産年齢人口の職業異動にもとづく流出超過にある。六七年一ヵ年で他産業に就職した農家世帯員は八〇万人、このうち農家に住みながら通勤する者が家を出て勤務する者より多く、全体の五五%をしめた。このような通勤就職者の数および就職者中にしめる比率は増大傾向にある。工場の農村進出と交通機関の発達は農家から通勤する労働者を増大させる背景となっている。

他産業へ就職する農家世帯員の中心は新規学卒の青年層である。また、最近は男子とならんで女子の進出がさかんで、女子就職者数は男子のそれに接近してきた。労働力不足を一般的背景にして、農家における中年女性まで労働市場に吸引され労働力化する傾向が目だってきた。

農家世帯員の流出・就職は、次三男女のみならず世帯主や後継者におよんでいるが、ただこれら世帯主や後継者が他産業に就職するばあい、圧倒的多数は通勤の形態をとっている。

一、農家世帯員の出かせぎ異動は、六七年において前年よりさらに減少した。出かせぎ者の多くは主として農業に従事している世帯主または後継者で、青壮年男子が中心である。彼らの就業先は土木建築などで、多くは労働条件の悪い現場の重筋労働にしたがっている。

一、一九六七年三月に学校を卒業した農家子弟は一三二万人、この四一%に当たる五四万人の新規学卒者が他産業に就職した。就職先は製造業が多く、商業・サービス業がこれについでいる。

一、一九六六年度の一戸当り年間農家所得は八六万円となり、都市勤労者所得に接近したが、世帯員一人当りでみるとまだ後者の八〇%にも達しない。生計費は各費目とも増加したが、なかでは保健・教育・文化費の増加が目だった。テレビ・ミシン・扇風機など耐久消費財の普及がすすんでいる。

1　農家と農業・兼業従事者

1　農家・農家人口および農業・兼業従事者

資料　本項の記述は主として農林省統計調査部の公表した昭和四一年度「農業調査結果報告書」(総括編)によるのであるが、はじめに統計の連続性について注意しておきたい。一九六一年より六四年までの統計は、六〇年に実施された農業センサス(悉皆調査)の結果を基準として調査・推計して作成され、また六五年の統計は同年二月一日に実施された農業センサスの結果を基準として調査・推計して作成されたものである。したがって、六五年における農家数・農家人口・農業従事者数などの統計は六四年以前のそれと必ずしも厳密には連続しなくなる。農林省は統計の連続性を保つため、

六四年以前の統計をも六五年センサスを基準として再計算し、参考値として発表している。以下にかかげる統計はこの参考値によるものである。

農家人口と農家数の推移

農家人口の絶対数、総人口にたいするその割合および農家一戸当り人数は毎年減少をつづけ、六六年一二月現在で総人口にしめる農家人口の割合はついに三〇%を割った。農家数も一九六〇年の約六〇〇万戸から六六年には五五〇万戸へと約五〇万戸の減となった。ただ農家人口の減少率にくらべると、農家の減少率は比較的小さいことはこれまでも本年鑑でしばしば指摘したとおりである（第93表参照）。

つぎの第94表は全国の農家数の変動を地域別にあらわすものであるが、北海道は昨年と同様に減少率最高（五%弱）で、九州・四国・中国など西日本において減少率が高く、北陸・東北など東日本は低い。なお統計はかかげないが都道府県別にみると、減少率の高いのは東京・大阪などの大都市地域と、北海道・長崎・高知・鹿児島などのへき遠農山村地域であるが、最近ではこのうち後者における減少がいちじるしく、なかにはいわゆる過疎現象を呈する農山村や見捨てられた無住部落などがあらわれている。このような農家数の減少は、新設農家数を離農農家数が上まわった結果であるが、一九六六年において新設農家は六〇〇〇戸、離農農家は八万戸であり、両者とも前年より減少し、離農テンポは前年に較べやや鈍化したとみられる。

経営規模別農家数の推移

つぎにかかげる第95表によって、われわれは都府県の農家について次の傾向を指摘できる。すなわち、①一九六〇年いらい、一・五ヘクタール未満層はすべて一貫して減少をつづけた。とくに下層の零細農家にその傾向がいちじるしい。②これにたいして一・五ヘクタール以上層は大体において増加の傾向をたどったが、六六年には一・五～二ヘクタール層が減少を示した。ただ二ヘクタール以上の上層農家はいぜんとして増勢を止めていない。③全体として、六五年までは一・五ヘクタールを基軸として、それ以上層の増加、以下層の減少という傾向をたどったものが、六六年には基軸がさらに上昇し、二ヘクタール以下層の減少、それ以

第 93 表　農家人口と農家数の推移（全国）

年次＼項目	農家人口	指　数	総人口に対する割合	男女別農家人口 男	男女別農家人口 女	農家数	指　数	農家1戸当り人数
	千人		%	千人	千人	千戸		人
1960年12月	33,732	100.0	36.1	16,466	17,266	5,985	100.0	5.63
1961 〃	32,916	97.6	34.9	16,005	16,911	5,906	98.7	5.57
1962 〃	32,195	95.4	33.8	15,665	16,530	5,829	97.4	5.52
1963 〃	31,321	92.6	32.6	15,222	16,099	5,750	96.1	5.45
1964 〃	30,484	90.4	31.4	14,824	15,660	5,667	94.7	5.38
1965 〃	29,559	87.6	30.1	14,366	15,194	5,576	93.2	5.30
1966 〃	28,638	84.9	28.9	13,896	14,741	5,500	91.8	5.21

〔備考〕 1）1960，61年は奄美群島を除く。以下同じ。
2）例外規定農家は含まれない。以下同じ。
3）住込みの雇人，季節出稼者は含む。
4）農林省統計調査部昭和41年度「農業調査結果報告書」（総括編）及び同調査部「ポケット農林水産統計」（1968年刊）より作成。

第 94 表 農業地域別農家数

地域別＼項目	農家数(千戸) 1965年12月	1966年12月	減少農家(千戸)	減少率(%)
北海道	190	182	8.6	4.7
東北	767	763	3.2	0.4
関東	873	862	11.0	1.3
北陸	422	418	4.4	1.1
東山	291	287	3.3	1.1
東海	605	596	8.3	1.4
近畿	554	546	7.8	1.4
中国	583	573	9.3	1.6
四国	350	345	5.8	1.7
九州	943	927	16.1	1.7

〔備考〕 1) 資料は前掲「農業調査結果報告書」。
2) 北海道の一部地域(2,000戸)未調査のため含まれていない。したがって前表の総農家数とは一致しない。以下同じ。

上層の着実な増加という結果となった。前者の傾向は中下層農家の全般的落層を示し、零細兼業農家の挙家脱農、プロレタリア化を内包している。後者の、二ヘクタール以上層の増加は一部の地帯と経営形態における富裕農家の増加をふくんでいるが、両極分解による農業資本家階級形成にまですすんでいるとはいえない。

なお北海道にあっては都府県とちがって農家階層分化の基準が一〇ヘクタールにあり、概してこの線以下の農家数の全般的減少、以上層農家の増加となっている。六六年には一〇ヘクタール層が前年に比べ八・六%とかなりの増加を記録した。

専兼業農家数

農家の兼業化は近年の一貫した傾向であるが、一九六六年には微弱ではあるが専

第 95 表 経営耕地規模別農家数の推移(都府県)

		総数	0.5ha 未満	0.5～1ha	1～1.5ha	1.5～2ha	2ha 以上
農家数(千戸)	1960年12月	5,756	2,211	1,887	1,010	410	238
	1961 〃	5,683	2,172	1,856	999	409	246
	1962 〃	5,613	2,106	1,846	986	421	254
	1963 〃	5,542	2,058	1,816	982	424	261
	1964 〃	5,468	2,020	1,789	968	423	268
	1965 〃	5,386	1,995	1,735	954	426	276
	1966 〃	5,317	1,978	1,705	938	416	280
同構成比(%)	1960年12月	100.0	38.4	32.8	17.5	7.1	4.1
	1961 〃	100.0	38.2	32.7	17.6	7.2	4.3
	1962 〃	100.0	37.7	32.9	17.6	7.5	4.5
	1963 〃	100.0	37.1	32.8	17.7	7.7	4.7
	1964 〃	100.0	36.9	32.7	17.7	7.7	4.9
	1965 〃	100.0	37.0	32.2	17.7	7.9	5.1
	1966 〃	100.0	37.2	32.1	17.6	7.8	5.3
対前年増減(千戸)	1961年12月	−73	−39	−31	−11	− 1	+ 8
	1962 〃	−70	−66	−10	−13	+12	+ 8
	1963 〃	−71	−48	−30	− 4	+ 3	+ 7
	1964 〃	−74	−38	−27	−14	− 1	+ 7
	1965 〃	−82	−25	−54	−14	+ 3	+ 8
	1966 〃	−69	−17	−31	−16	−10	+ 3

〔備考〕 1) 数値はすべてラウンドされてあるので,総数と個々の数値とは一致しない場合がある。以下同じ。
2) 2種農家は 0.5ha 未満層に含まれる。
3) 前掲農林省各年「農業調査結果報告書」より作成。

業農家の絶対数・構成比が増大し、兼業農家の絶対数は増えたが構成比は微減した。それにしても、総農家のうち八〇%は兼業化している、という事実に変わりはない（第96表参照）。また兼業農家のうち第一種（農主兼従）農家の構成比は減少、第二種（兼主農従）農家のそれは着実に増大し、六六年には後者が総農家の四六%近くに達した。兼業種類、ことに増勢を示す兼業の種類は主として賃労働であるが、労働市場はなお盛んな労働力需要をもって農家から青壮年人口を吸収しており、他方、農民の挙家脱農のテンポは緩慢なので、兼業化の傾向は今後当分つづくものと推定される。

第 96 表　専兼業別農家数の推移（全国）

（単位：1,000戸）

	総数	専業	兼業		
			総数	第1種兼業	第2種兼業
1960年12月	5,985 (100.0)	1,853 (30.9)	4,132 (69.1)	1,890 (31.6)	2,242 (37.5)
1961 〃	5,906 (100.0)	1,613 (27.3)	4,292 (72.7)	1,899 (32.2)	2,394 (40.5)
1962 〃	5,829 (100.0)	1,503 (25.8)	4,326 (74.2)	1,945 (33.4)	2,381 (40.8)
1963 〃	5,750 (100.0)	1,379 (24.0)	4,371 (76.0)	1,951 (33.9)	2,420 (42.1)
1964 〃	5,667 (100.0)	1,212 (21.4)	4,455 (78.6)	1,965 (34.7)	2,490 (43.9)
1965 〃	5,576 (100.0)	1,149 (20.6)	4,428 (79.4)	1,934 (34.7)	2,494 (44.7)
1966 〃	5,498 (100.0)	1,151 (20.9)	4,347 (79.1)	1,833 (33.4)	2,514 (45.7)

〔備考〕 1）カッコ内は構成比。
2）農林省各年「農業調査結果報告書」より作成。

なお農林省は、前掲第96表（旧分類）とならべて、一九六四年いらい新分類による専兼業農家数の統計を公表している。第97表は一種農家（都府県〇・五ヘクタール以上、北海道一ヘクタール以上を経営する農家）と二種農家（一種以外の農家）を区分し、前者の一種農家の兼業とその種類等を統計的に示したものである。これによれば、一九六六年において、一種農家（三八一万戸）のうち専業農家は一四八万戸で三九%、兼業農家が二三三万戸で六一%となっている。この後者のうち「雇われ兼業」（年間三〇日以上雇われて労働）が八二%、「自営兼業」は一八%である。なお、新旧の両分類による兼業化率の統計的表示を比較してみると、旧分類の専業農家のうち約九〇%が新分類でも専業農家となっており、両統計の相関はきわめて高いことがわかる。また旧分類における第一種兼業農家のうちその六割強が新分類の「雇われ兼業」で、これが「世帯主兼業」と「あとつぎ兼業」にほぼ二分されている（次三男の兼業従事者のいる農家は、旧分類では兼業農家に分類され、新分類では専業農家に分類されている）。

兼業の種類と兼業従事者

つぎに同じ表により一種農家の兼業従事者をみると、六六年現在でその総数は四六六万人、前年より四万人ほど減少した。兼業種類別にみると、このうち「雇われ兼業」の従事者数は六四年いらい増加しつづけ、六六年には全体の八〇%に達し、これに反し「自営兼業」の従事者は六六年において減少し、構成比は二〇%になった。「雇われ兼業」のうちでは、恒常的勤務者が三カ年を通じて一貫して増加しており、六六年には二〇九万人になった。一種農家の九割以上に一人の恒常的勤務者がいることになる。これは主として工場労働者・商業労働者や官公庁のサラリーマン等であることはいうま

第 97 表　兼業種類別農家数と兼業従事者（1種農家，全国）

	区分		総数	雇われ兼業				自営兼業
				総数	恒常的勤務者	出稼ぎ	人夫・日雇い	
農家数（千戸）	1964		2,226	1,774	994	173	607	453
	1965		2,362	1,867	1,024	171	672	496
	1966		2,332	1,922	1,011	165	746	410
	構成比（%）	1964	100.0	(100.0) 79.7	(56.0) 44.7	(9.8) 7.8	(34.2) 27.2	20.3
		1965	100.0	(100.0) 79.0	(54.8) 43.4	(9.2) 7.2	(36.0) 28.4	21.0
		1966	100.0	(100.0) 82.4	(52.6) 43.3	(8.6) 7.1	(38.8) 32.0	17.6
	対前年増減	1965	136	93	30	△ 2	66	43
		1966	△ 30	55	△ 13	△ 6	74	△ 86
	対前年増減率（%）	1965	6.1	5.2	3.0	△ 1.3	10.8	9.5
		1966	△ 1.3	3.0	△ 1.3	△ 3.5	11.0	△17.3
従事者数（千人）	1964		4,572	3,545	1,980	254	1,312	1,028
	1965		4,671	3,559	2,016	235	1,309	1,113
	1966	総数	4,657	3,704	2,094	227	1,382	954
		男	3,300	2,689	1,445	205	1,039	611
		女	1,357	1,015	649	22	344	342
	構成比（%）	1964	100.0	(100.0) 77.5	(55.8) 43.3	(7.2) 5.6	(37.0) 28.7	22.5
		1965	100.0	(100.0) 76.2	(56.6) 43.2	(6.6) 5.0	(36.8) 28.0	23.8
		1966	100.0	(100.0) 79.5	(56.6) 44.9	(6.1) 4.9	(37.3) 29.7	20.5
	対前年増減	1965	99	14	36	△ 19	△ 3	85
		1966	△ 14	145	78	△ 8	73	△ 159
	対前年増減率（%）	1965	2.2	0.4	1.8	△ 7.5	△ 0.2	8.3
		1966	△ 0.3	4.1	3.9	△ 3.4	5.6	△14.3

〔備考〕 1) 65年の自営兼業は，「自営林業」の範囲が一部変更されているため64年と厳密には連続しない。
2) カッコ内は，雇われ兼業総数にたいする構成比である。
3) 奄美群島を除く。
4) 前掲資料による。

でもない。また一種農家二三〇万戸には平均して一戸に二人以上の賃労働者・人夫・日雇その他の兼業従事者がいることになる。

つぎに男女別に兼業従事者をみると、男の八二%は「雇われ兼業」に、一八%が「自営兼業」に従事しており、これにたいし女は「自営兼業」に従事する比重がやや高く二五%となっている。また「雇われ兼業」のうち、男は出稼ぎ・人夫・日雇など不安定兼業に従事する者が比較的多く、女は恒常的勤務者として安定兼業に従事する者の比重が高い（三四%）。

最後に、二種農家とその兼業従事者について記すと、六四年に一七九万戸を数えたものが二年後の六六年には一六七万戸に減少した。このうち、「雇われ世帯」は一一六万戸で全体の七〇%をしめ「自営業世帯」二二%、「無業世帯」は九%である。また二種農家の農業外他産業就業者数は六六年現在で二九九万人を数え、一戸平

均一・八人の兼業従事者を出していることになる。このうち恒常的勤務者は約半数の一五〇万人である。

以上、一種二種農家全体を合計して、その「雇われ兼業」従事者総数は五八五万人、そのうち恒常的勤務に従う者は三六〇万人である。つまり、わが国現在の農家は平均して一戸一人の「雇われ兼業」従事者をもち、そのうち「恒常的勤務者」は三六〇万人を数えることになる（第98表参照）（ただしこの兼業従事者の数は、前述のように、一種・二種農家の新分類による統計調査の結果であって、旧分類による統計数字と一致しないことに注意されたい）。

農業従事者と兼業従事者

一六歳以上の農家人口を農業・兼業別に就業状態を表示したのが第99表である。この表から次の点が明らかである。すなわち、①農家の生産年齢人口（一六歳以上）は年々減少し、六六年には二〇〇〇万人を割った。②広義の農業従事者は、六六年現在、一四八七万人で、このうち農業専従者は九一二万人である。③農業と兼業の両方に従事する兼業従事者は五七五万人、兼業に専従する者は一九二万人である。④兼業を主とする者と兼業専従者の合計は五七九万人で、これは農家に住み、農業を片手間にやるが、実質的には農業以外の産業に従事する兼業従事者なのである。⑤これを男女別にみると、農業従事者のうち女子は男子より多く、なかでも農業専従者は男子

第 98 表　1種2種農家の兼業従事者数（1966年），（単位：1,000人）

	兼業従事者総数	雇われ兼業者	恒常的勤務者
1種農家	4,657	3,704	2,094
2種農家	2,989	2,144	1,502
計	7,646	5,848	3,596

〔備考〕 前掲資料により作成。

第 99 表　農家の就業状態別人口　（16歳以上，単位：10,000人）

区分		総数	農業従事者				兼業専従	非就業
			総数	農業専従	兼業にも従事			
					農業が主	兼業が主		
1964		2,088	1,589	1,004	200	385	178	322
1965		2,045	1,524	936	207	381	185	336
1966	総数	1,997	1,487	912	188	387	192	318
	男	951	728	317	126	285	111	112
	女	1,046	759	595	62	102	81	206
構成比（%）	1964	100.0	(100.0) 76.1	(63.2) 48.1	(12.6) 9.6	(24.2) 18.4	8.5	15.4
	1965	100.0	(100.0) 74.5	(61.4) 45.8	(13.6) 10.1	(25.0) 18.6	9.0	16.4
	1966	100.0	(100.0) 74.5	(61.3) 45.7	(12.7) 9.4	(26.0) 19.4	9.6	15.9
対前年増減	1965	△ 44	△ 65	△ 68	7	△ 3	7	14
	1966	△ 48	△ 37	△ 24	△ 18	6	7	△ 18
対前年増減率（%）	1965	△ 2.1	△ 4.1	△ 6.8	3.3	△ 0.9	4.0	4.5
	1966	△ 2.3	△ 2.4	△ 2.6	△ 8.9	1.7	3.8	△ 5.5

〔備考〕 1） カッコ内は農業従事者総数にたいする構成比である。
2） 農業従事者は家事・育児などのかたわら自家農業に従事する者を含む。
3） 資料は前掲昭和41年度「農家調査結果報告書」。

第100表　年齢別男女別基幹的農業従事者数（全国）　（単位：1,000人）

		総　数	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
総数	1962年12月	11,158 (100.0)	304 (2.7)	1,876 (16.8)	2,822 (25.3)	2,296 (20.6)	2,019 (18.1)	1,841 (16.5)
	1963 〃	10,883 (100.0)	256 (2.4)	1,674 (15.4)	2,743 (25.2)	2,297 (21.1)	2,022 (18.6)	1,892 (17.3)
	1964 〃	10,255 (100.0)	213 (2.1)	1,450 (14.1)	2,589 (25.2)	2,242 (21.9)	1,954 (19.1)	1,808 (17.6)
	1965 〃	10,043 (100.0)	202 (2.0)	1,294 (12.9)	2,456 (24.5)	2,252 (22.4)	1,956 (19.5)	1,884 (18.7)
	1966 〃	9,376 (100.0)	185 (2.0)	1,110 (11.8)	2,267 (24.2)	2,201 (23.5)	1,852 (19.8)	1,761 (18.8)
男	1962年12月	4,859 (100.0)	150 (3.1)	713 (14.7)	1,086 (22.3)	841 (17.3)	927 (19.1)	1,143 (23.5)
	1963 〃	4,630 (100.0)	133 (2.9)	620 (13.4)	1,027 (22.2)	827 (17.9)	883 (19.0)	1,140 (24.6)
	1964 〃	4,359 (100.0)	115 (2.6)	530 (12.2)	951 (21.8)	804 (18.4)	850 (19.5)	1,109 (25.5)
	1965 〃	4,215 (100.0)	115 (2.7)	462 (11.0)	894 (21.2)	806 (19.1)	815 (19.3)	1,123 (26.7)
	1966 〃	3,966 (100.0)	111 (2.8)	403 (10.2)	827 (20.9)	799 (20.1)	775 (19.5)	1,050 (26.5)
女	1962年12月	6,299 (100.0)	155 (2.5)	1,163 (18.5)	1,736 (27.6)	1,455 (23.1)	1,092 (17.3)	699 (11.0)
	1963 〃	6,253 (100.0)	123 (2.0)	1,054 (16.9)	1,716 (27.4)	1,469 (23.5)	1,139 (18.2)	752 (12.0)
	1964 〃	5,896 (100,0)	98 (1.7)	920 (15.6)	1,638 (27.8)	1,438 (24.4)	1,104 (18.7)	699 (11.8)
	1965 〃	5,829 (100.0)	87 (1.5)	832 (14.3)	1,563 (26.8)	1,446 (24.8)	1,141 (19.6)	761 (13.0)
	1966 〃	5,410 (100.0)	75 (1.4)	706 (13.0)	1,440 (26.6)	1,401 (25.9)	1,076 (19.9)	711 (13.1)

〔備考〕 1) カッコ内は構成比を示す。
2) 前掲「農業調査結果報告書」より作成。

三一七万人にたいし女子は五九五万人とはるかに多い。しかし兼業にあっては男子の方が女子より多数の従事者を出している。

基幹的農業従事者　最後に、基幹的農業従事者を年齢別男女別に観察すれば（第100表）次の諸点が指摘される。①一九六二年から六六年にいたる四年間に、基幹的農業従事者は七八万人減少して九三八万となった。基幹的従事者が一〇〇〇万人を下まわったのは六六年がはじめてである。②一六～二九歳の青少年層はますます減少してその比重を低下させ、これにたいして五〇歳以上の老年層はその比重を一層高めている。③男子の基幹的農業従事者は各年齢層とも減る一方であるが、とくに二〇～三九歳の青壮年齢層の減少は顕著である。④これにたいし、女子の比重はますます増大し、とくに四〇歳以上の高年齢層においてその比重が大きくなっているのが特徴的である。

2　農家人口の異動

資料　農林省統計調査部は一九六三年に、それまで実施公表してきた〔農林漁家就

業動向調査」を改正し、その年いらい〔農家就業動向調査〕の結果を公表して現在にいたった。したがって、この改正以前と以後の統計は必ずしも連続しないのであるが、昭和四一年「農家就業動向調査報告書」（一九六七年一〇月刊）は、参考として五八年度から六二年度にいたる農林漁家の就業動向年次統計を掲げている。これによって、一九五八年から六六年にいたる期間――農家人口・労働力の〝山くずれ〟的な大流出を記録した九年間――における農家就業動向の大勢をつかむことができよう。昭和四〇年度「農家就業動向調査報告書」が六三～六五年の間における「出かせぎ異動」にかんして詳細な調査統計を掲載したのにたいし、この四一年度の報告書は前述のように就業動向調査開始いらいの累年調査結果をかかげている点に特徴がある。

以下の記述は、主として右の報告書によるが、ほかに一九六八年五月公表の統計速報「農家就業動向調査結果概要」をも利用した。これは六七年一月～一二月間の就業動向を概数によって報告したもので、これにまた「六八年一月における農家世帯員の就業動向」の統計が附せられている。なお、この「概要」で発表される数値は、のちに公表されるはずの昭和四二年度「農家就業動向調査報告書」の数値と一致しない場合もあるので利用上注意を要する。

農家人口の減少　一九六七年中における農家人口の異動をみると転入・出生などによる増加人口は七二万人（対前年比一二%増）、転出・死亡などによる減少人口一三七万人（対前年比一%減）、差引き純減少は六五万人で、年度はじめ農家総人口にたいし年率二・三%の減少となった。最近数年間、農家人口の純減少は年間七五万前後、率にして約二・五%であるから、六七年の減少率はこれにくらべるとやや（一二%ほど）低下したことになる。このように低下したのは、「出生」が前年より九万人（対前年比四三%）増加したことに主因がある。これは六六年が〝ひのえうま〟の年に当り「出生」の人為的減少が記録されたのにたいし、六七年ではその影響がなくなり、出生が常態に復したためであろう。

第101表　農家人口の異動形態別純増減数　（単位：1,000人）

		総数（増加人口－減少人口）	社会的異動					自然的異動
			離職転入－就職転出	勤務者の転入－転出	縁事転入－転出	その他の転入－転出	農家の増加－減少	（出生－死亡）
実数	1965年①	△ 736.3	△ 310.0	△ 33.5	△ 99.5	△ 130.1	△ 204.4	41.2
	1966 ②	△ 747.8	△ 286.0	△ 28.6	△ 87.2	△ 132.0	△ 158.7	△ 55.3
	1967 ③	△ 654.8	△ 277.9	△ 32.4	△ 84.9	△ 140.8	△ 145.7	26.9
構成比	1965年	100.0	42.1	4.5	13.5	17.7	27.8	△ 5.6
	1966	100.0	38.2	3.8	11.7	17.7	21.2	7.4
	1967	100.0	42.4	4.9	13.0	21.5	22.3	△ 4.1
増減率	②-①/①	△ 1.6	7.7	14.6	12.4	△ 1.5	22.4	△ 234.2
	③-②/②	12.4	2.8	△ 13.3	2.6	△ 6.7	8.2	148.6

〔備考〕 1）資料：昭和42年（1～12月）「農家就業動向調査結果概要」による。
2）△印は減少を示す。
3）出稼ぎ異動（1～6カ月）は含まない。

異動形態別農家人口の増減

六七年一ヵ年における農家人口の社会的異動をみると、各形態ともに純減少となっている（第101表）。このうち「離職転入—就職転出」の職業異動による純減少が最も多く（二八万人）、減少中にしめるその割合は四二％で、これにつぐものが「農家の増加—減少」による純減少で一五万人（二二％）、「その他の転入—転出」（離職者・就職者・勤労者の転出入にともなう家族の転出入、学事・病気による転出入等）によるもの一四万人（二二％）等である。

男女別年齢別農家人口の増減

つぎに一九六六年における人口異動を男女別年齢別にみると（第102表）次の諸点が指摘される。①一五歳未満は出生による増加がふくまれているので、当然に男女とも自然的異動による純増加数が社会的異動による純減少数を大きく上回っている。②これにたいし一五歳以上は、いくつかの例外をのぞいて、ほとんど純減少を示している。なかでも純減少のいちじるしいものは男女とも一五～一九歳層で、いずれも就職転出が離職転入を上回って生じた人口減がその主因をなしている。③女子の場合、二〇～二四歳層の純減少において最も多いのは結婚等縁事による転出が転入を上回って生じた減少で、これは二五～二九歳層でも相当に顕著である。④男女とも一五～一九歳層で「その他転入—転出」による純減少が職業異動による減少についで多いのは、家族の職業移動にともなう転出入や学事関係、病気による異動等がこの層に相対的に多くみられたためであろう。⑤六〇歳以上になると男女とも自然的異動による純減少が目立つのは死亡によることというまでもない。

第102表　農家人口の男女年齢別異動形態別純増減数（1966年・全国）　（単位：1,000人）

		総数（増加人口—減少人口）	社会的異動							自然的異動（出生—死亡）
			離職転入—転出	勤務者転入—転出	家族転入—転出	縁事転入—転出	その他の転入—転出	農家の増加—減少	小計	
男	総数	△ 374.5	△ 153.1	△ 29.4	△ 2.8	△ 7.7	△ 75.2	△ 74.8	△ 343.0	△ 31.5
	15歳未満	51.7	△ 15.4	△ 0.1	△ 2.7	0.0	△ 6.2	△ 22.2	△ 46.6	98.3
	15～19歳	△ 197.5	△ 133.0	△ 0.9	△ 0.5	0.0	△ 51.2	△ 9.7	△ 195.3	△ 2.2
	20～24歳	△ 17.7	△ 2.1	△ 7.3	0.7	△ 1.3	△ 2.9	△ 3.5	△ 16.4	△ 1.3
	25～29歳	△ 31.8	△ 0.9	△ 12.6	△ 0.1	△ 5.7	△ 7.2	△ 3.7	△ 30.2	△ 1.6
	30～34歳	△ 16.7	△ 1.2	△ 5.0	△ 0.2	△ 0.3	△ 5.0	△ 3.3	△ 15.0	△ 1.7
	35～59歳	△ 50.3	△ 0.6	△ 3.2	0.2	△ 0.2	△ 2.0	△ 20.9	△ 26.7	△ 23.6
	60歳以上	△ 112.4	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.3	—	△ 0.7	△ 11.7	△ 13.0	△ 99.4
女	総数	△ 373.7	△ 132.8	0.7	△ 10.3	△ 79.7	△ 43.9	△ 83.9	△ 349.9	△ 23.8
	15歳未満	42.2	△ 22.1	0.1	△ 3.2	0.1	△ 4.5	△ 21.6	△ 51.3	93.6
	15～19歳	△ 165.8	△ 120.7	2.7	0.1	△ 8.0	△ 32.4	△ 7.0	△ 165.4	△ 0.4
	20～24歳	△ 50.4	10.2	△ 0.8	△ 0.9	△ 54.4	1.2	△ 4.9	△ 49.6	△ 0.8
	25～29歳	△ 26.8	0.6	△ 0.2	△ 2.9	△ 16.0	△ 3.4	△ 3.9	△ 26.0	△ 0.8
	30～34歳	△ 11.4	△ 0.5	△ 0.1	△ 2.3	△ 2.7	△ 0.6	△ 4.4	△ 10.6	△ 0.8
	35～59歳	△ 48.8	0.0	△ 0.8	△ 0.8	1.4	△ 4.5	△ 26.9	△ 31.6	△ 17.2
	60歳以上	△ 112.5	△ 0.2	—	△ 0.2	0.0	0.4	△ 15.1	△ 15.2	△ 97.3

〔備考〕 資料：農林省統計調査部，昭和41年「農家就業動向調査報告書」による。

3　農家世帯員の就職・離職状況

他産業に就職した農家世帯員

一九六七年中に（六カ月以上の予定で）他産業に流出し就職した農家世帯員の数は八〇万人で、前年の八一万人よりわずかに減少した（103第表参照）。非農業部面に流出・就職する農家世帯員数は、この数年、対前年比五％（四万人）程度の減少をつづけてきたのであるが六七年にはこの傾向がとまって、前年にくらべ微減にとどまった。他産業への就職者が減少しつづけた近年の傾向は、一方では主として六四、六五年の経済不況の影響で労働市場がせばまり、基幹的農業労働力の農外への流出が鈍化したためであり、他方、現在の経営技術水準のもとで生じた農業労働力の涸渇によるものであろう。しかし六七年の流出率（勤務者をのぞく一五歳以上の年度はじめ人口にたいする流出者の比率）は四・七％で前年と同じであり、農家世帯員の他産業への流出はいぜんとして量率ともに大きい。

増加した通勤型就職者

同じ第103表によって農家世帯員の流出を就職形態別男女別年齢別にみると次のようである。

(1)　八〇万人の他産業就職者中、家から転出した「転出就職」型の世帯員は全体の四五％、これにたいし在宅のまま通勤する「通勤就職」型は五五％をしめた。後者の通勤就職者はその実数において前年を上回り、一九六三年以降の減少傾向からはじめて増加に転じ、また全体のうちにしめる割合においても前年（五二％）より大きくなった。通勤就職者がこのように増加した理由について農林省統計調査部は次のように推定している。すなわち、①これは女子の流出が増加し、それが通勤型をとったことによる影響が大きい　②新卒就職者のうち通勤を主体とする高卒の増加によるものとみられる（前掲、統計速報、昭和四二年「農家就業動向調査結果概要」）。

通勤型就職者の増加、その就職者中にしめる比率増大は、わが国の産業労働力の性格をみる場合、注意を要する点である。通勤型の増加は、工場の農村への進出や交通機関の発達による通勤圏の拡大等を背景にしているが、〝低賃金の地場労働力〟を求める企業の価値増殖欲にとって、この通勤就職者が現在のところ最も適当な形態かもしれない。同時に、労働力不足に悩む農家にとっても、勤務の休み中は通勤者を自家農業の補助的作業に使えるという点で好もしい型態であるから、今後とも通勤型は転出型にくらべ増加するものと推定される。

(2)　男女別に就職者をみると、男女ともにその数は年々減少しているが、六七年になると、男子は前年に比べ一％余減ったのにたいし、女子は増減なしで、女子の比重は相対的に大きくなった。また最近では、女子就職者の数は男子のそれに接近してきた。

(3)　年齢別では、一九歳以下の若年層が流出者の七四％をしめ圧倒的に多いが、これは新規学卒者を中心としていることはいうまでもない。六七年において特に注目をひく動きは、二〇歳以上、なかでも三五歳以上の女子流出者の増加がいちじるしいことで、これは最近、農家の女子中年層まで家庭を出て他産業に就職する者がふえてきたことを意味する。労働力不足を一般的背景にして、農家の中

第103表 農家世帯員の他産業への就職状況（全国）

（単位：100人）

区分		男女年齢別 総数 総数	19歳以下	20～34	35歳以上	男 総数	19歳以下	20～34	35歳以上	女 総数	19歳以下	20～34	35歳以上	男の世帯上の地位別 世帯主	あとつぎ	その他	就職前の就業状態別 農業が主	農業以外の自営業が主	家事育児など	通学が主
総数 実数	63年	9,338	6,201	2,078	1,060	5,084	3,072	1,300	713	4,254	3,129	777	348	786	1,860	2,438	2,473	345	1,207	5,313
	64	8,901	5,865	1,973	1,062	4,778	2,918	1,132	728	4,124	2,949	842	333	759	1,751	2,268	2,372	229	1,232	5,065
	65	8,502	6,080	1,546	878	4.388	2,922	891	575	4,115	3,158	656	303	596	1,578	2,215	1,729	265	958	5,551
	66	8,068	6,061	1,227	780	4,183	2,957	732	495	3,884	3,105	496	283	475	1,616	2,092	1,484	203	836	5,545
	67	8,011	5,947	1,245	820	4,124	2,951	687	487	3,885	2,996	557	333	491	1,606	2,027	1,433	201	862	5,516
構成比	63	100.0	66.4	22.2	11.4	54.4	32.9	13.9	7.6	45.6	33.5	8.3	3.7	8.4	19.9	26.1	26.5	3.7	12.9	56.9
	64	100.0	65.9	22.2	11.9	53.7	32.8	12.7	8.2	46.3	33.1	9.4	3.7	8.5	19.7	25.5	26.6	2.6	13.8	62.4
	65	100.0	71.5	18.2	10.3	51.6	34.4	10.5	6.8	48.4	37.1	7.7	3.6	7.0	18.6	26.1	20.3	3.1	11.3	65.3
	66	100.0	75.1	15.2	9.7	51.8	36.7	9.1	6.1	48.1	38.5	6.1	3.5	5.9	20.0	25.9	18.4	2.5	10.4	68.7
	67	100.0	74.2	15.5	10.2	51.5	36.8	8.6	6.1	48.5	37.4	7.0	4.2	6.1	20.0	25.3	17.9	2.5	10.8	68.9
対前年増減数	64－63	△ 437	△ 336	△ 105	2	△ 306	△ 154	△ 168	15	△ 130	△ 180	65	△ 15	△ 27	△ 109	△ 170	△ 101	△ 116	25	△ 248
	65－64	△ 399	215	△ 427	△ 184	△ 390	4	△ 241	△ 153	△ 9	209	△ 186	△ 30	△ 163	△ 173	△ 53	△ 643	36	△ 274	486
	66－65	△ 434	△ 19	△ 319	△ 98	△ 205	35	△ 159	△ 80	△ 231	△ 53	△ 160	△ 20	△ 121	38	△ 123	△ 235	△ 62	△ 122	△ 6
	67－66	△ 57	△ 114	18	40	△ 59	△ 6	△ 45	△ 8	1	△ 109	61	50	16	△ 10	△ 65	△ 51	△ 2	26	△ 29
対前年増減率	64－63/63	△ 4.7	△ 5.4	△10.3	0.2	△ 6.0	△ 5.0	△25.8	2.1	△ 3.1	△ 5.8	16.2	△ 4.3	△ 3.4	△ 5.9	△ 7.0	△ 4.1	△33.6	2.1	△ 4.7
	65－64/64	△ 4.5	3.7	△43.5	△17.3	△ 8.2	0.1	△42.3	△21.0	△ 0.2	7.1	△44.1	△ 9.0	△21.5	△ 9.9	△ 2.3	△27.1	15.7	△22.2	9.6
	66－65/65	△ 5.1	△ 0.3	△20.6	△11.2	△ 4.7	1.2	△17.8	△13.9	△ 5.6	△ 1.7	△24.4	△ 6.6	△20.3	2.4	△ 5.6	△14.2	△23.4	△12.7	△ 0.1
	67－66/66	△ 0.7	△ 1.9	1.5	5.1	△ 1.4	△ 0.2	△ 6.1	△ 1.6	0.0	△ 3.5	12.3	17.7	3.4	△ 0.6	△ 3.1	△ 3.4	△ 1.0	3.1	△ 0.5
通勤 実数	66	4,233	2,697	855	682	2,166	1,277	476	412	2,067	1,420	378	270	400	987	779	1,150	124	499	2,460
	67	4,385	2,754	896	735	2,172	1,291	463	418	2,212	1,463	432	317	430	993	750	1,150	131	539	2,565
構成比	66	100.0	63.7	20.2	16.1	51.2	30.2	11.2	9.7	48.8	33.5	6.6	6.4	9.4	23.3	18.4	27.2	2.9	11.8	58.1
	67	100.0	62.8	20.4	16.8	49.5	29.4	10.6	9.5	50.4	33.4	9.9	7.2	9.8	22.6	17.1	26.2	3.0	12.3	58.5
67年	対前年増減数	152	57	41	53	6	14	△ 13	6	145	43	54	47	30	6	△ 29	0	7	40	105
	対前年増減率	3.6	2.1	4.8	7.8	0.3	1.1	△ 2.7	1.5	7.0	3.0	14.3	17.4	7.5	0.6	△ 3.7	0	5.6	8.0	4.3
	通勤割合	54.7	46.3	72.0	89.6	52.7	43.7	67.4	85.8	56.9	48.8	77.6	95.2	87.6	61.8	37.0	80.3	65.2	62.5	46.5
転出 実数	66年	3,835	3,365	372	98	2,017	1,680	255	83	1,817	1,685	118	14	75	629	1,313	334	79	337	3,085
	67	3,626	3,193	349	85	1,952	1,660	224	69	1,673	1,533	125	16	61	611	1,281	283	70	321	2,951
構成比	66	100.0	87.7	9.7	2.6	52.6	43.8	6.6	2.2	47.4	43.9	3.1	0.4	2.0	16.4	34.2	8.7	2.1	8.8	80.4
	67	100.0	88.1	9.6	2.3	53.8	45.8	6.2	1.9	46.1	42.3	3.4	0.4	1.7	16.9	35.3	7.8	1.9	8.9	81.4
67年	対前年増減数	△ 209	△ 172	△ 23	△ 13	△ 65	△ 20	△ 31	△ 14	△ 144	△ 152	△ 7	2	△ 14	△ 18	△ 32	△ 51	△ 9	△ 16	△ 134
	対前年増減率	△ 5.4	△ 5.1	△ 6.2	△13.3	△ 3.2	△ 1.2	△12.2	△16.9	△ 7.9	△ 9.0	△ 5.9	14.3	△18.7	△ 2.9	△ 2.4	△15.3	△11.4	△ 4.7	△ 4.3
	転出割合	45.3	53.7	28.0	10.4	47.3	56.3	32.6	14.2	43.1	51.2	22.4	4.8	12.4	38.0	63.2	19.7	34.8	37.2	53.5

〔備考〕 1） 6カ月未満の出稼ぎ異動を含まない。 2） 前掲昭和42年「農家就業動向調査結果概要」による。

年女子までが労働市場に吸引され労働力化してゆく傾向を示すものであろう。

就職前の就業状態

以上にのべた農家世帯員の流出就職者が、流出以前に農家にあってどのような状態にあったかをみよう。同じ前表によれば、――

(1) 流出前に「農業が主」であった者は全体の一八%をしめている。この部類の流出者は六三年（二五万人）いらい年々減少し、六六年には前年より三万人（一五%）も減少したものであるが、六七年には微減にとどまり、横ばい傾向を見せはじめたようである。つぎに「家事育児など」に従事していた者が一一%をしめしているが、これは前述のように、家庭婦人の労働力化のひろがりを示すものである。

また「通学が主」たる者が六九%で最も多数であるが、いずれも新規学卒労働力である。これら「家事育児など」「通学が主」「農業以外の自営業が主」であった者の流出は六七年において特に目立つ変化はなく、ほぼ前年なみの減少を示している。

(2) これを就職形態別にみると、「農業が主」たる者の就職者はその八〇%までが「通勤就職」型である。すなわち、これまで農家にあって主として農業に従事してきたものが他産業に就職する場合は、多くは農家より通勤する形をとっているのである。

(3) 最後に、男子流出者（全体の五二%）を世帯上の他位別に観察しよう。「世帯主」であった者は全体の六%で最も少ないが、この「世帯主」の多く（八八%）は「通勤就職」型の流出である。これは前項で見たように、「農業が主」たる者の八〇%が「通勤就職」型であった事実と密接に関連している。つぎに「あとつぎ」は全体の二〇%であるが、このうち「通勤就職」型は六二%をしめている。これは農家の後継者たる男子が他産業に就職した場合、大半は家を離れずに通勤する道をえらぶことを示しており、世代交代期がきても挙家脱農するものはむしろ少ないことを予示するものではなかろうか。しかしそうはいっても、兼業農家の存続か挙家脱農かは、今後のわが国の資本主義の需要する労働力の量・質、賃金水準、農業所得水準その他多くの社会的経済的条件によって規定され、その条件のいかんによって種々変化するであろうから、現在の時点で一定の断定を下すことは避けねばならぬ。

流出前は次三男で学生等であった「その他」の者は最も多数で二五%をしめているが、これらは逆に「転出就職」型が多い（六三%）。

農家世帯員の就職した産業

第104表によって農家世帯員流出者八〇万人がどのような産業に就職したかをみよう。

(1) 流出先の主な産業種類では、製造業が三一万人（全体の三八%）で最も多く、この点は六五年以降変わらない。これについで卸・小売業（一八%）、農協をふくむサービス業（一八%）、建設業（一一%）が多い。農林漁業や鉱業など、いわゆる第一次産業への就職はまったく少ない。

(2) 製造業の内訳をみると、機械一三%、繊維一〇%が高い比重を示し、化学・金属・食料品等は三%前後にすぎない。この数年の推移をみると、製造業のウエイトは漸減しているが、そのなかで機械工業への就職者は六六年に減少したのち六七年におおはばに（二九%）増加した。六五～六六年の経済不況もあって農家世帯員の製造業への就職が全般的に減ったのにたいし、六七年には機械工業部

第104表 農家世帯員の産業別就職・離職状況

（単位：100人・%）

区分			総数	産業種類																		
				農林漁業	鉱業	建設業	製造業								卸売小売業	金融保険不動産業	運輸通信業	電気ガス水道業	サービス業		公務	不詳
							食料品	繊維	木材	化学	金属	機械	その他	小計					農協など	その他		
①流出者（就職者）	実数	65年	8,502	172	43	814	316	1,026	223	371	309	918	328	3,491	1,361	228	491	75	202	1,191	383	53
		66	8,068	151	39	917	312	895	218	280	272	777	318	3,072	1,366	179	484	78	205	1,187	361	28
		67	8,011	136	35	854	260	777	179	279	248	1,002	320	3,056	1,451	152	425	79	214	1,216	375	20
	構成比	65	100.0	2.0	0.5	9.6	3.7	12.1	2.6	4.4	3.6	10.8	3.9	41.1	16.0	2.7	5.8	0.9	2.4	14.0	4.5	0.6
		66	100.0	1.9	0.5	11.4	3.9	11.1	2.7	3.5	3.4	9.6	3.9	38.1	16.9	2.8	6.0	1.0	2.5	14.7	4.5	0.3
		67	100.0	1.7	0.4	10.7	3.2	9.7	2.2	3.5	3.1	12.5	4.0	38.1	18.1	1.9	5.3	1.0	2.7	15.2	4.7	0.2
	対前年増減数	66−65	△ 434	△ 21	△ 4	103	△ 4	△ 131	△ 5	△ 91	△ 37	△ 141	△ 10	△ 419	5	△ 49	△ 7	3	3	△ 4	△ 22	△ 25
		67−66	△ 57	△ 15	△ 4	△ 63	△ 52	△ 118	△ 39	△ 1	△ 24	225	2	△ 16	85	△ 27	△ 59	1	9	29	14	△ 8
	対前年増減率	66-65/65	△ 5.1	△12.2	△ 9.3	12.7	△ 1.3	△12.8	△ 2.2	△24.5	△12.0	△15.4	△ 3.0	△12.0	0.4	△21.5	△ 1.4	4.0	1.5	△ 0.3	△ 5.7	△47.2
		67-66/66	△ 0.7	△ 9.9	△10.3	△ 6.9	△16.7	△13.2	△17.9	△ 0.4	△ 8.8	29.0	0.6	△ 0.5	6.2	△15.1	△12.2	1.3	4.4	2.4	3.9	△28.6
	67年実数	通勤	4,385	88	31	451	124	288	126	154	123	541	186	1,540	846	127	270	32	201	553	245	2
		転出	3,626	48	4	403	135	487	52	124	125	460	134	1,516	605	25	155	47	13	663	130	18
	構成比	通勤	100.0	2.0	0.7	10.3	2.8	6.6	2.9	3.5	2.8	12.3	4.2	35.1	19.3	2.9	6.2	0.7	4.6	12.6	5.6	0.0
		転出	100.0	1.3	0.1	11.1	3.7	13.4	1.4	3.4	3.4	12.7	3.7	41.8	16.7	0.7	4.3	1.3	0.4	18.3	3.6	0.5
②還流者（離職者）	実数	65年	2,325	153	27	319	86	316	50	83	69	192	80	876	328	32	137	13	57	277	83	22
		66	2,126	127	25	326	74	304	64	82	64	170	78	836	277	29	104	16	47	253	71	15
		67	2,072	121	19	348	77	251	43	64	56	155	75	719	295	32	100	17	60	260	93	10
	構成比	65	100.0	6.6	1.2	13.7	3.7	13.6	2.2	3.6	3.0	8.3	3.4	37.7	14.1	1.4	5.9	0.6	2.5	11.9	3.6	0.9
		66	100.0	6.0	1.2	15.3	3.5	14.3	3.0	3.9	3.0	8.0	3.7	39.3	13.0	1.4	4.9	0.8	2.2	11.9	3.3	0.7
		67	100.0	5.8	0.9	16.8	3.7	12.1	2.1	3.1	2.7	7.5	3.6	34.7	14.2	1.5	4.8	0.8	2.9	12.5	4.5	0.5
	対前年増減数	66−65	△ 199	△ 26	△ 2	7	12	12	14	△ 1	△ 5	△ 22	△ 2	△ 40	△ 51	△ 3	△ 33	3	△ 10	△ 24	△ 12	△ 7
		67−66	△ 54	△ 6	△ 6	22	3	△ 53	△ 21	△ 18	△ 8	△ 15	△ 3	△ 117	18	3	△ 4	1	13	7	22	△ 5
	対前年増減率	66-65/65	△ 8.6	△17.0	△ 7.4	2.2	14.0	3.8	28.0	△ 1.2	△ 7.2	△11.5	△ 2.5	△ 4.6	△15.5	△ 9.4	△24.1	23.1	△17.5	△ 8.7	△14.5	△31.8
		67-66/66	△ 2.5	△ 4.7	△24.0	6.7	4.1	△17.4	△32.8	△22.0	△12.5	△ 8.8	△ 3.8	△14.0	6.5	10.3	△ 3.8	6.3	27.7	2.8	31.0	△33.3
	67年実数	通勤	1,225	82	16	185	53	87	34	39	32	90	51	385	168	28	67	14	59	143	76	3
		転入	847	39	3	163	24	164	9	25	24	65	24	334	127	4	33	3	1	117	17	7
	構成比	通勤	100.0	6.7	1.3	15.1	4.3	7.1	2.8	3.2	2.6	7.3	4.2	31.4	13.7	2.3	5.5	1.1	4.8	11.7	6.2	0.2
		転入	100.0	4.6	0.4	19.2	2.8	19.4	1.1	3.0	2.8	7.7	2.8	39.4	15.0	0.5	3.9	0.4	0.1	13.8	2.0	0.8
①−② 純増減数			△ 5,939	△ 15	△ 16	△ 506	△ 183	△ 524	△ 136	△ 214	△ 192	△ 845	△ 244	△ 2,337	△ 1,156	△ 120	△ 325	△ 62	△ 154	△ 956	△ 282	△ 10

〔備考〕 資料：前掲「農家就業動向調査概要」（68年5月刊）。

門の経済活動の拡大につれて農家からの労働力吸引も増加したことを示すものであろう。これにひきかえ繊維工業への就職は六六年にくらべ一三%も減ったが、この減少は主として中学卒女子の繊維部門への就職減にある。木材工業も六七年は前年に比較すると、おおはばに減少した。

(3) 卸・小売やサービス業への就職数はこの数年増加しており、全体にしめるそのウエイトも増大してきた。金融不動産業等をふくめたこれら商業・サービス部門への農家世帯員の進出は、不況下の六五年に顕著になり、最近では製造業への就職とほぼ同数に近づきつつある。また、建設業への就職は六六年に増加したのち六七年にはふたたび減少に転じた。

他産業を離職した農家世帯員　他産業に一度就職したのち離職した農家世帯員は、一九六七年には二一万人、同じ年の就職者の約二六%に相当しているが、この両者の比率は近年ほぼ変わらない（第101表参照）。このうち最も多いのは製造業の七万人（三五%）で、ついで建設業と公務が多い。しかし六七年の離職還流者数の減少が最も多いのも製造業で、前年にくらべ一四%も減っている。主として化学工業や繊維工業における減少が影響したのである。

つぎに還流の形態別にみると、通勤型が五九%にたいし転出型の還流すなわち転入者は四一%で、通勤者の離職が多いことがわかる。統計表はかかげないが、右の還流を男女別にみると、男子五二%で女子よりわずかに多いが、この比率は近年ほとんど変わらない。年齢別では三五歳以上が二九%、一九歳以下が二六%をしめている。男の世帯上の地位からすると、「あとつぎ」が二〇%、「世帯主」が一九%、この両者とも六七年は六六年にくらべ増加している。「世帯主」の八七%、「あとつぎ」の五四%が通勤をやめて離職している。前に見たように、農家の「世帯主」と「あとつぎ」が他産業に就職する場合は、「転出就職」よりは「通勤就職」が圧倒的に多いという事実に照応するものである。

最後に、還流後の就業状態をみると、「家事その他」に就いて非労働力化したものが四五%で最も多く、ついで「農業が主」となって農業労働力化したものが四〇%で、これは前年の六七年にくらべると、一四%減少した。この種の還流者は一九六三年いらい、毎年一〇万人余であったが、六七年には八万人に減少したのである。一度他産業に就業すると、たとえそれが離職して農家に還流したにしても、農業に専従する労働力になる割合はますます低下する傾向にあることは、注目をひく。

4　出かせぎ異動

資料　本年鑑第三八集で詳述したように、農家世帯員が「一～六カ月の予定で家を離れてよそで働く」出かせぎ者について、農林省統計調査部編、昭和四〇年「農家就業動向調査」は詳細な調査結果を公表している。この報告書には、一九五八年以降六五年にいたる期間、すなわち全国農村に農家出かせぎが激増して社会問題化した時期の出かせぎ異動にかんする統計が特集されている。また官庁統計に把握される出かせぎ者数は常に過少である、との批判が

民間より起こっており、その立場から出かせぎの実態をとらえ、その数を推定している資料もいくつか公表されている。それらの資料については同じく本年鑑第三八集（一七九ページ）にあげておいた。なお、以下の記述は、主として農林省の昭和四一年「農家就業動向調査」および四二年「農家就業動向調査結果概要」によった。

出かせぎ者数

(1)　一九六三年より六七年までの期間における全国出かせぎ者数の推移をみると（第105表）、六三年の三〇万人から、六七年には二二万人になった。この期間、六五年は対前年比二〇％（六万人）とおおはばに減少したが、これは経済不況にともなう労働力需要の減退を反映している。しかし、六六年にはわずかながら（二％）増加したが、六七年にはふたたび減少（七％）に転じた。

(2)　男女別にみると、各年とも男子が圧倒的に多い（六七年では九二％）。

(3)　年齢別に六七年の出かせぎ者をみると、三五歳以上が五六％と大半をしめ、これについで二〇～三四歳（三一％）で、一九歳以下の若年層はわずかである（一三％）。六六年にくらべると、六七年では特に二〇～三四歳層が著減している。

(4)　男の出かせぎ者の世帯上の地位をみると、「世帯主」が六七年には全体の五五％で、「世帯主」のしめる比重は年々大きくなってきた。ついで「あとつぎ」は三九％、右の両者を合わせると全体の九四％に達する。

出かせぎ者の就業状態

第106表は出かせぎ者の就業先と出かせぎ前の就業状態を示している。これによれば——

(1)　出かせぎにでる前の就業が農業が主であった者は全体の八三％をしめている。前項で指摘した諸点をもふくめてこれをみると、要するに「出かせぎ者」とは、農家の世帯主またはその後継者で、農業を主として働く男子の青壮年であり、これが半年以内の短期間農家を離れて他産業に労働に出かけているのである。

(2)　つぎに彼らの就業する産業の種類をみると、六七年において、建設業が五七％と最も多く、前年よりこの部門の比重は高まっている。ついで食料品製造業とその他の製造業が計二八％をしめ、農林漁業への出かせぎは微々たるものである。出かせぎ者が主として働く建設業が賃金、労働時間その他の点で一般の職場より労働条件が劣悪であり、また零細企業の圧倒的に多い食品工業の労働条件の悪いこと、これも常識となっている。出かせぎ者は短期雇用であり、多くは臨時工または社外工として労働するものが多いことも、彼らの就業上の地位、労働条件を劣悪化している原因である。

(3)　統計表はかかげないが、出かせぎ者の出身地は東北地方が過半数をしめ、北陸地方がこれについでいる。また就業先の地域は京浜・中京・京阪神など大都市に集中している。また六七年より大規模工事にかかった大阪の万国博覧会建設事業に多数の出かせぎ者が動員され、労働災害や賃金不払い事件が続発している（万国博覧会対策会議議長堀井利勝「万国博対策会議への参加のよびかけ」一九六八年六月、附属資料参照）。

第105表　出かせぎ者数の推移

区分		総数	男女別		年齢別			男の世帯上の地位別		
			男	女	19歳以下	20～34	35歳以上	世帯主	あとつぎ	その他
実数	1963	2,981	2,764	217	337	1,358	1,286	1,308	1,171	284
	1964	2,866	2,652	214	301	1,194	1,373	1,321	1,123	210
	1965	2,302	2,130	172	243	923	1,137	1,056	922	152
	1966	2,353	2,183	170	263	834	1,257	1,142	891	151
	1967	2,180	2,011	169	273	685	1,222	1,105	787	120
構成比	1963	100.0	92.7	7.3	11.3	45.5	43.1	47.3	42.3	10.3
	1964	100.0	92.5	7.5	10.5	41.7	47.9	49.8	42.3	7.9
	1965	100.0	92.5	7.5	10.6	40.1	49.5	49.6	43.3	7.1
	1966	100.0	92.8	7.2	11.2	35.4	53.4	52.3	40.8	6.9
	1967	100.0	92.2	7.8	12.5	31.4	56.1	54.9	39.1	6.0
対前年増減数	64－63	△ 115	△ 112	△ 3	△ 36	△ 164	87	12	△ 48	△ 74
	65－64	△ 564	△ 522	△ 42	△ 58	△ 271	△ 234	△ 265	△ 201	△ 58
	66－65	51	53	△ 2	20	△ 89	120	86	△ 31	△ 1
	67－66	△ 173	△ 172	△ 1	10	△ 149	△ 35	△ 37	△ 104	△ 31
対前年増減率	64-63/63	△ 3.9	△ 4.1	△ 1.4	△ 10.7	△ 12.7	6.8	0.9	△ 4.1	△ 26.1
	65-64/64	△ 19.7	△ 19.7	△ 19.6	△ 19.3	△ 22.7	△ 17.2	△ 20.1	△ 17.9	△ 27.6
	66-65/65	2.2	2.5	△ 1.2	8.2	△ 9.6	10.6	8.1	△ 3.4	△ 0.7
	67-66/66	△ 7.4	△ 7.9	△ 0.6	3.8	△ 17.9	△ 2.8	△ 3.2	△ 11.7	△ 20.5

〔備考〕 1)　「出かせぎ者」とは1年のうち1～6カ月の予定で農家を離れて労働した者をいう。
2)　資料：昭和42年「農家就業動向調査結果概要」(1968年5月刊) より。

第106表　出かせぎ者の就業状態

		出かせぎ前の就業状態		出かせぎ先の産業種類					出かせぎから帰ったもの総数
		農業が主	その他	農林漁業	建設業	食料品製造業	その他の製造業	その他	
実数	1963	2,221	760	404	1,730	377	195	275	2,106
	1964	2,261	605	299	1,610	385	288	286	2,595
	1965	1,858	444	256	1,233	370	214	230	2,358
	1966	1,943	410	196	1,300	363	251	241	2,047
	1967	1,805	380	164	1,232	271	332	180	1,913
構成比	1963	74.5	25.5	13.6	58.0	12.6	6.5	9.3	70.6
	1964	78.9	21.1	10.4	56.2	13.4	10.0	10.0	90.5
	1965	80.7	19.3	11.1	53.6	16.1	9.3	10.0	102.4
	1966	82.6	17.4	8.3	55.2	15.4	10.7	10.2	87.0
	1967	82.8	17.4	7.5	56.5	12.4	15.2	8.3	87.8
対前年増減数	64－63	40	△ 155	△ 105	△ 120	8	93	11	489
	65－64	△ 403	△ 161	△ 43	△ 377	△ 5	△ 74	△ 56	△ 237
	66－65	85	△ 34	△ 60	67	△ 7	37	11	△ 311
	67－66	△ 138	△ 30	△ 32	△ 68	△ 92	81	△ 61	△ 134
対前年増減率	64-63/63	1.8	△ 20.4	△ 26.0	△ 6.9	2.1	47.7	4.0	23.2
	65-64/64	△ 17.8	△ 26.6	△ 14.4	△ 23.4	△ 1.3	△ 25.7	△ 20.0	△ 9.1
	66-65/65	4.6	△ 7.7	△ 23.4	5.4	△ 1.9	17.3	4.8	△ 13.2
	67-66/66	△ 7.1	△ 7.3	△ 16.3	△ 5.2	△ 25.3	32.3	△ 25.3	△ 6.5

〔備考〕 資料：前表に同じ。

5　農家子弟学卒者の動向

資料　「農家子弟の新規学卒者の動向」は、農林省の実施している「農家就業動向調査」の一環として調査・公表されている。以下は農家子弟のうち一九六七年三月に学校を卒業した者について、同年八月末の時点で調査した結果をまとめた「農家子弟の新規学卒者の動向」（六八年三月刊）によって、その要点を記したものである。なお新規学卒者の卒業後の状況については、文部省が一九四八年いらい毎年実施している「学校基本調査」がある。これは全国の学校卒業者全員について、六月一日現在で卒業後の状況を校長の申告にもとづき集計整理したものである。この調査と農林省の調査には若干の相違点がある。たとえば、「農業に就業した者」の集計には、文部省調査では農家以外の子弟もふくまれることがあるのにたいし、農林省調査では厳密に農家子弟に限定されている。また文部省調査では「農業に就業した者」のなかに種苗会社等に就職した者などがふくまれるのにたいし、農林省調査では自家農業に就業した者に限定されている。具体的な例をあげると、一九六七年三月卒で農業に就業した者の数は、農林省調査（八月現在）では中高卒合計五万三〇〇〇人であり文部省調査（六月現在）では六万二〇〇〇人となって、相当な開きがある。

最後に、前記の農林省「農家子弟の新規学卒者の動向」には、末尾に一九五九年～六七年の年次別統計が付せられているので、この間の新卒者動向の推移をたどることができる。ただし、六三年に調査対象等に変更があったので、それ以前と以後の統計は厳密には連続しない。利用上注意を要する。

第107表　農家子弟の学卒者数　（単位：1,000人・%）

区分		総数	中学卒	高校卒	大学その他卒
実数（1,000人）	65年3月卒	1,338	898	349	47
	66年3月卒	1,345	809	490	46
	67年3月卒	1,321	749	516	56
構成比（%）	65年3月卒	100.0	67.1	29.4	3.5
	66年3月卒	100.0	60.1	36.4	3.4
	67年3月卒	100.0	56.7	39.1	4.2
対前年増減数（1,000人）	66－65	7	△ 89	96	△ 1
	67－66	△ 24	△ 60	26	10
対前年増減率（%）	66-65/65	0.5	△ 9.9	19.6	△ 2.2
	67-66/66	△ 1.8	△ 7.4	5.3	21.7

〔備考〕1）「大学・その他卒」は，大学・短大・各種学校等の卒業者である。
2）資料：農林省統計調査部「農家子弟の新規学卒者の動向」（昭和42年3月卒業者の8月末調査結果），1968年3月刊。

農家子弟の学卒者数　六七年三月に中学以上の学校を卒業した農家子弟の総数は一三二万人で、前年より二万人（二%）減少した（第107表）。このうち「中卒」は七五万人で六万人（七%）減ったのにたいし、「高卒」は五二万人で前年より三万人（五%）増えた。「大学・その他」は一万人（二二%）増加して六万人となった。

第108表　農家子弟学卒者の進学・就業状況　（単位：100人）

	項目 / 年次別 学校別	総数	進学	就業					家事その他
				恒常的勤務			自営業		
				通勤	転出	計	農業	その他	
総数	1965年	13,378 (100.0)	6,957 (52.0)	2,255 (16.9)	3,125 (23.4)	5,380 (40.2)	590 (4.4)	107 (0.8)	344 (2.6)
	1966	13,448 (100.0)	6,950 (51.7)	2,372 (17.6)	3,008 (22.4)	5,380 (40.0)	617 (4.6)	138 (1.0)	363 (2.7)
	1967	13,207 (100.0)	6,790 (51.4)	2,474 (18.7)	2,916 (22.1)	5,390 (40.8)	565 (4.3)	117 (0.9)	344 (2.6)
中卒	1965年	8,975 (100.0)	6,075 (67.7)	686 (7.6)	1,699 (18.9)	2,385 (26.6)	316 (3.5)	62 (0.7)	137 (1.5)
	1966	8,089 (100.0)	5,685 (70.3)	523 (6.5)	1,434 (17.7)	1,957 (24.2)	272 (3.4)	64 (0.8)	111 (1.4)
	1967	7,485 (100.0)	5,469 (73.1)	455 (6.1)	1,238 (16.5)	1,693 (22.6)	207 (2.8)	34 (0.5)	83 (1.1)
高卒	1965年	3,935 (100.0)	839 (21.3)	1,376 (35.0)	1,269 (32.2)	2,645 (67.2)	241 (6.1)	39 (1.0)	172 (4.4)
	1966	4,897 (100.0)	1,206 (24.6)	1,657 (33.8)	1,438 (29.4)	3,095 (63.2)	313 (6.4)	60 (1.2)	223 (4.6)
	1967	5,163 (100.0)	1,252 (24.2)	1,777 (34.4)	1,540 (29.8)	3,317 (64.2)	318 (6.2)	68 (1.3)	208 (4.0)
うち農高卒	1965年	415 (100.0)	29 (7.0)	123 (29.6)	138 (33.3)	261 (62.9)	111 (26.7)	4 (1.0)	11 (2.7)
	1966	505 (100.0)	57 (11.3)	134 (26.5)	148 (29.3)	282 (55.8)	150 (29.7)	4 (0.8)	14 (2.8)
	1967	508 (100.0)	56 (11.0)	125 (24.6)	155 (30.5)	279 (54.9)	159 (31.3)	6 (1.2)	8 (1.6)
その他卒	1965年	468 (100.0)	43 (9.2)	193 (41.2)	157 (33.5)	350 (74.8)	33 (7.1)	6 (1.3)	36 (7.7)
	1966	462 (100.0)	60 (13.0)	192 (41.6)	137 (29.7)	328 (71.0)	32 (6.9)	13 (2.8)	29 (6.3)
	1967	559 (100.0)	69 (12.3)	242 (43.3)	139 (24.9)	381 (68.2)	41 (7.3)	15 (2.7)	54 (9.7)

〔備考〕 1）「農高卒」には普通高校の農業課程を含む。
2）「その他卒」は，大学・短大・各種学校である。
3）前掲農林省統計調査部「農家子弟の新規学卒者の動向」（昭和42年３月卒業者の８月末調査結果）より作成。

「中卒」は前年にひきつづき減少したが、これは戦後の一時的なベビーブーム期が去ったあと、五一度の出生おおはば減によるもので、「中卒」減少の傾向は一九六四年いらいつづいている。これにたいし「高卒」の増加したのは、ベビーブーム期の一九四八年度出生者がこの年卒業したからで、また六四年三月の「中卒」中、高校進学者が多かったことにもよっている。

農家子弟の進学・就業状況

農家子弟学卒者の六七年八月末現在における状況を、「進学」「就業」「家事その他」に分類してみると第108表のとおりである。すなわち――

(1) 「中卒」――このうち「進学」は五五万人で全体の七三%。他産業への就職と自家農業等自営業への就業をふくめた「就業」は一九万人で二六%、「家事その他」はわずか一%に

すぎない。前年にくらべると、「進学」が若干増えたが、進学率の上昇は一九六三年、この調査がおこなわれていらい一貫した傾向である。これと反対に、中卒者の就職や自家農業への就業は減少した。

(2)　「高卒」――この二四%は「進学」で一三万人。前年にくらべ実数はわずかながら増加した。これにたいし、就業者は高卒者の七二%に相当する三七万人である。自営業への就業者はわずかであるから、この大部分は資本主義的労働市場に投入されたことになる。「高卒」の他産業への就職者数は年を追って増加しており、六五年の二六万人から六七年三一万人、さらに六七年には三三万人となった。

(3)　「高卒」のうち農業高校卒は全体の一〇%程度であるが、この農業高校卒業者の五五%までが農業を見捨てて他産業に就職している。このなかから自家農業へ従事したものは三一%にすぎない。

(4)　大学・短大・各種学校等の卒業者は六万人で、このうちの六八%までが他産業に就職した。自家農業に就業したものは七%で、この就業率は「中卒」「高卒」より高い点が注目をひく。

(5)　以上、中学校以上の全学卒者を通じてみると、六七年の農家子弟の進学率は前年にくらべわずかに低くなっている。これは進学率の高い「中卒」の数が減少し、進学率の低い「高卒」以上の卒業者数が増加したためである。したがって「就業」が全体として比重を増したことになるが、その内訳をみると、自家農業その他自営業への就業はむしろ減少して、ひとり「恒常的勤務」者が増大したことがわかる。

農家子弟学卒者の就職状況

第109表によれば、一九六七年三月に卒業した農家子弟の就職形態および就職先産業はつぎのとおりである。

(1)　卒業者のうち（自家農業および自家農業以外の自営業をのぞく）他産業に就職した者の総数は五四万人（全体の四一%）で、この数は前年と同じである。男女別にみると、女子が男子よりいくぶん多い。

(2)　就職者を、家を離れ転出した者と、家から通勤する者とにわけて観察すると、転出就職者が五四%をしめ、通勤就職者より多い。これを学校別にみると、「中卒」にあっては特にこの転出就職が多く（七三%）、そのなかでも女子においていちじるしく転出が多い（八〇%）。これにひきかえ「高卒」にあっては、通勤の方が転出就職より多い。しかし男女別にみると、女子は通勤六一%と転出を上回っており、これにたいし男子では転出五四%と通勤よりも多くなっている。

(3)　就職先の主な産業をみると、製造業が四一%で最も多く、前年（三九%）を上回った。これについで卸・小売業の二〇%、サービス業一七%となっている。この両者の比率も前年と大差はない。

製造業のなかでは、化学・金属・機械の重化学工業部門が二二%で、製造業の半ば以上をしめている。

就職先を男女別にみると、男子にあっては製造業・建設業・運輸通信業に相対的に多く就職しているのにたいし、女子にあっては卸・小売業とサービス業により多くのものが就職した。製造業についてみると、男子は重化学工業部門に、女子は繊維工業部門にと、それぞれ集中度をつよめている。この点も前年にみとめられた傾向である。

第109表　農家子弟学卒者の就職状況（1967年）　（単位：1,000人・%）

区分	総数		就業形態		建設業	製造業			卸小売業	運輸通信	サービス業	その他
	実数		通勤	転出		総数	うち繊維	うち化学金属・機械				
総数	539	100.0	45.9	54.1	6.8	41.0	10.7	22.3	20.4	5.4	17.1	9.3
男	267	100.0	43.0	57.0	12.5	42.6	3.2	29.8	15.5	7.4	10.1	11.9
女	272	100.0	48.8	51.2	1.3	39.4	18.2	14.8	25.3	2.5	23.9	6.7
中卒計	169	100.0	26.9	73.1	12.2	55.1	22.3	24.5	10.3	2.7	17.4	2.4
男	86	100.0	33.3	66.7	23.9	47.8	4.0	33.8	11.6	2.6	10.4	15.4
女	83	100.0	20.3	79.6	0.1	62.5	41.1	15.0	9.0	2.8	24.6	1.1
高卒計	332	100.0	53.6	46.4	4.0	35.0	5.5	21.4	26.0	7.1	15.1	12.8
男	161	100.0	45.7	54.3	6.3	40.4	3.1	27.9	17.8	10.4	8.6	16.3
女	171	100.0	61.0	39.0	1.8	29.9	7.8	13.9	33.7	4.0	21.1	9.5

〔備考〕 1）総数は「大学その他卒」をふくむ。
2）「その他」は農林漁業・金融保険業・不動産業・電気ガス水道業・公務その他不詳のものをふくむ。
3）資料：前掲「農家子弟の新規学卒者の動向」。

学歴別に右の就職先を観察すると、「中卒」の半ば以上は製造業（五五%）へ、そのほか建設業にもかなりの就職者があるから「中卒」の多くは重工業や土建部門に集中していることがわかる。これにひきかえ「高卒」になると、卸・小売業やサービス業など、「第三次産業」へ重点をうつす傾向がみとめられる。

以上を通じて、男女別、学歴別にいちじるしい傾向は、「中卒」の女子はその四一%までが繊維工業に、おなじ「中卒」の男子の五八%が重化学工業と建設部門に就職先を集中していることである。「高卒」女子の三四%が卸・小売業に就職した点と合わせ、顕著な特徴を示している。

農家子弟学卒者の農業就業状況

一九六七年三月の学卒者で八月末現在農業に就業した者は五万七〇〇〇人で、前年にくらべ八%の減少となった。学卒者のうち、進学者をのぞいた就業者中にしめる農業就業者の割合すなわち農業就業率は、前年をさらに下回って九%になった（第110表）。次に同表によって示される農業就業状況をみると――

(1) 「中卒」の農業就業者は近年減少の一途をたどり、六七年にはわずか二万人余、農業就業者総数中にしめるその割合もいちじるしく低下して三七%になった。農業就業率も低下して一〇%となった。特に「中卒」のうち男子「あとつぎ」の減少がいちじるしい（構成比で六六年の一五%から六七年では一〇%へ低下）。これは他産業への就職が多いのにもよるが、他方、高校への進学率が高まったことにも原因がある。

(2) これにたいし「高卒」の農業就業者はいくぶん増加し、農業就業者総数にしめるその割合も若干増大した。「高卒」の農業就業

第110表 農家子弟学卒者の農業就業状況 （単位：1,000人・%）

		総数				内中卒				内高卒			
		総数	男		女	総数	男		女	総数	男		女
			総数	内あとつぎ			総数	内あとつぎ			総数	内あとつぎ	
農業就業者	実数 1965年3月卒	59	39	26	21	32	20	11	12	24	17	13	8
	実数 1966 〃	62	43	29	19	27	17	9	10	31	24	19	8
	実数 1967 〃	57	36	25	21	21	11	6	10	32	22	18	10
	構成比 1965年3月卒	100.0	67.8	45.8	35.6	54.2	33.9	18.6	20.3	40.6	28.8	22.0	13.6
	構成比 1966 〃	100.0	69.4	46.8	30.6	43.5	27.4	14.5	16.1	50.0	38.7	30.6	12.9
	構成比 1967 〃	100.0	62.8	44.8	37.2	36.6	19.5	9.7	17.2	56.3	39.3	31.7	17.0
	対前年増減 67−66年	△ 5	△ 7	△ 4	2	△ 6	△ 5	△ 3	0	1	△ 2	△ 1	2
	対前年増減 67-66/66	△ 8.1	△ 16.3	△ 13.8	10.5	△ 22.2	△ 29.4	△ 33.3	0	3.2	△ 8.3	△ 5.3	25.0
農業就業率	1965年3月卒	9.2	12.0	20.5	6.5	10.9	13.3	21.8	8.5	8.0	11.0	20.0	4.7
	1966 〃	9.5	12.9	30.8	6.0	11.3	14.1	22.4	8.4	8.5	12.8	21.1	4.2
	1967 〃	8.8	10.9	18.0	6.6	10.3	10.7	17.4	9.8	8.1	11.3	18.5	4.9

〔備考〕 1) 「総数」は「大学その他」卒業者をふくむ。
2) 農業就業率とは，進学者をのぞく卒業者のうち農業に就業した者のしめる比率を示す。
3) 前掲「農家子弟の新規学卒者の動向」より作成。

者のなかでは「あとつぎ」が最も多く，農業就業者総数の三二%をしめている。農業就業率は八%で「中卒」よりやや低いが，そのうち「あとつぎ」に限ってみれば「高卒」の方が高い。なお女子の農業就業率は，「中卒」「高卒」とも前年を上回って増大した。

以上，農家子弟学卒者の農業就業状況をみてきたが，年間わずか六万人足らず，農業就業率九%という数字は，農業生産に従事する基幹的労働力の補充としてまったく不十分なことはいうまでもない。

一九五五年ころ，すなわち日本経済の「高度成長」期以前の日本農業はだいたい一四〇〇万の基幹労働力をもち，それは年々約四〇万人の農家子弟新規学卒者によって補充されてきたのである。最近は基幹的農業従事者数が一〇〇〇万を割り，さらにますます減少する傾向を止めていない。このことは農業労働力構成に大きな変化をひきおこし，労働力の老齢化・女性化の性格をつよめてきたのであるが，今後も一層その傾向を強めることになろう。

2　農家経済と農民生活

1　農家の生活費

資料　農林省統計調査部は毎年「農家生計費統計」を公表しているが、一九六六年度の報告書（六八年三月刊）は前年度のものと相当に内容を異にしているので、まずその点について記す。六五年度の報告書では、一一表の統計表の外に「調査結果の概要」を記しているが、この概要は、①農家生計費と費目別構成、②農家の生活物資の消費状況に二大別されている。これにたいし六六年度では、統計表は八表、「調査結果の概要」は、①農家の生活設備、②農家生計費に分かれている。六六年度の報告では、農家の生活設備が以前にくらべ詳細に統計的に把握されている。すなわち、住宅の建築年次と構造、建坪と部屋数、飲料用水の設備、下水と便所の形式などが新たに統計的に表示され、特に生活設備の面から農家の生活構造を明らかにしようとする意図が生かされている。このほか、所得階層別生計費の統計において従来の階層区分（二〇～三〇万円から一〇〇万円以上までの九階級）を変更して八階層（三〇万円未満から一五〇万円以上）に区分している。したがって六六年度の統計は従来のもの（本年鑑第三八集一八七ページ所載）と直接には連続しなくなった。階層区分変更の理由は「所得は年々変化するものであり、近年その水準が年々上昇しつつあるので、所得階層の区分を固定しても時系列的に比較して統計数値を利用することはできない事情にある」と説明されている（前掲報告書一二三ページ）。たしかにそういう点もあろうが、従来の階層区分による統計を参考表として、二、三年間はつづけて公表した方が利用者にとっては便利であったろう。

農家経済と所得　一九六六年度の一戸当り農家所得は、前年とほぼ同じ比率（約一四%）で増加し、八六万円弱となった（第III表）。これは同年度の（人口五万人以上都市の）勤労者世帯収入に接近したことを意味する。しかし世帯員一人当りでみると農家所得は約一七万円で、まだ都市勤労者のそれに及ばない。農家所得のうち、農業所得が一三%も伸びたのは、主として米価その他農産物価格の上昇によるものであるが、それでも労賃俸給等の農外所得に較べると増加率は小さい。

生計費の源泉となる可処分所得（農家所得＋被贈扶助収入－租税公課諸負担）は前年度より一四%増えて約八七万円となった。家族の生計費は可処分所得の増加にしたがい対前年比一〇%増大し七二万円となり、経済余剰は前年より三一%と大幅に増加した。以上によって六六年度は農家経済にとって比較的めぐまれた年であったといえよう。

第111表　農家経済の収支（全国1戸当り平均）　（単位：1,000円）

年次		農家所得	農業所得	農外所得	租税公課諸負担	税引農家所得	被贈扶助等の収入	可処分所得	家族家計費	農家経済余剰
実額	1962年	524.4	270.7	253.7	46.8	477.6	43.6	521.2	458.8	62.4
	1963年	582.2	287.0	295.2	44.5	537.7	56.7	594.4	513.3	81.1
	1964年	663.7	315.2	348.5	51.2	612.5	64.8	677.1	579.6	97.7
	1965年	754.1	354.4	399.7	58.8	695.3	71.0	766.3	650.7	115.6
	1966年	856.7	399.2	457.5	69.7	787.0	82.7	869.7	718.1	151.6
対前年増減率（%）	1962年	14.1	14.4	13.9	33.8	12.5	5.5	11.9	10.4	24.0
	1963年	11.0	6.0	16.4	△ 4.9	12.6	30.0	14.0	11.9	30.2
	1964年	14.0	9.8	18.1	15.1	13.9	14.3	13.9	12.9	20.5
	1965年	13.2	12.4	14.7	14.8	13.5	9.6	13.2	12.3	18.3
	1966年	13.6	12.6	14.5	18.5	13.2	16.5	13.5	10.4	31.1

〔備考〕 農林省昭和41年度「農家生計費統計」（1968年3月，農林省統計調査部）による。

第112表　農家の費目別年次別生計費（全国1戸当り平均）　（単位：1,000円）

年次		生計費総額	飲食費	たばこ	被服費	家計光熱費水道料	住居費	保健教育文化費	雑費	臨時費
実額	1962年	460.2	175.3	7.5	51.9	22.1	70.7	66.6	45.8	20.3
	1963年	515.4	192.2	8.2	56.9	24.1	79.3	76.8	54.9	23.0
	1964年	580.2	211.9	8.5	61.4	26.4	93.1	89.4	64.9	24.6
	1965年	652.5	234.0	9.1	69.2	29.7	102.6	105.1	77.0	25.8
	1966年	718.7	252.0	10.0	74.4	32.7	113.8	119.9	85.7	30.2
対前年増減率（%）	1962年	10.4	6.6	4.7	10.6	15.0	8.1	18.1	19.0	6.8
	1963年	12.0	9.6	9.3	9.6	9.0	11.9	15.3	19.9	13.3
	1964年	12.6	10.2	3.7	7.9	9.5	17.4	16.4	18.2	7.0
	1965年	12.5	10.4	7.1	12.7	12.5	10.2	17.6	18.6	4.9
	1966年	10.1	7.7	9.9	7.5	10.1	10.9	14.1	11.3	17.1

〔備考〕 農林省「農家生計費統計」による。

農家生計費の推移

第112表によって農家生計費の内訳を年次別に見ると、六六年度には各費目とも一様に増加している。しかしその増加率は費目によって異なり、たとえば飲食費は前年の伸び率（一〇%）を下まわる八%にとどまった。消費者物価の上昇を考慮すれば、飲食費は実質的には前年とほとんど変わらなかったといえよう。これにたいし、保健・教育・文化費や光熱費などは相対的に増加率は大きいが、前年に比べるとその伸び率はむしろ鈍化した。住居費、たばこ費、臨時費の伸び率は前年度より大きい。なお、エンゲル系数は六五年（三五・九）よりさらに低下し三五・一となった。

農家と都市勤労者の生計費

農家の生計費を都市勤労者世帯のそれと比較すると（第113表）総額においては両者の開きはほとんどなくなったことがわかる。両者とも約七〇万円、月平均五万八〇〇〇円余である。しかし世帯員一人当りでは、勤労者一七万一〇〇〇円にたいし、農民は一三万六三〇〇円で、農民生計費は勤労者の八〇%にも達しない。近年格差は縮小してはきたが、まだ相当に大き

第113表　農家と勤労世帯の生計費の比較（1966年度）　（単位：1,000円）

区分		生計費総額	飲食費	被服費	家計光熱費	家財家具費	雑費
1世帯当り	農家 (A)	689.8	252.0	74.4	32.7	64.7	266.0
	都市勤労者 (B)	689.2	241.0	75.4	30.8	74.2	267.8
	A／B 1966年	100.1%	104.6%	98.7%	106.2%	87.2%	99.3%
	A／B 1965年	98.5	102.0	97.3	94.3	88.3	98.8
1人当り	農家 (C)	136.3	49.8	14.7	6.5	12.8	52.5
	都市勤労者 (D)	171.0	59.9	18.7	7.6	18.4	66.4
	C／D 1966年	79.7%	83.1%	78.6%	85.5%	69.6%	79.1%
	C／D 1965年	77.8	80.5	76.9	74.0	69.4	78.7

〔備考〕 1）都市勤労者世帯は総理府調べ「家計調査」により，1966年4月～1967年3月までの数値を1カ年に換算したものである。
2）農家の生計費総額は住居費のうち住宅の減価償却費を差引いたものである。
3）農林省「農家生計費統計」による。

第114表　農家の主要食品消費量の内訳（全国農家一人1カ年当り）

年次		米	粒食麦	魚介類	肉類	鶏卵	牛乳(180cc)	食用油	みそ	砂糖	清酒	ビール	菓子	野菜
		kg	kg	kg	kg	個	本	l	kg	kg	l	本	kg	kg
消費量	1962	156	11.7	21.1	2.3	112	61.1	1.8	9.2	4.6	4.3	2.7	9.2	110.4
	1963	159	9.4	22.3	3.4	123	62.2	1.9	9.3	4.8	5.4	3.5	11.3	115.9
	1964	151	7.0	22.6	3.6	150	64.2	2.0	8.8	5.2	5.9	4.1	13.7	109.0
	1965	150	6.0	23.5	3.6	149	66.9	2.1	8.4	5.6	5.8	4.3	14.4	108.4
	1966	148	4.7	25.1	3.6	151	83.7	2.2	8.2	5.9	6.7	5.0	12.9	106.7
対前年増減率%	1962	4.0	△18.2	10.5	27.8	16.7	2.9	0.0	0.0	2.2	4.9	80.0	12.2	3.0
	1963	1.9	△19.7	5.7	47.8	9.8	1.8	5.6	1.1	4.3	25.6	29.6	22.8	4.9
	1964	△ 5.0	△25.5	1.3	5.9	22.0	3.2	5.3	△ 5.4	8.3	9.3	17.1	21.2	△ 6.0
	1965	△ 0.7	△14.3	4.0	0	△ 0.7	4.2	5.0	△ 4.5	7.7	△ 1.7	4.9	5.1	△ 0.6
	1966	△ 1.4	△21.7	6.8	0	1.3	25.1	4.8	△ 2.4	5.4	15.5	16.3	△10.4	△ 1.6

〔備考〕 農林省「農家生計費統計」による。

い。費目別にみても、程度の差はあるが、農民の消費生活は勤労者の七〇%から八〇%程度となっている。とくに家財家具費において農民の支出額は相対的に少ない。

農家の食品消費　つぎに農民一人一カ年当りの食品消費量をみると（第114表）、六六年において、米の消費量は前年より減少して一四八キロとなった。六二年（一五六キロ）いらい米および粒食麦の消費は年々減少傾向をたどっており、都市勤労者ほどではないが、農民にあっても米麦が減り、魚介・肉・卵乳等の消費が増加する傾向にある。そのうち特に牛乳の消費増加がいちじるしい。六六年は前年に比べ二五%の増である。

2　農民の生活状態

前述のように、六六年度の生計費統計は農家の生活構造について新たに各種の統計を作成しているので、以下その概要を記述しよう。

農家の住宅

同じ生計費調査によって農家の住宅の状態をみると次の通りである。建築年次は、明治時代が全体の三一%、大正時代一六%、昭和以降二〇年までが一八%、戦後新築が三五%となっている。耐用年数は一般に六〇年とされるから、農家住宅の三〇%以上は耐用年数を経過していることになる。

住宅の建坪面積は、九九平米（三〇坪）未満が全体の四九%、九九～一三二平米（四〇坪）が二九%、一三二～一六五平米が一四%、それ以上が八%をしめている。

燃料

農家が一ヵ年で支出する燃料費は平均一戸当り二万円であるが、このうち都市ガスやプロパンガスの消費額は二二%、石油一六%となっており、最近における農民生活の「都市化」現象は燃料面において特に顕著である（以前は、農家の家庭用燃料はほとんど自給されていた）。燃料のうち炊事用ではプロパンガスを使用する農家が全体の五〇%をしめ、薪を使う農家は三一%であり、その他は電気、石油となっている。また暖房用では、最も多いのは木炭（全農家の二八%）で、これについで石油（一九%）、電気（一八%）、薪（一五%）、石炭（一二%）等となっている。

下水と便所の形式

炊事用水の排水状況をみると、公共下水の設備を利用するものが三四%、そのまま流しているものが四七%をしめている。都市に比べ衛生設備の不備なことは説明を要しない。便所の構造では、汲取式が七九%、屎尿溜式一七%、改良便所三・四%、水洗式はわずかに〇・二%にすぎない。

農家の保有する耐久消費財

最後に保有耐久消費財であるが、一九六六年における一戸当り購入費は六万五〇〇〇円、前年比一四%増である。一九六七年における耐久消費財の保有状況（第115表）をみると、テレビは九九%の農家が保有し、五年前の四五%に比較するとその普及速度はめざましい。ミシンの普及率は八六%で都市世帯のそれを上回り、電気せんたく機七六%、電気コタツ六七%、扇風機六〇%など普及率は高い。電気冷蔵庫は五〇%に近づき、その他ストーブ類も急速に普及してきたことがわかる。

【参考資料】(1)農林省統計調査部「農業調査結果報告書」一九六六年度、(2)同「農家就業動向調査報告書」および「結果概要」一九六六年・六七年度、(3)同「農家子弟学卒者の動向」一九六七年度、(4)同「農家生計費統計」一九六六年度

第115表　農家の耐久消費材の保有状況（全国農家100世帯当り）

区分		電気冷蔵庫	電気がま	電気そうじ機	ミシン	扇風機	電気井戸ポンプ	電気せんたく機	電気こたつ	ストーブ類（電気・石油・ガス）
農家	1962年3月末	4.6	20.6	2.9	63.2	15.2	20.6	26.2	31.3	5.3
	1963年3月末	10.0	27.8	5.5	72.7	23.1	26.7	40.7	43.4	10.9
	1964年3月末	17.1	32.9	8.0	78.5	31.0	29.8	50.6	47.7	15.6
	1965年3月末	27.2	36.6	11.3	82.2	41.2	31.1	63.6	53.9	20.7
	1967年3月末	49.2	45.1	18.7	86.3	60.2	41.0	76.3	67.5	39.3
参考・都市（1967年2月末）		76.9	…	56.1	82.1	75.5	…	81.3	75.2	80.4

〔備考〕 農林省「農家生計費統計」による。